

令和 7 年度平常時立入調査実施結果資料

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県防災・危機管理部
原子力安全対策課

目 次

令和 7 年度平常時立入調査の実施結果について	1
【別表 1】 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況	1 7
【別表 2－1】 事故情報の収集・周知状況（発災事業所を除く）	1 5 4
【別表 2－2】 事象を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況（発災事業所を除く）	1 6 5
【別表 3－1】 放射性液体廃棄物の保管・管理状況	2 9 2
【別表 3－2】 放射性固体廃棄物の保管・管理状況	3 3 6
【別表 3－3】 放射性固体廃棄物の保管容器の健全性確認状況	3 6 7

令和7年度平常時立入調査の実施結果について

令和8年6月18日
茨城県防災・危機管理部
原子力安全対策課

1 調査目的

原子力施設における事故・故障等の発生の未然防止及び再発防止に資するとともに、調査結果を公表することにより、住民の原子力施設に対する理解の促進を図る。

また、各事業所における良好事例の抽出にも主眼を置いた調査とすることによって、他事業所における安全確保対策の参考に資する。

2 調査期間

令和7年12月16日（火）から令和8年2月18日（水）まで

※調査時点：令和7年10月29日（立入調査実施説明会開催日）現在

3 調査者

県職員、原子力安全協定締結市町村職員、放射線監視・防災対策専門員等

4 調査方法

書類確認を調査内容1～3で実施するとともに、現場確認を調査内容1、3及び4に係る確認事項について実施した。

5 調査対象

原子力安全協定締結全16事業所（表1）

表1 令和7年度立入調査事業所

No.	事業所名	調査実施日時	調査自治体
1	三菱原子燃料(株)	R7.12.16(火) 13:00～17:00	県、東海村、那珂市、日立市、水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、城里町
2	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	R7.12.17(水) 13:00～16:15	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
3	日本照射サービス(株)東海センター	R8.1.6(火) 9:30～11:20	県、東海村
4	積水メディカル(株)創薬支援センター	R8.1.6(火) 13:30～16:40	県、東海村
5	(公財)核物質管理センター東海保障措置センター	R8.1.13(火) 13:00～16:50	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
6	東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター	R8.1.15(木) 13:00～15:40	県、大洗町
7	(株)ジェー・シー・オー	R8.1.19(月) 13:00～16:30	県、東海村、日立市、常陸太田市、那珂市

8	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所	R8. 1. 22(木) 13:00～15:40	県、那珂市、東海村
9	三菱マテリアル(株) 那珂エネルギー開発研究所	R8. 1. 29(木) 13:00～16:10	県、那珂市、東海村
10	原子燃料工業(株)東海事業所	R8. 2. 3(火) 13:00～16:30	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
11	日本核燃料開発(株)	R8. 2. 5(木) 13:00～16:30	県、大洗町、水戸市
12	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	R8. 2. 6(金) 10:00～16:00	県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市
13	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	R8. 2. 9(月) 10:00～16:00	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
14	日本原子力発電(株) 東海・東海第二発電所	R8. 2. 13(金) 10:00～17:10	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、水戸市
15	MH I 原子力研究開発(株)	R8. 2. 16(月) 13:00～16:30	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所	R8. 2. 18(水) 10:00～16:00	県、大洗町、水戸市、ひたちなか市、茨城町

6 調査内容

調査内容 1 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況

(1) 再発防止対策の実施状況

- ・ 保安規定・マニュアルの制改定の状況
- ・ 当該事故に対する教育・訓練の実施状況

(2) 水平展開の実施状況

- ・ 水平展開の実施の有無及び判断根拠
- ・ 水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者
- ・ 水平展開の範囲・実施方法

(3) 再発防止対策及び水平展開の評価体制

- ・ 再発防止対策・水平展開の進捗管理
- ・ 対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠
- ・ 対策の有効性評価に係る担当部署・責任者
- ・ 対策の有効性評価の方法

【調査対象】

事故・故障等（表2）の発災事業所

【確認書類】

関係規定類、教育・訓練の結果報告書、点検結果等の各種記録等

【現場確認】

調査票に基づき、現場における再発防止対策及び水平展開等の実施状況を目視、聞き取り等により確認した。

表2 事故・故障等一覧※（令和4年4月～令和7年10月）

事故・故障等 No.	事業所名	発生年月日	事案の分類	法令 報告	事故・故障等の名称
①	積水 メディカル	R4. 8. 5	漏えい（非 管理区域）	○	放射性同位元素の管理区域外への 漏えい
②	日本原電	R4. 9. 13	火災（非管 理区域）		屋外電気設備における火災
③	日本原電	R4. 12. 6	火災（非管 理区域）		屋外仮設照明用コンセントにおけ る発煙
④	機構 サイクル研	R5. 2. 8	火災（管理 区域）		A棟における溶融痕の確認
⑤	日本原電	R5. 2. 8	火災（非管 理区域）		監視所における電気ストーブ電源 コードの焦げ跡の確認
⑥	核管 センター	R5. 2. 13	火災（非管 理区域）		開発試験棟における延長コードコ ンセントの焦げ跡の確認
⑦	機構 サイクル研	R5. 4. 10	火災（非管 理区域）		駐車場における自家用車両火災
⑧	三菱原燃	R5. 4. 12	火災（非管 理区域）		社員食堂におけるコンセントプラ グでの焦げ跡の発見
⑨	機構原科研	R5. 4. 25	火災（非管 理区域）		J-PRAC センターMR 第2電源棟にお ける火災
⑩	機構原科研	R5. 6. 22	火災（管理 区域）		J-PARC センターハドロン電源棟に おける火災
⑪	日本原電	R5. 7. 19	火災（管理 区域）		東海第二発電所における焦げ跡の 確認
⑫	JCO	R5. 10. 17	火災（管理 区域）		第2管理棟における火災
⑬	日本原電	R5. 10. 31	火災（管理 区域）		東海第二発電所原子炉建屋内の天 井照明の焦げ跡の確認
⑭	日本原電	R5. 11. 7	火災（非管 理区域）		東海第二発電所における空気圧縮 機からの発煙の確認
⑮	日本原電	R5. 11. 9	火災（管理 区域）		東海・東海第二発電所における屋 外照明用ブレーカーからの火花の 確認
⑯	日本原電	R6. 2. 2	火災（管理 区域）		東海第二発電所の原子炉建屋にお ける天井部電線管付近の火花等の 確認
⑰	機構 サイクル研	R6. 2. 16	火災（非管 理区域）		核燃料サイクル工学研究所個人被 ばく管理棟における火災

⑮	日本核燃	R6. 3. 15	火災（非管理区域）		材料研究棟精密測定室における火災
⑯	機構原科研	R6. 5. 22	火災（管理区域）		タンデム加速器建家における焦げ跡
⑰	機構 サイクル研	R6. 6. 17	火災（非管理区域）		管理事務棟における蛍光灯安定器付近からの火花及び発煙の発生
⑱	機構原科研	R6. 7. 5	火災（非管理区域）		J-PARC センターリニアック棟における熔融痕の確認
⑳	JCO	R6. 10. 23	火災（管理区域）		総合排水処理棟における火災
㉑	日本原電	R6. 11. 21	火災（非管理区域）		原子力館（PR館）における火災
㉒	日本原電	R6. 12. 10	火災（非管理区域）		溶接作業中の着衣への引火による作業員の負傷
㉓	日本原電	R7. 2. 4	火災（非管理区域）		中央制御室制御盤における火災
㉔	機構 サイクル研	R7. 5. 23	火災（管理区域）		プルトニウム燃料第三開発室における分電盤内の焦げ跡の確認
㉕	日本原電	R7. 5. 30	火災（管理区域）		原子炉建屋地下1階における溶接用ケーブル(接地線)からの火災

※㉑～㉕は、今回（令和7年度）から調査対象とした事故・故障等。

調査内容2 発災事業所以外の事業所における事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況

（１）協定締結事業所で発生した事故・故障等（表2の㉑～㉕）情報の収集及び周知体制

- ・ 事故情報を収集・周知する体制（責任者・方法）
- ・ 収集及び周知の実施状況

（２）協定締結事業所で発生した事故・故障等（表2の㉑～㉕）を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況

- ・ 発生防止対策の検討に係る体制・組織（実施の有無・判断根拠・担当部署・責任者）
- ・ 発生防止対策の実施状況（実施日・実施内容・進捗管理の方法・対策の評価）

※ ①～②は、令和6年度の調査から追加・変更等がある場合に確認を実施した。

【対象事業所】

事故・故障等（表2）の発災事業所以外

【確認書類】

関係規定類、教育・訓練の結果報告書、点検結果等の各種記録等

調査内容3 放射性廃棄物の保管・管理状況及び減容の取組状況

- (1) 放射性液体廃棄物の保管状況
- (2) 放射性固体廃棄物の保管状況
- (3) 放射性固体廃棄物の保管容器の健全性確認の状況

【調査対象】

放射性液体廃棄物または放射性固体廃棄物の保管廃棄施設を有する事業所

【確認書類】

関係規定類、点検結果等の各種記録等

【現場確認】

調査票に基づき、保管施設を選定し、保管状況等を確認した。

調査内容4 原子力施設の保安管理状況

- (1) 施設の運転状況（点検、工事含む）
- (2) 現場における事故・故障等発生防止対策
 - ・ 電気設備の老朽化対策
 - ・ 危険予知活動等（KY・TBM等）の実施状況
- (3) 放射性廃棄物の放出に係る監視状況

【対象事業所】

全事業所

【現場確認】

調査日当日、施設を選定し、施設の運転状況（点検、工事含む）を確認した。

7 調査結果

調査内容 1 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況【別表 1】

(1) 再発防止対策の実施状況

対象の事故・故障等ごとの保安規定・マニュアルの制改定の実施状況を表 3-1 に示す。

表 3-1 対象の事故・故障等ごとの保安規定・マニュアルの制改定の実施状況※

事故・故障等 No.	保安規定・ マニュアルの制改定の有無	保安規定・ マニュアルの制改定の内容
⑬	○（対応中）	別表 1（6 再発防止対策の実施状況）参照
⑮	○	
⑳	○（対応中）	
㉑	○	
㉒	○（対応中）	
㉓	○	
㉔	○	

※ ①～⑫、⑭、⑯～㉒の事故・故障等については、前回調査時に制改定していることを確認済み。

- ⑬及び㉒の事案については、電気設備の交換基準の明確化について、社内規定への反映作業中であつた。
- ㉒の事案については、調査時点では、管理層による現場観察等に係る要領の改定作業中であつたが、その後、事業者より対応完了した旨の連絡を受けている。
- それ以外の事案については、保安規定・マニュアル等の制改定が実施されており、原因に対する対策や水平展開に関して規定類に盛り込まれていることを確認した。

続いて、対象の事故・故障等ごとの令和7年度における教育・訓練の実施状況を表3-2に示す。

表3-2 対象の事故・故障等ごとの令和7年度における教育・訓練の実施状況

事故・故障等 No.	当該事故に関する教育・訓練の実施状況※			
	教育		訓練	
	有無	受講率	有無	参加率
①	—	—	—	—
②	○	100 %	—	—
③	○	100 %	—	—
④	—	—	—	—
⑤	○	100 %	—	—
⑥	○	100 %	○	100 %
⑦	—	—	—	—
⑧	○	100 %	○	100 %
⑨	○	100 %	○	100 %
⑩	○	100 %	○	100 %
⑪	○	100 %	—	—
⑫	○	100 %	—	—
⑬	○	100 %	—	—
⑭	○	100 %	—	—
⑮	○	100 %	—	—
⑯	○	100 %	—	—
⑰	—	—	—	—
⑱	○	100 %	○	92 %
⑲	—	—	—	—
⑳	—	—	—	—
㉑	○	100 %	○	100 %
㉒	○	100 %	—	—
㉓	○	100 %	—	—
㉔	○	100 %	—	—
㉕	○	100 %	—	—
㉖	○	100 %	—	—
㉗	○	100 %	—	—

※ 複数の教育・訓練を実施している場合有り。

- 各発災事業所において、事案ごとに教育・訓練の必要性を判断し、継続した教育が実施されるとともに、訓練については個別事案ごとの訓練又は総合的な訓練が実施されており、再発防止に努めていることを確認した。
- また、当日訓練に参加できなかった職員に対しては、資料配付や訓練内容のフォローアップを行っていることを確認した。
- 事故・故障等の事案が再度発生しないよう、事案の原因や対策に関する情報が確実に引き継がれ、風化しないような教育・訓練を継続して実施することが望まれる。

続いて、⑳～㉔の事故・故障等に係る現場における再発防止対策実施状況の確認内容を表3-3に示す。

表3-3 事故・故障等（㉓～㉔）に係る再発防止対策実施状況の確認内容

事故・故障等 No.	主な確認内容
㉓	・ 発災した変圧器及び同型式の変圧器について、健全な同等品と交換していることを資料及び聞き取りにより確認した。
㉔	・ フード紐等が付いた着火する可能性のある耐火服の着用を禁止すること、ノロがかかりにくい姿勢を確保すること、作業現場を監視人等が確認する体制とすること等について、規程へ反映していることを資料及び聞き取りにより確認した。
㉕	・ ヒューズを容易に交換できないよう施錠管理を行うこと、他ヒューズへの交換禁止の注意喚起銘板を取り付けること等を資料及び聞き取りにより確認した。
㉖	・ 現場において触診により端子の緩みの有無について点検していることを資料及び聞き取りにより確認した。
㉗	・ 溶接用ケーブルのコネクタ接続時のカバーの空回りを防止するため、テーピング等により固定する運用するとともに、溶接用ケーブルの交換を実施していることを資料及び聞き取りにより確認した。

※ ①～㉒の事故・故障等については、前回調査時に対策済みであることを確認済み。

- 各事案について、再発防止対策が講じられていることを確認した。
- 規定類の改定を再発防止対策としている事案については、改定した規定類に基づく対応が確実に実施されるよう、運用状況を適切に把握することが求められる。

（２）水平展開の実施状況

対象の事故・故障等ごとの水平展開の実施状況を表4-1に示す。

表4-1 対象の事故・故障等ごとの水平展開の実施状況※

事故・故障等 No.	実施責任者の有無	水平展開の有無	水平展開の範囲・実施方法
㉓	○	○	別表1（7水平展開の実施状況）参照
㉔	○	○	
㉕	○	○	
㉖	○	○	
㉗	○	○	

※ ①～㉒の事故・故障等については、前回調査時に責任者を定めたうえで水平展開を実施していることを確認済み。

- 各事案について、責任者を定めた上で、類似事案の未然防止のため水平展開が必要と判断し、類似箇所へ水平展開していることを確認した。

続いて、㉓～㉗の事故・故障等に係る現場における水平展開実施状況の確認内容を表4-2に示す。

表4-2 事故・故障等（㉓～㉗）に係る現場における水平展開実施状況の確認内容^{※1}

事故・故障等 No.	主な確認内容 ^{※2}	参考（左記対策の水平展開先）
㉓	・ 類似の電源盤を点検していること、また、劣化の兆候が把握困難な電気設備や使用環境により劣化が懸念される電気設備について、期限を定めて更新する計画していること等を資料と聞き取りにより確認	所内全施設
㉔	・ 各現場におけるリスクの抽出と対策についてグループディスカッションを実施し、適切にリスクの抽出等が実施されていることを事業者において確認している旨を、資料と聞き取りにより確認	所内全関係部署
㉕	・ リスクマネジメントガイドラインの改正などを実施し、全ての工事について工事の計画段階以外にも3Hの確認ポイントを設けるなど、複数の対策を講じていることを、資料と聞き取りにより確認	所内全関係部署
㉖	・ 手順書等において点検対象を明確化していない分電盤の有無の確認及び点検不明確箇所の臨時点検を行っていること、一体型設備での振動対策に関する調査を実施していることを資料と聞き取りにより確認	所内全施設
㉗	・ 全作業を一時中断し、仮設資機材の作業前点検等が確実に実施されていることを事業者と協力会社にて確認した旨を、資料と聞き取りにより確認	所内全関係部署

※1 ①～㉒の事故・故障等については、前回調査時に現場における水平展開を実施していることを確認済み。

- 各事案において水平展開を実施しており、原因を踏まえた必要な対応がとられていることを確認した。
- 水平展開先は、所内全施設・全関係部署となっており、対策に漏れがないよう対応されていることを確認した。

(3) 再発防止対策及び水平展開の評価体制

対象の事故・故障等ごとの再発防止対策及び水平展開の評価体制を表5に示す。

表5 対象の事故・故障等ごとの再発防止対策及び水平展開の評価体制※

事故・故障等 No.	再発防止対策・水平展開の進捗管理	対策の有効性評価の有無	対策の有効性評価の責任者の有無	対策の有効性評価の方法
②③	○	○	○	別表1（8再発防止対策及び水平展開の評価体制）参照
②④	○	○	○	
②⑤	○	○	○	
②⑥	○	○	○	
②⑦	○	○	○	

※ ①～②②の事故・故障等については、前回調査時に再発防止対策・水平展開の進捗管理を実施していることと、責任者を定めたうえで有効性評価を実施する体制が整備されていることを確認済み。

- すべての事案において、所内会議等での進捗確認を行うなどして、発生防止対策・水平展開の進捗状況を管理し、対策の有効性評価を実施する体制を整備していることを確認した。
- 事故・故障等の再発防止の徹底のため、継続的に再発防止策の有効性評価を行い、不断の見直しを行うことが強く望まれる。

調査内容 2 発災事業所以外の事業所における事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況【別表 2－1、別表 2－2】

(1) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表 2 の㉓～㉗）情報の収集状況

- 事故情報の収集については、ほとんどの事業所で発災の翌勤務日までに収集が完了し、収集日当日又は翌営業日までに周知が完了していた。
- 収集方法については、東海NOAH協定※に基づく発災事業所からのメール、県からのメール、他事業所HPなどを用いて収集していることを確認した。
- ※ 東海NOAH協定：東海村、大洗町、銚田市及び那珂市に所在する原子力事業所（16事業所）が、緊急事態等において相互に協力することを目的として締結している原子力事業所安全協力協定
- 事故情報の周知範囲及び方法については、責任者の判断に基づき、全部署又は関係部署、その他請負業者等を対象とし、電子メールや所内会議での報告等により周知していることを確認した。
- すべての事業所が事故情報を収集及び周知する体制の責任者を定めた上で、類似事案の未然防止や職員の安全意識の向上等を理由として、事故情報を速やかに収集・周知していることを確認した。

【気づき点】

- 事故情報の収集・周知に係る要領等が定められていない事例が見られた。担当ごとの判断基準のばらつきや、人事異動等により対応漏れが発生する可能性もあるため、文書化しておくことが望ましい。

(2) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表 2 の㉓～㉗）を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況

発災事業所以外の15事業所における対象の事故・故障等ごとの事案を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況を表 6 に示す。

表 6 発災事業所以外の15事業所における対象の事故・故障等ごとの事案を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況

事故・故障等 No.	事業所数			発生防止対策の実施内容、進捗管理の方法、対策の評価
	発生防止対策の検討の実施	発生防止対策の実施	有効性評価の実施	
㉓	15	2	2	別表 2－2（実施内容、進捗管理の方法・頻度、対策の有効性評価）参照
㉔	15	7	4	
㉕	15	6	4	
㉖	15	5	4	
㉗	15	11	8	

※ ①～㉒の事故・故障等については、前回調査時に事案を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況、発生防止対策の実施状況及び有効性評価の実施状況を確認済み。

- ㉓～㉗の事故・故障等において、すべての事業所が発生防止対策の検討における責任者を定めた上で、発生防止対策の検討を実施していた。
- 発生防止対策の進捗状況及び有効性評価については、所内委員会や保安管理担当部署などが実施していた。

- 調査時点で原因が判明していない事案については、調査結果が分かり次第、発生防止対策の実施の有無について検討することとなっていた。

【良好事例】

- 火災事例の多い分電盤について、設置年数が 20 年以上過ぎた変圧器は交換するが、変圧器のみ交換すると分電盤内の機器交換年度がばらついて管理しにくいため、中身をすべて更新する計画を立案している事例が見られた。老朽化した電気設備について、点検により劣化兆候を把握することが困難な事例も見られるため、設備に応じた適切な更新計画を定めることが望ましい。

【気づき点】

- 発生防止対策の検討にあたり、事案の原因の深掘りが不十分である事例が見られた。事案の発生防止対策の検討や実施の際には、直接的な原因だけでなく間接的な原因も含めて十分に深掘りした上で、他事業所の事例であっても自分事としてとらえた上で、確実な発生防止対策を講じる必要がある。

調査内容 3 放射性廃棄物の保管・管理状況及び減容の取組状況※【別表 3－1、3－2、3－3】

※ 協定締結事業所のうち、放射性廃棄物の保管施設を有する15事業所が調査対象

(1) 放射性液体廃棄物の保管・管理状況

- 放射性液体廃棄物を保管している貯槽や容器等について、巡視による外観確認や液位等の確認のほか、水張試験や槽内部、貯槽室外壁等の目視点検を実施するなど、いずれも定期的な点検がなされていることを確認した。
- 漏えい時の検知方法としては、目視点検によるもののほか、防液堤内等に漏えい検知器を設置するなどの対策が講じられていることを確認した。
- 漏えい時の拡大防止対策としては、貯槽や容器等の周囲における防液堤や集水枥の設置や、周囲の床や壁への浸透防止措置などが講じられてることを確認した。

(2) 放射性固体廃棄物の保管・管理状況

- 放射性固体廃棄物の保管廃棄施設内において、内容物の種類、量及び保管期間について把握されていることを確認した。
- 放射性固体廃棄物の減容化に向けた取組は、これまでと同様に焼却、熔融、細断、密充填や圧縮による処理のほか、管理区域への持込物品の制限等による廃棄物の発生量の低減に係る取組が確認された。
- 引き続き放射性固体廃棄物の減容に向けた、積極的な取組が実施されることが望まれる。

【良好事例】

- 放射性固体廃棄物の保管容器の配置方法について、容器同士の間隔を広げる、固縛方法を見直すなど、点検性の改善に努めている事例が見られた。保管容器の点検を適切に実施できるよう、継続的に改善していくことが望ましい。

【気づき点】

- 転倒防止対策を取らずに、放射性固体廃棄物の保管容器を2段積みで保管している事例が確認された。地震により落下して容器が破損することを防ぐための転倒防止対策を講じることが望まれる。

(3) 放射性固体廃棄物の保管容器の健全性確認の状況

放射性固体廃棄物を保管・管理する15事業所における保管容器の健全性確認状況を表7に示す。

表 7 保管容器の健全性確認状況※

(単位：施設)

保管容器の 確認方法			頻度		
			定期		その他（容器移 動の都度等）
			1 年以下	1 年超	
対 象	全容器	全面	11	47	1
		目視可能な面	47	10	0
	代表容器	全面	0	3	0
		目視可能な面	21	4	0
その他（セル内など高線量下でのカ メラによる点検等）			24	6	0

※ 同一施設でも、保管容器ごとに複数の方法で健全性確認を実施している施設有り。

- 保管廃棄施設の特徴、保管する廃棄物の性状を踏まえ、対象とする容器、容器の確認面及び確認頻度等が定められていた。
- 点検結果や保管状況をもとに、適切な点検内容及び頻度の検討がなされていた。

【気づき点】

- 放射性固体廃棄物の保管容器の点検について、運用上は点検頻度が定められているものの、文書等では規定化されていない事例が見られた。担当者の変更等で運用が適切に引き継がれない可能性もあるため、規定等で明確化した上で運用することが望まれる。

調査内容 4 原子力施設の保安全管理状況

(1) 施設の運転状況（点検、工事含む）

- 調査日当日に施設を選定し、原子力施設内の状況を現場で確認した。

(2) 現場における事故・故障等発生防止対策

- 電気設備の老朽化の早期発見のため、定期的な点検を行っていることを確認した。
- 作業を安全に進めるために、作業開始までにKYやTBMが行われていることを確認した。

(3) 放射性廃棄物の放出に係る監視状況

- 放射性気体廃棄物を放出している15事業所において、放出に係る監視状況を確認した。
- いずれの事業所でも、管理室等で常時監視結果がモニタリングされており、異常が発生した場合には、速やかに管理室や守衛等で感知して対応できる体制が構築されていた。

【気づき点】

- 建屋内の一部の蛍光灯においてちらつき等が確認された。安定器の劣化による火災も発生していることから、設備更新や使用しない設備の解線処理を行うなど、火災防止に努めることが望まれる。

8 まとめ

調査内容 1 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況（令和4年4月～令和7年10月発生分）

引き続き、必要な教育・訓練を含め再発防止対策を適切に実施するとともに、継続的に再発防止策の有効性評価を行い、対策の実効性を高めるための不断の見直しに取り組むよう求める。

また、保安規定・マニュアル等への反映については、遅滞なく早急に行うよう求める。

調査内容 2 発災事業所以外の事業所における事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況（令和4年4月～令和7年10月発生分）

他事業所で発生した事故・故障等の事案については、速やかな情報収集及び確実な周知が望まれる。

また、発生防止対策の検討に際しては、事案の深掘りを行い、直接的な原因だけでなく間接的な原因に対しても必要な対策を検討した上で、確実な発生防止につなげることを求める。

調査内容 3 放射性廃棄物の保管・管理状況及び減容の取組状況

放射性液体廃棄物の保管にあたっては、引き続き保管施設等の定期的な点検等を実施し、漏えい防止に努めること、また、漏えいした際に備え、漏えい検知器の設置や拡大防止措置を講じるなどの適切な管理を求める。

放射性固体廃棄物の保管にあたっては、引き続き廃棄物の種類、量及び保管期間について適切に把握することが望まれる。

発生した放射性固体廃棄物の減容に係る取組は、今後も積極的に実施するよう求める。

放射性固体廃棄物の保管容器の健全性確認については、対象となる容器等の形状に応じて、適切な点検を継続するとともに、点検により劣化等の兆候が確認された際には、保管容器を更新するなど、必要な対策を講じ、安全性の向上に努めるよう求める。

調査内容 4 原子力施設の保安管理状況

他事業所で発生した事故・故障等も踏まえ、電気設備について計画的に更新するなど、適切なメンテナンスを徹底するよう求める。

日頃の作業に注意を払い、現場における備品の管理や整理整頓を行うとともに、作業に伴う事故リスクの検討・排除の徹底や非常時の対応の向上に努めるよう求める。

放射性気体廃棄物の放出にあたっては、常時モニタリングによる監視継続及び異常時の速やかな対応のための体制整備が望まれる。

総評

今回の調査においては、全体を通して安全上支障のある事項は認められず、特段の指摘事項はなかった。

各事業所においては、事故・故障等を踏まえた再発防止対策及び発生防止対策を確実に行うとともに、原子力事業者として法令順守の意識を高く持ち、本調査結果に示した他事業所における良好事例や気づき点等も参考にしながら、原子力施設のさらなる安全確保に向けた取組が行われることを期待する。

発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び 水平展開の実施状況

① 放射性同位元素の管理区域外への漏えい（積水メディカル）

調査事項	状 況
1 事案の名称	積水メディカル株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて
2 発生日	令和 4 年 8 月 5 日（金）
3 発生場所	第一実験棟 床下
4 事案の概要	創業支援センターでは、築 50 年以上経つ第一実験棟（RI 使用施設）について、使用施設の廃止を目的に解体計画を進めている。使用施設の RI 除染作業工程において、管理区域外である床下に位置する RI 排水管に、破断又は脱落箇所を確認した。床下土壌について汚染検査を実施した結果、排水管の脱落箇所付近土壌から検出限界値（自然界に存在する放射能に変動要素を考慮した数値）以上の放射能が検出され、管理区域外土壌への放射能漏えい事象となった。
5 原因	以下安全協定に基づく事故・故障等発生報告書（第 2 報）より 【直接的原因】 （1）現場状況の確認 ①破断面の調査結果 積水化学工業（株）環境・ライフラインカンパニー総合研究所に所属する評価分析の専門家に調査を依頼した。調査の結果、破断箇所A・脱落箇所B共に破断面に凹凸の激しいギザギザした波面を確認した。これは脆性破壊の特徴であり、外部応力によってほぼ瞬間的に破壊されたと推測した。 なお、塩ビ配管のカタログ値の曲げ強度から80 Mpa以上の応力加わったと考えられた。 ②吊り金具の調査結果 破断箇所A・脱落箇所B共に、前後にある吊り金具が、両方とも同じ方向（西北西から東南東方向）へ変形していた。そのため、この方向に大きな変異が発生したと推測した。 ③吊り金具・振れ止め支持の設置状況調査結果 第一実験棟のRI排水管の吊り金具の設置状況は、第三・第四実験棟および現在の参考基準より間隔が広がった。また、振れ止め支持は設置されていなかった。第一実験棟建設当時は、吊り金具・振れ止め支持に関する明確な建築基準が無く、施工業者の計画に依存して建築されていたことが要因であると推測した。 その他のRI管理区域である第三・第四実験棟のRI排水管は、第三実験棟が耐火二層管、第四実験棟が塩ビ管であるが、配管の損傷はなかった。その理由は、吊り金具と振れ止め支持の間隔が現在の参考基準と同等であったからと推測した。 なお、破断箇所Aの報告書ではソケット単層となる部分が存在していたことが確認されたが、振れ止め支持の設置が現在の基準であれば、揺れの幅も半減され例えばソケット単層部分が存在していても応力の集中はなく破断には至らなかったと推測した。 ④地震による力 地震の揺れによって力がかかり破断した可能性が考えられる。第一実験棟自体はコンクリート構造で地震の揺れに強い構造であるが、コンクリート壁や床に連結する形で配置されている塩ビ配管は、コンクリートの揺れのはざまで力が集中し、結果として

脆弱な部分が損傷する可能性はあると推測した。また、専門家による現場調査からも、吊り下げ金具の変形状況については地震の揺れによる変形の可能性が高いと推測したことから、同様の力が塩ビ配管にもかかっていたことが判明している。 以上の事から、地震により配管が想定していた位置より大きく変位したことにより配管に変形が生じると共に、その応力が破断する箇所に集中したため、配管の破壊強度を超え破断・脱落に至ったと推察された。 結論 現場状況および要因解析の結果、振れ止め支持のなかったRI排水管の破断または脱落の原因は、地震による強い揺れによって強い力が一気に加わったことによる可能性が最も高いと推測した。 【間接的原因】 (1) 自主点検において当該配管が対象外であったこと 当該配管が設置された第一実験棟床下は、人が容易に入れる構造では無かったことから点検を行っていなかった（第三・第四実験棟は点検できる構造であり点検が実施されていた）。また、放射線障害予防規程では、自主点検の実施や頻度については規定されていたが、点検項目や具体的な内容までは規定されておらず、放射線取扱主任者以外の者が見直すような仕組みが無かった。結果として第一実験棟床下配管は建設当初から事象発覚まで自主点検項目に含まれなかった。従って、配管の劣化や損傷状況を把握し予防保全対策を講ずることや、劣化や損傷状況を早期に発見することが出来なかった。 (2) 第一実験棟の床下をRI管理区域に設定していなかったこと 第一実験棟の床下土壌にコンクリート舗装等の防水措置を施していなかった。つまり、施設構造において配管破断の可能性を考慮しておらず、フェイルセーフ構造となっていなかった。		
6 再発防止対策の実施状況		
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容
放射線障害予防規程の改定	2023年9月	点検方法の概要を定め、詳細については下部規程に従う旨改定した
放射線障害予防規程の下部規程にあたる標準操作手順書の制定	2023年6月	自主点検の帳票は実施毎に放射線取扱主任者が見直し、実施前に社内の設備管理担当者および自主点検実施者へ公開し検討することによって、設備に関する専門知識を有する者の評価や意見を取り入れる仕組みとする。また、放射線取扱主任者は適切な見直しが行えるよう、常に最新の知見を取り入れるように努めることもルール化した
発災現場における再発防止対策の実施状況 ※発災現場である第一実験棟は、RI排水管を全て撤去しており対策は不要なため、その他のRI使用施設である第三・第四実験棟についての対策を記載する。		
対策名	実施期間	内容
地震等の揺れ対策	2023年度中に実行する。	第三・第四実験棟のRI管理区域外にあるRI排水管については、耐震性のある吊り金具を追加するといった更なる地震等の揺れ対策を講じる

		2024年2月	＜進捗状況＞ 実施済		
RI排水管が存在する非RI管理区域のRI管理区域化	2023年度中に実行する		① フェイルセーフ構造にする ② 管理区域化する ③ 漏えい検知器等を設置する ＜進捗状況＞ 原子力規制庁より変更許可 実施済		
	2023年11月29日 2024年10月3日				
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・ 臨時集合教育 「第一実験棟床下配管の破断と漏洩事象について」 状況の説明		R4. 8. 7	全従業員および業者（184人）	100%	教育後の質疑応答により理解度を確認。 ※参加できなかった者は事後資料確認を行うため100%とする。
【教育】 ・ 月次集合教育 「第一実験棟床下配管の破断と漏洩事象について（第2報）」状況の説明		R4. 9. 1	全従業員および業者（183人）	100%	教育後の質疑応答により理解度を確認。 ※参加できなかった者は事後資料確認を行うため100%とする。
【教育】 ・ 月次集合教育 「第一実験棟床下配管の破断と漏洩事象について（第3報）」状況の説明		R5. 12. 1	全従業員および業者（182人）	100%	教育後の質疑応答により理解度を確認。 ※参加できなかった者は事後資料確認を行うため100%とする。
【教育】 ・ 放射線業務従事者定期教育 「原因と再発防止」について教育		R6. 3. 18 ～3. 25	放射線業務従事者（145人）	100%	教育後の質疑応答により理解度を確認。 ※参加できなかった者は事後資料確認を行うため100%とする。
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 発災場所以外にも、管理区域外に位置するRI排水管があること及び管理区域であっても、同様の災害を未然に防ぐために水平展開が必要と判断した			
		水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者			
	担当部署			責任者	
	管理部 安全環境グループ 資材管理グループ			安全環境グループ長 資材管理グループ長	
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
	放射性同位元素を流す全ての排水管の臨時点検		R4. 8. 5～ R4. 8. 31	第一実験棟床下排水管及びその他の管理区域外に位置するRI排水管にも同様の事象がないかを確認した。	

	自主点検方法改善	R4. 10. 1～ R5. 6. 30	RI施設が技術上の基準に適合しているかを確認するために実施する自主点検全ての項目
	RI排水管点検方法改善	R4. 8. 5～ R5. 6. 30	放射性同位元素を流す全ての排水管
	排水管フェイルセーフ構造化	R4. 8. 5～ R6. 10. 3	放射性同位元素を流す全ての排水管エリアの管理区域化
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 管理部会議においてセンター長および管理部長が進捗を確認する。	【頻度】 1回／月
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 取られた再発防止策が有効であったか確認するため	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	センター・管理部		センター長・管理部長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	自主点検結果において、RI排水管の予防保全が取られているか確認する。	新たな点検方法において、修繕箇所を発見し、その後は是正措置が取られていた	点検報告日： 7月21日 是正報告日： 8月24日
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
	24年度のQCサークル活動において、排水設備を含む重要設備（火災漏えい爆発）の管理体制再構築をテーマとして、点検体制の見直しを行っている		24年4月～ 25年3月

② 屋外電気設備における火災（日本原電）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	東海第二発電所 輸送本部脇の変圧器における火災について	
2	発生日	令和 4 年 9 月 1 3 日（火）	
3	発生場所	東海第二発電所 輸送本部脇（屋外）	
4	事案の概要	東海第二発電所は第25回定期事業者検査中のところ、2022年9月13日7時48分頃、輸送本部※¹付近で朝礼前に清掃活動を行っていた協力会社社員3名※²（以下、「協力会社社員」という）が、輸送本部脇変圧器※³（以下、「変圧器」という）から炎（変圧器の上部2箇所から、高さ約20cm～25cm）が発生していることを確認した。このため、協力会社社員は消火器にて消火活動を行い、7時52分頃炎を消し止めたことを確認するとともに並行して7時50分に当社監視所に連絡した。連絡を受けた当社監視所は公設消防に通報（覚知時間7時53分）した。また、自衛消防隊は7時50分出動準備を開始した。 公設消防は8時06分に発電所に到着（消防車2台、レスキュー車1台、サイレン・赤色灯有り）し、当社社員の誘導のもと8時08分より現場確認を開始した。その後、8時13分に追加で指揮車1台（サイレン・赤色灯あり）が到着した。 公設消防は8時10分に「本事象は火災である」と判断した。8時13分公設消防により「鎮圧」が確認された。また、安全確保の観点から公設消防の許可を得た後、8時49分に当社にて当該変圧器上流側電源のしゃ断器を「切」とした。 公設消防は9時12分に「鎮火」を確認※⁴した。なお公設消防による消火活動は行われていない。 本事象に伴う人身災害の発生、発電所設備および環境への影響は無かった。また、輸送本部内には人は数名滞在していたが、作業は実施していなかった。 ※1：東海港の船舶入出港に際し海象状況確認等を行う事務所 ※2：当該協力会社社員3名は、輸送本部に係る作業と関係の無い安全性向上対策工事（防潮堤関連）に従事していた ※3：輸送本部に給電するための変圧器（屋外防滴形、可搬型、丸形 容量10kVA） ※4：炎なし、発煙なしを確認したことによる	
5	原因	今回の事象発生に至った原因は以下が重畳したことによりトラッキング現象の発生・進行を防げなかったことによるものと推定する。 （1）当該変圧器に対する不十分な点検計画 ①当該変圧器は点検計画に基づき1年に1回の外観点検は実施していたものの電気品の観点からの点検が不足していたため、塵埃の堆積や塩分の付着に気付かなかった。 ②また、輸送本部の施設管理の重要度に応じて点検項目を外観点検と定めていたが、屋外電気品に対する電気火災防止の観点での点検内容に不足があった。 （2）当該変圧器設置環境の変化に対する認識不足 ③当該変圧器の移動に伴い設置環境が変化したことで変圧器下部が没水することとなったが、設置後の電気品に対する点検時の具体的な着目点および手順が明確になっていなかったことから点検時に変圧器の異変に気づくことができず、結果として変圧器内部を湿潤環境としてしまった。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容

(1) 当該変圧器に対する対策 ・点検計画へ反映【①②③】	2022. 10. 24 2022. 11. 7 2022. 12. 26	・外観点検(1年に1回)については、没水環境や湿潤環境等劣悪環境にないことを具体的な着目点として追加するとともに、新たに停電点検を行うことを社内規程(点検計画作成手引書)に基づき点検周期や点検内容を定めた点検計画に反映した。
(2) 常設の屋外非密閉性電気品に対する対策 ・点検計画へ反映【①②③】	2022. 10. 24 2022. 11. 7 2022. 12. 26	・外観点検(1年に1回)については、具体的な着目点として「周囲の状況を確認し、溜まり水が発生し導電部が没水する等劣悪な環境に設置されていないこと」を追加する。 ・固定されていない屋外非密閉性電気品について、月に1回の巡視点検を点検計画に定め設置環境が変化していないことを確認する。 ・これまで停電点検を実施していなかったものについて、新たに停電点検を行うことを点検計画に定める。
(3) 仮設の屋外非密閉性電気品に対する対策 ・「工事要領書作成手引書」及び「仮設電源敷設要領」の改定【①②③】	2022. 12. 1	・外観点検(月に1回)については、具体的な着目点として「周囲の状況を確認し、溜まり水が発生し導電部が没水する等劣悪な環境に設置されていないこと」を追加する。 ・新たに停電点検を行うことを社内規程に追記する。
(4) 屋外電気品の設置時、移動時の設置環境に関する注意喚起 ・周知、注意喚起【③】	2022. 11. 17(協力会社) 2022. 11. 4(当社社員)	・電気品を屋外に設置または移動する際は、設置環境に留意するよう全協力会社に周知する。 ・当社社員においても日々の巡視、工事監理等での注意すべき着目点として周知し注意喚起する。 ・発電所管理職層による現場ウォークダウンでは、設置環境の確認を視点として追加し強化する。
(5) 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・防火方針の改正	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	あらゆる設備・機器に電気火災の発生リスクがあることを明示した。 日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。

	・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。 本店に新たに責任者を置き，防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。		
	・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。		
	発災現場における再発防止対策の実施状況				
	対策名	実施期間	内容		
	当該変圧器交換	2022. 11. 10	健全な同等品に交換し，没水環境や湿潤環境等劣悪環境とならない場所に設置した。		
	当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 （１）ＪＩＴ情報※を発行し，所員・協力会社に周知し，本事象について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）	2022.9.14 2022.11.4	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	—
	（２）一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し，教育を実施している。	年１回の反復教育及び入所時教育時において実施	・ 所員（約500名（2025.11月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
	（３）当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。	各種研修コースにおいて実施	・ 所員（約190名） （希望者が受講）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
上記教育実施状況（２）（３）については，「火災の発生防止のための組織的な取り組み強					

	化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。				
	【訓練】 —	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠 ■有 □無 (左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。				
水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者					
担当部署			責任者		
総務室総務Gr			総務M		
水平展開の実施状況					
対策名		実施期間		展開範囲	
屋外に設置されている全ての変圧器の総点検		2022. 9. 21~9. 30		屋外設置変圧器141台	
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況 【進捗管理の有無】 ■有 □無 【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。 【頻度】 1回／				
対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠					
■有 □無 (左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 CR管理票：2022年9月13日(発行日)、2022年12月26日(是正処置完了日)					
対策の有効性評価に係る担当部署・責任者					
担当部署			責任者		

	総務室総務 G r	総務M	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する)	是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2 0 2 4 . 1 . 2 4
	・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。		
	・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じ C R 管理票を発行し改善を図る。		
再発防止対策の改善状況			
改善内容		実施日	
—		—	

③ 屋外照明コンセントにおける発煙（日本原電）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	東海第二発電所 屋外照明コンセントからの発煙について	
2	発生日	令和 4 年 1 2 月 6 日（火）	
3	発生場所	東海第二発電所 屋外敷地内駐車場（屋外 非管理区域）	
4	事案の概要	東海第二発電所は第 2 5 回定期事業者検査中のところ、2 0 2 2 年 1 2 月 6 日 1 6 時 4 9 分頃、屋外敷地内駐車場（屋外 非管理区域）の仮設照明（以下、「スズラン灯※¹」という）コンセントから煙が発生していることを協力会社社員が確認し、その状況を協力会社警備員に連絡した。これを受け当社監視所は公設消防に 1 1 9 番通報（覚知時刻 1 6 時 5 0 分）した。なお、自衛消防隊は 1 7 時 0 5 分に出動した。 1 6 時 5 6 分に当社社員が当該スズラン灯コンセントからコンセントプラグを引き抜いた。この後、当該社員があらためて発煙の有無を確認したところ発煙が収まっていることを確認した。また、1 7 時 2 1 分に当社社員が上流側 N F B（ノーヒューズブレーカー：配線用しゃ断器）を「入」から「切」とした。 公設消防は、1 7 時 0 1 分に発電所に到着（消防車 2 台、レスキュー車 1 台、指揮車 1 台、サイレン・赤色灯有）、その後 1 7 時 0 4 分に追加で発電所に到着（指揮車 1 台、サイレン・赤色灯有）し、現場確認を開始した。 公設消防は、1 7 時 3 4 分に「本事象は火災である」と判断し、同時刻「鎮火」を確認した。 なお、本事象に伴い当社及び公設消防は消火活動を実施していない。また、本事象に伴う人身災害の発生、発電所設備及び環境への影響は無かった。 ※ 1：夜間における歩道や工事現場等での歩行者の安全を確保するために設置する照明	
5	原因	今回の事象発生に至った原因は以下のとおり、コンセント内部への水分及び異物（土・砂）の流入を防げなかったためと推定する。なお、このメカニズム・原因については公設消防に報告している。 ①コンセント内部への水分及び異物（土・砂）流入防止意識の不足 コンセント内部への水分及び異物（土・砂）流入防止意識が不足していたため、当該コンセントをメーカ推奨とは逆向きにコンセントが上向き、コンセントプラグが下向きとなるように設置した。結果してコンセント接続部より水分及び異物（土・砂）が流入しやすい環境を作り出した。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（１）屋外コンセント内部への水分・異物（土・砂）流入防止対策 ・構内立入者の遵守事項へ反映【①】		2 0 2 3 . 4 下旬以降、順次配付	・屋外コンセントにおいて取付方向がメーカ推奨により指定されている場合はこれを遵守するとともに、取付方向の向きにかかわらず、コンセント接続部等、水分や土・砂が流入しやすい箇所はコンセントキャップ取付けや異物流入防止用の養生（養生テープによる流入防止対策）等を行うとともに発電所員や協力会社社員に配布している「構内立入者の遵守事項」に反映した。

	(2) 屋外コンセントの使用状況に関する注意喚起 ・ 周知, 注意喚起【①】	2023. 3. 30 2023. 4. 28	屋外でのコンセント使用については、 (1) で示した対策に留意するよう 所員及び協力会社に周知するととも に、当社所員においても日々の巡視、 工事監理等での注意すべき着目点と して周知し注意喚起を行った。特に 発電所で実施している発電所管理職 層による現場ウォークダウンでは、 設置環境の確認を視点として追加し 強化していく。		
	(3) 火災の発生防止のため の組織的な取り組み強化策 ・ 防火方針の改正	「火災の発生防止のための組 織的な取り組み強化策」として 実施済み。	あらゆる設備・機器に電気火災の発 生リスクがあることを明示した。 日常の点検監視や適切な機器の使用 方法が重要なリスク低減策であるこ とを明確化した。		
	・ 全社統一的な防火責任所 掌の明確化	「火災の発生防止のための組 織的な取り組み強化策」として 実施済み。	全事業所の防火に係る運営方針を明 確化した。 本店に新たに責任者を置き、防火に 係る活動を全社間で連携が取れる体 制を構築した。		
	・ 透明性の高い情報発信を 通じた社員の意識向上・緊 張感の維持	「火災の発生防止のための組 織的な取り組み強化策」として 実施済み。	社会の関心が高い情報を広く公表す るための取り組みを開始した。		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
	対策名	実施期間	内容		
	(1) 屋外に設置している 発電所構内スズラン 灯の使用停止	2022. 12. 6	発煙事象の原因究明及び必要な対策 が講じられるまでの間、屋外設置の 発電所構内の全てのスズラン灯の使 用を停止した。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人 数	受講率	評価方法（理解度確認 等）

	【教育】 (1) J I T 情報※を発行し、所員・協力会社社員に周知し、本事業について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）	2022. 12. 13 2023. 3. 30	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	—
	(2) 安全衛生推進協議会※¹や防火部会※²を通じて本事業の周知と注意喚起の徹底を行った。 ※1：当社・協力会社にて安全衛生、防火に関する意識高揚と災害防止等に関し協議を行う会議体（各所長クラスが参加） ※2：安全衛生推進協議会の下部組織であり、当社・協力会社にて火災防止に関する情報・諸課題等を協議し、火災防止の推進を図る会議体	2022. 12. 7, 2023. 2. 10 2022. 12. 8	・ 安全推進協議会加盟各社 ・ 防火部会加盟各社	100%	—
	(3) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。	年 1 回の反復教育及び入所時教育時において実施	・ 所員（約500名（2025.11月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
	(4) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。	各 種 研 修 コ ー ス に お い て 実 施	・ 所員（約190名） （希望者が受講）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	上記教育実施状況（3）（4）については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場で				

	の技術伝承」を実施しているもの。					
	【訓練】 —		—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠					
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS 規程「是正処置プログラム管理要項」(第 1 5 条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。				
	水平展開の実施 (範囲・方法等の決定を含む) に係る担当部署・責任者					
	担当部署			責任者		
	総務室総務 G r			総務 M		
	水平展開の実施状況					
	対策名		実施期間		展開範囲	
	(1) 屋外に設置している発電所構内スズラン灯の異常有無の確認		2022. 12. 6 ~ 12. 11		屋外設置の発電所構内のスズラン灯の全てのコンセント (コンセントプラグを含む) を点検	
	(2) 屋外コンセント及び建屋付けカバー付き屋外コンセントの総点検		2022. 12. 7 ~ 2023. 1. 30		屋外の全てのコンセントについて、①コンセントが上向きに設置されたものの有無, ②土・砂等の異物流入の有無, ③水分流入の有無, ④コンセント内の錆・緑青等の有無の観点で点検	
	(3) 他事業所等の調査		事象発生後、速やかに実施		屋外に設置したコンセント内部に水分を含んだ土・砂が流入し発煙事象に至った事例を他事業所 (他電力、県内他事業所) 等に聞き取り調査を行った。その結果、同様な事象は確認できなかった。	
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況					
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS 規程「是正処置プログラム管理要項」(第 1 6 条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。				【頻度】 1 回／

対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 CR管理票:2022年12月6日(発行日)、2023年4月28日(是正処置完了日)	
対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
担当部署		責任者
総務室総務Gr		総務M
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。	是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2024.8.1
再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日
—		—

④ A棟における溶融痕の確認（機構サイクル研）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	A棟における溶融痕の確認	
2	発生日	令和 5 年 2 月 8 日（水） 1 4 時 0 5 分頃	
3	発生場所	A棟第二機械室（管理区域）	
4	事案の概要	令和5年1月22日18時05分頃、核燃料サイクル工学研究所A棟（核燃料物質使用施設 第41条非該当施設）において給排気設備の停止事象が発生した。本施設は、常時負圧維持が要求されているセルやグローブボックスがなく、フードからの放射性物質等の漏洩防止措置を行うことにより給排気設備を停止できる施設であることから、本事象が発生した当日は、事象の進展がみられないことから施設の安全に問題がないようにフードからの放射性物質等の漏洩防止措置や関連する電源系統の遮断措置等を行い施設の安全を確保した。 令和5年1月23日以降、本事象に係る原因調査を行い、その原因調査の一環として、令和5年2月8日13時30分頃からA棟第二機械室（管理区域）に設置されている排気ブロワ電動機の調査を開始したところ、14時05分頃、端子箱内のケーブルに溶融痕を発見した。この際、火及び煙がないことも確認し、14時09分～11分頃に公設消防に通報した。公設消防により本事象は火災であると判断するとともに、火がないことを確認した。なお、公設消防による消火活動は行われていない。	
5	原因	既設の動力盤から端子箱に引き込んだケーブルの径が太く、曲げにくいため排気ブロワ電動機側の当該ケーブルの圧着端子付近は、他のケーブルと重なって押されて、ほぼ直角に曲がった状態となっていた。また、当該ケーブルはほぼ直角に曲がっていたため、他のケーブルに比べ振動の影響を受けやすかったことから、長時間微細な振動を受けたことで当該ケーブルの圧着端子付近が金属疲労により少しずつ損傷し、最終的には断線に至ったものと推定した。この断線で発生した火花により火災に至ったと推定した。	
6 再発防止対策の実施状況			
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	給排気設備の計画外停止時の対応基本方針の制定	R5. 3. 1	給排気設備の計画外停止時の対応として現状把握や原因調査等の基本方針を新たに制定
	【マニュアル】 電気工作物点検整備マニュアル（G2S-F005）の改訂	R5. 3. 6	大型電動機の端子箱に関する自主的な点検手順を追加
	【電気工作物保安規程】 細則2 電気配線指針の改訂	R5. 4. 1	ケーブル断線の原因が圧着端子付近への振動による金属疲労であったことを踏まえ、電線施工時の注意点として、「電動機等から振動を受ける圧着端子付近の電線は、電線ボックスのサイズと電線の本数及びサイズを確認し、電線に応力が加わらないように施

			設すること」を明記		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間		内容	
A棟排気設備の修理作業		R5.3.13～3.16		電動機更新時において以下を確認 ・ケーブル圧着部にがたつきがないこと。また、圧着が確実にされ、被覆が噛みこんでいないこと。 ・端子に緩みがないことをレンチで増し締めし再確認する。 ・電線が過度に曲がっていないこと。 ・端子が曲げられていないこと。 ・絶縁テープの養生量が適切であること。	
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ○給排気設備の計画外停止時の対応基本方針		R5.3.2～3.3	当該作業を実施する作業員（発災元）：52名	100%	回覧により周知し、理解度を課長が確認
○マニュアル C2S-F005大型電動機の端子箱に関する自主的な点検手順を追加 各部点検要領改訂		R5.3.6 R5.3.15～R5.6.16	当該作業を実施する作業員（発災元）：12名 BE部（発災元含まず）：109名 TRP部：77名 工務技術部：103名 放射線管理部：23名	100%	教育実施の理解度確認票にて理解度を課長が確認
○電気工作物保安規程 細則2電線施工時の注意点を明記		R5.4.5～4.10	当該作業を実施する作業員（発災元）：44名	100%	回覧により周知し、理解度を課長が確認
○電気従事者教育 電線施工時の注意点を再確認		R6.5.20、6.14、7.5	電気従事者：134名	100%	教育実施の理解度確認票にて理解度を課長が確認
【訓練】					
7 水平展開の実施状況		水平展開の実施の有無及び判断根拠			
		（左欄の判断根拠） 核サ研内の類似設備について、再発防止を図るため。			
		■有 □無			

	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保安管理部		保安管理部長
	水平展開の実施状況		
	対策名	実施期間	展開範囲
	類似設備の点検及び点検要領の改訂等	R5. 2. 22 R5. 10. 19	～ 使用施設、再処理施設、RI施設（点検対象：158台）
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 類似設備の点検状況及び点検要領書の改訂状況等について進捗管理した。	【頻度】 1回／月
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 類似設備（158台）の点検及び点検要領の改訂は、令和5年10月19日までに全て終了した。点検結果を踏まえ、B棟のブロワ2台及び安全管理棟のブロワ3台について、端子箱を大型の物に交換することでケーブル負荷の改善を図った（B棟：8月31日完了、安全管理棟：9月8日完了）。 以上より、類似設備の調査を行い必要な対策を実施したことで、類似事象の未然防止を図ることができたことから、採った未然防止処置は有効であったと評価する。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保安管理部		保安管理部長
	環境技術開発センター		センター長
	理事長マネジメントレビュー		理事長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・環境技術開発センター及び保安管理部の不適合検討部会にて、再発防止対策の実施結果等を確認した。	良	R5. 8. 28（環センター） R5. 11. 30（保安管理部）
	・理事長マネジメントレビューにおいて、その内容や有効性を確認した。	良	R5. 11. 9
	再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日	
上記の再発防止策は有効であったことから、新たな対策の導入などはなし。			

⑤ 監視所内電気ストーブ電源コードの焦げ跡の確認（日本原電）

調査事項	状 況
1 事案の名称	東海発電所・東海第二発電所 監視所内電気ストーブ電源コードの焦げ跡の確認について
2 発生日	令和 5 年 2 月 8 日（水）
3 発生場所	東海発電所・東海第二発電所 監視所（非管理区域）
4 事案の概要	東海発電所は廃止措置中、東海第二発電所は第 25 回定期事業者検査中のところ、2023 年 2 月 8 日 14 時 46 分頃、監視業務を行っていた委託警備員が監視所内の電気ストーブ（以下、「当該ストーブ」という）のスイッチを投入した際、当該ストーブの電源コード（以下、「当該電源コード」という）のコンセントプラグを差し込んでいるコンセント付近から煙と焦げ臭いにおいらしきものを確認した。このため、コンセントから当該電源コードのコンセントプラグを直ちに引き抜き確認したところ、当該電源コードに焦げ跡らしきものを確認した。これを受けて、14 時 48 分に監視所より公設消防に通報（覚知時刻 14 時 48 分）した。また、自衛消防隊は 14 時 57 分に出動した。 公設消防は、15 時 02 分に発電所に到着（消防車 1 台、サイレン・赤色灯有）し、現場確認を実施した。 公設消防より、16 時 41 分に「15 時 06 分をもって本事象は火災※¹であると判断し、同時刻に鎮火※²を確認した」旨の連絡を受けた。その後、公設消防より 17 時 19 分に火災判断時刻の訂正があり、「16 時 35 分に本事象は火災であると判断した（鎮火判断時刻に変更なし）」旨の連絡を受けた。 なお、本事象に伴い当社及び公設消防は消火活動を実施していない。また、本事象に伴う人身災害の発生、発電所設備及び環境への影響は無かった。 ※1：燃烧現象の結果としての煤が見られたため。 ※2：熱画像により周囲の温度と同じであることを確認したため。
5 原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①電源コードの保護・養生等、電化製品の取扱い時の不注意が火災発生につながるという認識が不足していた。 ②当該電源コードに椅子のキャスター等が接触し、外力が加わりやすい環境で使用しており、かつ、容易に持ち運びが可能であり、移動の都度、当該電源コードが引っ張られた可能性がある。 ③当該ストーブは日々の使用前点検が未実施であった。 以上から、当該電源コードに外力が加わり、損傷を防ぐことができず、それを発見することもできなかった。
6 再発防止対策の実施状況	
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況	
対策名	実施期間 内容

(1) 発生事象に対する対策 ・ 構内立入者の遵守事項へ反映【①②③】 (2) 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・ 防火方針の改正 ・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化 ・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	2023. 4月以降, 順次配付 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	・以下のとおり対策を実施するとともに発電所員や協力会社社員に配布している「構内立入者の遵守事項」に反映した。 【無意識の外力による損傷防止】 机下等の床面に設置した電源コード等, 無意識に「踏みつけ」「ぶつけ」「引っ掛け」をしてしまう可能性のある箇所について保護カバーの設置又はテープによる養生を実施する。 【損傷有無の確認】 電気ストーブのような容易に持ち運びが可能なものは, 上記保護カバー等で養生しても, 移動すること自体で電源コードに外力が加わる可能性がある。そのため, 毎日1回, コンセントプラグ周りに損傷(電源コード根元部の傷の有無, コンセントプラグの変形等)が無いことを確認する。 【使用時以外コンセントプラグ抜き】 電気ストーブは, 使用時以外はコンセントプラグを必ず抜く。(誤ったスイッチONによる火災発生防止) あらゆる設備・機器に電気火災の発生リスクがあることを明示した。日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。 全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。 本店に新たに責任者を置き, 防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。 社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。						
発災現場における再発防止対策の実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1984 603 2024">対策名</th><th data-bbox="603 1984 967 2024">実施期間</th><th data-bbox="967 1984 1442 2024">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 2024 603 2105">(1) 本事象に係る措置</td><td data-bbox="603 2024 967 2105">2023. 2. 8</td><td data-bbox="967 2024 1442 2105"> ・ 当該ストーブの使用禁止措置 ・ 当該電源コードを接続していたコン </td></tr> </tbody> </table>			対策名	実施期間	内容	(1) 本事象に係る措置	2023. 2. 8	・ 当該ストーブの使用禁止措置 ・ 当該電源コードを接続していたコン
対策名	実施期間	内容						
(1) 本事象に係る措置	2023. 2. 8	・ 当該ストーブの使用禁止措置 ・ 当該電源コードを接続していたコン						

			セントの使用禁止措置 ・当該電源コードを接続していたコン セントの上流側電源の遮断措置		
	当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 （１）ＪＩＴ情報※を発行し、所員・協力会社社員に周知し、本事象について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）	2023. 2. 10 2023. 3. 30	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	－
	（２）安全衛生推進協議会※ ¹ や防火部会※ ² を通じて本事象の周知と注意喚起の徹底を行った。 ※１：当社・協力会社にて安全衛生、防火に関する意識高揚と災害防止等に関し協議を行う会議体（各社所長クラスが参加） ※２：安全衛生推進協議会の下部組織であり、当社・協力会社にて火災防止に関する情報・諸課題等を協議し、火災防止の推進を図る会議体	2023. 2. 9 2023. 2. 10	・ 防火部会加盟各社 ・ 安全推進協議会加盟各社	100%	－
	（３）一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。	年 1 回 の 反 復 教 育 及 び 入 所 時 教 育 時 において 実施	・ 所員（約500名（2025. 11 月 現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
	（４）当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。	各 種 研 修 コー ス に お いて 実 施	・ 所 員 （ 約 190 名 ） （ 希 望 者 が 受 講 ）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	上記教育実施状況（３）（４）については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点				

	検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。				
	【訓練】 —	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
	水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	安全・防災室 施設防護Gr		施設防護M		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
	(1) 緊急点検の実施		2023. 2. 8～ 2. 10	本事象の発生に伴い、当社及び協力会社において緊急点検を実施。	
	(2) 追加点検の実施 ・追加点検その1※ ¹ ・追加点検その2※ ² ※1:消費電力500W以上の電化製品で、主に電気ヒータ、電気ストーブ、電子レンジ、オーブン、電気ポット、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、自動販売機、コピー機、シュレッダー等を対象としている。 ※2:消費電力500W未満の電化製品で、主に扇風機、換気扇、パソコン電源、携帯充電器等を対象としている。		2023. 2. 16～ 3. 10	当該ストーブ以外の電化製品の電源コードの損傷及び外力がかかる可能性のある床面に電源コードを這わせた場合の保護カバー又はテープ養生の有無等の観点で追加点検を実施。	
	8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況			
【進捗管理の有無】 ■有 □無		【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。		【頻度】 1回／	
対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠					
■有 □無		(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表につい			

	て、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 C R 管理票：2023年2月9日（発行日）、2023年4月25日（是正処置完了日）	
対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
担当部署		責任者
安全・防災室 施設防護 G r		施設防護 M
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。（再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する） ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じ C R 管理票を発行し改善を図る。	是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2024. 8. 15
再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日
—		—

⑥ 開発試験棟における延長コードコンセントの焦げ跡の確認（核管センター）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	延長コードコンセントの焦げ跡の発見	
2	発生日	令和5年2月13日（月）	
3	発生場所	開発試験棟202号室（非管理区域）	
4	事案の概要	開発試験棟 201 号室（非管理区域）への給電に使用する延長コードコンセント（ブレーカー付延長コード及び電工ドラム、工事請負者所有品）の電源を落とすために 202 号室に入室した際、焦げ臭いにおいを感じた。202 号室の壁コンセントに接続したブレーカー付延長コードコンセントには異常がなかったため、これに接続した電工ドラムの差込プラグを引き抜いたところ、双方に焦げ跡があることを確認した。	
5	原因	①電工ドラムの差込プラグの片側の締め付け（ゆるみ）による発熱。 ②差込プラグ部分のがたつき/ゆるみ等の確認不足（センター及び工事請負者）。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
1) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」の策定（①②）		R5. 2. 20	1) センター構内で電気を使用する器具、工具、延長ケーブル等（以下、「電気使用器具等」という。）を使用する際の使用前後、使用中の点検項目、方法、使用上の注意事項等を取り纏めた手引きを策定し、試運用を開始した。
2) 安全管理作業要領の改訂（①②）		R5. 3. 24	2) 上記1)の試運用で有効性等が確認できたことから、管理区域内作業時のルールを定めた要領の別冊として整備し、本運用を開始した。
3) 一般安全作業要領の改訂（①②）		R5. 4. 1	3) 上記1)の試運用で有効性等が確認できたことから、構内作業全般のルールを定めた要領の別冊として整備し、本運用を開始した。
発災現場における再発防止対策の実施状況			
対策名		実施期間	内容
1) 安全意識の向上を図る教育		R5. 3. 27等	1) 当該事象の発生状況、時系列情報、発生原因、再発防止策等について
2) 電気使用器具等の点検		R5. 2. 20～	2) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく点検の実施
3) コンセント、延長ケーブル等電気器具の総点検		R6. 8. 1～R6. 8. 30	3) 電気器具の外観点検、有効期間（5年）の確認及びコンセントキャップの取り付け等

	4) コンセント、延長ケーブル等電気器具の総点検	R7. 8. 1～R7. 8. 29	4) 電気器具の外観点検、有効期間（5年）の確認及びコンセントキャップの取り付け等		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 1) 安全管理作業要領の改訂時教育	R5. 3. 23 ～ R5. 4. 5	警備員を除く協力会社員及び東海保障措置センターの職員等（71名）	100%	教育終了後の質疑応答
	【教育】 2) 一般安全作業要領の改訂時教育	R5. 4. 5 ～ R5. 4. 28	警備員及び本部組織の駐在者（40名）	100%	教育終了後の質疑応答
	【教育】 3) 安全意識向上のための教育	R5. 3. 27 ～ R5. 4. 11	警備員を除く協力会社員及び職員等（98名）	100%	教育終了後の質疑応答
	【教育】 4) 外部専門家による講習	R5. 4. 11 ～ R5. 5. 31	警備員を除く協力会社員及び職員等（101名）	100%	教育終了後の質疑応答
	【教育】 5) 保安規定に定める保安教育（安全管理に関する基本的事項・定期教育）	R5. 5. 16 ～ R5. 10. 13	警備員を除く協力会社員及び東海保障措置センターの職員等（80名）	100%	理解度テストの実施
	【教育】 6) 外部専門家による講習	R6. 6. 6 ～ R7. 3. 17	協力会社員及び職員等及び本部組織の駐在者（109名）	100%	アンケートを用いた参加者による理解度確認（当日参加できなかった者は、教育内容のフォローアップ後に同様にアンケートの実施）
	【教育】 7) 外部専門家による講習	R7. 7. 24 ～ R7. 10. 23	協力会社員及び職員等及び本部組織の駐在者（105名）	100%	アンケートを用いた参加者による理解度確認（当日参加できなかった者は、教育内容のフォローアップ後に同様にアンケートの実施）
	【訓練】 1) 公設消防本部との合同訓練	R5. 10. 26	防火管理者、自衛消防隊及び事故対策本部要員	100%	公設消防からの講評、訓練参加者による自己評価及び相互評価

			等 (26名)		
【訓練】 2) 避難訓練	R5. 10. 26 ～ R5. 11. 13	協力会社員、 東海保障措置センターの 職員等及び 本部組織の 駐在者 (110名)	100%	訓練参加者による自己評価及び相互評価（当日参加できなかった者は、訓練内容のフォローアップ後に質疑応答）	
【訓練】 3) 消火訓練	R5. 10. 26 ～ R5. 11. 13	協力会社員、 東海保障措置センターの 職員等及び 本部組織の 駐在者 (110名)	100%	訓練参加者による自己評価及び相互評価（当日参加できなかった者は、訓練内容のフォローアップ後に質疑応答）	
【訓練】 4) 公設消防本部との合同 訓練	R6. 10. 3	防火管理者、 自衛消防隊 及び事故対策本部要員等 (30名)	100%	公設消防からの講評、訓練参加者による自己評価及び相互評価	
【訓練】 5) 避難訓練	R6. 10. 3 ～ R7. 3. 5	協力会社員、 東海保障措置センターの 職員等及び 本部組織の 駐在者 (107名)	100%	理解度テストの実施（当日参加できなかった者は、訓練内容のフォローアップ後に同様に理解度テストの実施）	
【訓練】 6) 消火訓練	R6. 10. 3 ～ R7. 3. 5	協力会社員、 東海保障措置センターの 職員等及び 本部組織の 駐在者 (107名)	100%	理解度テストの実施（当日参加できなかった者は、訓練内容のフォローアップ後に同様に理解度テストの実施）	
【訓練】 7) 公設消防本部との合同 訓練	R7. 10. 2	防火管理者、 自衛消防隊 及び事故対策本部要員等 (29名)	100%	公設消防からの講評、訓練参加者による自己評価及び相互評価	
【訓練】 8) 避難訓練	R7. 10. 2 ～ R7. 10. 23	協力会社員、 東海保障措置センターの 職員等及び 本部組織の	100%	理解度テストの実施（当日参加できなかった者は、訓練内容のフォローアップ後に同様に理解度テストの実施）	

			駐在者 (105名)																											
	【訓練】 9) 消火訓練	R7. 10. 2 ～ R7. 10. 23	協力会社員、 東海保障措置センターの 職員等及び 本部組織の 駐在者 (105名)	100%	理解度テストの実施（当日参加できなかった者は、訓練内容のフォローアップ後に同様に理解度テストの実施）																									
7 水平展開の 実施状況	■有 □無 (左欄の判断根拠) 類似事象の発生のおそれがあるため 水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者 <table border="1"> <tr> <td>担当部署</td> <td>責任者</td> </tr> <tr> <td>東海保障措置センター</td> <td>所長</td> </tr> </table> 水平展開の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>対策名</td> <td>実施期間</td> <td>展開範囲</td> </tr> <tr> <td>1) 当該請負者が持ち込んだ電気使用器具等の「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」による点検。</td> <td>1) R5. 3. 24～</td> <td>1) 請負業者</td> </tr> <tr> <td>2) 当該事象の東海保障措置センター内への周知</td> <td>2) R5. 2. 17、 R5. 2. 20等</td> <td>2) センター朝会を介して、職員等全員</td> </tr> <tr> <td>3) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく対策</td> <td>3) R5. 2. 20～</td> <td>3) 協力会社員及び職員等全員</td> </tr> <tr> <td>4) 連絡調整会等による他拠点との情報共有</td> <td>4) R5. 3. 2、 R5. 4. 13等</td> <td>4) 六ヶ所保障措置センター</td> </tr> <tr> <td>5) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく定期点検</td> <td>5) 前回実施から1年を超えない期間内に実施予定</td> <td>5) 協力会社員及び職員等全員</td> </tr> <tr> <td>6) 外部専門家による電気火災をテーマとした教育の実施</td> <td>6) R5. 4. 11等</td> <td>6) 警備員を除く協力会社員及び職員等全員</td> </tr> </table>					担当部署	責任者	東海保障措置センター	所長	対策名	実施期間	展開範囲	1) 当該請負者が持ち込んだ電気使用器具等の「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」による点検。	1) R5. 3. 24～	1) 請負業者	2) 当該事象の東海保障措置センター内への周知	2) R5. 2. 17、 R5. 2. 20等	2) センター朝会を介して、職員等全員	3) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく対策	3) R5. 2. 20～	3) 協力会社員及び職員等全員	4) 連絡調整会等による他拠点との情報共有	4) R5. 3. 2、 R5. 4. 13等	4) 六ヶ所保障措置センター	5) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく定期点検	5) 前回実施から1年を超えない期間内に実施予定	5) 協力会社員及び職員等全員	6) 外部専門家による電気火災をテーマとした教育の実施	6) R5. 4. 11等	6) 警備員を除く協力会社員及び職員等全員
担当部署	責任者																													
東海保障措置センター	所長																													
対策名	実施期間	展開範囲																												
1) 当該請負者が持ち込んだ電気使用器具等の「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」による点検。	1) R5. 3. 24～	1) 請負業者																												
2) 当該事象の東海保障措置センター内への周知	2) R5. 2. 17、 R5. 2. 20等	2) センター朝会を介して、職員等全員																												
3) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく対策	3) R5. 2. 20～	3) 協力会社員及び職員等全員																												
4) 連絡調整会等による他拠点との情報共有	4) R5. 3. 2、 R5. 4. 13等	4) 六ヶ所保障措置センター																												
5) 「電気使用器具等の自主点検に係る手引き（別冊）」に基づく定期点検	5) 前回実施から1年を超えない期間内に実施予定	5) 協力会社員及び職員等全員																												
6) 外部専門家による電気火災をテーマとした教育の実施	6) R5. 4. 11等	6) 警備員を除く協力会社員及び職員等全員																												
8 再発防止 対策及び水平展開の 評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況 <table border="1"> <tr> <td>【進捗管理の有無】 ■有 □無</td> <td>【方法】 1) センター朝会 2) センター検討会議</td> <td>【頻度】 1) 1回／日 2) 必要の都度</td> </tr> </table> 対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠 <table border="1"> <tr> <td> ■有 □無 (左欄の判断根拠) 実施することとした再発防止策及び水平展開の一連の活動が全て完了し、有効であることが確認できたため </td> </tr> </table> 対策の有効性評価に係る担当部署・責任者 <table border="1"> <tr> <td>担当部署</td> <td>責任者</td> </tr> <tr> <td>東海保障措置センター</td> <td>所長</td> </tr> </table> 対策の有効性評価の方法・評価の結果					【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 1) センター朝会 2) センター検討会議	【頻度】 1) 1回／日 2) 必要の都度	■有 □無 (左欄の判断根拠) 実施することとした再発防止策及び水平展開の一連の活動が全て完了し、有効であることが確認できたため	担当部署	責任者	東海保障措置センター	所長																	
【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 1) センター朝会 2) センター検討会議	【頻度】 1) 1回／日 2) 必要の都度																												
■有 □無 (左欄の判断根拠) 実施することとした再発防止策及び水平展開の一連の活動が全て完了し、有効であることが確認できたため																														
担当部署	責任者																													
東海保障措置センター	所長																													

	評価方法	評価結果	評価日
	活動実績記録による評価	活動実績記録の確認により、有効と判断	R5. 7. 25
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容	実施日	

⑦ 核燃料サイクル工学研究所における自家用車両火災（機構サイクル研）

調査事項		状 況			
1	事案の名称	核燃料サイクル工学研究所における自家用車両火災について			
2	発生日	令和 5 年 4 月 1 0 日（月）6 時 3 5 分頃			
3	発生場所	地層処分基盤研究施設 東側駐車場（非管理区域）			
4	事案の概要	令和5年4月10日（月）6時35分頃、核燃料サイクル工学研究所（以下「サイクル研」という。）地層処分基盤研究施設の東側駐車場※（非管理区域・屋外）において、出勤してきたサイクル研に常駐する請負企業の作業員（以下「被災した者」という。）の自家用車から出火した。（近くで）出火を発見したサイクル研に常駐する請負企業の作業員が消火器を用いて初期消火を行った。 被災した者は、6時51分に119番通報を行い、7時8分頃に到着した公設消防により7時10分に鎮火が確認された。 なお、他の車両及び施設への影響、人的災害の発生はなく、警察により9時4分頃に事件性はないと判断された。 ※：当該駐車場は碎石を敷いて整備した場所であり、駐車した車両から生じる排熱の影響から枯草等が発火する可能性はない。			
5	原因	公設消防により出火の原因調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。 なお、令和3年度版消防白書によると、排気管（排気系）への着火物や可燃物の接触が出火原因としては最も多く、次いで電気配線の短絡やスパークが多いと報告されている。これらの事例を参考にすると、本事案については排気系の熱源又は電気系の短絡等を起因にして車両底部に取り付けられていた樹脂製カバー又は燃料配管へ引火し火災に進展したものと推察される。			
6 再発防止対策の実施状況					
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況					
対策名		実施期間		内容	
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間		内容	
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】					
【訓練】					

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠		
	☐ 有 ☒ 無	(左欄の判断根拠) ・公設消防により出火の原因調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。 ・従業員個人が所有する車両であり、道路運送車両法に定める自動車検査登録制度に基づく検査(車検)及び定期点検整備(法定12か月点検)を受検していた。 ・水平展開は実施していないが、情報共有及び注意喚起を実施した。 ① 安全ニュースによる事象の周知(R5.4.13発行) ② 安全衛生瓦版による車両火災を防ぐための注意喚起(R5.4.14及び24発行) *①、②とも事務連絡として所内にメール配信し、その後にイントラに掲載した。 ③ 緊急安全強化キャンペーン(R5.4.27～R5.5.31)における災害事例の周知と事例研究 *事例研究では、自家用車両火災を含む6件の災害事例から各職場において特に留意すべき事案について1件選択し、作業そのもののリスクや事象発生時の対応におけるリスク、作業方法の改善等について検討した。	
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者	
	担当部署		責任者
	保安全管理部		保安全管理部長
	水平展開の実施状況		
	対策名		実施期間
			展開範囲
	8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況	
【進捗管理の有無】 ☐ 有 ☐ 無		【方法】	【頻度】 1回/
対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠			
☐ 有 ☐ 無		(左欄の判断根拠)	
対策の有効性評価に係る担当部署・責任者			
担当部署		責任者	
対策の有効性評価の方法・評価の結果			
評価方法		評価結果	評価日
再発防止対策の改善状況			
改善内容		実施日	

⑧ 社員食堂におけるコンセントプラグでの焦げ跡の発見（三菱原燃）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	社員食堂におけるコンセント及びコンセントプラグでの焦げ跡の発見	
2	発生日	令和5年4月12日（水）	
3	発生場所	技術センター棟 社員食堂厨房（非管理区域）	
4	事案の概要	技術センター棟（非管理区域）社員食堂厨房において、協力会社の厨房責任者が電気ウォーマーテーブルの電源 ON の状態で電源灯が切れていることに気付き、配線用遮断器（漏電）を確認したところ、当該遮断器が落ちており、コンセントプラグ（以下「プラグ」という。）に焦げ跡があることを発見した。本事象において炎、煙の発生及び臭いはなかったが、12 時 50 分に公設 消防に調査依頼の連絡を行い、12 時 59 分に当社到着（消防車 2 台、サイレン・赤色灯有）、現場確認の結果、公設消防より、14 時 12 分に「13 時 10 分鎮火確認、14 時 10 分火災認定※1」の連絡を受けた。また、社内の対応として、13 時 20 分に防災組織を立ち上げた。なお、本事象において、当社及び公設消防は消火活動を実施していない。 ※1：電気ウォーマーテーブルのコンセント及びプラグを分解した際、プラグの中に短絡痕（電極間が短絡し電流が流れたと思われる球状の痕跡）、プラスチックの変色が見られたこと及び煤（すす）が付着していたことから火災認定に至った。	
5	原因	①（直接的な要因）棚に置いた食器類を入れた食器かごを奥に押し込んだ際に、この食器かごがプラグに当たり、コンセントと防水プラグキャップの間に隙間を生じさせ、水分の浸入を招いた。 ②（間接的な要因）当該プラグは長期にわたり取り外されず、水分の浸入によるプラグ電極部の酸化に気づかない状態で使用を続けたため、プラグの電極とコンセント側 電極間の酸化被膜部の接触抵抗が増加して加熱が継続し、プラグ の絶縁材が徐々に劣化してプラグ電極間の絶縁が破壊されたことにより短絡に至った。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
・社内規定「防火管理規定（RUL-SC04-01）」の改定【②】		R5. 8. 1改定発行	・防火自主点検チェックシートに、電気関係のチェック項目を追加し充実させた。 ・コードリール登録・廃止届に関して規定した。 ・コードリール点検の実施に関して規定した。（記録様式の追加）
発災現場における再発防止対策の実施状況			
対策名		実施期間	内容
・食器かご接触防止カバーの設置【①】		R5. 6. 29 完了	・当該プラグへ食器かごが接触しないように、接触防止カバーを設置した。 ・当該電気ウォーマーテーブルは、設置から約12年経過しているため、念のため更新した。 ・厨房内の水分の影響を受け易い類似個所に設置されているコンセントを食堂側に移設した。
・電気ウォーマーテーブルの更新		R5. 6. 29完了	
・コンセント位置変更【①】		R5. 9. 13 完了	

当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）	
【教育】 ・ 厨房コンセント及びプラグにおける火災の教育 ・ コードリール（電工ドラム）取扱い方法 教育 ・ 「火災・爆発災害防止」の教育 ・ 「過去の火災事例教育、電気器具の取り扱い」 ・ ひたちなか・東海広域消防組合による火災認定判断に関する講習会 【再周知徹底】 ・ 火災発見時および焦げ跡・煤（すす）等を発見した際の連絡方法をイントラ掲示板にて再周知 【教育】 ・ 自社において過去に発生した火災の事例教育（繰返し教育） ・ 防火安全担当による防火に関する訓示（社員集会） ・ 自社において過去に発生した火災の事例教育（厨房火災） ・ 電気火災防止教育 ・ 火災・爆発災害防止教育 ・ 自社において過去に発生した火災の事例教育（繰返し教育） ・ 電源コードの取扱い及び電源プラグ等の点検についての教育 ・ 自社において過去に発生した火災の事例教育（繰返し教育） ・ 防火安全担当による防火に関する訓示（社員集会）	R5. 5. 1 R5. 8. 8 R5. 10. 12 R5. 10. 25 R5. 11. 14 R5. 10. 26 R6. 3. 1 ～3. 29 R6. 5. 14 R6. 5. 14 ～5. 31 R6. 5. 14 ～5. 31 R6. 11. 1 ～11. 29 R6. 11. 9 ～11. 29 R6. 11. 9 ～11. 29 R7. 3. 1 ～3. 29 R7. 5. 14	全社員 全社員 全社員 全社員 主に関係管理職（52名） 全社員 全社員 全社員 全社員 全社員 全社員 全社員 全社員 全社員 全社員	100% 100% 100% 100% 100% — 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上 ・ 質疑応答による。 — ・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。 — ・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上 ・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。 —	

当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
・ 自社において過去に発生した火災の事例教育（繰り返し教育）		R6. 11. 9 ～11. 29	全社員	100%	・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。
【訓練】					
・ 火災防護活動訓練、防災総合訓練における、迅速な通報連絡、プレス対応（情報収集・模擬プレス発表等）を含めた訓練		R5. 11. 6 （火災防護）	防災組織員 （134名/141名）	95. 0%	・ 訓練実施結果について、訓練実施後、社内周知を実施。
		R6. 1. 30 （総合防災）	防災組織員 （144名/153名）	94. 1%	
・ 水消火器訓練		R5. 11. 9	対象社員15名	100%	・ 実践による操作の確認による。
・ 同上		R6. 3. 13	対象社員18名	100%	・ 同上
・ 通報訓練（EMCによる防災組織呼出）		R6. 5. 14	防災組織員 （261名）	100%	・ EMCコールバック実績確認による。
・ 放水訓練（消火栓、可搬消防ポンプ）		R6. 4. 26 R6. 5. 24 R6. 7. 4 R6. 10. 11 R6. 10. 16 R6. 10. 25 R6. 11. 13	防災組織現場活動隊 （計54名）	100%	・ 実践による操作の確認による。（以下同）
・ 火災防護活動訓練、防災総合訓練における、迅速な通報連絡、プレス対応（情報収集・模擬プレス発表等）を含めた訓練		R7. 2. 3	防災組織員 （161名/175名）	92%	・ 訓練実施結果について、訓練実施後、社内周知を実施。
・ 通報訓練（EMCによる防災組織呼出）		R7. 5. 27	防災組織員	100%	・ EMCコールバック実績確認による。
・ 放水訓練（消火栓、可搬消防ポンプ）		R7. 4. 26 R7. 5. 24 R7. 7. 4	防災組織現場活動隊 （計21名）	100%	・ 実践による操作の確認による。（以下同）
7 水平展開の実施状況					
水平展開の実施の有無及び判断根拠		水平展開の実施の有無及び判断根拠			
		（左欄の判断根拠）			
		■ 有 □ 無 食堂厨房以外でも、水回りで使用される（水分の影響を受ける）コンセント及びプラグにおいても、同様の事象が起こる可能性があるため。（その他、長期間抜き差しのないコンセント及びプラグ含む）			
		水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者			
		担当部署		責任者	
		安全・品質保証課、設備技術課		安全・品質保証部長	
		水平展開の実施状況			
対策名		実施期間		展開範囲	

	①屋外及び屋内の水回りコンセント、プラグの全数点検 ②コンセント、プラグ、コンセントキャップ、テーブルタップ（床置きの有無）等の点検 ③自動販売機コンセント及びプラグの点検 ④0Aフロア下コンセント及びプラグの点検 ⑤分電盤、制御盤の全数調査及び点検 ⑥電工ドラム調査及び点検 ※上記は毎年度、継続して実施中	R5. 5. 15～ R5. 6. 13 R5. 10. 25 R5. 11. 27～ R5. 12. 11 R5. 11. 27～ R6. 1. 21 R5. 5. M～ R5. 12. E R5. 5. 4～ R5. 8. 31	構内全体 構内全体 構内全体（16/16台 完了） 事務所対象フロア 構内全体（1438/1438台完了） 構内全体
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 ・S-UNDR/保安是正処置管理票及び保安予防処置管理票に処置計画及び処置結果を記載し、保安情報共有会議にて進捗を管理する。 ・防火マネジメントレビュー会議にて社長報告し、進捗を管理する。	【頻度】 ・1回／月 ・2回／年
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 1) 再発防止対策の有効性評価 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、再発防止対策完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性を評価する。 2) 水平展開の有効性評価 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、水平展開対策完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性を評価する。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署	責任者	
	安全・品質保証課、設備技術課	安全・品質保証部長	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	1) 再発防止対策 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、再発防止対策完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性を評価。 2) 水平展開 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、水平展開完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性の評価。	・再発防止対策が適切に実施され、不具合等が発生していないことより有効と判断。	R5. 12. 13
	再発防止対策の改善状況		

	改善内容	実施日
	・ MNFにて「点検済」シールを作成し、それを協力業者に配布し、協力業者が持込むコードリールについては、当該点検済シールが貼付されていないコードリールは使用できない（持ち込めない）ルールとした。 （有効期限は点検日から1年） ・ 元消防署員の0B4名を委員とする外部専門評価委員会を年に2回開催。（委員による防火活動状況の確認・評価）	R6. 12～運用開始 R6. 3. 13 R. 7. 3. 27～4. 30 R6. 11. 19 R7. 3. 19 R7. 11. 21

⑨ J-PARC センターMR 第2電源棟における火災（機構原科研）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	J-PARC MR 第2 電源棟における火災	
2	発生日	令和5年4月25日（火）	
3	発生場所	J-PARC MR 第2 電源棟（一般施設）	
4	事案の概要	令和5年4月25日(火)17時09分、MR 加速器の調整中に、J-PARC MR 第2 電源棟（一般施設）に設置している電磁石電源での異常「トランス温度高」が検知され、インターロックにより、同電源は自動停止した。このため、KEK の担当職員1 名が J-PARC MR 第2 電源棟を確認したところ、17 時15 分頃、電源盤内のトランス（幅24cm×高さ24cm×奥行27cm）の下部に高さ数 cm 程度の炎を確認し、ABC 粉末消火器を用いて初期消火を実施した。同職員は17 時23 分に119 番通報した。17 時58 分に公設消防は本事象を「火災」と判定し、同時刻に鎮火を確認した。 本事象は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく報告事象には該当しない。	
5	原因	焼損箇所の特定と発火原因の調査を行った結果、以下のことが明らかとなった。 ・トランスの2次巻線と静電シールド2の間の絶縁材料の焼損が激しい。 ・その他の部品（コイル等）は健全であった。 以上のことから、2次巻線と静電シールド2の間の絶縁が劣化し、短絡に至ったことが火災発生の直接的な原因と推定される。 当該トランスは、特別仕様の特注品で、電源の製作を受注した業者が仕様を定めたものである。その際に、トランスの絶縁設計に対して、チョッパ回路から回り込む高周波ノイズの影響が十分に考慮されていなかった。2 次巻線と静電シールド2の間には、使用定格の周波数と電圧に対して必要な絶縁が取られていたが、高周波ノイズによるコロナ放電に対する配慮が十分ではなかった。そのため、構造的に2次巻線と静電シールド2の間の電界が集中する箇所でコロナ放電による絶縁劣化が徐々に進行し、使用開始後約1 年で火花放電に至り、絶縁材料に着火して焼損したものと推定される。	
6 再発防止対策の実施状況			
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	・安全確認実施要領における「安全確認検討会」検討項目の拡充	R5. 7～R5. 8	各ディビジョンで実施している「安全確認検討会」について定めた安全確認実施要領において、現場作業に係る安全確認に加えて、設備・機器等の新設や改造を行う場合においても「安全確認検討会」において安全確認を実施できるよう、検討項目を拡充する改正を実施した。
	・「通報連絡の初動対応要領」の変更	R5. 7. 3変更	火災のおそれのある事象も含めて、各自治体へ通報連絡を行えるようFAX様式を変更した。

発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名	実施期間	内容		
初充電方式の変更	R5. 5～R5. 6	電源装置内の初充電回路（発災原因となったトランスを使用）を、トランスを使用しない方式に変更した。 変更後、運用開始前に通電試験を実施して、電源全体の健全動作、安全性を確認した。 当該電源と同型の別の電源に対しても同じ対策を施した。		
チョッパ回路を有する大電力容量の電源を設計制作する際の確認	今後、継続して実施	チョッパ回路にトランスを接続する場合には、絶縁対策が行われていることを受注者・発注者双方で確認する。		
装置、設備等の設計製作を外注する場合の対応	今後、継続して実施	火災の可能性の排除をはじめとした安全性の確保について受注者・発注者双方で確認する。		
類似回路をもつ電源の安全性調査	R5. 5～R5. 6	発災した電源と類似の回路構成を持つ電源（チョッパ回路からの高周波ノイズに晒されているトランスを含む電源）について調査を実施し、いずれの電源も高周波ノイズに対する対策がされており、安全性に問題がないことを確認した。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・火災事例に関する教育	R5. 12 ～ R6. 3	J-PARC構成員 （669名）	100%	教育において理解度確認を実施した。また、各部署で事例研究を実施した。
・「通報連絡の初動対応要領」の変更	R5. 7. 3	緊急時対策所員（11名）（関係者のみ対象）	100%	担当課長等が関係者に教育を実施し、質疑応答により理解していることを確認した。
・新構成員安全衛生講習会（「安全衛生講習」及び「事故・トラブル事例」の教育）	R6. 4. 24 ～ R6. 4. 25	J-PARC 構 成 員 （35名）	100%	教育において理解度確認を実施した。
	R6. 7. 24 ～ R6. 7. 29	J-PARC 構 成 員 （14名）	100%	
	R6. 10. 24	J-PARC 構 成 員 （8名）	100%	
	R7. 4. 23 ～ R7. 4. 25	J-PARC 構 成 員 （43名）	100%	教育において理解度確認を実施した。

		R7. 5. 7	J-PARC 構 成 員 (1名)	100%	
		R7. 7. 28 ~ R7. 7. 30	J-PARC 構 成 員 (6名)	100%	
・ 作業責任者ライセンス教育 （「作業責任者教育」及び 「事故・トラブル事例」の 教育）		R7. 10. 29 ~ R7. 11. 10	J-PARC 構 成 員 (3名)	100%	教育において理解度確認を 実施した。
		R6. 4. 24 ~ R6. 4. 25	J-PARC 構 成 員 (23名)	100%	
		R6. 6. 3	J-PARC 構 成 員 (1名)	100%	
		R6. 7. 24 ~ R6. 7. 29	J-PARC 構 成 員 (9名)	100%	
		R6. 9. 3 ~ R6. 9. 30	J-PARC 構 成 員 (320名)	100%	
		R6. 9. 20	J-PARC 構 成 員 (2名)	100%	
		R6. 10. 1 ~ R6. 10. 31	J-PARC 構 成 員 (115名)	100%	
		R6. 10. 24	J-PARC 構 成 員 (4名)	100%	
		R6. 11. 8~ R6. 11. 19	J-PARC 構 成 員 (12名)	100%	
		R7. 4. 17 ~ R7. 4. 25	J-PARC 構 成 員 (31名)	100%	
		R7. 5. 7~ R7. 5. 12	J-PARC 構 成 員 (2名)	100%	
		R7. 6. 5	J-PARC 構 成 員 (1名)	100%	
		R7. 7. 28 ~ R7. 8. 1	J-PARC 構 成 員 (4名)	100%	
		R7. 10. 29 ~ R7. 11. 13	J-PARC 構 成 員 (4名)	100%	
【訓練】 ・ 非常事態総合訓練（火災想 定）（R5年度） ・ 非常事態総合訓練（火災想		R5. 10. 10	緊急時対策所 員（45名） 事故現場指揮 所員（15名） 現場対応者（25 名） 他	100%	J-PARCセンターにおいて、セ ンター長によるレビュー会 議を実施した。
		R6. 12. 24	緊急時対策所	100%	J-PARCセンターにおいて、セ

	定) (R6年度)		員 (53名) 事故現場指揮 所員 (19名) 現場対応者 (17 名) 他		ンター長レビュー会議を実施した。	
	・ 非常事態総合訓練 (火災想定) (R7年度)	R7. 10. 07	緊急時対策所 員 (52名) 事故現場指揮 所員 (25名) 現場対応者 (47 名) 他	100%	J-PARCセンターにおいて、センター長レビュー会議を実施した。	
	・ 消火器取扱訓練 (R6年度)	R6. 11. 13	J-PARC 構 成 員 (53名)	100%	対象者に放水訓練を実施した。	
	・ 消火器取扱訓練 (R7年度)	R7. 11. 12	J-PARC 構 成 員 (57名)	100%	対象者に放水訓練を実施した。	
7 水平展開の 実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠					
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 本件の発生状況及び原因について、原子力科学研究所 (各部・センター) 及び原子力機構 (他拠点) と共有するため。				
		水平展開の実施 (範囲・方法等の決定を含む) に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者			
	J-PARCセンター 加速器ディビジョン		J-PARCセンター 加速器ディビジョン長			
	水平展開の実施状況					
	対策名		実施期間	展開範囲		
	「安全情報」による情報展開		R5. 5. 8、 R5. 6. 13	原子力科学研究所 (各部・センター)、 原子力機構 (他拠点)		
	8 再発防止対策及び水平展開の 評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況				
		【進捗管理 の有無】 ■有 □無	【方法】 J-PARCセンター対策会議における進捗確認、及び状況共有			【頻度】 1～2回／週 (R5. 4～R5. 6)
対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠						
■有 □無		(左欄の判断根拠) 初充電方式の変更を行った電源について、その健全性を確認する必要があるため。				

対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
担当部署		責任者
J-PARCセンター 加速器ディビジョン		J-PARCセンター 加速器ディビジョン長
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
初充電方式の変更作業完了後、運用開始前に通電試験を実施して、電源全体の健全動作、安全性を確認する。	試験の結果、健全性・安全性を確認できた。	R5. 6. 10
再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日
上記対策を行ったのち、MR加速器については、とくに問題なく運転を実施している。		R5. 6. 10

⑩ J-PARC センターハドロン電源棟における火災（機構原科研）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	J-PARC ハドロン電源棟における火災	
2	発生日	令和5年6月22日（木）	
3	発生場所	J-PARC ハドロン電源棟（管理区域）	
4	事案の概要	ハドロン実験施設では、令和5年6月16日（金）から6月22日（木）までの予定で、ビーム調整のための運転を行っていた。6月22日（木）0時51分頃、ビーム調整運転中にインターロックシステムによりMR加速器はビーム運転を停止した。同時刻にJ-PARC ハドロン電源棟（管理区域）で火災報知設備が発報したため、0時52分にMR加速器以外のJ-PARC 全施設のビーム運転も手動で停止し、0時54分に公設消防へ119番通報した。0時59分にKEK職員1名及びJAEA職員1名が現場を確認したところ、室内に煙を確認し、1時00分にKEK職員が電源装置の転極器から火が出ていることを確認したため、ABC粉末消火器1本により初期消火を開始し、直後にもう1本のABC粉末消火器を用いて初期消火を完了した。1時46分に公設消防は本事象を「火災」と判定し、1時55分に鎮火を確認した。 本事象は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく報告事象には該当しない。	
5	原因	転極器中にある回転電極のアーチ型導体が瞬間的に本来の位置から動いた結果、回転電極のアーチ型導体と接触子との間の接触抵抗が増大して発熱し、それにより周囲の樹脂が発火したと考えられる。当該転極器は1980年代より使用されており、通電と停止を繰り返すことで疲労によりその部分の強度が低下し、最終的に円盤型絶縁体が破損しアーチ型導体の位置が保持できなくなったものと推察する。	
6 再発防止対策の実施状況			
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	発災現場における再発防止対策の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	転極方式の変更	R5. 10～R6. 2	ハドロン実験施設にて運用してきた同型の転極器12台について、転極器を撤去するか、今回焼損したものとは異なる方式（電磁接触器型）の転極器へ入れ替えた。
	特殊な構造の電源装置等の有無の確認	R5. 7～R5. 8	特殊な構造のため点検等により耐用性を確認することが困難な電源等が、上記の転極器以外にないことを確認した。
	転極器の健全性の確認	R5. 10. 27	点検により健全性を確認した。

	電気設備の健全性の確認	R5. 7～R5. 10 R6. 9～R6. 11	劣化の兆候がみられないか、各部の損傷、腐食を含む点検を行った。		
	電源装置のうち通電と停止を繰り返すことで強度低下の懸念がある個所への対応	R5. 10. 27	点検により健全性を確認した。		
	電源装置の周囲からの可燃物の排除	R6. 4. 5	巡視により確認した。		
	当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】				
	・火災事例に関する教育	R5. 12 ～ R6. 3	J-PARC構成員 (669名)	100%	教育において理解度確認を実施した。また、各部署で事例研究を実施した。
	・新構成員安全衛生講習会 （「安全衛生講習」及び 「事故・トラブル事例」の 教育）	R6. 4. 24 ～ R6. 4. 25	J-PARC 構 成 員 (35名)	100%	教育において理解度確認を実施した。
		R6. 7. 24 ～ R6. 7. 29	J-PARC 構 成 員 (14名)	100%	
		R6. 10. 24	J-PARC 構 成 員 (8名)	100%	
		R7. 4. 23 ～ R7. 4. 25	J-PARC 構 成 員 (43名)	100%	教育において理解度確認を実施した。
		R7. 5. 7	J-PARC 構 成 員 (1名)	100%	
		R7. 7. 28 ～ R7. 7. 30	J-PARC 構 成 員 (6名)	100%	
		R7. 10. 29 ～ R7. 11. 10	J-PARC 構 成 員 (3名)	100%	
	・作業責任者ライセンス教育 （「作業責任者教育」及び 「事故・トラブル事例」の 教育）	R6. 4. 24 ～ R6. 4. 25	J-PARC 構 成 員 (23名)	100%	教育において理解度確認を実施した。
		R6. 6. 3	J-PARC 構 成 員 (1名)	100%	
		R6. 7. 24 ～ R6. 7. 29	J-PARC 構 成 員 (9名)	100%	
		R6. 9. 3 ～ R6. 9. 30	J-PARC 構 成 員 (320名)	100%	
		R6. 9. 20	J-PARC 構 成 員 (2名)	100%	
		R6. 10. 1 ～ R6. 10. 31	J-PARC 構 成 員 (115名)	100%	

		R6. 10. 24	J-PARC 構 成 員 (4名)	100%	
		R6. 11. 8～ R6. 11. 19	J-PARC 構 成 員 (12名)	100%	
		R7. 4. 17 ～ R7. 4. 25	J-PARC 構 成 員 (31名)	100%	教育において理解度確認を実施した。
		R7. 5. 7～ R7. 5. 12	J-PARC 構 成 員 (2名)	100%	
		R7. 6. 5	J-PARC 構 成 員 (1名)	100%	
		R7. 7. 28 ～ R7. 8. 1	J-PARC 構 成 員 (4名)	100%	
		R7. 10. 29 ～ R7. 11. 13	J-PARC 構 成 員 (4名)	100%	
	【訓練】				
	・ 非常事態総合訓練（火災想定）（R5年度）	R5. 10. 10	緊急時対策所員(45名) 事故現場指揮所員(15名) 現場対応者(25名) 他	100%	J-PARCセンターにおいて、センター長によるレビュー会議を実施した。
	・ 非常事態総合訓練（火災想定）（R6年度）	R6. 12. 24	緊急時対策所員（53名） 事故現場指揮所員（19名） 現場対応者（17名） 他	100%	J-PARCセンターにおいて、センター長レビュー会議を実施した。
	・ 非常事態総合訓練（火災想定）（R7年度）	R7. 10. 07	緊急時対策所員（52名） 事故現場指揮所員（25名） 現場対応者（47名） 他	100%	J-PARCセンターにおいて、センター長レビュー会議を実施した。
	・ 消火器取扱訓練（R6年度）	R6. 11. 13	J-PARC 構 成 員 (53名)	100%	対象者に放水訓練を実施した。
	・ 消火器取扱訓練（R7年度）	R7. 11. 12	J-PARC 構 成 員 (57名)	100%	対象者に放水訓練を実施した。

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠		
	☒ 有 ☐ 無	(左欄の判断根拠) 本件の発生状況及び原因について、原子力科学研究所(各部・センター)及び原子力機構(他拠点)と共有するため。	
	水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	J-PARCセンター 素粒子原子核ディビジョン		J-PARCセンター 素粒子原子核ディビジョン長
	水平展開の実施状況		
	対策名	実施期間	展開範囲
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ☒ 有 ☐ 無	【方法】 J-PARCセンター対策会議における進捗確認、及び状況共有	【頻度】 1～2回／週 (R5. 6～R5. 10) 1回／2週 (R5. 11～)
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	☒ 有 ☐ 無	(左欄の判断根拠) 転極方式を変更した電源装置の健全性を確認する必要があるため。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	J-PARCセンター 素粒子原子核ディビジョン		素粒子原子核ディビジョン長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	転極方式を変更した電源装置の健全性を確認する。	転極方式を変更した電源装置について、通電試験により、健全であることが確認できた。	R6. 4. 5
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
	転極器の撤去及び異なる方式への転極器の入れ替え作業は令和6年1月に終了した。その後通電試験を実施し、すべて健全であることを確認した。		R6. 4. 5

⑪ 東海第二発電所における焦げ跡の確認（日本原電）

調査事項		状 況	
1 事案の名称	東海第二発電所 サービス建屋 1 階 ランドリー室 乾燥機 No. 7 制御盤内端子台の焦げ跡について		
2 発生日	令和 5 年 7 月 1 9 日（水）		
3 発生場所	東海第二発電所 サービス建屋（管理区域）		
4 事案の概要	東海第二発電所は第 2 5 回定期事業者検査中のところ、2 0 2 3 年 7 月 1 9 日 1 4 時 2 4 分頃、ランドリー室の乾燥機※¹No. 7（以下、「当該乾燥機」という）を点検中※²の当該乾燥機メーカーから派遣された協力会社社員（以下、「協力会社社員」という）が、当該乾燥機の制御盤内端子台（以下、「当該制御盤内端子台」）に焦げ跡らしきものを発見し、この点検に立ち会っていた当社社員より、中央制御室の発電長に連絡した。このため、発電長は 1 4 時 2 7 分に公設消防に一般回線※³にて連絡した（覚知時刻 1 4 時 2 7 分）。また、自衛消防隊は 1 4 時 4 4 分に出動した。公設消防は、1 4 時 4 3 分に発電所に到着（消防車 1 台、ワゴン車 1 台、サイレン・赤色灯有）した。その後、現場確認を実施した公設消防により、1 5 時 1 3 分に火災と判断された旨の情報を当社通報連絡責任者が確認した。また、鎮火時刻については 7 月 1 0 日の 1 0 時 5 5 分と推定される※⁴との連絡を公設消防より受けた。 ※ 1：管理区域内で使用した作業着を洗濯した後、乾燥する機器であり、東海第二発電所には全 7 台が設置されている。 ※ 2：当該乾燥機は 2 0 2 3 年 7 月 1 0 日 1 0 時 5 0 分頃、エラー表示（インバータ異常）が発生し自動停止した。この際、異臭・煙等の異常は確認されず、当該乾燥機の N F B（ノーヒューズブレーカー：配線用しゃ断器）を「切」とし、当該乾燥機メーカーに点検を依頼していた。 ※ 3：現場の状況から現時点において進展性はないと判断し、一般回線で連絡した。 ※ 4：7 月 1 0 日の 1 0 時 5 0 分に当該乾燥機は自動停止しており、状況から裕度を見て自動停止から 5 分後の 1 0 時 5 5 分を鎮火時刻と推定するとのことであった。		
5 原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①製造メーカーにおいて工場出荷前の制御盤組み立て・調整過程において、目視や触手等による確実なネジ締め付け確認が不足していたことにより初期不良が発生した。		
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（1）発生事象に対する対策 ・発注仕様書へ反映【①】		2 0 2 3 . 9 . 1	・今年度に予定している洗濯機及び乾燥機の取替に当たっては、発注仕様書にネジの確実な締め付けに係る注意事項を明記した。
・調達管理における要求【①】		2 0 2 3 . 1 0 . 2 3	・従来から発電設備に対しては、設備使用時に不具合が生じぬよう、工場や現地における電源ケーブル端子台の締め付け確認を含む検査等を通じて品質の維持に努めている。今後、再発防止として火災事象に結び付く

	(2) 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・ 防火方針の改正 ・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化 ・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	ような電源ケーブル端子台を有する一般設備（例：電動シャッターや給湯設備等）についても、調達管理の中で締め付け確認を要求する。 あらゆる設備・機器に電気火災の発生リスクがあることを明示した。日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。 全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。本店に新たに責任者を置き、防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。 社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間	内容		
－		－	－		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】					
(1) 製造メーカーに工場出荷前の制御盤組み立て・調整過程でのネジ締め付けを確実に実施するよう注意喚起を行った。		2023. 7. 20 2023. 10. 6	・ 当社⇒協力会社 ・ 製造メーカー	100%	－
(2) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。		年 1 回の反復教育及び入所時教育時において実施	・ 所員（約500名（2025. 11 月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施

(3) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。 上記教育実施状況(2)(3)については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。		各種研修コースにおいて実施	・所員(約190名) (希望者が受講)	100%	アンケートにより理解度確認を実施
【訓練】 —		—	—	—%	—

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者		
	安全管理室 放射線・化学管理Gr		放射線・化学管理M		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
	(1) 同一製造メーカー製品の点検		2023.7.19~24	当該乾燥機以外に現在使用中の同一製造メーカーの製品が発電所敷地内に11台(洗濯機4台、乾燥機7台)あるため、これらについて端子部のネジの締め付け状態及び端子の固定状態を確認し、全数異常のないことを確認した。	
	(2) 初期不良を考慮した点検		2023.8.1~8.8	本事象は工場出荷前に当該制御盤端子台のネジ締め付け確認が不足したことによる初期不良が原因であることを踏まえ、①至近(2022年4月以降)に発注・納入した機器	

			でかつ②発電所設置後に端子部のネジの締め付け確認をしていない機器を対象機器※5として、端子部のネジの締め付け状態及び端子の固定状態を確認した。その結果、全18台が抽出され全て異常の無いことを確認した。 ※5:端子部が容易に確認できない機器(例:一般家電製品等筐体を分解する必要がある機器)は対象外としている。
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。	【頻度】 1回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 CR管理票:2023年7月19日(発行日)、2023年10月23日(是正処置完了日)	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	安全管理室 放射線・化学管理Gr		放射線・化学管理M
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法		評価結果	評価日
・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを		是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2025. 1. 10

	行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・ 対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じＣＲ管理票を発行し改善を図る。		
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
	—		—

⑫ 第2管理棟における火災（JCO）

調査事項	状 況
1 事案の名称	第2管理棟における火災
2 発生日	令和 5 年 10 月 17 日（火）
3 発生場所	第2管理棟 205 室（管理区域）
4 事案の概要	令和 5 年 10 月 17 日（火）15 時 05 分頃、株式会社ジェー・シー・オー東海事業所（以下「JCO」という）第 2 管理棟 205 室（管理区域）で、設備解体作業を監督している協力会社社員が異臭を感じ、周辺を調査した。調査中に異臭が強く感じられた 205 室の電源盤を開けたところ、盤内に一瞬煙が見られた。このため、電源盤内の異常を感じた協力会社社員は電気供給側のブレーカを切り、電源盤内の 200V コンセントプラグ（以下「プラグ」という。）を抜いて確認したところ、プラグに焦げ跡があることを発見した。 事象の報告を受けた JCO 社員は 15 時 20 分頃に当該現場に到着して状況確認を開始し、15 時 54 分（公設消防による覚知時刻）に公設消防に 119 番通報した。（事象発生から通報まで約 50 分を要した。） 16 時 04 分に消防車 3 台、16 時 08 分に消防車 2 台が JCO に到着し（サイレン・赤色灯有）、現場確認を開始した。公設消防は、16 時 27 分に本事象は火災であったと認定し、16 時 32 分に鎮火を確認した。また、社内の対応として、15 時 54 分に事故対策本部を立ち上げた。 なお、本事象に伴い JCO 及び公設消防は消火活動を実施していない。また、本事象に伴う人身災害の発生、JCO のその他設備及び周辺環境への影響はなかった。 発災現場の第2管理棟では、施設内の設備解体撤去・管理区域解除工事、放射性廃棄物を分別し詰め替える作業を実施している。当該プラグからは、当日朝の 9 時頃から連続してグリーンハウス内作業者の暑熱対策用スポットクーラーへ電気が供給されていた。
5 原因	（プラグの形状） プラグからは板状の電極（栓刃）が出て、コンセント内には栓刃を両側から挟む電極（刃受）が内蔵されている。今回事象のプラグ（200V 三相プラグ接地付タイプ）には 4本の栓刃が付いている。 （火災調査方法） 原因調査を行うため協力会社社員およびJCO 社員（両社とも電気保全担当者を含む）にて当時の作業状況の確認や当該プラグおよび接続しているコード、当該コンセントおよび接続しているコードの異常の有無について現物確認を行った。その後、それらの事実をもとに JCO所長以下管理職および協力会社現場責任者にて会合を持ち、原因究明および対策の検討を行った。さらに、会合にて得られた原因および対策については、JCO が外部委託している電気主任技術者（以下、電気主任技術者という）の見解を求めることとした。 （火災調査結果） 当該コンセントの前面カバーを外して内部を確認したところ、焦げ跡が見られた栓刃と対になっているコンセント刃受のすき間幅が、他の刃受よりも広がっていることが目視で確認された他は、ほこりの蓄積、ネジの緩み、刃受のさびは確認されず、コンセント裏側の配線等にも特に異常は見られなかった。 なお、協力会社社員へのヒヤリングでは、火災前日までの抜き差し時にはプラグの緩みや発熱は感じられなかったとのこと

		だった。 (原因：火災及び通報遅延) ①刃受間のすき間が広がっていたことから、端子部の接続不良による抵抗値増加により発熱し、プラグ側に伝わった熱で栓刃根元の樹脂および当該栓刃に接続されたコードを被覆する樹脂が焦げた。(施設内のコンセントは1回／年の外観の点検を実施していたが、内部の確認までは実施していなかった。) ②R5年5月頃から協力会社社員はスポットクーラー(熱中症対策用)のプラグを毎日抜き差ししており、抜き差しの頻度が増したことによりコンセント側の刃受間のすき間が広がった可能性がある。(以前は1回／月程度の頻度で不定期に使用) ③今回の事象が通報を必要とする事象であるとの認識が事象の発見者および事象の連絡を受けた者になく、同認識を持つ社員が事象を把握するまで時間を要した。		
6 再発防止対策の実施状況				
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況				
対策名		実施期間	内容	
防火管理規程の改正 (②、③)		R6. 1. 1	1)「接触部過熱等による火災の予防(第16条)」として、200V電源の使用に関するルールを追加した。 詳細は以下の通り。 ・200V電源を使用する場合は、ブレーカに直接接続する方式またはブレーカで入り切りをする方式とする。 尚、前述の措置をとれなかったコンセントについては、年に1回、刃受け間隔確認用のゲージを用いて刃受間隔が開いていないか確認する。 2)「火災発見者の処置(第17条)」として、明らかな火災以外の煙・焦げ跡を発見した場合にも火災同様、発見者は119番等の緊急連絡を行うことを明記し、別紙として「火災警報が吹鳴しない燃焼現象(煙・焦げ跡等)時の対応フロー」を追加した。	
発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名		実施期間	内容	
1) 当該電源盤のコンセントおよびスポットクーラーのプラグの交換 (①)		1) プラグ交換：R5. 10. 18 コンセント交換：R6. 2. 2	1) コンセントおよびプラグを新たなものに交換した。(ただし、現時点では解線したため使用不可)	
2) スポットクーラー電源のON-OFF方法の変更 (②)		2) R5. 10. 18～継続中	2) スポットクーラーの電源のON-OFFはコンセントが配線されているブレーカーにより行う。	
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法 (理解度確認等)

【教育】 防火管理規程教育(②、③)		1) R6. 1. 15 2) R6. 1. 15 ～23 3) ① R6. 3. 19 ② R6. 9. 18 ③ R7. 3. 11 ～4. 2 ④ R7. 9. 16 ～29 4) ① R6. 3. 19 ～5. 8 ② R6. 12. 25 ③ R7. 3. 14 ～31 ④ R7. 9. 22 ～10. 3)	1) 社員(44名) 2) 常駐請負 (170名) 3) 社員(①44名 ②38名③38名 ④40名) 4) 常駐請負 (①147名②169 名③163名④ 198名)	1) 100% 2) 100% 3) 100% 4) 100%	理解度を各自で確認するテ ストを実施した。(本規程の 教育は年2回(3, 9月))
【訓練】 実績なし		—	—	— %	

7 水平展開の 実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 他の部屋や別建屋にも200Vコンセントが存在し、同様の事象が発生する可能性 があるため。 (類似災害防止活動要領) 3. 2 SMM以外の他社で発生した災害・事故・トラブル事例の検討 (2) 原子力関係事業所の事例の検討 原子力関係事業所の事例は、安全主管者の指示のもと品質保証責任者が検討(水 平展開)すべきと考える事例を選択し、各職場と協力して総点検、事例検討及 び類似災害防止対策等を実施し、その結果を安全主管者及び品質保証委員会に 報告する。また、品質保証責任者は、様式3に従い、検討を行わなかった事例も 含めて記録する。			
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者		
	施設管理グループ		施設管理グループ長		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間		展開範囲
	1) 200Vコンセントの分解点検及び使 用中温度の確認 2) 使用しない200Vコンセントの閉鎖措 置 3) ブレーカによる200V電源ON-OFF化 4) 3)の措置不可コンセントの定期分 解点検		1) R5. 11. 3 ～ R5. 11. 15 2) R5. 11. 3 ～ R5. 11. 15 3) R5. 11. 3 ～ R6. 2. 5 4) 対象なし		1) 継続使用の200Vコンセント (一部の分解困難なものは 外観から刃受間隔を確認) 2) 使用中止200Vコンセント 3) 継続使用する200Vコンセン ト(抜差し頻度: 週一以上) 4) 3)の措置不可の継続使用 200Vコンセント(抜差し頻度: 週一以上)

	5) コンセント定期点検 (200Vコンセント刃受状態の隙間ゲージでの確認を追加) 6) 119番通報方法の現場への表示	5) R6. 2. 5-9, 26, 28、8. 6-23, 27, 28、R7. 8. 4-18 6) R6. 1. 30 (見直し : R6. 4. 1)	5) 使用継続する全200Vコンセント 6) 各建屋 (表示内容の見直しを実施。)
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 1) 管理職会議において社長が中心となり進捗を管理する (水平展開5)、6) 以外)。 2) 安全衛生委員会での実施状況の確認 (水平展開5)、6))	【頻度】 1) 1回/週 2) 1回/半年
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 再発防止対策・水平展開の実施対策が実際に実施され、その状況が維持されているか確認するため。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	1) 施設管理グループ (点検等)		1) 施設管理グループ長
	2) 総務グループ (教育)		2) 総務グループ長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法		評価結果
	1) 施設管理グループ長による巡視時の200Vコンセント適正使用の確認 2) 総務グループ長による定期教育実施後の確認テスト結果の確認		1) 日常巡視で確認。 R7. 12. 26時点問題なし。 2) 正解率が高く、理解されていることを確認した。
			1) R7. 12. 26 2) R6. 5. 9 R6. 10. 1 R7. 4. 3 R7. 10. 14
再発防止対策の改善状況			
改善内容		実施日	
なし		—	

⑬ 東海第二発電所原子炉建屋内の天井照明の焦げ跡の確認（日本原電）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	東海第二発電所 原子炉建屋 2階北東側 天井照明安定器の焦げ跡の確認について	
2	発生日	令和 5年10月31日（火）	
3	発生場所	東海第二発電所 原子炉建屋（管理区域）	
4	事案の概要	東海第二発電所は第25回定期事業者検査中のところ、2023年10月31日10時04分頃、原子炉建屋2階北東側（管理区域）の天井照明（以下、「当該照明」という）を点検中※¹の協力会社社員が、当該照明（蛍光灯）の安定器※²（以下、「当該安定器」という）に焦げ跡らしきもの（煙や匂いはなかった）を発見したため、中央制御室の発電長に連絡した。このため発電長は10時06分に公設消防に一般回線※³にて連絡（覚知時刻10時06分）するとともに、自衛消防隊が10時20分に出動した。 公設消防は、10時22分に発電所に到着（消防車1台、指揮車1台、サイレン・赤色灯有）した。その後、現場確認を実施した公設消防により、11時07分に火災と判断された。また、現場での発煙がないことから火災判断をした11時07分を鎮火時刻とする旨の連絡を公設消防より受けた。 ※1：当該照明を含む照明回路の絶縁抵抗低下が確認されたことから、原因調査のため2023年10月17日から電源を「切」とし点検を実施していた。 ※2：蛍光灯は蛍光管内の放電現象を利用して発光するが、安定器はこの放電現象を安定化させるために電流を一定に保つための装置。 ※3：当該照明の電源を点検のため「切」としていたこと及び現場の状況から進展性はないと判断し、一般回線で連絡した。	
5	原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①当該安定器は、長期使用に伴う経年劣化により内部巻線が発熱し、これを保護するサーマルプロテクタが作動し照明への通電を遮断していた。この作動が繰り返されサーマルプロテクタに不具合が発生し作動不良になったことにより、当該安定器内部の巻線が異常発熱し、溶融、焦げ跡の発生に至ったものと推定する。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（１）発生事象に対する対策 ・点検計画へ反映【①】		2026年度第二四半期内 に対応予定	・2024年11月21日に発生した「原子力館電源盤内における焦げ跡の確認」の対策を踏まえ、照明設備について使用期間30年を超えないことはもとより、15年以上継続使用している蛍光灯（安定器）について古いものから順次計画的にLED照明に交換することを点検計画に反映し対応していく。
（２）火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・防火方針の改正		「火災の発生防止のための	あらゆる設備・機器に電気火災の発

	・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化 ・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	生リスクがあることを明示した。日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。 全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。 本店に新たに責任者を置き、防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。 社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間	内容		
・ 当該照明器具の交換		2025. 3. 28	・ 当該照明器具については交換を実施した。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 （１）一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。		年１回の反復教育及び入所時教育時において実施	・ 所員（約500名（2025.11月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
（２）当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。		各種研修コースにおいて実施	・ 所員（約190名） （希望者が受講）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
上記教育実施状況（１）（２）については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル					

	ル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。				
	【訓練】 －	－	－	－%	－
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
	水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	保修室 電気・制御Gr		電気・制御M		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
	(1) 長期間使用している照明交換		安全性向上対策工事完了までを目途に実施	当該照明と同様に長期間(30年)使用している照明(安定器)についてはLED照明に交換する方針とし、交換が完了するまでの間は使用停止し、仮設照明等に対応する。 また、2024年11月21日に発生した「原子力館電源盤内における焦げ跡の確認」の対策として、文献による期待寿命(15年)以上継続使用している照明(安定器)について、30年を超えないことはもとより古いものから順次計画的にLED照明に交換する方針とする。	
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況				
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。		【頻度】 1回／	
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠				

	☒ 有 ☐ 無	(左欄の判断根拠) 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、適切な時期に実施する。 CR管理票:2023年10月31日(発行日)、是正処置未完		
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者	
	保修室 電気・制御Gr		電気・制御M	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果			
	評価方法		評価結果	評価日
	・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。		当社QMS規程に基づき、適切な時期に評価を実施する。	—
	再発防止対策の改善状況			
	改善内容			実施日
	—			—

⑭ 東海第二発電所における空気圧縮機からの発煙の確認（日本原電）

調査事項		状 況	
1 事案の名称	東海第二発電所 モルタル建屋 1 階 空気圧縮機からの発煙について		
2 発生日	令和 5 年 1 1 月 7 日（火）		
3 発生場所	東海第二発電所 モルタル建屋（非管理区域）		
4 事案の概要	東海第二発電所は第 2 5 回定期事業者検査中のところ、2 0 2 3 年 1 1 月 7 日 1 9 時 3 5 分頃、電源復旧操作※¹のために当社社員が廃棄物処理建屋（管理区域）に設置された電源盤にてモルタル建屋※² 1 階（非管理区域）に設置している空気圧縮機※³（以下、「当該空気圧縮機」という）の電源を供給する N F B（ノーヒューズブレーカー：配線用しゃ断器）を投入したところ、1 9 時 3 6 分頃、当該空気圧縮機の受電状況を確認していた協力会社社員が当該空気圧縮機の空気乾燥器部筐体カバー上面に発煙（高さ約 1 m、幅約 0. 5 m の薄い白煙）と焦げの臭いを確認したため、電源を投入した当社社員に直ちに連絡した。連絡を受けた当社社員は直ちに当該空気圧縮機の N F B を「切」とし、電源をしゃ断したことにより発煙はおさまリ、継続性がないことを確認した。なお、その後当社社員がさらに下流側の別の電源盤を確認したところ、当該空気圧縮機に接続する 2 つの N F B のうち 1 つが動作（トリップ状態）していることを確認した。 本事象について連絡を受けた発電長は、1 9 時 4 4 分に公設消防に一般回線※⁴にて連絡（覚知時刻 1 9 時 4 4 分）を行った。また、自衛消防隊は 2 0 時 0 0 分に出動した。 公設消防は、1 9 時 5 8 分に発電所に到着（消防車 2 台 サイレン・赤色灯有）した。また、2 0 時 0 5 分に追加で到着（消防車 2 台、指揮車 1 台 サイレン無、赤色灯有）した。その後、現場確認を実施した公設消防から、2 0 時 1 8 分に火災※⁵及び鎮圧、2 1 時 0 2 分に鎮火と判断した旨、2 1 時 4 4 分に当社は連絡を受けた。 ※ 1：モルタル混練設備等各負荷への電源供給元の切替えを実施しており、電源供給元切替え後の受電操作を実施していた。 ※ 2：雑固体廃棄物（管理区域で発生した鉄くず等）をドラム缶に詰めて固型化するためのモルタルを混練し、廃棄物処理建屋へ供給する装置が設置してある建屋。 ※ 3：モルタルを混練する設備の空気作動弁駆動用空気等を供給している設備。大別して空気圧縮機本体部と空気乾燥器部から構成されている。 ※ 4：事象発生後直ちに当該空気圧縮機の電源を「切」としたこと及び現場の状況から進展性はないと判断し、一般回線で連絡した。 ※ 5：空気乾燥器部筐体内部にすす及びケーブルの焼損が確認された。		
5 原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①湿分が取り込まれる環境において、湿分で変形する材質の記名板を使用したことにより記名板が変形した。変形した記名板が端子に接触したため、記名板の炭化が進行し最終的に相間短絡が発生し火災に至った。		
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（1）発生事象に対する対策 ・ 規程へ反映【①】		2 0 2 4. 4. 2 6	・ 今回の事象の原因となった記名板の変形による短絡事象を防止するための調達管理として、端子台又は端子台を有する設備等については、記

	(2) 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・ 防火方針の改正 ・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化 ・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	名板が導電部に影響しない構造の端子台でなければ調達できないルールを構築した。 あらゆる設備・機器に電気火災の発生リスクがあることを明示した。日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。 全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。本店に新たに責任者を置き、防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。 社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間	内容		
・ 当該端子台の交換		2024. 2. 29	・ 当該端子台, 当該ケーブル等設備の復旧に必要となる部位の修繕を実施した。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 (1) J I T 情報※を発行し、所員・協力会社社員に周知し、本事故について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）		2023. 11. 10	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	—
(2) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施して		年1回の反復教育及び入所時教育時において	・ 所員（約500名（2025. 11 月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施

	いる。 (3) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。 上記教育実施状況(2)(3)については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。	実施 各種研修コースにおいて実施	・所員(約190名) (希望者が受講)	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	【訓練】 —	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者		
	保修室 機械Gr		機械M		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間		展開範囲
	(1) 類似状態にある端子台記名板の調査		2023.12月末～2024.1月中旬		類似状態にある端子台記名板の有無を調査・点検した結果、当該端子の記名板以外に対応が必要となる記名板が無いことを確認した。また、本事象が確認されたモルタル建屋内にて、当該端子台と同様な構造の端子台の有無を調査

			し、モルタル建屋内に同様な構造の端子台が無いことを確認した。
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。	【頻度】 1回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 CR管理票：2023年11月7日(発行日)、2024年4月26日(是正処置完了日)	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保修室 機械Gr		機械M
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。	是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2025.6.18
再発防止対策の改善状況			
改善内容		実施日	
—		—	

⑮ 東海・東海第二発電所における屋外照明用ブレーカーからの火花の確認（日本原電）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	東海第二発電所 屋外照明用ブレーカーからの火花の確認について	
2	発生日	令和5年11月9日（木）	
3	発生場所	東海第二発電所 屋外仮設事務所付近（屋外 非管理区域）	
4	事案の概要	東海第二発電所は第25回定期事業者検査中のところ、2023年11月9日16時26分頃、屋外仮設事務所付近（非管理区域）において、協力会社社員が屋外照明用ブレーカー（以下、「当該ブレーカー」という）を「入」としたところ、当該ブレーカー端子部から火花と焦げの臭いを確認した。このため、協力会社社員は直ちに当該ブレーカーを「切」とし、継続性がないことを確認するとともに16時28分頃に当社監視所へ連絡した。 連絡を受けた当社監視所は16時33分に公設消防に一般回線※¹にて連絡（覚知時刻16時33分）するとともに、自衛消防隊が16時43分に出動した。 公設消防は、16時48分に発電所に到着（消防車1台 サイレン・赤色灯有）した。また、16時49分に追加で到着（指揮車1台 サイレン・赤色灯有）した。その後、現場確認した公設消防は、17時02分に火災と判断した。また、17時17分に公設消防により「17時00分に鎮火と判断した」旨連絡を受けた。 ※1：事象発生後直ちに当該ブレーカーを「切」としたことにより、現場の状況から進展性はないと判断し、一般回線で連絡した。	
5	原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①施工時の確認不足による当該端子の締付け不足 当該ブレーカーの施工時の作業について、簡易工事での発注にて施工を実施したが、簡易工事に対して工事要領書チェックシート（トラブル再発防止対策）を使用するルールとなっていないことから、端子締付けに関する要領及び確認項目が明確になっていなかった。このため、施工時は端子の締付け状態の確認を行ったものの、当該端子が確実に締め付けられなかった。 ②当該ブレーカーの頻繁な使用に伴う端子部への影響 当該ブレーカーは、漏電ブレーカーとなっており、漏電による感電事故や電気火災を未然に防ぐことを目的として設置されており、手元スイッチのように頻繁な電源の「入」「切」には適していない。しかし、当該ブレーカーが設置された箇所の道路は、夜間の車両通行がないことから手動で当該ブレーカーを「入」「切」する運用変更に至った。このため、設置当初は当該照明用電源盤の扉開閉による振動やブレーカーでの「入」「切」による振動はなかったものが、2023年1月頃からの運用変更により当該端子部への振動が頻繁に生じ、端子のゆるみを増長させた。 ③当該ブレーカーの施工後の点検項目不足 当該ブレーカーの運用開始後、外観目視点検は実施していたものの、点検項目が明確になっていなかった。このため、端子の締付け状態の確認が実施されず、当該端子がゆるんでいることに気付かなかった。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（1）施工時の確認 ・ 規程へ反映【①】		2024. 4. 1 2024. 4. 3	簡易工事の発注であっても、工事要領書チェックシート（トラブル再発防止対策）を使用するルールとすることを社内規程に反映した。 なお、ブレーカーは手元スイッチのよ

	(2) ブレーカーの本来の目的による運用 ・ 構内立入者の遵守事項への反映【②】	2024. 5. 29 2024. 9. 26	うに頻繁に「入」「切」するものではないため、今後の発注時において確認できるように、工事要領書チェックシート（トラブル再発防止対策）に、「照明等の頻繁に「入」「切」する設備については、ブレーカーによる手元スイッチのように頻繁な「入」「切」を実施せず、専用のスイッチを設けること。」等を記載した。 漏電による感電事故や電気火災を未然に防ぐことを目的とするものであるため、当該ブレーカーによる「入」「切」を実施せず、スイッチによる照明等の「入」「切」を実施した。
	(3) 施工後の点検 ・ 規程への反映【③】	2024. 4. 3	現状、施工後の点検は、工事要領書チェックシート（トラブル再発防止対策）に、「ケーブル解線後の復旧確認は明記されているか。ケーブル端子については、緩み・ガタ・異物等が無いことを目視、触手によりダブルチェックにて確認する。」と記載されているが、今後は「端子に隙間（片締め）がないこと及びケーブルの取り回しにより端子に力がかかってないか」等を追記し、施工時及び点検時においてもチェックできる内容に変更した。
		2025. 3. 31点検計画を改正し点検実施中	また、簡易工事により設置されている盤、変圧器について、毎年、停電点検（端子の締付け確認含む）を実施し、異常のないことを確認していく。
	(5) 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・ 防火方針の改正	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	あらゆる設備・機器に電気火災の発生リスクがあることを明示した。日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。

	・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。 本店に新たに責任者を置き，防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。		
	・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。		
	発災現場における再発防止対策の実施状況				
	対策名	実施期間		内容	
	・ 当該ブレーカーの交換及び手元スイッチの設置	2024. 5. 30 2025. 11. 12		当該ブレーカーについては交換済み。 手元スイッチを設置済み。	
	当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）

	【教育】				
	(1) J I T 情報※を発行し、所員・協力会社社員に周知し、本事業について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）	2023. 11. 10	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	—
	(2) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。	年 1 回の反復教育及び入所時教育時において実施	・ 所員（約500名（2025. 11 月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
	(3) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。 上記教育実施状況（2）（3）については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。	各 種 研 修 コ ー ス に お い て 実 施	・ 所 員 （ 約 190 名 ） （ 希 望 者 が 受 講 ）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	【訓練】	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■ 有 □ 無	(左欄の判断根拠) 当社QMS 規程「是正処置プログラム管理要項」(第 1 5 条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者				

	担当部署		責任者	
	総務室 総務 G r		総務 M	
	水平展開の実施状況			
	対策名		実施期間	展開範囲
	(1) 類似機器の点検		2023.11.11	当該照明用電源盤近傍の類似電源盤は合計5か所あり、その中の類似のブレーカー5台について、端子部の締付け状態の確認等の点検を実施した結果、1か所に端子のゆるみを確認し、もう1か所に緑青を確認したため、修繕した。その他のブレーカーについては異常がないことを確認した。
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況			
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。		【頻度】 1回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠			
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 CR管理票：2023年11月9日(発行日)、2024年9月30日(是正処置完了日)		
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者	
	総務室 総務 G r		総務 M	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果			
	評価方法		評価結果	評価日

	・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じＣＲ管理票を発行し改善を図る。	是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2025. 10. 31
再発防止対策の改善状況			
改善内容			実施日
—			—

⑩ 東海第二発電所の原子炉建屋における天井部電線管付近の火花等の確認（日本原電）

調査事項		状 況	
1 事案の名称	東海第二発電所 原子炉建屋 2 階北西側 天井部電線管付近の火花及び焦げ跡らしきものの確認について		
2 発生日	事象確認日：令和 6 年 2 月 2 日（金） 火災判断日：令和 6 年 2 月 5 日（月）		
3 発生場所	東海第二発電所 原子炉建屋（管理区域）		
4 事案の概要	東海第二発電所は第 2 5 回定期事業者検査中のところ、2024 年 2 月 2 日 10 時 05 分頃、原子炉建屋 2 階北西側（管理区域）において、当社社員及び協力会社社員が、作業に伴い原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）室（以下、「当該ポンプ室」という）に入室し、天井照明用スイッチ（以下、「当該スイッチ」という）を「入」としたところ、天井部の電線管（以下、「当該電線管」という）付近から火花を確認した。このため、直ちに当該スイッチを「切」としたところ、火花がなくなったこと及び当該電線管付近に焦げ跡らしきものを確認し、中央制御室の発電長に連絡した。連絡を受けた発電長は 10 時 16 分に公設消防に一般回線※¹にて連絡（覚知時刻 10 時 16 分）した。また、自衛消防隊は 10 時 29 分に出動した。 その後の現場確認において、当該電線管に一部開口（約 2 c m）があることを確認した。また、当該スイッチの上流側の電源について 10 時 54 分「切」とした。 公設消防は、10 時 36 分に発電所に到着（消防車 1 台、指揮車 1 台、サイレン無・赤色灯有）した。その後、11 時 20 分に現場確認を実施した公設消防から、「後日、当該電線管内部を確認した上で火災・非火災の判断を行う」との説明を受けた。 2 月 5 日、公設消防と合同で当該電線管を確認した結果、14 時 40 分、公設消防により当該電線管内部に敷設された電線（以下、「当該ケーブル」という）の被覆が炭化していたことから火災と判断された。なお、火災発生日時は 2 月 2 日 10 時 05 分頃、鎮火日時は「当該電線管の内部確認した上で火災・非火災の判断を行う」と判断した 2 月 2 日 11 時 20 分とする旨、公設消防より説明を受けた。 ※1：当該スイッチを「切」としていたこと及び現場の状況から進展性はないと判断し、一般回線で連絡した。		
5 原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①過去に実施した溶接作業における不適切なアースの取り付けに伴い、当該電線管に開口、当該ケーブルにわずかな損傷が発生し、その後、短時間の通電の都度、徐々に当該ケーブルの損傷が進展し、最終的に短絡または地絡事象が発生したことによるものと推定する。		
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（1）発生事象に対する対策・規程への反映【①】		他プラント水平展開で実施済み	現在、溶接を実施する際は、他プラント事象※ ⁵ の水平展開としてアースクランプは溶接箇所の母材に取り付けるとともに、他の設備と接触しない位置に取り付けることを社内規程で定めていることから、同様の事象の発生は考えにくい。ただし、本事象を踏まえ、あらためて所員及び協力会社へ注意喚起を行った。 ※5：他プラントにおいて、アースクラン

	(2) 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策 ・ 防火方針の改正 ・ 全社統一的な防火責任所掌の明確化 ・ 透明性の高い情報発信を通じた社員の意識向上・緊張感の維持	「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。 「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として実施済み。	ブをアンカーボルトのナット部に取り付けていたが、アースクランプがずれ、付近の電線管に接触した。この状態で溶接をしたため、電線管に電流が流れ、電線管に接続するフレキシブル電線管表面被覆が発熱・発煙に至った事象。 あらゆる設備・機器に電気火災の発生リスクがあることを明示した。日常の点検監視や適切な機器の使用方法が重要なリスク低減策であることを明確化した。 全事業所の防火に係る運営方針を明確化した。 本店に新たに責任者を置き、防火に係る活動を全社間で連携が取れる体制を構築した。 社会の関心が高い情報を広く公表するための取り組みを開始した。		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間	内容		
・ ケーブル及び電線管交換		2024. 9. 30	当該照明用ケーブル及び電線管は隔離、撤去完了。今後、ケーブル及び電線管の交換を実施する。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）

	【教育】	(1) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。	年1回の反復教育及び入所時教育時において実施	・所員(約500名(2025.11月現在)) ・協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
		(2) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。	各種研修コースにおいて実施	・所員(約190名) (希望者が受講)	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	上記教育実施状況については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。					
	【訓練】	—	—	—	—%	—

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者			
	担当部署			責任者	
	保修室 電気・制御Gr			電気・制御M	
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間		展開範囲

	(1) 類似箇所の点検	2024. 3. 18	当該ポンプ室の事象と同様に、過去ポンプの点検時に汚染拡大防止用の養生を設定し、ポンプの回り止め溶接を実施していた類似エリアを抽出し、このエリアの電線管を目視点検し、溶融痕、開口、変色等の異常の有無を確認した結果、異常が無いことを確認した。なお、点検において電線管ではなくサポート部1か所に開口を確認した。開口の原因は特定できないものの、この部位はアースクランプを取り付けることができるため、当該事象同様に過去に溶融した可能性が否定できない。
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。	【頻度】 1回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、実効性評価を実施した。 CR管理票：2024年2月2日(発行日)、2024年6月14日(是正処置完了日)	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署	責任者	
	保修室 電気・制御Gr	電気・制御M	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日	

	・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。	是正処置完了日から実効性の評価までの期間において同一原因による不適合の発生状況を確認し、再発の無いことを確認した。	2025. 6. 20
再発防止対策の改善状況			
改善内容			実施日
—			—

⑰ 核燃料サイクル工学研究所個人被ばく管理棟における火災（機構サイクル研）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	核燃料サイクル工学研究所個人被ばく管理棟における火災	
2	発生日	令和 6 年 2 月 1 6 日（金） 1 5 時 5 0 分頃	
3	発生場所	核燃料サイクル工学研究所 個人被ばく管理棟1階（一般施設・非管理区域）	
4	事案の概要	15 時 50 分頃、更新したエアコンの試運転のため、現場責任者（請負業者作業員）が、当該施設の 3 階に設置されている当該エアコンの動力用電源の遮断器を投入したところ、1 階にいた現場分任責任者（請負業者作業員）が、室内機のうち 2 台に煙と火の発生を確認した。現場分任責任者が消火器を用いて消火活動を行い、消火を確認した。並行して、サイクル研職員が公設消防へ 15 時 51 分に通報した。 16 時 10 分、公設消防により「火災」と判断され、同時刻に「鎮火」が確認された。煙と火を確認した 2 台の室内機のほかに、焦げ跡が確認された室内機が 2 台あった。	
5	原因	外的要因のうちの「施工上の不備」が、今回の火災の直接原因となると評価した。具体的には、電源線の圧着端子に適切な絶縁処理が行われておらず、本来であれば離れているべき2本の電源線の圧着端子同士が接触して短絡していた。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
○電気設備に対する施工管理、リスク管理、変更管理の強化		令和 6 年 3 月実施済	所内規則（令和 6 年 4 月 1 日施行）に以下の項目を必須事項として追加した。 ・端子台への電源線接続の施工において、端子間の距離が近く隣接する圧着端子と接触して短絡するおそれがある場合、絶縁スリーブ又はテープ等で圧着端子の絶縁処理を行い、且つ圧着端子間の距離を空けて締付すること【電気工作物保安規程の細則】。 ・配線工事（離線、再接続のみの軽微な工事を含む。）を行った際は、電源投入前に短絡していないかを確認すること【電気工作物保安規程の細則、共通安全作業基準】。 ・電動機等の更新・改造において既設の電源線、遮断器等を再使用する場合、これらが新しい電動機等の仕様に適しているかを確認すること【電気工作物保安規程の細則】。
発災現場における再発防止対策の実施状況			
対策名		実施期間	内容
○緊急点検		R6. 3. 15～R6. 3. 21	・過去3年間に当該請負業者が施工した類似エアコンを調査した結果、該当

	○損傷した当該エアコンの復旧処置	R6. 7. 16～R6. 7. 22	がないことを確認した。 ・損傷した室内機及び電源線を健全な同等品に交換した。また、動力電源用の既設遮断器（75A）を適切な容量の遮断器（40A）へ交換した。 ・室内機の交換において、電源線を接続するときは、圧着端子に絶縁スリーブ又はテープ等で絶縁処理を行い、締め付け時に圧着端子間の距離を確保するようにして施工した。 ・接続後の具体的な確認事項（短絡がないか等）をホールドポイントとして作業手順書に追記した。また、サイクル研職員（保安立会者）は、請負業者がホールドポイントを遵守していることを確認した。 ・作業開始前に作業手順書の読み合わせを行い、関係者全員に作業内容、危険源及び対策等を確実に理解させた。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 ○共通安全作業基準「Ⅱ. 作業計画作成基準」改正（R6. 4. 1）情報周知 （共通安全作業基準「Ⅱ. 作業計画作成基準」が改正され、R6. 4. 1付で施行されることに伴い、その改正内容について周知）	R6. 3. 22	・線量計測課員：64名	100%	周知教育の実施後、受講者への聞き取り等により理解されたことを確認した。
	○電気工作物保安規定「細則 1 電気従事者職務」等の改訂教育 （個人被ばく管理棟火災事象の再発防止に係る水平展開として、「電気工作物保安規定細則 1、細則 2」の改訂箇所の周知教育）	R6. 4. 10 ～ R6. 4. 15 R6. 4. 8 ～ R6. 4. 28	・線量計測課員：62名 TRP部：231名 BE部：179名 MOX部：212名 保安管理部：10名 放射線管理部：129名（線量計測課含まず）	100%	理解度確認の結果、受講者全員が教育内容を理解できていることから本教育は有効であったと評価した。

	○事例研究 電気配線作業時における電気災害 （電気配線時における電気災害のリスクに関し、線量計測課員の知識及び感受性を向上させることを目的とする） ○個人被ばく管理棟の空調機更新作業 作業計画書の教育 （個人被ばく管理棟の空調機更新作業について、作業計画書の内容の教育を実施し、作業の安全を図ることを目的とする）	R6. 7. 4 ～ R6. 7. 9 R6. 7. 10	工務技術部：92名 所付組織：3名 ・線量計測課員：61名 ・線量計測課員（作業関係者）：7名 ・請負業者社員：12名	100% 100%	事例研究の結果から、受講者全員について、電気配線作業時における電気災害のリスクに対する知識と感受性の向上を図ることができたと評価した。 教育効果確認表等から、教育内容について受講者全員が理解できたことを確認した。
	【訓練】				

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠			
	■有 □無	(左欄の判断根拠) サイクル研内の類似設備について、再発防止を図るため、研究所「水平展開実施要領」第5項に基づき実施する。		
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者	
	保安全管理部安全対策課		保安全管理部長	
	水平展開の実施状況			
	対策名		実施期間	展開範囲
	・緊急点検の実施(当該請負業者が過去3年間にサイクル研内で実施した類似エアコンについて、電源端子部の施工状態を確認した)		R6. 3. 15 ~ R6. 3. 21	核燃料サイクル工学研究所内 (使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設)
	・電気設備の端子台点検に係る対象設備等の調査		R6. 5. 17 ~ R6. 6. 28	核燃料サイクル工学研究所内 (使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設)
	・12月末までに実施した電気設備の端子台点検報告(中間報告)		R6. 5. 17 ~ R7. 1. 17	核燃料サイクル工学研究所内 (使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設)
・3月末までに実施した電気設備の端子台点検報告(年度末報告)		R6. 5. 17 ~ R7. 3. 31	核燃料サイクル工学研究所内 (使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設)	

			施設及び一般施設)
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 類似箇所の点検状況及び処置状況等について進捗管理を行っている。	【頻度】 1回／月
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 電気設備の不良による火災発生リスクの低減を図る観点から、令和6年度の定期点検においては、全ての電気設備(制御盤・コントロールセンタ・分電盤、直流電源装置、電動機、エアコンを含むその他の機器、照明器具・配線)を対象として、外部全般点検(外観目視等による点検)や測定試験(絶縁抵抗測定等)を行う。本対策の完了後、研究所「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」第6項、第8項に基づき有効性評価を行う。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保安全管理部安全対策課		保安全管理部長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	保安全管理部の不適合検討部会等にて、再発防止対策の実施結果等を確認する。	以下の事項が確認できたことから、採った処置は有効であると評価した。 ・電気設備の外部全般点検及び測定試験により、端子接続部ケーブルのより線にばらけ等の末端処理の不備が1件見付き、末端処理をやり直すことで適切な状態に修正したこと。 ・このほかに、類似の事象(施工上の不備)はなかったこと。	R7.5.14
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日

⑱ 材料研究棟精密測定室における火災(日本核燃)

調査事項	状 況
1 事案の名称	材料研究棟精密測定室における火災
2 発生日	令和 6 年 3 月 1 5 日(金)
3 発生場所	材料研究棟 精密測定室【非管理区域】

4	事案の概要	令和6年3月15日(金)15時52分頃、材料研究棟 精密測定室【非管理区域】に設置している局所排気装置(フード)内において、合金化したナトリウム(Na)+非放射性セシウム(Cs)の試料をエタノール溶液の入った金属容器に投入して溶解処理(安定化処理)を行ったところ、容器上部に炎を確認した。直ちに当社社員が蓋を閉めて窒息消火を試みたが、振動とともに金属容器が転倒し、フード内の床面に延焼した。 (15:52 発火確認、16:01 消防通報、16:13 火災認定、16:32 鎮火確認)		
5	原因	(1)発火に対するリスク検討の不十分 ② リスク評価結果レビューの不備 ③ 定量的知見の少ないリスク要因の検証における慎重さ不足 (2)延焼のリスク対策の不十分 ④ 延焼リスクに対する安全対策のスキル不足 ⑤ 延焼リスク対策の他サイト知見の反映不足 (3)社内ルールで定めた品質管理の工程を省略したこと ⑥ 管理者と作業責任者の人的資源管理責任範囲の認識不一致 ⑦ 責任者の管理に関する役割の認識不足 ⑧ 部門全体の工程進捗管理及び人的資源管理の不備 ⑨ 管理者のプロジェクト毎の工程遅延把握と指導の不備 ⑩ 作業責任者クラスのリソース不足 ⑪ 試験業務の品質に関わる実行管理の不備 ⑫ キャリア採用者への教育不備		
6 再発防止対策の実施状況				
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
	対策名	実施期間	内容	
	「品質マネジメント計画の運用ガイド(Q-1-2)」の改定 【原因⑤、⑥、⑩】	R6. 9. 30	管理者及び作業責任者の役割と責任を明確化すると共に、作業開始を許可するホールドポイントを設け、管理者が品質ステップ毎の完了並びにアウトプット全ての発行を確認するプロセスを追加。	
		R7. 7. 10	試験開始許可、試験業務終了確認の要領を明記するとともに、その許可・確認の記録様式(様式1)を新たに追加。その様式1の中で試験開始のホールドポイントを明示。	
	「研究部導入教育ガイドライン(Q-2-3-1)」の制定 【原因⑪】	R6. 12. 26	研究業務に関わる品質管理ルールの詳細とその重要性を教育するガイドラインを制定。	
	「研究業務における安全リスク評価及び作業手順書作成要領(Q-9-5rev. 0)」の制定 【原因①、②】	R7. 1. 6	リスク評価・対策を行うステップを追加し、リスク判断基準に応じて有識者レビューを受けるなど、適切な対策を図った上で安全に作業開始するプロセスを制定。	

	「安全リスク評価及び作業手順書作成要領(Q-9-5rev.1)」への改定 【原因①、②】 「危険物取扱規程(H-3)」の改定 【原因④】	R7.6.9 R7.4.2	作業上のリスクは研究業務に限らないことから、上記施策を全現場作業にまで展開するために社内規程を改定した。 他サイトの対策知見を取り入れた延焼リスク対策、ナトリウム等危険物の管理強化などを全社の危険物取扱業務に適用するため社内規程を改定した。
発災現場における再発防止対策の実施状況（研究部）			
	対策名	実施期間	内容
	(対策1) リスク評価プロセスの改善【原因①、②】	R6.6.28～R7.1.6 R7.1.6～	・リスク評価・対策を行うステップを追加し、リスク判断基準に応じて有識者レビューを受けるなど、適切な対策を図った上で安全に作業開始することを技術連絡票(ECS-24-KE-023, ECS-24-KE-029)にて指示し、試運用を開始した。 ・上記プロセスを社内規程に反映の上、技術連絡票(ECS-24-GI-009)及び研究部連絡会、安全ミーティング等で周知し、運用を開始した。
	延焼リスクの安全対策の改善 (対策2) 危険物取扱スキルの向上 【原因③】	R7.1.31～	・危険物の取扱いに関わる従業員(担当者、管理監督者、役員等指導者)に対する安全意識と管理スキルの向上のため、R8年度までに、その半数がレベル1資格(危険物取扱者)を有し、残りの者もレベル2資格(有機溶剤作業主任者)を有するように資格取得計画(レベル1：R7年度6名，R8年度7名／レベル2：R7年度18名，R8年度6名)を立案した。その内容を技術連絡票(ECS-24-S0-014)により指示し、資格取得計画のフォローを開始した。 ・今後、危険物の取扱いに関わる従業員のスキル向上としての資格取得を、H-3規定に定めてルール化する。
	(対策3) 他サイトの危険物取	R7.2.5～R7.4.2	・他サイトの対策の知見を取り入れた

扱作業における延焼リスク 対策の知見反映【原因④】	R7. 4. 2～	延焼防止対策の強化、及びナトリウム 等危険物の管理強化などを安全ミ ーティング及び技術連絡票(ECS-24-S0- 015)にて指示し、試運用開始した。 ・上記施策を社内規定(H-3)に反映し、 本運用を開始した。
研究業務におけるプロジェ クト管理の改善 (対策4) 管理者と作業責任者 の人的資源・管理責任者の 明確化 【原因⑤, ⑥】 (対策5) 部門全体の工程進捗 及び人的資源管理の改善 【原因⑦, ⑧】	R6. 9. 30～ R6. 6. 26～R7. 12. 18 R7. 12. 18～	・管理者及び作業責任者の役割と責任 を明確化し、社内規程(Q-1-2)に反映の 上、運用を開始した。 ・プロジェクトの進捗と人的資源の配 分状況を見える化した研究部全体の統 合工程表を作成の上、定期的に情報共 有する試運用をメールにより指示し、 開始した。 ・試運用期間中に確認された課題の改 善対策も含めたプロジェクト管理要領 を、「研究部プロジェクト管理作業標準 (SI-K-RM-001)」として発行し、本運 用を開始した。
(対策6) 作業責任者クラスの 人材補強 【原因⑨】	R6. 4. 3 R7. 4. 1～	・グループリーダーが管理業務に専念 できる様に作業責任者クラスの増強を 計画し、R6年度は1名増員した。 ・R6年度の有効性評価において作業責 任者クラスを追加で1名採用すること が必要と判断されたため、継続してキャ リア採用活動を推進した。 ・キャリア採用及び既存従業員の昇格 により作業責任者クラスを3名増員し た。さらに、作業責任者クラス1名、作 業責任者候補2名の増員が確定した。

	研究業務の品質管理の改善 (対策7-1) 研究業務の品質に関わる実行管理の改善 【原因⑩】	R6. 8. 8～9. 30 R6. 9. 30～ R7. 7. 10～	・研究案件毎に試験業務のプロセスフロー図（Q-1-2）に作業開始を許可するホールドポイントを明記し、管理者が品質ステップ毎の完了並びにアウトプット全ての発行を確実に確認するプロセスとした。本取扱については、メールによる指示により試運用を開始した。 ・社内規程（Q-1-2）改定をもって本運用を開始した。 ・新たに追加した様式1（Q-1-2）の試験開始の許可記録を用いて、管理者が研究案件毎に試験開始に必要な品質記録が全て発行していることを確認、チェックし、作業責任者に対し、試験開始を許可した。		
	(対策7-2) 研究業務の品質導入教育の改善と繰り返し教育の実施 【原因⑪】	R7. 1. 30～ R7. 4. 16（上期度） R7. 10. 9～14（下期度） R7. 5. 14, 23	・研究業務に関わる品質管理ルールの詳細とその重要性を教育するガイドラインを制定の上、新規採用者の導入教育、並びに全研究員を対象とした繰り返し教育の資料としての活用を開始した。 ・R7年度新規採用者8名に対し、導入教育を実施した。 ・R7年度繰り返し教育の対象者30名に対し、繰り返し教育を実施した。		
	当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 ・緊急安全対策の周知	R6. 3. 18	全社員	100%	社長からの指示書にて各部門長から対象者全員へ緊急指示のみ。
	・原因・再発防止対策方針決定に伴う全社周知教育	R6. 6. 25	全社員	100%	理解度確認なし
	・全国安全週間に伴う防火と避難に関する全社教育	R6. 7. 1	全社員	100%	理解度確認なし
	・全国火災予防運動週間に伴	R6. 11. 1	全社員	100%	理解度確認なし

	う防火全社教育					
	・研究部導入教育	R7. 1. 30	R6 年度 研究 部 新規採用者全 員(6名)	100%	受講後のアンケートで確認 した。	
		R7. 4. 16	R7 年度上期研 究部新規採用 者全員(5名)	100%	受講後のアンケートで確認 した。	
		R7. 10. 9 ～14	R7 年度下期研 究部新規採用 者全員(3名)	100%	受講後のアンケートで確認 した。	
	・研究部繰り返し教育	R7. 5. 14 (5. 23補講)	R7年度繰り返し 教育対象の研究 部全員(30名)	100%	受講後のアンケートで確認 した。	
	・危険物取扱規程(H-3)改定 に関する全社教育	R7. 5. 7	全社員	100%	理解度確認なし	
	・全国火災予防運動週間に伴 う防火全社教育	R7. 11. 4	全社員	100%	理解度確認なし	
	【訓練】					
	・防護活動総合訓練 (消防対応訓練)	R6. 6. 20	当社及び関連会 社の活動員 (86名)	92% (86/93)	・材料棟火災時の反省点を 計画に盛り込み、訓練を実 施した。訓練終了後の反省 会にて課題や改善点等を抽 出し、制度などに反映した。 ・材料棟火災時の反省点及 び前年度の課題について対 策した内容の有効性を、訓 練を通じて確認した。	
		R7. 7. 2	当社及び関連会 社の活動員 (90名)	92% (90/98)		
7 水平展開の 実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠					
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 対策1～3については他部門の現場作業リスク及び危険物取扱リスクに関わるも のであるため研究業務以外の保全業務に展開する。				
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者				
	担当部署			責任者		
	研究部(燃料／材料／ホットラボ／ 輸送グループ)、管理部(総務グルー プ)、保安全管理部(工務／安全管理グ ループ)			部長、グループリーダー		
	水平展開の実施状況(全社展開)					
	対策名			実施期間		展開範囲

	(対策1) リスク評価プロセスの改善 【原因①, ②】 (対策2) 危険物取扱スキルの向上 【原因③】 (対策3) 他サイトの危険物取扱作業における延焼リスク対策の知見反映 【原因④】	R7. 6. 9～ R7. 2. 5～ R7. 4. 2～	研究部（燃料／材料／ホットラボ／輸送グループ）、管理部（総務グループ）、保安全管理部（工務／安全管理グループ）で実施する現場作業 ・危険物の取扱いに関わる全社（役員、研究部、管理部、保安全管理部）の従業員 研究部（燃料／材料／ホットラボ／輸送グループ）、管理部（総務グループ）、保安全管理部（工務／安全管理グループ）で実施する現場作業
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 再発防止対策及び水平展開の進捗状況を社内ステアリングメンバーによる対策会議にて報告し、進捗を管理する。	【頻度】 2024年度:1回/週 2025年度:1回/月
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 再発防止対策並びに水平展開が確実に実施されていること及び有効であったかを確認する必要があるため。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保安活動推進本部		是正対応責任者
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	(対策1) リスク評価プロセスの改善 【原因①, ②】 ・社内規程制定（R7. 1. 6）前： 技術連絡票の指示に従いリスク評価を実施されていること、及び安全上の事故・不適合が発生していないことを監視 ・社内規程制定（R7. 1. 6）後：作業計画書に添付された作業手順書に	・管理区域内作業200件及び管理区域外作業94件中、高リスク作業が、それぞれ2件及び6件抽出されており、それらは全て有識者によるレビュー実施（内1件は今後予定）されていること、及び安全上の事故・不適合が発生していないことから、現状、本対策が有効に機能していると評価した。 ・社内規程通り実施されていることを作業計画書にて	R7. 2. 4

	て規程通りにリスク評価を実施していることを確認 ・研究以外の業務にも展開した社内規程改訂後（R7. 6. 9～）、規程通りにリスク評価を実施していることを作業計画書にて確認するとともに、リスクの高い作業を一部抽出し、現場にて作業が適切に実施されていることを確認する なお、リスク評価の実施状況はリスク管理表に見える化し、関係者で情報の共有、フォローした	確認した。 有効性の評価はR7年度に実施する。 ・R7. 12. 25時点で280件（研究業務：29件、研究以外の業務：251件）の現場作業において、高リスク作業が20件（研究業務：14件、研究以外の業務：6件）抽出されており、それらの作業については、全て適切に有識者レビューが実施され、そのレビュー結果が作業手順書の安全対策に反映されていることが確認された。 また、その内、1件の高リスク2作業について手順書通り安全対策を講じた上で現場作業が適切に実施されていることを確認した。 さらに、全ての現場作業について安全に係るトラブルなしに実施されていることが確認された。 以上のことから、本施策は有効であると評価した。	R8. 1. 26
	（対策2）危険物取扱スキルの向上 【原因③】 ・資格取得計画とりまとめ表に取得実績を反映させ、進捗を確認 ・新規資格取得者へのアンケート実施により、危険物の安全取扱いに関わる業務（審査・指導を含む）の安全性向上を把握	・R7年度については、レベル1取得目標6名に対して6名の取得、レベル2取得目標18名に対して18名の取得を確認し、R8. 1. 26時点でR7年度の進捗目標を達成した。 ・R7年度末に、新規資格取得者への効果の意識調査を行って判断する。	R8. 1. 26 R8. 3. 末

	(対策3) 他サイトの危険物取扱作業における延焼リスク対策の知見反映 【原因④】 ・「危険物取扱要領(H-3)」規定の当該部署における遵守状況の確認 ・「危険物取扱要領(H-3)」規定により、安全が図られていることの確認	・「危険物取扱要領(H-3)」規定に明記された知見が反映されているか、作業手順書を確認して評価する。 ・全社にて、火災のインシデントが発生していないかを確認し、評価する。	R8. 3. 末 R9. 3. 末
	(対策4) 管理者と作業責任者の人的資源・管理責任者の明確化 【原因⑤, ⑥】 ・GLが人的資源管理を目的としたグループ会議を定期的に行っていることを確認。	・グループ会議の内容は部内連絡会で共有され、人的資源管理が適切に行われていることが確認された。本対策が有効に機能していると評価した。	R8. 1. 26
	(対策5) 部門全体の工程進捗及び人的資源管理の改善 【原因⑦, ⑧】 ・対策として定めたプロジェクト管理作業標準(SI-K-RM-001)の通り、以下が実施されていることを確認。 (1) 各プロジェクトの進捗状況及び人的資源の配分状況が定期的に情報共有されていること。 (2) 上記(1)で異常が確認された場合は、管理者を含めて、他プロジェクトへの影響も確認の上、対策検討していること。	・R7年度業務において3件の工程異常が検出された。いずれも管理者を含めて対策検討を行い、工程表を適切に改訂することにつながっており、本対策が有効に機能していると評価した。	R8. 1. 26
	(対策6) 作業責任者クラスの人材補強 【原因⑨】 ・補充実績と作業責任者クラスの業務実態を確認	・管理者が作業責任者を兼務する業務について、大部分を補強人材へ分担することができた。しかし、未だに一部業務について兼務せざるを得ない状況も見受けられるため、もう1名の増員が必要であるとステアリング会議にて評価した。 ・管理者による作業責任者	R7. 2. 4 R8. 1. 26

		の兼務は完全に解消された。本施策が有効に作用したと評価した。	
	研究業務の品質管理の改善 (対策7-1)【原因⑩】 ・R6年度の全研究業務について、管理者が、作業開始を許可するホールドポイントを設け、作業開始前に必要となる品質記録が全て発行されているかを確認 ・R7年度の全研究業務について、試験開始を許可するホールドポイントを明確にした様式1 (Q-1-2) を用いて、試験開始前に必要となる品質記録が全て発行されているかを確認	・作業前にもれなく品質記録が揃っており、作業開始許可のホールドポイントの仕組みが効果的に機能したと評価した。 ・様式1 (Q-1-2) の試験開始の許可記録をもとに、作業前にもれなく品質記録が揃っており、作業開始許可のホールドポイントの仕組みが効果的に機能したと評価した。	R7. 2. 4 R8. 1. 26
	(対策7-2)【原因⑪】 ・新規採用者を対象に研究部導入教育を実施し、その有効性を受講後のアンケートにより確認	・受講後のアンケートの記載内容より、各受講者が研究業務の品質管理ルール的重要性を認識したものと評価した。	R7. 2. 4 R8. 1. 26
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容	実施日	
	現段階において、特になし。	—	

①⑨ タンデム加速器建屋における焦げ跡（機構原科研）

調査事項	状 況													
1 事案の名称	タンデム加速器建家における焦げ跡の発見について													
2 発生日	令和6年5月22日（水）													
3 発生場所	タンデム加速器建家 2階ホット機械室(管理区域)													
4 事案の概要	令和6年5月22日（水）12時49分頃、タンデム加速器建家の管理区域内1階で実験を行っていた実験者が異臭を感じたため、施設を管理する職員（以下「職員」という。）に連絡し、職員が建家内を確認したところ、13時15分頃、2階のホット機械室※にある計装盤（KP-4）内の変圧器周辺に焦げ跡を発見した。13時23分に職員が公設消防へ通報し、到着した公設消防により14時01分に「火災」と判定され、同時刻に「鎮火」が確認された。なお、当日は加速器の運転は行っていなかった。 本事象は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく報告事象には該当しない。 ※ 管理区域の換気を行うための給気及び排気設備を設置した室 ・放射性物質の漏えい；なし ・環境への影響；なし ・人の汚染・被ばく；なし													
5 原因	1. 調査結果 令和6年5月29日（水）に公設消防立会いのもと、焦げ跡を確認した変圧器及び変圧器が収納されていた計装盤（KP-4）並びに上流側電源（動力制御盤）の調査を行った。また、原子力科学研究所においては、当該変圧器の負荷機器である、故障のため作動を停止していた電動弁についても調査の対象とし、令和6年6月5日（水）、6日（木）、12日（水）に調査を実施した。 調査の結果、以下を確認した。調査結果の詳細は表1に示す。 ・焦げ跡を確認した変圧器の一次側巻線において層間短絡（レイヤーショート）が発生していた。 ・当該変圧器が収納されていた計装盤（KP-4）及び上流側電源（動力制御盤）は、火災発生に影響を与える異常はなかった。 ・負荷機器（電動弁）の不作動は、火災発生に影響を与えるものではなかった。 表1 調査結果（1/2） <table><tr><th colspan="3">調査対象</th><th>調査結果</th></tr><tr><td rowspan="2">焦げ跡を確認した変圧器</td><td colspan="2">分解前の調査</td><td> ・巻線周辺の絶縁紙は炭化し、一部剥離した状態であった。 ・一次側及び二次側の口出し線の被覆に炭化が認められ、テストにより各端子間の導通試験を行った結果、一次側200V端子において、配線の断線が確認された。このことから、配線が断線したことにより当該変圧器の電源が遮断され、焼損が停止したものと推定される。 </td></tr><tr><td>分解調査</td><td>巻線全体</td><td> ・巻線全体に変色が確認され、一次側巻線（内側）と二次側巻線（外側）の間に挟まれている絶縁フィルムと各層間に挟まれている絶縁紙は炭化 </td></tr></table>			調査対象			調査結果	焦げ跡を確認した変圧器	分解前の調査		・巻線周辺の絶縁紙は炭化し、一部剥離した状態であった。 ・一次側及び二次側の口出し線の被覆に炭化が認められ、テストにより各端子間の導通試験を行った結果、一次側200V端子において、配線の断線が確認された。このことから、配線が断線したことにより当該変圧器の電源が遮断され、焼損が停止したものと推定される。	分解調査	巻線全体	・巻線全体に変色が確認され、一次側巻線（内側）と二次側巻線（外側）の間に挟まれている絶縁フィルムと各層間に挟まれている絶縁紙は炭化
調査対象			調査結果											
焦げ跡を確認した変圧器	分解前の調査		・巻線周辺の絶縁紙は炭化し、一部剥離した状態であった。 ・一次側及び二次側の口出し線の被覆に炭化が認められ、テストにより各端子間の導通試験を行った結果、一次側200V端子において、配線の断線が確認された。このことから、配線が断線したことにより当該変圧器の電源が遮断され、焼損が停止したものと推定される。											
	分解調査	巻線全体	・巻線全体に変色が確認され、一次側巻線（内側）と二次側巻線（外側）の間に挟まれている絶縁フィルムと各層間に挟まれている絶縁紙は炭化											

			した状態であった。
		一次側 巻線	・中間層において銅線が複数本融着した溶融痕が2箇所確認された。それぞれの溶融痕の位置を確認したところ、絶縁紙を挟む形で一方の巻線の溶融痕と他方の巻線の溶融痕が一致することから、絶縁紙や巻線の絶縁被膜の絶縁劣化によりこの隣り合う層の2箇所において層間短絡（レイヤーショート）が発生したと考えられる。 ・層間短絡は、当該変圧器が設置後46年経過しており、当該変圧器の層間に挟まれている絶縁紙や巻線の絶縁被膜が経年劣化により絶縁低下したため発生したものと考えられる。 一般的な変圧器の更新推奨時期は、（一社）日本電機工業会によると設置年数が20年を超過したものとなっている。
		二次側 巻線	・全体的に変色は確認されたものの、銅線は全て外すことができ、溶融痕等の異常はなかった。

表1 調査結果（2/2）

調査対象		調査結果
焦げ跡を確認した変圧器周辺の機器	計装盤（KP-4） 及び 上流側電源（動力制御盤）	・計装盤（KP-4）は、常時換気されている環境にあり、粉塵、腐食性ガス、水分侵入等による汚損、腐食はなかった。また、近傍に設置された排風機の振動測定の結果から、有意な振動はないことを確認した。 ・上流側電源（動力制御盤）において、電圧（交流200V）を測定したところ異常はなかった。また、火災発生当日は、電源に影響を与える高周波発生機器等の使用はなく、異常電圧の侵入もなかった。 ・計装盤（KP-4）及び上流側電源（動力制御盤）の配線用遮断器は開放しておらず、当該箇所の短絡及び過電流の発生はなかった。 ・計装盤（KP-4）内において、当該変圧器の焼損に伴う受熱による影響と考えられる当該変圧器一次側配線の焦げ、配線ダクトの溶融が確認された。ただし、当該変圧器の配線接続部の端子に緩みはなく、上流側電源（動力制御盤）から計装盤（KP-4）の配線用遮断器に係る配線及び端子についても変色等の異常はなかった。
	負荷機器（電動弁）	・当該変圧器の負荷機器である電動弁は、モーター、二方弁及びこれらを連結する弁リンケージで構成され、温度調節器により部屋の温度を検出し弁の開度を調節するものである。 ・同型の変圧器を用いて模擬回路を構成し、故障していた電動弁の作動確認を行った結果、モーター及び温度調節器が正常に作動しないことを

			確認したが、当該変圧器の定格電流を超える過電流の発生はなかった。このことから、電動弁及び温度調節器の故障が原因で当該変圧器が焼損したものではないことを確認した。
	2. 考察される火災発生原因		
	1. に示す調査結果を踏まえ、焦げ跡を確認した変圧器が設置後46年を経過しているものであることから、経年劣化により巻線内部の絶縁紙や巻線の絶縁被膜が絶縁低下し、層間短絡に至り当該変圧器の一次側巻線間に過電流が流れ、発熱し、発火に至ったと判断した。		
	以上のことから火災発生防止対策に繋がる具体的な原因は、次のように分類できる。		
	①設置年数が20年を超過しており、温度ヒューズ、電気ヒューズ等により過電流や過熱から変圧器を保護する機能を有していない盤内の低圧変圧器について更新を行っていなかった。		
	②同様の盤内の低圧変圧器について、火災が懸念される経年劣化の兆候を点検で確認できていなかった。		
6 再発防止対策の実施状況			
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	・「タンデム加速器棟設備機器の点検基準」の改訂（②）	R6. 8. 5	・設置年数が20年を超過し経年劣化による火災発生が懸念される盤内の低圧変圧器の定期的な温度測定による点検について、明確化を図った。
	発災現場における再発防止対策の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	・ 盤内の低圧変圧器の緊急点検（②）	R6. 5. 23～R6. 5. 24	・ 盤内の低圧変圧器について、緊急点検としてサーモグラフィ等による温度測定を実施し、異常発熱等はなく健全であることを確認した。
	・ 経年劣化による火災発生が懸念される盤内の低圧変圧器の更新（①、②）	R6. 7. 30～R6. 8. 6	・ 温度ヒューズ、電気ヒューズ等により過電流や過熱から変圧器を保護する機能を有していない経年劣化による火災発生が懸念される盤内の低圧変圧器のうち、放射性物質の閉じ込め機能に関連する低圧変圧器については、換気空調運転再開前に更新又は保護機能の付加を実施した（①）。
		R6. 7. 17、R6. 9. 25（計画立案） R6. 9. 25、R7. 4. 16（計画改定）	・ 経年劣化による火災発生が懸念されるその他の盤内の低圧変圧器について、令和6年度内にリスト化し、保護機能の付加を含む更新計画を立案した。令和7年度以降に順次更新する（①）。
		R6. 8. 29、R7. 2. 5、R7. 2. 28、 R7. 6. 27（今後も継続的に確認）	・ 低圧変圧器を更新するまでの期間は、定期的にサーモグラフィ等による温度測定による点検を実施し、健

		R7. 5. 30、R7. 11. 28～R7. 12. 4 R7. 7. 4、R7. 7. 7、R7. 12. 9～ R7. 12. 12（更新実績）	全であることを確認している(②)。 ・更新計画に基づき低圧変圧器について一部更新を実施した（①）。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・「タンデム加速器建家における焦げ跡の発見について（不適合管理No.エ1-2024-010）」の是正処置に関する教育		R6. 8. 8	職員及び請負作業員等 (10名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
・「タンデム加速器建家における焦げ跡の発見について」の是正処置に係る教育		R6. 12. 5 ～ R6. 12. 18	職員及び請負作業員等 (85名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
【訓練】				%	
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 同様の事象を発生させないために水平展開を実施する。			
		水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者		
	① 保安管理部		保安管理部長		
	② 品質保証推進委員会		品質保証推進委員会委員長		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
	① 原科研 タンデム加速器建家 ホット機械室(管理区域)における火災に係る調査・検討指示について（2024内002） (概要) 以下の(1)～(3)の調査・検討を行い、必要な処置を行う。 (1) 目視点検のみの電気工作物（盤）等の調査 (2) 前号のうち使用中の電気工作物（盤）の健全性確認 (3) 使用していない電気工作物（盤）の盤内機器の処置		R6. 7. 3 ～ R6. 12. 23	各部、各センター、原科研内に駐在する組織	
	② タンデム加速器建家における焦げ跡の発見（研究所内水平展開 No. 2024-02）について (概要)		R6. 10. 25 ～ R7. 1. 31	各部、各センター、原科研内に駐在する組織	

	以下の(1)～(3)の対応を実施する。 (1) 設置年数が20年を超過しており、保護機能を有していない経年劣化による火災発生が懸念される盤内の低圧変圧器のうち目視点検のみ実施しているものについてリスト化を行う。なお、低圧変圧器の上流側のみ絶縁抵抗測定をしている場合もリスト化の対象とする。 (2) 上記(1)でリスト化した低圧変圧器について、保護機能の付加を含む更新計画を作成する。また、更新までの期間について定期的にサーモグラフィによる温度測定、その他の方法による点検を行う。 (3) 年間を通して使用されていない高経年化した低圧変圧器に常時通電させていることによる発火リスクについて、教育を行う。		
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 水平展開指示書に対応期限を記載し、進捗管理をした。	【頻度】 —
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 水平展開に伴う是正処置の実施により、所内で同様の事象の発生リスクが低減されたと評価する。今後は、該当する低圧変圧器の更新を計画的に進めていく。また、是正処置が再発防止に有効に機能していることの確認については、令和7年7月を目途に是正処置のレビューで確認する。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保安管理部		品質保証推進委員会委員長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	各水平展開対象部署にて、是正処置のレビューを行い、その有効性を評価した。	どの施設も再発防止対策が適切に実施され、不具合等が発生していないことより本是正処置は有効と判断。	R7.7～R7.12
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
	上記の対策を行ったのち、タンデム加速器については、特に問題なく運転を実施している。		—

⑳ 管理事務棟における蛍光灯安定器付近からの火花及び発煙の発生（機構サイクル研）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	管理事務棟における蛍光灯安定器付近からの火花及び発煙の発生	
2	発生日	令和 6 年 6 月 1 7 日（月） 6 時 5 5 分頃	
3	発生場所	再処理廃止措置技術開発センター※ 管理事務棟2階レストルーム（休憩室） ※令和6年11月1日の組織改正により「TRP廃止措置技術開発部」に名称変更	
4	事案の概要	令和 6 年 6 月 17 日（月） 6 時 55 分頃、管理事務棟 2 階レストルーム（休憩室）において、従業員が同室の蛍光灯スイッチを入れたところ、当該系統 10 基のうち 1 基の蛍光灯器具（蛍光管を取り付けていない状態）の安定器付近からの火花・発煙を確認したため、蛍光灯スイッチを切った。その後、火花・発煙はすぐ自然に収まったため、消火器等による消火活動はしていない。 公設消防による現場確認の結果、8 時 6 分に火災と判断され、同時刻に鎮火が確認された。	
5	原因	蛍光灯器具の安定器内巻線の経年劣化により、レヤーショート（層間短絡）が発生し、当該安定器の焼損に至った。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
同種事案における留意点の要領等への反映		R6. 9. 30 	

	・ 間引き照明の解消 ・ 安定器の離線処置 ・ 電気災害に係る教育	R6. 6. 18～R6. 6. 21 R6. 6. 18～R6. 7. 25 R6. 6. 20	に更新する。 蛍光灯の継続利用箇所について蛍光管を取付け間引きを解消した。 使用予定のない蛍光灯について、安定器を離線した。 電気災害に対する保安意識の強化を図るため、安定器を接続したままの状態での蛍光管の間引きの禁止及び蛍光管を間引いたままとする場合は安定器を離線することを周知するとともに、安定器の長期使用及び間引き照明による蛍光灯器具の劣化傾向が分なくなるリスクについて教育を行った。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・ 品質保証教育 （管理事務棟における蛍光灯安定器付近からの火花・発煙について、発生原因、是正処置内容（規則の改定等）、及び水平展開（蛍光灯照明器具の管理・取扱い）について教育を実施した。）		R6. 9. 30 R6. 10. 2 ～ R6. 11. 13	旧技術管理課員：16名 TRP部:603名(旧技術管理課員含まず) BE部：352名 MOX部：442名 保安管理部:198名 工務技術部:111名 放射線管理部：209名 所付組織:124名	100%	講義中の質疑応答、受講者の反省、意見、自己評価等の記載より、原因（蛍光灯照明器具の寿命に関すること）、対策（照明器具の管理等）、及び今後の照明器具類の点検方法など、背景・経緯から再発防止内容について理解していることを確認した。
【訓練】					
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	（左欄の判断根拠） サイクル研内の類似設備について、再発防止を図るため、研究所「水平展開実施要領」第5項に基づき実施する。			
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者				
	担当部署			責任者	
	保安管理部安全対策課			保安管理部長	
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間		展開範囲

	・ 蛍光灯の間引き数の調査及び該当箇所の改善 ・ 使用しない蛍光灯の処置 ・ 照明のLED化に向けた調査の実施	R6. 7. 11 ~ R6. 8. 1 R6. 7. 11 ~ R6. 11. 26 R6. 11. 24 ~ R7. 2. 28	・ 核燃料サイクル工学研究所内（使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設） ・ 核燃料サイクル工学研究所内（使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設） ・ 核燃料サイクル工学研究所内（使用施設、再処理施設、RI施設及び一般施設）
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 類似箇所の点検状況及び処置状況等について進捗管理した。	【頻度】 1回／月
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 蛍光灯の火災発生リスク低減を図るため、間引いている蛍光灯を調査し、その間引いた状態での通電を直ちに使用できない状態とすること、間引きをやめて使用する場合は、健全性を確認した後とすること、及び間引いた蛍光灯はすべて安定器を離線すること、さらに使用しない蛍光灯の安定器の離線処置を実施する。本対策の完了後、研究所「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」第6項、第8項に基づき有効性評価を行う。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保安管理部安全対策課		保安管理部長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	TRP廃止措置技術開発部及び保安管理部の不適合検討部会にて、再発防止対策の実施結果等を確認する。	・間引いている蛍光灯を調査し、その間引いた状態での通電を直ちに使用できない状態としたこと、間引きをやめて使用する場合は、健全性を確認した後としたこと、及び間引いた蛍光灯はすべて安定器を離線したこと、さらに使用しない蛍光灯の安定器の離線処置を実施したことを確認した。 以上より、蛍光灯の火災発生リスク低減を図ることができたことから、採った是正処置は有効であったと評価する。	R6. 12. 5
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日

② J-PARC センターリニアック棟における溶融痕の確認（機構原科研）

調査事項	状 況
1 事案の名称	J-PARC リニアック棟における溶融痕の確認
2 発生日	令和 6 年 7 月 5 日（金）
3 発生場所	J-PARC リニアック（R I 施設）冷却水コールド機械室 3（非管理区域）
4 事案の概要	令和 6 年 6 月 21 日（金）に、J-PARC リニアック棟冷却水コールド機械室 3（非管理区域）のチラー冷凍機（12 台中の 1 台※¹）で電流値の異常を確認したことから、職員等が目視点検を行ったところ、当該冷凍機の動作に異常はなく、煙・異臭・異音は確認されなかったが、製造メーカーと相談し、当該冷凍機を停止させた。 同年 7 月 5 日（金）に製造メーカー作業員による当該冷凍機の調査を行っていたところ、10 時 46 分頃に電源端子部に溶融痕を発見した。このため担当職員は 11 時 19 分に公設消防に一般電話により通報し、11 時 50 分に公設消防により火災であると判断された。 残りの 11 台について 7 月 8 日（月）に目視点検を行い、溶融痕は発見されなかった。 ※1：12 台のチラー冷凍機は、4 台ずつの 3 ユニットで構成されている（それぞれ A ユニット、B ユニットおよび C ユニットと呼ぶ）。今回、溶融痕が発見されたのは、B ユニットの 1 台である。A および C ユニットは平成 22 年度（2010 年度）、B ユニットは平成 30 年度（2018 年度）にそれぞれ冷却水コールド機械室 3 に設置されたものである。 ○リニアック冷却水設備の概要 リニアック冷却水設備は、リニアックを構成する機器に冷却水を供給するための装置である。リニアック冷却水設備は、冷却塔、チラー冷凍機および熱交換器と、これらに冷却水を循環させるためのポンプから構成されている。このうちチラー冷凍機は、二次系冷却水を供給するための装置であり、加速器機器を直接冷却する一次系とは別系統である。当該チラー冷凍機はメーカーの標準品であり、その性能は、電源電圧 400 V（3 相交流）、冷却能力 360 kW、消費電力約 90 kW である。
5 原因	① 公設消防との合同調査： 令和 6 年 7 月 16 日（火）に公設消防の立会いのもと、溶融痕が発見された電源端子部の調査を行った。調査の結果を以下に示す。 ■ 3 相（R 相、S 相、T 相）ラインの導通試験の結果、R 相ラインおよび S 相ラインは導通が有り、T 相ラインだけ導通が無かった。 ■ T 相一次側のボルトの頭部が破断していた。 ■ T 相一次側の圧着端子の接触面（両面）に黒色の物質が付着していた。 ■ 圧着端子とワッシャー間および圧着端子と端子台プレート間にそれぞれ空隙が有った。 ② 電源端子部の詳細調査： 電源端子部の T 相一次側の詳細調査の結果、以下のことが判明した。 ■ 圧着端子接触面やワッシャーに付着していた黒色の物質の成分分析を行った

	ところ、主成分は絶縁性の酸化銅であると認められた。またこの酸化銅は、10 層程度が積層していた。 ▪ 圧着端子、端子台プレートおよびワッシャーに放電痕があった。 ▪ 圧着端子の銅部分が、全体的に約 0.5 mm 薄くなっていた。 ▪ 端子台プレートが 3mm 程度変形していた。 ▪ ボルト破断面に熔融した銅が付着していた。 ▪ 端子台に使用していた圧着端子のサイズや形状の規格は、適正と認められた。 ③ 電源端子部の点検状況調査： 平成 30 年度（2018 年度）に B ユニットのチラー冷凍機（今回熔融痕が発見された 1 台を含む 4 台）を更新した。この際、更新前の冷凍機とは給電ケーブルと内部配線の取り付け位置と接続方法が異なっていたため、製造メーカーの判断で、現地にてチラー冷凍機筐体内に端子ボックスを設けてケーブルを接続した。当該チラー冷凍機の納入図面には当該端子ボックスは記載されておらず、かつ製造メーカーからの報告も無かったため、担当職員は当該端子ボックスの存在を把握できなかった。 各チラー冷凍機は毎年夏に製造メーカーによる標準点検が実施されており、点検シートに基づいてネジ等締結部の状態確認、動力電源ケーブルの絶縁抵抗測定および点検後の動作確認試験等が行われている。しかし、点検シートは当該端子ボックスの記載が無い標準仕様の図面を基に作成されており、かつ製造メーカー内において施工担当者から点検担当者への情報の引継ぎも無かった。そのため、当該端子ボックスは点検項目から抜け落ちてしまい、電源端子部の状態確認は、当該チラー冷凍機の更新工事から今回の発災まで一度も行われていなかった。 12 台中の残りの 8 台（A ユニットおよび C ユニット）には、当該電源端子部のような中継端子ボックスは設置されておらず、ネジ等締結部の状態確認は標準点検の範囲内で製造メーカーによって実施されていた。 ④ 事象発生メカニズム： 以下に示すメカニズムにて、熔融痕が発生したと推定される。 1. T 相一次側の圧着端子の接触抵抗が他の圧着端子より大きくなり、ジュール熱により温度が上昇し酸化銅の生成が進行した^{※2}。なお、接触抵抗が大きくなった原因については、ボルトの締め付け不足による緩み、または締め過ぎによる変形/破損、圧着端子の不良などが考えられるが、確定できなかった。 2. 酸化銅は絶縁物のためさらに接触抵抗が大きくなり、より高い温度上昇が発生した。 3. 当該冷凍機は運転状況により起動と停止を繰り返すため（年 5 回程度）、酸化銅は断続的に生成されることで積層状態になった。酸化銅は 10 層程度であったことから、数年間かけて成長し、ワッシャーと圧着端子にギャップが増大していった。 4. ギャップ幅など一定の条件が満たされアーク放電が始まり短時間の赤熱現象^{※3}が発生した。これにより電源端子部が熔融するとともに、ボルトの破断や端子台プレートの変形が発生したと考えられる。ボルトの破断面に熔融した銅（融点 1085℃）が流れ込んでいることから、ボルト付近の温度は 1000℃以上に上昇したと考えられる（1000℃以上になると鉄や銅の強度が極端に低下
--	--

	し、容易に変形/破断する)。 5. ボルトが破断されたため、圧着端子と端子台プレートが分離し、 T 相に電流が流れなくなった。 ※2：酸化銅は、100℃付近を境としてそれ以下の温度では成長速度が遅く、それ以上の温度では急速であることが分かっている。 ※3：銅導体接続部の接触不良に加え、通電、放電、過熱などの条件が伴うと異常な発熱が発生し、発煙や発火に進展する場合がある。		
6 再発防止対策の実施状況			
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	1. J-PARCセンターの対応 ・「J-PARCセンター作業標準実施要領」の改訂	R6. 12. 5施行	以下の事項を追記 ①動力機器の更新または新設をする場合は、図面と実際の状態に相違がないよう職員が確認する。 ②メーカー標準品の購入・据付であっても仕様に変更が生じた場合、発注者は受注者に対し作業前に連絡や相談を行うことを徹底し、仕様変更の適合性を発注者・受注者の双方で確認すること。
	発災現場における再発防止対策の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	1. チラー冷凍機の対策 ①点検要領書の改訂	R6. 9. 3	電源端子部など点検すべき機器が定期点検対象から抜けていないことを確認。
	②電源端子部の点検	R6. 8. 6～R6. 8. 7	Bユニットの残り3台のチラー冷凍機について、電源端子部の点検を行い異常がないことを確認。
	③電源端子部の変更	R6. 9. 13	Bユニットの電源端子部を窓付きタイムに変更するとともに、設置位置を冷凍機筐体内部ではなく外部に変更し、冷凍機の日常点検時に電源端子部を容易に目視確認できるように変更。
	④溶融痕が発見されたチラー冷凍機の対策	R6. 11. 29	製造メーカー工場にて総点検および試運転を行い健全であることの確認。
	2. 電気設備の健全性の確認	R6. 7. 8～R6. 9. 30	以下の事項を確認 ①定期的な電源端子部の外観検査及

			びボルトの増し締めなどにより端子部の健全性を確認 ②外観検査において酸化銅の生成に着目し端子部を目視確認 ③動力機器の電源ケーブル接続点について、図面と実際の状態に相違が無く、点検が確実に実施されていることの確認 ④同ケーブル接続点について、定期点検範囲の明確化			
	当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）	
	【教育】 ・新構成員安全衛生講習会（「安全衛生講習」及び「事故・トラブル事例」の教育）	R6. 7. 24 ～ R6. 7. 29	J-PARC 構 成 員 （14名）	100%	教育において理解度確認を実施した。	
		R6. 10. 24	J-PARC 構 成 員 （8名）	100%		
		R7. 4. 23 ～ R7. 4. 25	J-PARC 構 成 員 （43名）	100%		
		R7. 5. 7	J-PARC 構 成 員 （1名）	100%		
		R7. 7. 28 ～ R7. 7. 30	J-PARC 構 成 員 （6名）	100%		
	・作業責任者ライセンス教育（「作業責任者教育」及び「事故・トラブル事例」の教育）	R7. 10. 29 ～ R7. 11. 10	J-PARC 構 成 員 （3名）	100%	教育において理解度確認を実施した。	
		R6. 7. 24 ～ R6. 7. 29	J-PARC 構 成 員 （9名）	100%		
		R6. 9. 3 ～ R6. 9. 30	J-PARC 構 成 員 （320名）	100%		
		R6. 9. 20	J-PARC 構 成 員 （2名）	100%		
		R6. 10. 1 ～ R6. 10. 31	J-PARC 構 成 員 （115名）	100%		
		R6. 10. 24	J-PARC 構 成 員 （4名）	100%		
		R6. 11. 8～ R6. 11. 19	J-PARC 構 成 員 （12名）	100%		
		R7. 4. 17 ～ R7. 4. 25	J-PARC 構 成 員 （31名）	100%		教育において理解度確認を実施した。
		R7. 5. 7～ R7. 5. 12	J-PARC 構 成 員 （2名）	100%		
		R7. 6. 5	J-PARC 構 成 員	100%		

	・「過去のトラブル事例」に関する教育	R7. 7. 28 ~ R7. 8. 1 R7. 10. 29 ~ R7. 11. 13 R7. 11. 10 ~ R7. 11. 28	(1名) J-PARC 構 成 員 (4名) J-PARC 構 成 員 (4名) J-PARC 構 成 員 (248名)	100% 100%	教育において理解度確認を実施した。
	【訓練】 ・ 非常事態総合訓練（火災想定）(R6年度)	R6. 12. 24	緊急時対策所員（53名） 事故現場指揮所員（19名） 現場対応者（17名） 他	100%	J-PARCセンターにおいて、センター長レビュー会議を実施した。
	・ 非常事態総合訓練（火災想定）(R7年度)	R7. 10. 07	緊急時対策所員（52名） 事故現場指揮所員（25名） 現場対応者（47名） 他	100%	J-PARCセンターにおいて、センター長レビュー会議を実施した。
	・ 消火器取扱訓練（R6年度）	R6. 11. 13	J-PARC 構 成 員 (53名)	100%	対象者に放水訓練を実施した。
	・ 消火器取扱訓練（R7年度）	R7. 11. 12	J-PARC 構 成 員 (57名)	100%	対象者に放水訓練を実施した。
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 本件の発生状況及び原因について、原子力科学研究所（各部・センター）及び原子力機構（他拠点）と共有するため。			
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	J-PARCセンター 加速器ディビジョン		J-PARCセンター 加速器ディビジョン長		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間		展開範囲

	「安全情報」による情報展開	R6. 9. 27、 R6. 9. 27	原子力科学研究所（各部・センター）、 原子力機構（他拠点）
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 J-PARCセンター対策会議における進捗確認、及び状況共有	【頻度】 2～3回／週 (R6. 7～R6. 9) 1回／2週 (R6. 10～R6. 12)
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) ・電源端子部の変更並びに、製造メーカー工場および現地での総点検および試運転の結果、その健全性を確認する必要があるため。 ・類似事故防止として、電気設備の健全性を確認するため。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	J-PARCセンター 加速器ディビジョン		J-PARCセンター 加速器ディビジョン長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・電源端子部を窓付きタイプの変更し、設置位置を冷凍機内部から外部に変更したことで、日常点検時の容易に目視確認できるよう変更。	・再発防止対策が適切に実施され、不具合等が発生していないことより有効と判断。	R6. 9. 17
	・各施設から電気設備の点検結果等の報告	・点検結果等に異常がないこと、類似事故の発生がないことより有効と判断。	R6. 10. 8
	・溶融痕が発見されたチラー冷凍機を製造メーカー工場にて総点検および試運転を実施	・工場検査の結果により有効と判断。	R6. 11. 29
	・溶融痕が発見されたチラー冷凍機を現地にて試運転を実施	・現地検査の結果により有効と判断。	R7. 1. 5
再発防止対策の改善状況			
改善内容		実施日	
上記の対策を行ったのち、J-PARCリニアック加速器については、特に問題なく運転を実施している。		R7. 1. 6	

②② 総合排水処理棟における火災（JCO）

調査事項	状 況
1 事案の名称	総合排水処理棟における火災
2 発生日	令和 6 年 10 月 23 日（水）
3 発生場所	総合排水処理棟 排水処理室（I）
4 事案の概要	令和6年10月23日（水）、株式会社ジェー・シー・オー（以下、「JCO」という）総合排水処理棟排水処理室（I）（管理区域）のグリーンハウス（放射性物質による汚染の拡大防止のため作業エリアに設置する仮設テント。難燃シート製、かつ、床から上90cm を不燃の金属板で養生。以下、「GH」という）内で、火災を発生させた請負業者（以下、「発災請負業者」という）社員が放射性廃棄物を分別する作業を実施していた。「作業員配置：作業員 3 名（GH 内、JCO 作業経験：作業員 A 2 年 5 か月、作業員 B 3 年 11 か月、作業員 C 3 年 4 か月）、作業班長 1 名（GH 外、JCO 作業経験：4 年）、分任責任者 1 名（GH 外、JCO 作業経験：1 年 6 か月）」 作業員 A は機械部品分別のためディスクグラインダー（以下、「グラインダー」という）を使用して部品の切断を行っていた。その切削火花が、作業員 B が除染のため使用していたパーツクリーナー（スプレー式）の付着した機械部品及び紙ウエス付近に飛び、炎が上がり、10 時 52 分に GH 内の火災警報器が発報した。GH 外の作業班長が火災に気づき近傍に配置されていた消火器を GH 内に搬入、GH 内の作業員 C が消火器を使用して消火した（その時点で火は消えた）。 発災現場付近を巡視中であった JCO 社員が火災発生を所内事務所へ連絡し、事務所の JCO 社員が 10 時 54 分に公設消防に 119 番通報し、10 時 55 分に事故対策本部を立ち上げた。11 時 05 分に消防車が JCO に到着し（サイレン・赤色灯有）、11 時 28 分に総合排水処理棟管理区域に入域して現場確認を開始した。公設消防は、11 時 33 分に本事象は火災であったと認定し、同時に鎮火を確認した。 なお、発災現場の総合排水処理棟排水処理室（I）では、管理区域内で発生する手洗い水等の排水処理および施設内の設備解体撤去・管理区域解除工事で発生した放射性廃棄物の GH 内での仕分け・詰め替え作業を実施している。
5 原因	（１） 直接的な原因 発災請負業者の作業手順書や要領書では火気作業を行う場合、火気作業専用 エリアを確保し、GH 内には可燃物を置かないように定められていたにもかかわらず、切削火花が発生するグラインダー作業（火気作業）の近傍で、極めて可燃性の高いパーツクリーナーを吹き付けた紙ウエスによる油ふき取り作業を同時に行っていた。GH 内備品（棚、工具等）を保護するため、棚および工 具等を防災シート（高さ 60cm）で覆っていたが、火花が防災シートを超えて、パーツクリーナーの付着した機械部品及び紙ウエスに引火したと考えられる。 （２） 間接的な原因とその背景要因 JCOで労働災害等の背景要因分析で用いている「いきさつダイヤグラム」の手法により間接的な原因（エラー/困った事象）とその背景要因を分析した。 1）間接的な原因 火災に繋がった間接的な原因として以下の3つが考えられる。 ①当日朝、発災請負業者は作業開始前打合せを行ったが、火災のリスクに関する指導・KY がなく、分任責任者から作業班長及び作業員への指示書（KY・TBM 実

	施結果)にはグラインダーを使用した火気作業があることも可燃性の高いパーツクリーナーを使うことも記載していなかった。 ②当該作業場（GH）内には、グラインダーとパーツクリーナーを常時保管しており、容易にパーツクリーナーが使用できる状況であった。 ③作業員Bは火気厳禁であることを認識していたが、少量であれば切削火花が飛ぶ火気作業の近傍で極めて可燃性の高いパーツクリーナーを使用しても火災が発生する可能性はないと考えた。 2) 間接的な原因の背景要因 間接的な原因の背景要因として 6 点を特定した。 ①可燃性ガスを含むスプレーの火災危険性に関する知識及び意識が、JC0、発災請負業者とも十分でなかった。(間接原因①～③) なお、スプレーの可燃ガスが原因で小規模爆発を起こした他原子力事業所の事例の水平展開として、JC0の社内規程にブラシ構造の電気工具使用時の注意点（引火性ガスとの同時使用禁止）を追加し、すべての請負業者には入構時に教育を行ったが、火気使用機器としてブラシ構造の電気工具に限定したこと、可燃性ガスを含むスプレー自体の危険性まで踏み込まなかったこと、などのため、今回の火災発生を防止することはできなかった。 ②発災請負業者が作成した作業手順書には「グラインダー作業」に関する火災予防について記載されていたが、事前に実施したリスクアセスメントにおける火災リスクに対する検討が不十分であったため、作業時の危険物及び可燃物の撤去、防火養生、監視人に関する事項等の記載が適切でなかった。(間接原因①～③) ③発災請負業者の作業開始前打合せに用いる指示書（KY・TBM 実施結果）には詳細な作業内容や使用する工具・薬品等を記載する欄が設けられていなかった。(間接原因①) ④火災を起こした作業は、放射性廃棄物ドラム缶の様々な内容物を、グラインダー等を用いて分別した後に除染する作業(油分除去を含む)を行うことを繰り返す作業であった。また、管理区域の解除が進み、使用できる作業エリアが制限されたため、分別あるいは除染専用のGHを設置するのが困難となり、同じGH内で分別と除染を交互におこなっていた。専用のGHを設置することができないため火気作業と危険物及び可燃物による除染作業を同時に行ってしまうリスクがあったが、事前に実施したリスクアセスメントではこの点が抜けていたため、管理体制が不十分になった。(間接原因②) また、以下のようなJC0の管理体制が上記の背景要因を助長していた。 ⑤JC0では、請負業者が管理区域内に物品を持ち込む際に、管理区域内持ち込み申請を義務付けているが、常駐の請負業者に対してはこの申請を免除していた。(間接原因②、③) ⑥JC0社内規程では、グラインダーのような「機械的切断等衝撃火花」を発生するものを「火気」と定義していたが、火気を使用する場合に必要な届出の対象になっていなかった。(間接原因①～③)
--	--

6 再発防止対策の実施状況

保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容
(JC0規程類) 1) 構内工事・外注作業規則の改正 (①、⑤、⑥)	・ R6. 12. 1付 : a)、b) ・ R7. 6. 1付 : c)	1) 以下の3点を実施。 a) 基本遵守事項の項にスプレー缶使用時の注意点を記載した。 「1）火気のある場所の近くで

		は使用しない。ガスに引火して急激に燃え広がるおそれがあるため危険である。 2) 使用時や使用後は十分に換気を行う。ガスが滞留しないように気を付け、換気が終わるまでは、ライターや火花が発生する機器（換気扇、掃除機など）を使用しない。以下、省略」 b) 管理区域内の物品搬出入という項に「常駐請負も含めて請負は、管理区域内に持ち込む予定の労働安全衛生法の「名称等を通知すべき」又は「名称等を表示すべき」危険物及び有害物、並びに、可燃性ガスが含まれるスプレー類を JCO に申請すること」を記載し（申請書として様式 6-1 を追加）、さらに、「危険物第四類特殊引火物及び第 1 石油類に該当する成分を含むスプレーは管理区域内に原則持ち込めない」ことを記載した。 c) 後述する防火管理規程の改正に沿った変更。 2) 火災予防の項にスプレー缶使用時の注意点を記載した。 3) グラインダー等の作業を溶接等火気作業と定義し、その火気作業を許可制とした。 4) a) 「グラインダー作業」に関する火災予防のところに、作業時の可燃物の撤去、防火養生、監視人に関する事項や可燃性ガス及び有機溶剤等の取り扱い時の安全対策を追加した。 b) 火気作業を行う GH 内には危険物類を保管せず、使用の都度 GH 外に搬出し、発災請負業者の分任責任者及び作業班長は、火気作業を行う場合、作業前にその周辺に危険物類や可燃物等がないことを確認することを追記し
2) 安全作業ガイド(一般作業編)の改正 (①)	2) R6. 12. 1 付	
3) 防火管理規程の改正 (⑥)	3) R7. 3. 24 付	
(発災請負業者手順書等)		
4) 作業手順書の改正 (②、④)	4) ・ R6. 10. 24 : a) ・ R6. 11. 29 : b)	

	5) 作業前指示書の改正 ③ (発災請負業者以外の火気作業を行う常駐請負業者手順書) 6) 作業手順書の改訂 ④	5) R6. 11. 12, 14, 18 6) R6. 12. 12	た。 5) 作業の内容、使用する工具、薬品等の記入欄を設けた。 6) 手順書の見直しを行い、不足していた点（火気作業を行うGH内には危険物類を保管しない）を追記した。	
発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名		実施期間	内容	
1) 火気作業を行うGHへの危険物類保管の禁止		1) R6. 12. 1～	1) 火気作業を行うGH内には危険物類を保管することを禁止とし、使用の都度GH外に搬出する規則とする。	
2) 火気作業前の可燃物等除去完了の請負管理監督者による確認		2) R7. 5. 27～（発災現場）	2) 発災請負業者の分任責任者及び作業班長は、火気作業を行う場合、作業前にその周辺に危険物類や可燃物等がないことを確認し、作業の開始を許可するルールとする。	
3) 可燃性パーツクリーナーの使用禁止と代替品への変更		3) 使用禁止：R6. 10. 23～ 代替品使用：R6. 12. 11～	3) 発災当日に管理区域内でのパーツクリーナー使用を禁止とした。さらに、可燃性パーツクリーナーを不燃性パーツクリーナーに変更する。	
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】				
1) 火災事象の報告及び火気使用時のルール・注意点の周知	1) R6. 10. 23, 24、11. 1	1) 社員 36名、常駐請負業者 165名	1) 100%	1) ～ 7) 常駐請負業者に対して教育内容の理解確認のアンケートを実施。 *防火管理規程教育に関しては確認テストを実施。
2) グラインダー作業等の火気使用時の危険性、可燃性ガス・有機溶剤の危険性等教育	2) R6. 10. 24, 25	2) 発災請負業者 106名	2) 100%	
3) 可燃性ガスを含むスプレーの火災危険性教育	3) R6. 11. 5, 6, 8, 11, 13, 15、12. 22, 23	3) 社員 35名、常駐請負業者 164名	3) 100%	
4) 改正 JCO 規程類の周知教育 ・構内工事・外注作業規	4) ・ R6. 11. 28、12. 3, 22, 23	4) ・ 社員 35名	4) ・ 100%	

則	・安全作業ガイド ・防火管理規程	・同上 ・R7. 3. 11, 14～21, 31, 4. 2	常駐請負業者164名	・同上 ・社員 38名、常駐請負業者 163名	・ 100% ・ 100%	
	5) JCO規程類定期教育 ・安全作業ガイド ・防火管理規程	5) ・R7. 3. 6, 10, 31 ・R7. 9. 16, 19, 22, 23, 26, 29, 30, 10. 3	5) ・社員38名 ・社員 40名、常駐請負業者 198名	5) ・ 100% ・ 100%		
6) 常駐請負改正手順書教育		(a. 発災請負業者) ①R6. 11. 24, 25, 12. 3 ②R7. 4. 1 (全員) ③R7. 10. 31 (発災現場担当) (b. その他火気を取り扱い常駐請負業者) ①R6. 12. 25 ②R7. 4. 1	6) (a.) ①105名 ②121名 ③26名 (b.) ①44名 ②42名	6) (a.) ①100% ②100% ③100% (b.) ①100% ②100% 7) 100%		
7) 実践的リスクアセスメントガイドライン教育		7) R7. 5. 21	7) 社員34名、常駐請負業者 12名			
【訓練】 実施なし		—	—	%		—

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠		
	■	(左欄の判断根拠)	
	有	・発災請負業者以外の常駐請負業者にもスプレーの火災危険性の注意点を教育し、	
	□	また、改正したルールを周知・教育して実践させる必要があるから。	
	無		
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	・施設管理グループ ・業務推進グループ ・総務グループ	・施設管理グループ長 ・業務推進グループ長 ・総務グループ長	
水平展開の実施状況			
対策名		実施期間	展開範囲

	1) スプレートの危険性や改正ルールの教育 2) 発災請負業者以外の火気作業を行う常駐請負業者の手順書改正及び教育 3) 管理区域に持ち込む剥離用薬品のスプレー方式の変更(可燃性ガス式からハンドスプレー方式)	1)、2) (6 再発防止対策の実施状況参照) 3) R6. 12. 11	1) 発災請負業者以外の常駐請負業者 2) 発災請負業者以外の火気作業のある常駐請負業者 3) 発災請負業者
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 1) 規程類等の作成及び教育:管理職会議にて社長が中心となり進捗を管理する。 2) 定期教育の実施状況については安全衛生委員会及び工事安全協議会で確認する。 3) 現場での対策実施状況:請負作業を管轄するグループが日常巡視により実施状況を確認する。	【頻度】 1) 1回/週 2) 1回/月 3) 毎作業ごと
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 各種対策の遵守状況を巡視等で確認する必要があるため。 (類似災害防止活動要領) 3. 2 SMM以外の他社で発生した災害・事故・トラブル事例の検討 (2) 原子力関係事業所の事例の検討 原子力関係事業所の事例は、安全主管者の指示のもと品質保証責任者が検討(水平展開)すべきと考える事例を選択し、各職場と協力して総点検、事例検討及び類似災害防止対策等を実施し、その結果を安全主管者及び品質保証委員会に報告する。また、品質保証責任者は、様式3に従い、検討を行わなかった事例も含めて記録する。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	・施設管理グループ(巡視) ・業務推進グループ(巡視) ・総務グループ(巡視)		・施設管理グループ長 ・業務推進グループ長 ・総務グループ長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・各グループが管轄する請負作業を日常的に巡視し、実施状況を確認する。	・特に問題なし	・R7. 12. 26
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
・特になし		—	

②③ 原子力館（PR 館）における火災（日本原電）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	原子力館電源盤内における焦げ跡の確認について	
2	発生日	令和 6 年 1 1 月 2 1 日（木）	
3	発生場所	東海発電所・東海第二発電所 原子力館（非管理区域）	
4	事案の概要	東海発電所は廃止措置中、東海第二発電所は第 2 5 回定期事業者検査中のところ、2 0 2 4 年 1 1 月 2 1 日 1 0 時 2 8 分頃、東海発電所・東海第二発電所 原子力館展示ホール用の空調機 A C - 4（以下、「当該空調機」という）が設置されている空調機械室（非管理区域）において、当該空調機の電源盤内の確認を行っていた協力会社社員 A より、当該空調機電源盤内の変圧器に焦げ跡と焦げ臭いにおいを確認※¹した旨、当社監視所に連絡があった。連絡を受けた当社監視所は 1 0 時 3 1 分に公設消防へ 1 1 9 番通報（覚知時刻 1 0 時 3 1 分）した。また、自衛消防隊は 1 0 時 3 8 分に出動した。 公設消防は、1 0 時 5 3 分に発電所に到着（消防車 1 台（サイレン無、赤色灯有）、指揮車 1 台（サイレン・赤色灯無））した。その後、1 1 時 0 5 分に現場確認を実施した公設消防により火災と判断※²され、1 1 時 4 3 分に鎮火※³が確認された。 ※ 1：炎や発煙等進展を示す兆候は確認されていない。 ※ 2：当該空調機電源盤内に溶融跡、発煙跡、すす、異臭があることから燃焼現象があったと判断。 ※ 3：サーモカメラによる観察で熱源がないことを確認。	
5	原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①制御回路用変圧器を長期間継続使用してきたことから、変圧器内部の絶縁材が劣化し一次側巻線の部分的な短絡が発生した。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
社内規程への反映		2 0 2 6 年度第 2 四半期まで に対応予定	電気設備交換後はそれまでの使用期間等を踏まえた交換基準を定め、適切に交換することにより経年劣化を起因とする電気火災発生を未然に防ぐ対策を講じていくこととし、追加で実施する外観目視点検やサーモグラフィ等による点検の頻度については、劣化状況を適切に把握できるものとなっているか、定期的に評価し必要な見直しを行う。これらについて社内規程に反映し、継続的に実施する。
発災現場における再発防止対策の実施状況			
対策名		実施期間	内容

・当該変圧器に対する対策【①】	2025. 1. 17	・当該変圧器については、健全な同等品と交換した。
・当該変圧器と同型式の原子力館内の変圧器（3台）に対する対策【①】	2025. 1. 17	・当該変圧器と同型式の原子力館内の変圧器（3台）についても、健全な同等品と交換した。

当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 （1）J I T 情報※を発行し、所員・協力会社に周知し、本事象について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）	2024. 11. 22 2024. 12. 2	・所員 ・協力会社社員	100%	－
（2）一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。	年1回の反復教育及び入所時教育時において実施	・所員（約500名（2025. 11 月現在）） ・協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
（3）当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。	各種研修コースにおいて実施	・所員（約190名） （希望者が受講）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
上記教育実施状況（2）（3）については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。				

	【訓練】 —	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
	水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	地域共生部 コミュニケーションGr 保修室 電気・制御Gr		コミュニケーションGM 電気・制御M		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
	(1) 類似の電源盤の点検 1) 同様の空調機電源盤の点検		2024. 11. 23	原子力館に設置されている同様の空調機3台の電源盤について、速やかに電源隔離措置を行った上で外観目視点検を実施した結果、変圧器を含めた内部構成機器に異常のないことを確認した。	
	2) 原子力館に設置されている電源盤(変圧器を含むもの)の点検		2024. 11. 23	原子力館に設置されている電源盤(上記「1) 同様の空調機電源盤」を除く)のうち変圧器を内蔵する26面について、外観目視点検を実施した結果、変圧器を含めた内部構成機器に異常のないことを確認した。	
	3) その他原子力館内電源盤(変圧器を含むもの以外)の点検		2024. 11. 23	その他原子力館内の全ての電源盤について目視点検を行い、異常のないことを確認した。	
(2) その他原子力館内の電気設備に対する対策 1) 劣化の兆候が把握困難な電気設備			電気回路の絶縁抵抗測定や外観目視点検等の電気設備点検で明確な劣化の兆候が把握困難な電気設備として、「変圧器」及び「照明(安定器)」を抽出し、以下のとおり対応		

		2027年度 第四半期 内に対応 予定 順次計画的に 実施 必要に応じ実 施 順次計画的に 実施 必要に応じ実 施	する。 ①長期間継続使用の変圧器 ・電気火災発生リスク低減のため40年以上継続使用している変圧器として抽出した19台を最優先に交換する対象とし、今後2年以内を目途に速やかに交換する。 ・また、電気設備学会等の文献にて期待寿命とされている30年以上継続使用している変圧器については、40年を超えないことはもとより古いものから順次計画的に交換を行うこととする。 ・なお、継続使用が30年未満の変圧器についても、定期的な点検等で使用環境（塵埃、湿気、高温等）の変化を監視することにより、劣化の進行が懸念される場合には、必要に応じて交換を行う。 ②長期間継続使用の照明（安定器）※ ・15年以上継続使用している照明（安定器）については、30年を超えないことはもとより古いものから順次計画的にLED照明への交換を行うこととする。 ・なお、継続使用が15年未満の照明（安定器）についても、定期的な点検等で使用環境（塵埃、湿気、高温等）の変化を監視することにより、劣化の進行が懸念される場合には、必要に応じてLED照明へ交換を行う。 ※：盤内専用の照明（安定器）等点灯時間が極端に短く（熱による劣化の懸念なし）、且つ空調設備により使用環境が維持（塵埃、湿気、高温等による劣化の懸念なし）されているものを除く。ただし、これ
--	--	--	--

	2)劣化の兆候が把握可能な電気設備	らについても定期的な点検等で使用環境（塵埃，湿気，高温等）の変化を監視することにより，劣化の進行が懸念される場合には，必要に応じてLED照明へ交換を行う。 一般的な電気設備は，「NFB」「電磁接触器」「照明（安定器含む）」「コンセント」「表示灯（器具・抵抗器含む）」「電気ヒーター」「リレー」「変圧器」「端子台」「ケーブル」等で構成されているが，「1）劣化の兆候が把握困難な電気設備」で抽出した「変圧器」及び「照明（安定器）」以外は以下のとおり対応する。 ①使用環境により劣化が懸念される電気設備 ・電気火災発生リスク低減のため，使用環境（塵埃，湿気，高温等）により設備の劣化が懸念される箇所の電気設備として今回抽出した制御盤等5台を最優先に交換する対象とし，今後2年以内を目途に速やかに交換する。 ②上記以外の電気設備 ・上記「①使用環境により劣化が懸念される電気設備」以外の各電気設備については，従来から実施している電気設備点検（外観目視点検，電気回路絶縁抵抗測定，接地抵抗測定，動作確認，負荷試験，清掃，サーモグラフィ等）に加え，更に1年に1回外観目視点検やサーモグラフィ等による点検を行い，その結果に劣化兆候が認められた場合には適宜交換を実施する。
		2027年度 第四四半期 内 に対応予定 必要に応じ 実施

		第四四半期内に 対応予定 必要に応じ実 施	温等）により設備の劣化が懸念される箇所の電気設備として今回抽出した動力盤等6台を最優先に交換する対象とし、今後2年以内を目途に速やかに交換する。 ②上記以外の電気設備 ・従来から実施している電気設備点検（外観目視点検、電気回路絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、動作確認、負荷試験、清掃、サーモグラフィ等）に加え、設備重要度にかかわらず、更に1年または1定期事業者検査毎に1回外観目視点検やサーモグラフィ等による点検を行い、その結果に劣化兆候が認められた場合には適宜交換を実施する。
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の 有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」（第16条「是正処置の実施」）に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。	【頻度】 1回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」（第17条「是正処置の実効性評価」）及び「是正処置プログラム管理要領」（第18条「是正処置の実効性評価」）に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、適切な時期に実施する。 C R管理票：2024年11月21日（発行日）、是正処置未完	

対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
担当部署		責任者
地域共生部 コミュニケーションG r		コミュニケーションGM
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。	当社QMS規程に基づき、適切な時期に評価を実施する。	—
再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日
—		—

②④ 溶接作業中の着衣への引火による作業員の負傷（日本原電）

調査事項		状 況	
1 事案の名称	東海第二発電所 取水口エリアにおける溶接作業中の着衣への引火による負傷者の発生について		
2 発生日	事象確認日：令和6年12月 9日（月） 火災判断日：令和6年12月10日（火）		
3 発生場所	東海第二発電所 取水口エリア（屋外 非管理区域）		
4 事案の概要	東海第二発電所は第25回定期事業者検査中のところ、2024年12月9日13時20分頃、取水口エリアにおいて、協力会社社員（以下、「被災者」という）が、循環水ポンプ等点検時に使用する門型のクレーン※¹（以下、「当該クレーン」という）の解体作業に伴い、補強材※²を当該クレーン本体脚部に取り付ける溶接作業中に左胸上部に痛みを感じ負傷（火傷）した旨の連絡が、13時48分に協力会社より当社監視所へあり、当社監視所は13時53分（覚知時刻）に救急車を要請した。 救急車は14時04分に発電所に到着し、14時27分に病院※³へ向け出発した。 なお、被災者は溶接作業実施にあたり必要な保護具※⁴を着用していた。 その後、12月9日16時15分頃、公設消防より火災の可能性があることから現場検証をしたい旨の連絡を受けた。12月10日10時22分より公設消防による現場検証を実施した結果、12月10日10時37分に「燃焼現象※⁵を確認したこと」「消火が必要となったこと」「意図に反して発生した事象」であることから「火災」と判断され、あわせて火災発生日時は12月9日13時17分、鎮火日時は12月9日13時19分との報告を受けた。 ※1：当該クレーンは、発電用原子炉施設に該当しないことから実用炉規則第134条第14号には 該当しない ※2：当該クレーンを解体する際に、クレーン脚部の倒壊を防止するための鋼材 ※3：被災者の診断結果「左前胸部から左上腕部熱傷」 ※4：耐火服（綿100%素材）、溶接用保護面、耐火エプロン、革手袋、半長安全靴、保護帽、防塵マスク ※5：着衣へ引火		
5 原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①被災者はルールどおり保護具を着用していたものの、フード紐等、ノロにより着火する可能性のあるものを身に着けていた。 ②被災者にノロが直接かかりやすい作業場所・姿勢であった。 ③被災者にノロが直接かかりやすい状況にもかかわらず、保護具は着用していたものの肩・腕周り等適正に保護されていない箇所があった。 ④被災者にノロが直接かかりやすい状態にあるかという観点からの状態確認を作業開始時に実施するとのルールを定めていなかった。		
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
・ 規程への反映【①～④】		2025. 3. 18	①溶接作業に対してフード紐付きの耐火服の着用を禁止する。また今回の事象のように、ほつれた紐等ノロにより着火する可能性のあるものは着用しない。 ②ノロが発生する溶接・溶断作業中はノロがかかりにくい姿勢を確保する、またはノロがかかりにくい養生を実施する等の対策を講じる。 ③ノロが発生する溶接・溶断作業において、上記②の対策を講じても完全

			にノロがかからない対策を講じられない場合は、耐火服へのノロの付着を排除できるような保護具を着用※する。 ④ノロが発生する溶接・溶断作業において、溶接作業者にノロが直接かかりにくい状態であることを監視人等が確認する体制とする。また、作業姿勢や養生が変更になる等、作業環境に変化があればその都度立ち止まり、再確認することとする。 ※：よりノロが付着・燃焼しにくい革製の保護具や肩部、腕部をカバーする形状の保護具等		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間		内容	
－		－		－	
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 （１）ＪＩＴ情報※を発行し、所員・協力会社社員に周知し、本事象について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式）		2024. 12. 10	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	－
（２）一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。		年１回の反復教育及び入所時教育時において実施	・ 所員（約500名（2025. 11 月現在）） ・ 協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
（３）当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。		各種研修コースにおいて実施	・ 所員（約190名） （希望者が受講）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
上記教育実施状況（２）（３）については、「火災の発生防止					

	のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。				
	【訓練】 —	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況					
水平展開の実施の有無及び判断根拠					
■有 □無		(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。			
水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者					
担当部署			責任者		
土木建築室 土木Gr			土木M		
水平展開の実施状況					
対策名		実施期間		展開範囲	
(1) 火気作業の一時中断		2024. 12. 9		ノロが発生する火気作業Aクラス※ ¹ の作業を全面禁止とし、その後、当該作業を検証し「ノロが溶接作業員に向かってくる」「保護具(耐火エプロン)より上部の溶接作業(作業服にノロが直接かかる可能性のある作業)」に該当せず安全性を確認した火気作業Aクラスについては当社監理員確認の上、作業再開とした。	
(2) 注意喚起及び訓示		2024. 12. 10		発電所長より「発電所における全ての作業に於いて、現場の状態は変化する可能性があり、状況によってはリスクも変化する可能性があることを再認識するよう」発電所員に対し注意喚起するとともに、臨時の安全衛生部会※ ² を開催し各協力会社へ発電所長による注意喚起を伝えた。	
		2024. 12. 11 及び12. 13		発電所長による協力会社社員への訓示を実施した。	

	(3) 全ての現場における立ち止まり及びグループディスカッションの実施	2024. 12. 11 ～ 12. 18	全ての現場で一旦立ち止まり、各現場におけるリスクの抽出と対策(安全宣言)についてグループディスカッションを実施するとともに、当社は現場で実施したグループディスカッションの内容を確認した。 ※1: 発電所内において火気作業は火災発生のリスクに応じてAクラスからDクラスに分類、作業管理している。以下に例を示す。 Aクラス:「ノロ等の溶滴のある作業(溶接・溶断作業)」 Bクラス:「ノロ等の溶滴はないが火花の飛散のある作業(グラインダー、サンダー使用作業等)」 Cクラス:「ノロ等の溶滴や火花の発生がない作業(プロパンバーナー、ライター使用作業等)」 Dクラス:「電気ヒーター、電磁誘導、その他の熱源による予熱・加熱・溶解作業(電気ヒーター、ドライヤー使用作業等)」 ※2: 当社・協力会社にて安全衛生に関する意識高揚と災害防止等に関し協議を行う会議体
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS 規程「是正処置プログラム管理要項」(第16条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。	【頻度】 1 回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS 規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、適切な時期に実施する。 CR管理票: 2024年12月9日(発行日)、2025年11月18日(是正処置完了日)	
		対策の有効性評価に係る担当部署・責任者	
	担当部署		責任者
	土木建築室 土木Gr		土木M
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法		評価結果

	・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。(再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。	当社QMS規程に基づき、適切な時期に評価を実施する。	—
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
	—		—

②⑤ 中央制御室制御盤における火災（日本原電）

調査事項	状 況
1 事案の名称	東海第二発電所 中央制御室内制御盤における火災の発生について
2 発生日	令和7年2月4日（火）
3 発生場所	東海第二発電所 中央制御室（非管理区域）
4 事案の概要	東海第二発電所は第25回定期事業者検査中のところ、2025年2月4日13時54分頃、東海第二発電所 中央制御室内に設置されている移動式炉心内計装※1制御盤（以下、「当該制御盤」という）の隙間より炎（こぶし大）・発煙を確認したことから、二酸化炭素消火器による初期消火を実施すると共に、中央制御室より13時55分に公設消防へ通報（覚知時刻13時55分）した。また、自衛消防隊は14時07分に出動した。 公設消防は、14時09分に発電所に到着（消防車3台（サイレン・赤色灯有）、指揮車1台（サイレン・赤色灯有））した。その後、14時28分に現場確認を実施した公設消防により鎮火※2が確認された。また、14時55分に本事象は火災と判断※3された。 ※1：原子炉運転中において、原子炉内の中性子を計測する検出器の校正等を行う設備。 ※2：炎・煙がないこと、再燃のおそれがないことを確認。 ※3：人の意に反した燃焼であること、消火設備を使用したことから判断。
5 原因	本事象の原因は以下のとおりと推定する。 （1）直接原因 ①ヒューズ容量を変更（0.5A→10A）することで回路が保護されない状態となった。 ②キースイッチを長時間「点火」位置としたことで、回路への通電状態が継続した。 （2）根本原因 ③現場作業のリスクマネジメント 当社は、発電所にて運用しているリスクマネジメントガイドラインにおいて、3H確認対象の工事、及び3Hの確認ポイントが工事の計画段階に限定されていたことからリスクマネジメントを十分に運用できていなかった。 ④構成管理※18 当社は、構成管理上、参照すべき設計情報等（コンフィグレーション）の管理が不足し、設備の設計思想まで確認できるような環境を整備できていなかった。 ※18：各設備・機器が設計で要求されたとおりに製作・設置され、運転・維持（保全）されていることを常に確認、保証する仕組み。 ⑤協力会社とのコミュニケーション 当社は、Eメールだけを主に利用する等、ツールが偏りがちで、双方向コミュニケーションが不十分であったことから、協力会社と当社の具体的な役割分担や責任の明確化ができていなかった。また、重要情報の相互理解に至れない状況にあった。 ⑥技術伝承 当社は、プラントの長期停止により、現場作業が無い期間が長く、また、社内のベテラン層の退職等により熟練した人材が少なくなり、中央制御室におけるキースイッチ操作は重要であるといった認識や、ヒューズの容量変更が電気回路に重大な影響を与えるといった工事のノウハウ、設計思想や考え方まで伝えるような技術伝承が不足していた。 ⑦要員配置 当社は、リーダーと工事監理員をつなぐ立場の要員を配置できていない、マネージャーも十分にリーダーの忙しさを緩和できていない、工事監理員が気軽に相談

	できる経験豊富な社員の配置が不足する等して、リーダーの業務管理に影響した。 ⑧作業の変更管理 当社は、一時的な変更であっても構成管理における情報に照らして変更の重要度に応じたレビューを実施し、必要に応じて変更管理を行い、その変更が関係者に伝達される仕組みが不十分だった。 (3) 取り組み強化策の有効性評価（本内容は「東海第二発電所 中央制御室火災を踏まえた再発防止対策及び安全管理の徹底について（最終報告）」より記載） ⑨リーダーシップによる改善の駆動力の発揮 防火方針は、これまでの火災事象を踏まえて、あらゆる設備・機器に電気火災のリスクがあること、日常の点検監視や適切な使用法によるリスク低減を図る方針としては火災防止へ向けた意識向上に寄与する妥当なものであった。しかしながら、防火方針の改正以前から記載があった作業管理の不備を排除する取り組みや火災予防活動・教育が不足していた。 統括防火担当の活動の内、開始初年度のため現場相互レビューの具体的な内容が決まっておらず、実施できていなかった。 ⑩溶接用ケーブル火災を踏まえた取り組み 協力会社が請負工事において点検を行っている場合、その結果を当社が確認するとともに、発電所管理層による現場観察・ウォークダウンで、その状態を確認していたが、これまでの火災事例のうち3件については、協力会社が基本動作を確実に実施していることまでの確認ができていなかったため、基本動作が確実に励行されるよう、現場の緊張感を高める当社の取り組みが弱かったものと評価した。 ⑪防火に係る点検計画の見直しと力量向上 電気品の異常（端子ゆるみ、埃の堆積等）による火災リスクを未然に防止する教育が主体的となっていた。このため、「東海第二発電所 中央制御室内制御盤における火災」のように、大容量ヒューズへの交換等電気回路の変更により火災を引き起こすケースがあること等の安全管理の重要性に関する教育が不足していた。 ⑫改善への意識向上 防火部会の運営を工夫する取り組みを継続実施しており、協力会社とのコミュニケーションは徐々に向上している。ただし、防火担当間レベルにとどまり、作業担当者間レベルの防火に関するコミュニケーションが不足していたと評価する。
--	---

6 再発防止対策の実施状況

保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容
(1) 試験方法の見直し【①②】	2025. 5. 13	・移動式炉心内計装のシェアバルブ作動試験を行う場合、当該制御盤を使用せず、現場において乾電池による作動試験を行うこととする。
(2) ヒューズ変更の禁止【①②】	2025. 5. 13	・これまで制御盤更新の際に、工場出荷前後に実施する電流測定試験は安定したデータ採取時間確保の観点からスローブローヒューズから大容量のヒューズに変更していたが、スローブローヒューズが溶断する短時間に

	(3) QMS 規程への反映 【①②】	2025. 5. 13 2025. 7. 2	においても安定したデータ採取ができることを確認できたことから、電流測定試験実施時においても当該制御盤スローブローヒューズの容量変更を禁止する。 ・ シェアバルブ作動試験要領に適切かつ具体的な手順が明記されていなかったことから、シェアバルブ作動試験の具体的な手順をQMS 規程化した。 なお、受注者から作業の一部を当社に実施依頼された場合においても、受注者と事前に実施内容を協議し、工事要領書に反映する旨を規程に定める。 また、工事要領書を受領する際には、当社が実施する内容が工事要領書に明確に記載されていることを担当者が確認し、上位職者もその妥当性を確認・承認する。
	(4) リスクマネジメントガイドラインの改正（リスクマネジメントに関する仕組みの改善）【③⑧】（対策5）	2025. 7. 7	・ すべての工事を確認対象にする。 ・ 工事の計画段階だけでなく、新たに工事要領書の確認段階、作業票作成・変更段階での3Hの確認ポイントを設ける。これにより、作業担当者が3H作業と認識した場合は、工事要領書又は作業票に「3H」と記載するルールとすることで、作業承認の回覧時にテーブルマスター、リーダー及び運転部門が3H作業であることを認知できるようにする。
	(5) 工事要領書に対する当社作業の記載要求【⑤】（対策16）	2025. 7. 7	・ 受注者から作業の一部を当社に実施依頼された場合においても、受注者と事前に実施内容を協議し、工事要領書を作成する旨を規程に定める。 また、工事要領書を受領する際には、当社の実施内容が工事要領書に明確に記載されていることを担当者が確認し、上位職者もその妥当性を確認・承認する。
	(6) 作業担当者の意識向上	2025. 7. 7	・ 防火意識の向上やコミュニケー

	【⑫】（対策１３） （７）基本動作が確実に励行されるよう現場の緊張感を高める当社の取り組み（２０２５年５月３０日の溶接用ケーブル火災を踏まえた追加検証による対策）【⑩】（対策４）	２０２５．６月～	ション向上を図るため、作業担当者間で防火に関する気づき事項や良好事例を伝え合う場を設ける。 c. 発電所管理層による現場観察・ウォークダウンに関する力量向上の観点から、以下を実施する。 （a）現場の異常の検知能力向上のため、発電所規程「マネジメントオブザベーション要領」について、防火に関する注意事項の具体化や火災事例の取り込み等を行い、現場観察・ウォークダウン時により活用しやすいように、改正する。
発災現場における再発防止対策の実施状況			
対策名		実施期間	内容
（１）スローブローヒューズの移設及び施錠管理の実施【①②】		２０２６．１１月頃予定	・現状のスローブローヒューズは当該制御盤表面から容易に交換可能な場所に設置されていることから、容易に交換できないよう当該ヒューズをリレーボックス内収納箱に移設するとともに施錠管理を行う。
（２）注意喚起銘板の取り付け【①②】		２０２６．１１月頃予定	・当該制御盤のスローブローヒューズ設置箇所到他ヒューズへの交換禁止の注意喚起銘板を取り付ける。
（３）CAP会議によるリスクマネジメント実施状況の管理（リスクマネジメントに関する仕組みの改善）【③⑧】（対策６）		２０２５．７月～	・所幹部がメンバーであるCAP会議にて、日々の作業についてリスクマネジメントが適切に運用されていることを所幹部からの問いかけにより確認する。
（４）リスクマネジメントに関するベンチマーク（リスクマネジメントに関する仕組みの改善）【③⑧】（対策７）		２０２５．７月～	・他プラントにおけるリスクマネジメントの実施状況を調査（ベンチマーク）し、有益な情報を得て当社のリスクマネジメントの改善につなげる。
（５）設計情報のデータベース化【④】（対策１１）		２０２５．７．３１	・設備の設計に関わる情報に社員が容易にアクセスできるよう一元管理する。

(6) 所員の業務負担軽減【⑥】(対策21)	2025. 7月～	・ベテラン所員による技術伝承の時間を確保するため、業務の効率化、アウトソースを進めて業務負担を軽減する。
(7) 体制の見直し【⑦】(対策23)	2025. 7月	・リーダーの下にテーブルマスターを適切に配置し、工事監理員が十分に業務上の指導や助言を受けられるよう体制を見直す。
(8) リーダーの業務内容見直し【⑦】(対策24)	2025. 7月	・要員配置を適正化することにより、リーダーの抱えている業務を分散させる。
(9) 経験豊富な要員の配置【⑦】(対策25)	2025. 5. 16	・社内ポータルサイトを活用してベテラン所員に気軽に相談できる仕組みを作り、疑問を解消できるようにする。
(10) 統括防火担当による防火方針の浸透活動【⑨】(対策2)	2025. 7月～	・統括防火担当は、防火方針の浸透のため、発電所で実施する労働災害の振り返り（ディスカッション）に参加し、レビューした結果を全社に共有する。
(11) 経営層による安全最優先の行動原則の浸透活動【⑨】(対策3)	2025. 2月～	・経営層は、「安全最優先の行動原則」を自らの言葉や行動により具体的に示すことで、その趣旨を組織に浸透させる。また、各対策の総合的な実効性確認のために安全の確保・推進に関する社長を委員長とする会議において、「安全最優先の行動原則」の定着状況を定期的に確認し、その結果をもとに実効的改善を継続する。
(12) 基本動作が確実に励行されるよう現場の緊張感を高める当社の取り組み（2025年5月30日の溶接用ケーブル火災を踏まえた追加検証による対策）【⑩】(対策4)	2025. 6月～	a. 現場経験豊富な本店、敦賀発電所も含めた当社社員と協力会社で構成する火災撲滅推進チームを編成し、全ての協力会社を対象に防火の観点から集中的に現場の安全確認を行う。確認を通して基本動作が確実に実施されるようこれまで以上に現場の緊張感を高めるとともに、確認すべきポイントなどのノウハウ※22を抽出する。 b. 火災撲滅推進チームの活動とそ

	(13) 協力会社とのコミュニケーション【⑫】(対策19)	2025. 7月～	の活動結果から得られたノウハウを活用し現場の緊張感を高める活動を継続することが必要であると考えており、最適な活動体制について検討したうえで、持続可能なこれまで以上の現場の緊張感を高める取り組みを進めていく。 ※22：各作業における人のふるまい（近道行為の撲滅及び基本動作の励行等）に関する指摘事項や良好事例 ・若手所員が協力会社とのコミュニケーションの幅を広げ、意思疎通しやすい関係を作るため、協力会社と定期的に共同で実施している防火パトロールや安全パトロールに若手所員を参加させる。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 (1) 教育内容の充実（リスクマネジメントに関する仕組みの浸透） ・リスクマネジメントガイドラインのポイントをeラーニングに反映し定期的な教育を継続する。【③⑧】(対策8)	2025. 10. 6 ～10. 31	所員（東海・敦賀）、本店（発電管理室、廃止措置プロジェクト推進室） 約1,000名	100%	理解度確認テストを実施
	(2) 意見交換内容の拡充（リスクマネジメントに関する仕組みの浸透） ・定期的に実施している所幹部と所員との意見交換の場において、リスクマネジメントに関する意見交換を行うことで、一人ひとりのリスクマネジメントへの意識を高める。【③⑧】(対策9)	2025. 5 月 ～	所員（約500名（2025. 11 月現在））	－% （年間を通じて適宜実施）	第4四半期にアンケートを行い実効性評価を実施
	(3) 設計思想も含めた研修の実施				

・設計思想に影響する設備変更が生じたとき、設計情報を基に必要な対応への気づきにつながるように、設備の設計思想を含めて学べる研修を実施する。【④】（対策１０） （４）工事契約に関する教育 ・工事を担当する部署への配属時において、今回の事例を加えて工事の発注者としての役割・責任が明確になるよう教育する。【⑤】（対策１４） （５）協力会社の窓口の一元化 ・今回事例を振り返り、工事の発注者と受注者それぞれの役割と責任の明確化をすることや、受注者側が複数の部署を有する場合の窓口のあり方を見直す。【⑤】（対策１５） （６）良好な双方向コミュニケーションに係る研修 ・相互の認識に違いが生じないようなコミュニケーションスキルを身に付けるために、双方向コミュニケーションに係る研修を実施する。【⑤】（対策１７） （７）複数の手段を用いた情報共有 ・情報の共有については、複数の手段を用いて相互理解を深める意識を醸成する。【⑤】（対策１８） （８）ベテラン所員による技	2025. 4 月 ～	工事監理員(156名（研修センタ受講66名含む）（2025.12月現在））	100% 設備担当の工事監理員は必須・研修センタは希望者	教育の中で問いかけを行い、不明点をフォローしている。
	2025. 6 月 ～	工事監理員(167名(2025.12月現在）)	100%	教育の中で問いかけを行い、不明点をフォローしている。
	2025. 6 月 ～	工事監理員(167名(2025.12月現在）)	100%	教育の中で問いかけを行い、不明点をフォローしている。
	2025.11月 ～	研修受講者（各リーダー層65名）(2025.12月現在）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	2025. 7 月 ～	所員（約500名（2025.11月現在）)	100%	アンケートを第4四半期(2月予定)実施予定

	術伝承 ・ベテラン所員を講師として、若手所員が設備操作や現場の状況把握に必要なノウハウを得られるよう、勉強会を実施し、技術伝承を図る。 - また、社内ポータルサイトを活用してベテラン所員に相談でき、疑問を解消できる仕組みとする。 【⑥】（対策２０） （９）現場に出る意識付け ・ベテラン所員が保修室の若手所員と現場を回り、自身の過去の経験を伝えることで、若手所員が現場に出ることの重要性を再認識する機会を設ける。【⑥】（対策２２） （１０）防火方針の浸透活動 ・定期的に実施している過去に発生した労働災害の振り返り（ディスカッション）に、防火方針の浸透を目的として作業グループ単位で火災事象も加えた意見交換をする。【⑨】（対策１） （１１）基本動作が確実に励行されるよう現場の緊張感を高める当社の取り組み（２０２５年５月３０日の溶接用ケーブル火災を踏まえた追加検証による対策）【⑩】（対策４） ・社外研修 「パフォーマンス改善研修」 講師：原子力安全推進協会（JANSI） ①所幹部向け座学 ②実地訓練※ ※：２０２５年７月１日付での新規	２０２５．４ 月 ～ ２０２５．５ 月 ～ ２０２５．４ 月 ～ ２０２５．７ 月 ～ ２０２５．７．１７ ～７．１８	工事監理員（９０名（２０２５．１２月現在）） 所員（約５００名（２０２５．１１月現在）） 工事監理員（９０名（２０２５．１２月現在）） 所員（約５００名（２０２５．１１月現在）） 対象範囲：マネジメントオブザベーション（ＭＯ）及びウォークダウン（ＷＤ）実施者 参加者： ①１６名 ②１８名（内訳：必須４名、任意１４名）	１００％ 設備担当の工事監理員は必須 １００％ １００％ 設備担当の工事監理員は必須 １００％ １００％ 受講率：①の当日欠席者は資料確認をもって受講とみなす。②は必須受講者の数値。	教育の中で問いかけを行い、不明点をフォローしている。 回答後のフォローアップを実施 教育の中で問いかけを行い、不明点をフォローしている。 グループ単位からの報告により確認を実施 ｃ．発電所管理層による現場観察・ウォークダウンに関する力量向上の観点から、以下を実施する。 （ｂ）現場観察・ウォークダウンを行う発電所管理層に対して、社外研修に参加させることで更なる力量（眼力）向上を図る。
--	--	--	--	--	---

MO/WD実施者は必須受講者					
(1 2) 基礎的な能力向上 ・研修センターの教育プログラムに火災事例を取り入れる。【⑪】(対策12)		各種研修コースにおいて実施	・所員(約190名) (希望者が受講)	100%	アンケートにより理解度確認を実施
(1 3) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。		年1回の反復教育及び入所時教育時において実施	・所員(約500名 (2025.11月現在)) ・協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
(1 4) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。		各種研修コースにおいて実施	・所員(約190名) (希望者が受講)	100%	アンケートにより理解度確認を実施
上記教育実施状況(13)(14)については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。					
【訓練】 —		—	—	—%	—

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。	
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者	
	担当部署		責任者
	保修室 電気・制御Gr		電気・制御M
	水平展開の実施状況		
	対策名	実施期間	展開範囲

	「6 再発防止対策の実施状況」欄記載のうち、③～⑫の番号が記載されている再発防止対策については水平展開も兼ねることから、「6 再発防止対策の実施状況」欄を参照願います。	—	—
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」（第16条「是正処置の実施」）に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について審査及び確認を得る必要があるため。	【頻度】 1回／
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」（第17条「是正処置の実効性評価」）及び「是正処置プログラム管理要領」（第18条「是正処置の実効性評価」）に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、適切な時期に実施する。 CR管理票：2025年2月4日（発行日）、是正処置未完	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	保修室 電気・制御Gr		電気・制御M
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法		評価結果	評価日
・再発の有無を確認し再発が確認された場合、以下の評価を行う。（再発が確認されなかった場合は、その旨を是正処置の実効性評価結果確認表に記載する） ・対策立案若しくは是正処置立案段階において既に再発を確認しており、再発事象に対する振り返りを行っている場合は、是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。		当社QMS規程に基づき、適切な時期に評価を実施する。	—

	再発防止対策の改善状況	
	改善内容	実施日
	—	—

②⑥ プルトニウム燃料第三開発室における分電盤内の焦げ跡の確認（機構サイクル研）

調査事項		状 況	
1	事案の名称	核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室におけるこげ跡の確認	
2	発生日	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）	
3	発生場所	核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室 排気室（2）（管理区域）	
4	事案の概要	令和7年5月23日（金）10時05分頃、当該発生場所において放射性ガスモニタサンプリングユニットの分電盤（以下「当該分電盤」という。）内の電磁接触器（MC1）及びサーマルリレー（OLR1）の端子、並びに端子間を接続しているケーブルにこげ跡を確認した（発見時には臭い・煙なし）。その後、公設消防により火災と判断されるとともに、鎮火の状態であることが確認された。	
5	原因	原因調査の結果、「端子の緩み」以外の外的要因及び物的要因の可能性はないこと又は極めて低いことが確認された。「端子の緩み」については、当該放射性ガスモニタサンプリングユニットはポンプと分電盤が1つの設備として一体化しており、長年のポンプの運転に伴い生じた振動等の影響により、サーマルリレー（OLR1）の当該端子が緩んだ可能性は否定できない。この端子の緩みが日常点検（目視確認）等で確認されないまま運転を継続した結果、端子の接触抵抗の増加とともに発熱量も増加し、サーマルリレー（OLR1）端子の熱損傷の進展と接続したケーブルの被覆材の溶融によりこげ跡が生じたものと推定した。 担当課は、電源系統及び過負荷保護回路の構成機器に対する理解が不足していたため、当該分電盤を点検対象としておらず、さらに、電気災害のリスクに対する感受性が十分ではなかったため、点検手順書に明確化しないまま運用を継続してきたことが、背後要因としてある。	
6 再発防止対策の実施状況			
	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	○振動源となる電動機等と分電盤等が1つの設備として一体化している場合での振動対策	R7. 11. 1施行	電気工作物保安規程細則に以下の項目を必須事項として追加した。 ・設計段階において分電盤等と振動源となる電動機等を分離した構造となるよう検討すること。 ・分離が困難な場合には、物理的方法、管理的方法の順に対策を講じること。
	発災現場における再発防止対策の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	○端子の緩みに係る点検	R7. 7. 2～R7. 7. 11 R7. 10. 2, R7. 11. 20	電源を停止することができる設備について、端子を触診し、端子に緩みがないことを直接的に確認した。 施設の安全確保のため、電源を停止することができない設備について、端子の目視確認及び温度測定を行い、端子に緩みがないことを間接的に確認した。その後、施設の計画停電等に合わせて、触診により端子の緩みがない

	○異常な振動の有無の確認	R7. 7. 2～R7. 7. 11	ことを確認した。 「原子力科学研究所タンデム加速器 建家における焦げ跡の発見（令和6年 5月22日発生）」における水平展開の対 象から遺漏した分電盤及びこれらに付 属するポンプの振動測定を実施し、著 しい振動がないことを確認した。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 ○点検対象設備の電源系統や 過負荷保護回路の構成機器の 役割に係る教育、過去の電気 災害の事例教育	R7. 6. 25 ～ R7. 6. 27	担当課の管理職 及び点検担当 者：50名	100%	教育効果確認表において、全 受講者が自己評価を理解で きたとしており、本教育は有 効であったと評価した。
	【訓練】				
7 水平展開の 実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	☒ 有 ☐ 無	（左欄の判断根拠） サイクル研内の類似設備について、再発防止を図るため、研究所「水平展開実 施要領」第5項に基づき実施する。			
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	保安全管理部安全対策課		保安全管理部長		
	水平展開の実施状況				
	対策名	実施期間	展開範囲		
	○手順書等において点検対象を明確 化していない分電盤（以下「点検不明 確箇所」という。）の有無の確認及び 点検不明確箇所の臨時点検	R7. 9. 29 ～R7. 12. 19	核燃料サイクル工学研究所内 （使用施設、再処理施設、RI 施設及び一般施設）		
	○一体型設備での振動対策に関する 調査	R7. 9. 29 ～R7. 12. 19	核燃料サイクル工学研究所内 （使用施設、再処理施設、RI 施設及び一般施設）		
8 再発防止対 策及び水平展 開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況				
	【進捗管理 の有無】 ☒ 有 ☐ 無	【方法】 水平展開の期限を設定し、期限に合わせて進捗を確認 する。施設の計画停電等に合わせて点検するために設 定した点検期限までに終了しない場合は、点検予定を 確認する。	【頻度】 適宜進捗に合 わせて実施		
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠				
	☒ 有 ☐ 無	（左欄の判断根拠） 研究所「水平展開実施要領」第5項に基づき実施する。			

対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
担当部署		責任者
保安全管理部安全対策課		保安全管理部長
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
保安全管理部の不適合検討部会にて、再発防止処置の実施結果等を確認する。	以下の事項が確認できたことから、採った処置は有効であると評価した。 ・点検不明確箇所への対応について、動力系統の分電盤等を点検対象として、点検不明確箇所の調査をマニュアル、図面等を用いて現地確認により行った結果、点検不明確箇所がないことを確認したこと。 ・一体型設備での振動対策に関する調査について、電動機・分電盤が１つのユニットに収められた一体型設備を点検対象として、分電盤端子への振動伝播対策を調査した結果、４３件の一体型設備が確認され、いずれの設備も振動に対する対策が取れており追加対策の必要がないことを確認したこと。	R8. 2. 4
再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日

②⑦ 原子炉建屋地下 1 階における溶接用ケーブル(接地線)からの火災（日本原電）

調査事項		状 況	
1 事案の名称		東海第二発電所 原子炉建屋地下 1 階 溶接用ケーブル（接地線）からの発火について	
2 発生日		令和 7 年 5 月 3 0 日（金）	
3 発生場所		東海第二発電所 原子炉建屋地下 1 階（管理区域）	
4 事案の概要		東海第二発電所は第 2 5 回定期事業者検査中のところ、2 0 2 5 年 5 月 3 0 日 9 時 5 2 分頃、東海第二発電所 原子炉建屋地下 1 階（以下、「当該エリア」という）において、ケーブルトレイ※¹のサポート部溶接（以下、「当該溶接作業」という）を行うための溶接用ケーブル（接地線）（以下、「当該接地線」※²という）のうち、溶接機本体の接地線と延長用ケーブルを接続するコネクタ部（以下、「当該コネクタ」という）※³から発火していることを、近くで別の作業を行っていた協力会社社員が発見し初期消火を行い消火した旨、付近で機器の復旧操作をしていた当社運転員から中央制御室へ連絡があった。連絡を受けた発電長は 9 時 5 6 分に公設消防へ通報（覚知時刻 9 時 5 6 分）した。 また、自衛消防隊は 1 0 時 1 3 分に出動した。 公設消防は、1 0 時 1 0 分に発電所に到着（消防車 2 台、指揮車 1 台（共にサイレン・赤色灯有））した。その後、1 1 時 2 3 分に現場確認を実施した公設消防により鎮火※⁴が確認された。また、1 2 時 5 5 分に本事象は火災であると判断※⁵された。なお、公設消防より火災が発生した時刻は 9 時 4 5 分頃※⁶と判断された。 ※ 1：安全性向上対策工事に関わる代替循環冷却系電動弁等ケーブルを設置するトレイ。 ※ 2：当該接地線は溶接機に接続する接地線（溶接機本体側ケーブル）と接地マグネットに接続する接地線（接地マグネットケーブル）及びこれら 2 本の接地線を接続する延長用ケーブルから構成されている。 ※ 3：当該接地線のコネクタ部は当該コネクタ部の他に延長用ケーブルと接地マグネットケーブルを接続するコネクタ部（以下、「接地マグネット側コネクタ」という）がある。 ※ 4：発火場所と周辺の温度差がないこと、燃焼が確認できないこと。 ※ 5：燃焼物があること、初期消火を実施したこと。 ※ 6：燃焼物の状態から、公設消防が判断した火災発生時刻。	
5 原因		本事象の原因は以下のとおりと推定する。 ①当該コネクタ接続時、当該コネクタ（プラグ側）を当該コネクタ（ソケット側）に差し込みねじ込む際に、ゴム製の保護カバーのみが空回りしていたことに気づかないまま、確実にねじ込み接続できたと誤認したことで、当該コネクタは接続不足の状態となった。 ②当該コネクタの接続状態の誤認を防止する管理が不足していた。	
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名		実施期間	内容
(1) 規程への反映【①②】		2 0 2 5 . 1 0 . 3 1 2 0 2 5 . 1 1 . 1 3	・溶接用ケーブルのコネクタ接続時のコネクタ保護カバーの空回りを防止するため、コネクタ保護カバーとケーブルをテーピング等により固定する運用とした。また、コネクタの緩み防止の観点から、コネクタ（プラグ側）とコネクタ（ソケット側）の保護カバー同士もテーピング等により固定する運用とした。 ・溶接用ケーブルのコネクタを接続する際には、誤認を防止する観点からコネクタ部が確実に接続されていることを協力会社作業責任者及び当社

			社員が確認する運用とした。なお、コネクタ脱着の際の接続不足のリスク抑制の観点から当該溶接作業において実施していた日々の溶接用ケーブルの脱着作業は取りやめる※こととする。 ・発電所管理層の現場観察・ウォークダウンに関する力量向上の観点から、以下を実施する。 a. 現場の異常の検知能力向上のため、発電所規程「マネジメントオブザベーション要領」について、防火に関する注意事項の具体化や火災事例の取り込み等を行い、現場観察・ウォークダウン時により活用しやすいように、改正した。 ※：従来から当所においては、溶接作業中断時の溶接機誤作動を確実に防止する観点から、溶接機のスイッチ及び上流分電盤の開閉器を「切」とするとともに、溶接機制御用のケーブルを切り離すことを要求している。この要求措置を実施することで日々の溶接用ケーブルのコネクタの脱着を実施しなくても溶接作業中断時の溶接機誤作動は確実に防止できる。		
発災現場における再発防止対策の実施状況					
対策名		実施期間		内容	
(1) ケーブル交換		2025. 8. 25		当該溶接用ケーブル（接地線）の交換を実施した。	
(2) 現場の安全確認等の取り組み		2025. 6月～		現場経験豊富な本店、敦賀発電所も含めた当社社員と協力会社で構成する火災撲滅推進チームを編成し、全ての協力会社を対象に防火の観点から集中的に現場の安全確認を行った。確認を通して基本動作が確実に実施されるようこれまで以上に現場の緊張感を高めるとともに、確認すべきポイントなどのノウハウ※を抽出する。 火災撲滅推進チームの活動とその活動結果から得られたノウハウを活用し現場の緊張感を高める活動を継続することが必要であると考えており、最適な活動体制について検討したうえで、持続可能なこれまで以上の現場の緊張感を高める取り組みを進めていく。 ※：各作業における人のふるまい（近道行為の撲滅及び基本動作の励行等）に関する指摘事項や良好事例	
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
内容		実施日	対象範囲・人数	受講率 ※2	評価方法（理解度確認等）

	【教育】 (1) 社外研修 「パフォーマンス改善研修」講師：原子力安全推進協会（JANSI） ①所幹部向け座学 ②実地訓練※ ¹ ※1：2025年7月1日付での新規MO/WD実施者は必須受講者	2025. 7. 17 ～7. 18	対象範囲：マネジメントオブザベーション(MO)及びウォークダウン（WD）実施者 参加者： ①16名 ②18名(内訳：必須4名、任意14名)	100% ※2：①の当日欠席者は資料確認をもって受講とみなす。②は必須受講者の数値。	発電所管理層の現場観察・ウォークダウンに関する力量向上の観点から、以下を実施する。 b. 現場観察・ウォークダウンを行う発電所管理層に対して、社外研修に参加させることで更なる力量（眼力）向上を図る。
	(2) 一般火気取扱教育で使用するテキストに火災の発生防止のための組織的な取組強化策を追加し、教育を実施している。	年1回の反復教育及び入所時教育時において実施	・所員（約500名（2025. 11月現在）） ・協力会社社員	100%	理解度確認テストを実施
	(3) 当社研修センターにおいて実施している各種研修コースで電気火災の事例教育及び体感実習を実施。	各種研修コースにおいて実施	・所員（約190名） （希望者が受講）	100%	アンケートにより理解度確認を実施
	上記教育実施状況（2）（3）については、「火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策」として、電気設備の点検に係る力量向上のため「防火点検の基本事項のマニュアル化及び教育」及び「現場での技術伝承」を実施しているもの。				
	【訓練】 —	—	—	—%	—

7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠	
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第15条「是正処置の立案」)に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。
		水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者
	担当部署	
	責任者	
	保守室 電気・制御Gr	
	電気・制御M	
水平展開の実施状況		

	対策名	実施期間	展開範囲
	(1) 全ての現場における作業一時中断	2025. 5. 30 ~ 6. 9	東海発電所及び東海第二発電所で行われている全現場作業※¹について、一時中断の措置を講じ、当該措置を以下の確認が取れるまで継続することとした。 ①溶接作業（大電流が流れる仮設ケーブル作業）について 今回の火災事象は、大電流の機器で発生した電気火災であることを踏まえ、TIG溶接、プラズマ切断等、今回の火災事象同様に大電流を用いる作業については、今回の火災事象の直接原因が判明し、直接対策の実施状況を当社が現場で確認するまで一時中断を継続とした。 ※¹：保安全管理上、核物質防護上、安全確保上必要な作業等、発電所の運営管理に不可欠な作業及び不安全な状態にある作業で、安全な状態へ維持する必要があるものは除く。 ②その他作業の扱いについて 発電所で実施される全作業に対し仮設資機材の作業前点検及び当該チェックシートで抽出されたリスク低減策の実施状況を以下のとおり確認するまで一時中断を継続とした。 ・仮設資機材の作業前確認を行うチェックシート※²及び当該チェックシートを用い、各現場において仮設資機材の作業前点検及びリスク低減策が確実に実施されていることを当社と協力会社にて確認する。 ・上記のリスク低減策の確認にあたっては、これまでの火災、労働災害の事例を改めて確認し、各現場において同様の事例が発生しない対策が取られていることを当社と協力会社にて確認する。 ※²：協力会社が足場や溶接機等の仮設資機材を作業前に日々点検する際のチェックシート。

			上記の安全を確認するため にとつた対応を持続的に維 持していくため、以下を継 続実施していく。 ・従来から実施している日々 のC A P会議において、当 日実施する作業のリスク を抽出して確認し、相互に 注意喚起・助言を実施して いるがこれを継続する。 ・注意喚起・助言に加えて、 リスクが高いと判断した 件名について、発電所幹部 を含めた当社社員が協力 会社の安全担当等とともに 自ら現場に赴き、当該 チェックシート、災害事例 集等を用いて、安全につい て確認することを継続し ていく。	
8 再発防止対 策及び水平展 開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況			
	【進捗管理 の有無】 ☒ 有 ☐ 無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第1 6条「是正処置の実施」)に基づき、是正処置を実施す るとともに、是正処置結果について審査及び確認を得 る必要があるため。	【頻度】 1回／	
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠			
	☒ 有 ☐ 無	(左欄の判断根拠) 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第17条「是正処置の実効 性評価」)及び「是正処置プログラム管理要領」(第18条「是正処置の実効性 評価」)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表につい て、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、適切な時期に実施す る。 CR管理票：2025年5月30日(発行日)、2025年10月31日(是正処置完了日)		
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者	
	保守室 電気・制御Gr		電気・制御M	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果			
	評価方法		評価結果	評価日
	・再発の有無を確認し再発が確認さ れた場合、以下の評価を行う。(再 発が確認されなかった場合は、その 旨を是正処置の実効性評価結果確 認表に記載する) ・対策立案若しくは是正処置立案段 階において既に再発を確認してお り、再発事象に対する振り返りを 行っている場合は、是正処置の実効		当社QMS規程に基づき、 適切な時期に評価を実施す る。	—

	性評価結果確認表にその結果を記載する。 ・ 対策立案若しくは是正処置立案段階において再発と判断しておらず、再発事象に対する振り返りを行っていない場合は、評価を行い是正処置の実効性評価結果確認表にその結果を記載するとともに、必要に応じCR管理票を発行し改善を図る。		
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容	実施日	
	—	—	

【別表 2－1】

事故情報の収集状況・周知状況（発災事業所を除く）

事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	研究所 CAP 会議委員長 危機管理課長 品質保証課長 総務・共生課長	☒ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 （茨城県からの連絡、HP） ☒ その他 （原子力機構本部からの連絡）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 （周知メール日：東海 NOAH からの受信が翌営業日以降であったため。）	研究所 CAP 会議委員長 危機管理課長 品質保証課長 総務・共生課長	☒ メール ☐ 会議 （会議の名称） ☐ 教育 （教育の名称） ☐ その他 （ ）	原科研内の各部・センター（J-PARC センター含む） 職員等	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 （ ）

事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
水平展開実施要領 C A P 活動実施要領書	保安管理部長	■ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ■ NUCIA ■ 自治体 （茨城県からの連絡、HP） ■ その他 （原子力機構本部からの連絡）	☐ 発災当日 ■ 翌営業日まで ■ それ以降 （東海 NOAH からの連絡が発災日の 2 営業日後に届き、情報入手が翌営業日以降となった事例がある。）	保安管理部長	■ メール ☐ 会議 （会議の名称） ☐ 教育 （教育の名称） ■ その他 （ファイル共有サーバーを用いた情報の共有）	使用施設、再処理施設、RI 施設（各部長、管理担当課長へ周知。周知を受けた各部は部署内に周知。）	☐ 収集日 ■ 翌営業日まで ■ それ以降 （一斉休暇期間を挟んだためや情報の収集・整理に時間を要したため、周知が翌営業日以降となった事例がある。）

事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）_改 33	危機管理課長 施設安全課長	☒ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体（県 HP） ☒ その他（メール）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 （第1報等掲載が翌営業日以降のため）	危機管理課長 施設安全課長	☒ メール ☐ 会議（会議の名称） ☐ 教育（教育の名称） ☐ その他（ ）	所内全体（所長、部長、課長等）	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）

事業所名 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
安全に関する水平展開実施手引	管理部庶務課長	☒ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体（茨城県） ☐ その他（ ）	☐ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）	管理部保安管理課長	☒ メール ☐ 会議（会議の名称） ☐ 教育（教育の名称） ☐ その他（ ）	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	☐ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
原子力事業所安全協力協定	総務マネージャー【①】	☒ 東海 NOAH 【①】 ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 【②】 (茨城県危機管理部原子力安全対策課) ☐ その他 ()	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 () 収集日の決まりはないが、情報を入力後遅滞なく必要な箇所へ連絡している。	総務マネージャー	☒ メール ☒ 会議 (CAP) ☐ 教育 (教育の名称) ☐ その他 ()	発電所幹部, 各室長およびセンター長	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 () 周知日の決まりはないが、情報を入力後遅滞なく周知している。 【実績】 (発生) フルトニウム燃料第三開発室における分電盤内の焦げ跡の確認 (第2報) フルトニウム燃料第三開発室における分電盤内の焦げ跡の確認
CAP会議運営要領	渉外報道マネージャー【②】						

事業所名 株式会社ジェー・シー・オー

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
類似災害防止活動要領	安全主管者	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 (県 HP) ☐ その他 ()	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()	安全主管者	☒ メール ☐ 会議 (会議の名称) ☐ 教育 (教育の名称) ☒ その他 (協力会社へは口頭及びメール・印刷物)	全社員 協力会社	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()

事業所名 三菱原子燃料株式会社

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
・NSM-015 監督官庁指示対応並びに社外情報収集及び未然防止処置要領 ・STD-SC0119 保安情報共有会議規則	安全・品質保証課長 安全・品質保証部長	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☒ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 (茨城県からの他事業所事故・故障連絡等) ☐ その他 ※ 海外施設トラブル情報については、独自に三菱重工グループ会社に収集を依頼している。	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()	安全・品質保証課長 安全・品質保証部長	☒ メール ☒ 会議 (保安情報共有会議) ☐ 教育 () ☒ その他 (掲示板への掲示)	・スタッフ職以上の管理職	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 (関係者へは、収集日又は翌営業日までに速やかに周知。その他のスタッフ職以上の管理職へは、情報共有会議開催時(1回/週)の資料掲示にて周知。)

事業所名 積水メディカル株式会社 創薬支援センター

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
他事業所で事故・故障等が発生した際の情報共有対策対応について（内規）	管理部長	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☐ 自治体 （ ☐ その他 ）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 （ ※情報を入手したら速やかに収集。また、毎月1回以上確認。 ）	管理部長	☒ メール ☒ 会議 （放射線管理委員会） ☐ 教育 ☐ その他 （ ）	メール：従業員全員 会議：放射線管理委員	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 （ ^㉔ ^㉕ 翌々営業日：内容を精査したため）

事業所名 国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
是正措置プログラム委員会規程	主査（連絡責任者）	☒ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 （茨城県 ） ☐ その他 （ ）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 （ ）	主査（連絡責任者）	☒ メール ☒ 会議 （CAP 委員会） ☐ 教育 （教育の名称） ☐ その他 （ ）	専攻全教職員	☒ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☒ それ以降 （委員会においては、直近の開催日）

事業所名 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
とくになし	安全管理部長	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体（茨城県） ☐ その他（ ）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）	安全管理部長	☒ メール ☒ 会議（定例会） ☐ 教育（教育の名称） ☐ その他（ ）	①安全管理部、事務係長、各棟管理室長（メール） ②センター教職員・学生、常駐の委託業者（メール） ③センター教職員、常駐の委託業者の代表（定例会）	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降（②③の場合で対策等を検討し周知内容を精査していたため）

事業所名 日本核燃料開発株式会社

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
G-7-5 他事業所事故・災害発生時の緊急点検実施要領	管理部部長	☒ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体（茨城県 HP）（原対課殿メール） ☐ その他（ ）	☐ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）	管理部部長	☒ メール	課長職以上	☒ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）
H-1-8 安全衛生委員会運用要領					☒ 会議（緊急点検要否会議）	緊急点検要否会議メンバー	☐ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☒ それ以降（会議メンバーの在勤日時に合わせて速やかに開催することとしているため）

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
					☒ 会議 (安全衛生委員会)	安全衛生委員会 メンバー	☐ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☒ それ以降 (第2報を受けた時点で発生防止対策要否を、安全衛生委員会で改めて議論することとしているため)
					☒ 教育 (全社集会)	全社員	☐ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☒ それ以降 (全国火災予防運動の一環として、11月の全社集会で至近1年間に県内原子力事業者で発生した火災について振り返り、注意喚起することとしたため)
					☐ その他 ()		☐ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()

事業所名 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
会議体設置・運営要領書	所長	☐ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体（県からのメール） ☒ その他（発災事業所からのメール）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 （⑳㉑メール受信が翌営業日以降であったため。）	所長	☒ メール ☒ 会議（センター朝会） ☐ 教育（教育の名称） ☒ その他（事故情報の回覧）	センター職員等に周知	☒ 収集日当日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 （㉒翌営業日に資料を確認していたが、資料が多くセンター朝会までに資料の準備が整わなかったため。）

事業所名 原子燃料工業株式会社 東海事業所

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
（原子力安全協定、 （原子力事業所安全協力協定（東海 NOAH 協定）	環境安全部長	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☒ NUCIA ☒ 自治体（県原子力安全対策課等） ☐ その他（ ）	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）	環境安全部長	☒ メール ☐ 会議（会議の名称） ☐ 教育（教育の名称） ☒ その他（防火管理者講話）	所長、各部長及び各 G 長	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降（ ）
社外トラブル情報報告要領	品質・安全管理室	☐ その他（ ）		品質・安全管理室	☒ その他（所内 HP 掲載）	全所員 全所員	・その他（防火管理者講話） 2025 年 8 月 5 日 ・その他（毎月一回）

事業所名 三菱マテリアル株式会社 那珂エネルギー開発研究所

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
	安全管理グループ長	☐ 東海 NOAH ☐ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☐ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 (茨城県 HP) ☐ その他 ()	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 (㉔・㉕に関して R7/8/8 に発信された情報の確認漏れ)	安全管理グループ長	☐ メール ☐ 会議 (会議の名称) ☐ 教育 (教育の名称) ☒ その他 (Teams)	所内全体	☐ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 (㉔・㉕に関して R7/8/8 に発信された情報の確認漏れ)

事業所名 MHI 原子力研究開発株式会社

事故情報の収集・周知に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
社標準「原子力研究施設等に係る外部情報の水平展開実施要領」(SH-44)	技術推進・品質保証部長 安全管理部長	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部のデータベース ☒ 他事業所 HP ☒ NUCIA ☒ 自治体 (茨城県からの連絡メールの受信) ☐ その他 ()	☐ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()	技術推進・品質保証部長 安全管理部長	☒ メール ☐ 会議 (会議の名称) ☐ 教育 (教育の名称) ☐ その他 ()	社内関係者	☒ 収集日 ☐ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()

事業所名 日本照射サービス株式会社 東海センター

事故情報の収集・周知 に係る要領等	事故情報を収集する体制			事故情報を周知する体制			
	責任者	収集方法	収集日	責任者	周知方法	周知範囲	周知日
—	技術部 技術担当 課長	☒ 東海 NOAH ☒ 原子力規制庁 HP ☐ 事業所内部の データベース ☒ 他事業所 HP ☐ NUCIA ☒ 自治体 (茨城県) ☐ その他 ()	☒ 発災当日 ☒ 翌営業日まで ☐ それ以降 ()	技術部 技術 担当課長	☒ メール ☐ 会議 (会議の名称) ☒ 教育 (月例教育) ☐ その他 ()	社内全体（メールアドレス を持たない派遣社員に ついては朝会にて上長よ り周知）	☒ 収集日 ☒ 翌営業日まで ☒ それ以降 (毎年 1 月の月例教育 にて改めて周知)

【別表 2－2】

事象を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況（発災事業所を除く）

⑬東海第二発電所原子炉建屋内の天井照明の焦げ跡の確認（日本原電、R5.10.31）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
東北大学	■有 □無	直接原因： 安定器の経年劣化	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有と電気設備に関する注意喚起	R7.1.17	—	既存の設備では異常がないことを確認	類似事故の発生がないことで有効と評価
		間接原因： 組織的問題点（火災発生防止の取組みについて）			定例会において確認と教育	R7.1.22	—		
		類似の電気設備に対して注意喚起と対策が必要と判断した。			未LED化リストを基にLED化工事計画を進行中	R7.8.21～	未LED化リストを事務係・共同利用部・安全管理部で情報共有		
核管センター	■有 □無	直接原因： 蛍光灯を使用しており、同事象の発生の可能性があるため、未然防止対策の実施が必要と判断した。	センター検討会議	所長	・設置環境等によりLED化できない箇所がないことを確認。 ・蛍光灯からLED照明に順次更新する予定。	R7～R10年度に実施予定	センター検討会議（頻度：月1から2回程度）	蛍光灯からLED照明への更新（更新したLEDは、今後、計画的に更新を検討する）	更新により対策は有効と評価（一部の更新から判断）
		間接原因：							

原燃工	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 蛍光灯の安定器の 経年劣化について は、機構サイクル 研の事象で対応し ており、本件を受 けての追加の発生 防止対策は不要と 判断した。	CAP 委 員会	環 境 安 全 部 長 (CAP 委 員 会 委 員 長)	—	—	—	—	—
		間接原因：							

⑭東海第二発電所における空気圧縮機からの発煙の確認（日本原電、R5.11.7）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構サイクル研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 電気設備のケーブル接続端子に取り付けられている記名板の変形による火災を踏まえ、同様の火災発生を防止するため。 間接原因：	保安管理部	保安管理部長	電気設備の電源端子台における圧着端子部の接続状態や絶縁抵抗測定等を実施した。	R6.5.17～ R7.5.14	適宜、進捗確認を実施（中間、年度末報告）	個人被ばく管理棟のエアコン火災の発生以降、同種の火災の未然防止対策に取り組んでおり、講じた対策の結果を踏まえ保安管理部の不適合検討部会において、有効性の評価を実施した。	良
機構大洗研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 湿分が取り込まれる環境において、湿分で変形する材質の記名板を使用したことにより記名板が変形した。変形した記名板が端	各部	各部長	左記の原因を踏まえ「安全作業ハンドブック7.電気作業(5)」の項目に、分電盤の端子台に記名板が設置されている場合は、記名板が変形、損傷、脱落していないことを定期的に	令和8年度上期中に改訂を予定	部会で確認		

		子に接触したため、記名板の炭化が進行し最終的に相間短絡が発生し火災に至った。 以上の原因を踏まえると、大洗原子力工学研究所では、点検項目において、標識類の変形、損傷、脱落が無いことを定め、点検を実施していることから、事象の周知とした。さらに、未然防止処置として、今後、右記の対応講じる予定である。 間接原因： 記載なし。			確認することを追記する改訂を行う。				
三菱原燃	■有 □無	直接原因： 電源端子部からの火災であり、同様の事象が起こり得るため。（当社では湿分により変形する記名板は使用していない）	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	調達管理（標準仕様書に端子台仕様を要求） * 定期的な制御盤、分電盤の全数点検（熱画像）を R5 年から継続実施中	R7.12 月～ R5.4 月～	—	—	—
							年 2 回の保安マネジメントレビュー会議にて進捗確認	点検結果の確認	現在まで点検で異常は確認されていない。

		間接原因： 湿気を含んだ空気が積極的に取り込まれる条件が当てはまる可能性を否定できないため。					認 及 び フォ ロ ー		
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 発災部の記名板に湿分を取り込む環境が、材質の変形、接触不良、炭化の発生、短絡に繋がり火災に至った。 判断： 弊社の空気圧縮器は、湿分を取り込む環境にない事及び年 1 回のメーカー一点検で電磁開閉器等の接点確認を行っていることから当事象を受け対策は不要と判断した。	管理部	管 理 部 長					
		間接原因							

		組織的な取り組み強化に課題があったとした。 判断： 組織管理体制については、親会社含め現状管理体制があるため、当災害を受け新たな対策は不要と判断した。							
東北大学	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 湿分で変形した記名板による端子の相間短絡 間接原因： 組織的問題点（火災発生防止の取組みについて） 類似の電気設備に対して注意喚起が必要と判断した。	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有と電気設備に関する注意喚起 定例会において確認と教育	R7.1.17 R7.1.22	— —	—	—
核管センター	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 東海センターに設置されている対象設備において、外気と同等の雰囲気となる設置環境、	センター検討会議	所長	—	—	—	—	—

		空気の出入りのある筐体等内に設置台がないことを確認したことから、未然防止対策は不要と判断した。 間接原因：							
原燃工	■有 □無	直接原因： 所内にある空調されてない部屋においての端子台と記名板を調査した結果、同様な構造の端子台及び同様な材質の記名板でないことを確認した。 一方で、発災事業所において、端子台の調達管理を見直しており、東海事業所においても、今後調達する物品で同様な事象が発生しないよう、発生防止対策が必要と判断した。 間接原因：	CAP 委員会	環境安全部長（CAP 委員会委員長）	今後同様な事象が発生しないよう、記名板がたわんでも短絡が発生しない構造の端子台を選定することとし、標準書に反映する。（反映先：「設備工事における共通仕様書」（FI-000438））	標準書改訂作業中	不適合の進捗管理に水平展開の進捗管理を含めて管理しており、月 1 回の頻度で進捗確認を行っている。	不適合の有効性の確認と同様に対策実施完了の約 3 か月後に実施。	—

⑮東海・東海第二発電所における屋外照明用ブレーカーからの火花の確認（日本原電、R5.11.9）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構サイクル研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 電気設備のケーブル接続端子の施工不良による火災を踏まえ、同様の火災発生を防止するため。 間接原因：	保安管理部	保安管理部長	電気設備の電源端子台における圧着端子部の接続状態や絶縁抵抗測定等を実施した。	R6.5.17～ R7.5.14	適宜、進捗確認を実施（中間、年度末報告）	個人被ばく管理棟のエアコン火災の発生以降、同種の火災の未然防止対策に取り組んでおり、講じた対策の結果を踏まえ保安管理部の不適合検討部会において、有効性の評価を実施した。	良
機構大洗研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 1. 当該ブレーカーの施工時の作業について、簡易工事での発注にて施工を実施したが、簡易工事に対して工事要領書チェック	各部	各部長	左記の原因を踏まえ、「安全作業ハンドブック7.電気作業」の項目に、ブレーカー操作に対する注意事項等を追記する改訂を行う。	令和8年度上期中を予定	部会で確認		

		シート(トラブル再発防止対策)を使用するルールとなっていないことから、端子締付けに関する要領及び確認項目が明確になっていなかった。このため、施工時は端子の締付け状態の確認を行ったものの、当該端子が確実に締め付けられなかった。 2. 当該ブレーカーは、漏電ブレーカーとなっており、漏電による感電事故や電気火災を未然に防ぐことを目的として設置されており、手元スイッチのように頻繁な電源の「入」「切」には適していない。しかし、当該ブレーカーが設置された箇所の道路は、夜間の車両通行がないことから手動で							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		当該ブレーカーを「入」「切」する運用変更に至った。このため、設置当初は当該照明用電源盤の扉開閉による振動やブレーカーでの「入」「切」による振動はなかったものが、2023年1月頃からの運用変更により当該端子部への振動が頻繁に生じ、端子のゆるみを増長させた。 3. 当該ブレーカーの運用開始後、外観目視点検は実施していたものの、点検項目が明確になっていなかった。このため、端子の締付け状態の確認が実施されず、当該端子がゆるんでいることに気付かなかった。 以上の原因を踏まえ、大洗原子力工							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		学研究所では、今後、右記の対策を講じる予定である。 間接原因： 記載なし。							
量研那珂	■有 □無	直接原因： 同様の事例が発生していないか確認する必要があると判断し、水平展開として調査を実施した。なお、ブレーカーの施工時の端子締付けに関する要領及び確認項目について、電気工作物保安規則第13条第2項に基づき配電盤類の施工状態の点検を実施している。	所長、管理部長、保安管理課長	所長	漏電ブレーカーを用いた毎日の「入」「切」を行う箇所の有無について調査を実施。	R06.12.27 - R07.1.10	メールによる問合せ・今回のみ	所長による評価	所内で当該事例に関する報告は確認されなかったことから、類似事故が発生していないと判断し、本対策は有効であると判断した。

		間接原因： 火災の発生防止のための組織的な取り組み強化策について、防火管理体制については、防火管理規則に基づき、部課所掌区域ごとに防火管理者を選任し、防火管理を行っている。 電気設備の点検計画について、仮設備についても電気工作物保安規則に基づく使用及び定期点検を従前より徹底しているため、水平展開の実施は不要と判断した。							
三菱原燃	■有 □無	直接原因： 当社では漏電ブレーカーを頻繁にON/OFF することはないが、電源端子部からの火災であり、同様の	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	調達管理（標準仕様書に端子台仕様を要求） * 定期的な制御盤、分電盤の全数点検（熱画像）を R5 年から継続実施中	R7.12 月～ R5.4 月～	—	—	—
							年 2 回の保安マネジメントレビュー会議	点検結果の確認	現在まで点検で異常は確認されていない。

		事象が起こり得るため。 間接原因： ブレーカー使用方法、点検項目（端子の締め付け状態）の確認が必要なため。					にて進捗確認及びフォロー		
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 屋外照明用ブレーカー設置時、端子の締め付けが緩く、スイッチ入り切りの振動が加わり、放電事象及び発熱事象が発生火災に至った。 判断： 当災害は令和 5 年 10 月 17 日 JCO) の災害及び令和 4 年 12 月 6 日（日本原電）に発生した屋外仮設照明用コンセントにおける発煙に類似すると捉えている。その際対策を検討して	管理部	管 理 部 長					

		いるため対策は不要と判断した。 間接原因 組織的な取り組み強化に課題があるとした。 判断： 組織管理体制については、親会社含め現状管理体制があるため、当災害を受け新たな対策は不要と判断した。							
東北大学	■有 □無	直接原因： 端子の締付け不足、頻繁な「入」「切」による緩み 間接原因： 組織的問題点（火災発生防止の取り組みについて） 類似の電気設備に対して注意喚起が必要と判断した。	安 全 管 理 部	安 全 管 理 部 長	事故情報の共有と電気設備に関する注意喚起 定例会において確認と教育	R7.1.17 R7.1.22	— —	—	—

核 管 セ ン タ ー	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 作業要領書に端子の締付け確認を行うことを明記していること、ブレーカーの頻 繁 な 使 用（ON/OFF）を行う作業がないこと、2 ヶ月に 1 回の温度カメラによる点検を行うとともに、自家用電気工作物の点検の際に、端子の締付け確認を行うことから、未然防止対策は不要と判断した（なお、屋外照明用ブレーカーは有していない）。 間接原因：	センター 検 討 会 議	所長	—	—	—	—	—
原燃工	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 廃棄物倉庫内照明は、本事象と同様にブレーカーで入切していることから発生防止対策が必要と判断した。 なお、施工時の確認不足による当該端子の締付け不	CAP 委 員 会	環 境 安 全 部 長 （CAP 委 員 会 委 員 長）	①廃棄物倉庫の照明をスイッチ式に変更した。 ②電気工事を実施する際は、ブレーカーで ON・OFF するような施工をしないこと及びブレーカーの使用用途についても漏電ブレーカー（漏電遮断器）は主幹として設置し、ブレー	①R7.6.1 ②標準書 改訂作業 中	不適合の進 捗管理に水 平展開の進 捗管理を含 めて管理し ており、月 1 回の頻度で 進捗確認を行 っている。	不適合の有 効性の確認 と同様に対 策実施完了 の約 3 か月 後に実施。	—

		足、当該ブレーカーの施工後の点検項目不足については、既に工事時の安全作業チェックシートで施工時の端子の状況を確認していること、点検項目に端子の緩みを確認することを含めていることから、発生防止対策は不要と判断した。 間接原因：			カー（過電流遮断器）は分岐ブレーカーとして設置することを標準書に反映する。（反映先：「設備工事における共通仕様書」（FI-000438））				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑩東海第二発電所の原子炉建屋における天井部電線管付近の火花等の確認（日本原電、R6.2.2）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構大洗研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 過去に実施した溶接作業における不適切なアースの取り付けに伴い、当該電線管に開口、当該ケーブルにわずかな損傷が発生し、その後、短時間の通電の都度、徐々に当該ケーブルの損傷が進展し、最終的に短絡または地絡事象が発生したことによるものと推定する。 以上の原因を踏まえると、大洗原子力工学研究所では、「安全作業ハンドブック」において、アース接続に関する注意事項が明文化されていることから、事象の周知とし	各部	各部長	毎年度 8 月に実施している電気使用安全月間の火災事例教育において、当該事象に係る情報について、従業員に周知教育を行い、注意喚起する。	令和 8 年度電気使用安全月間行事（8 月）に改めて周知教育を実施する予定	安全衛生委員会で確認		

		た。さらに、未然防止処置として、右記の対策を講じる予定である。							
		間接原因： 記載なし。							
J C O	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 施工時の端子締付け不足という原因に対して、電気主任技術者による配電盤内の目視点検（1回/月）だけでは不十分と判断。 間接原因： ・ブレーカーのスイッチ化という原因に対して、スポットエアコンでも同様の事態が危惧されたため。 【類似災害防止活動要領】	管 理 職 会議	安 全 主 管者	1)以下の選別・頻度で、配電盤内の配線ネジのゆるみ確認及び増し締めを実施中。 ①新規配電盤：1年後に増し締め。 ②振動設備付属：年に1回 R7に半年に一度の点検において緩みがなかった実績を踏まえ、頻度を半年に1回から年1回に変更した。 ③その他古い配電盤：順次実施。 2)ブレーカー（200V用ブレーカー）の入切は始業前と終業後の2回とするよう請負に口頭で指導。	1)①R7年8月 ②R6年9月 ③R6年11月より開始 2)R6年8月	管理職会議	—	—
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 過去に実施した溶接作業における不適切なアース取り付けに伴い、当	管理部	管 理 部 長					

		該電線管に開口、当該ケーブルにわずかな損傷が発生、その後徐々に損傷が進み短絡または地絡が発生火災に至った。 判断： 弊社では同様のタイプの照明器具はない事、年1回の計画停電時に絶縁抵抗試験を実施しており、異常があった場合は適宜修繕していることから対策は不要と判断した。 間接原因 組織的な取り組み強化に課題があったとした。 判断： 組織管理体制については、親会社含め現状管理体制があるため、当災害を受け新たな対策							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		は不要と判断した。							
東北大学	■有 □無	直接原因： 溶接作業の不適切なアースの取り付け	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有と電気設備に関する注意喚起 定例会において確認と教育	R7.1.17	—	—	—
		間接原因： 組織的問題点（火災発生防止の取組みについて） 類似作業に対して注意喚起が必要と判断した。				R7.1.22	—		
核管センター	■有 □無	直接原因： 溶接作業時の事故・トラブルが発生していること、作業頻度は少ないものの、要領に対策が明記されていないことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。	センター検討会議	所長	アース接続に関する情報を要領に明記する予定。	2025年度内に実施予定	センター検討会議（頻度：月1から2回程度）	今後、有効性評価を行う予定	
		間接原因：							
原燃工	■有 □無	直接原因： 東海事業所において、溶接等のアース接続箇所について明確にする必要	CAP委員会	環境安全部長（CAP委員会委員長）	「工事監督マニュアル」（AS-000004）に「溶接・溶断作業でのアースは母材以外の設置は禁止とする。アースが母材に設置	R7.6.10（適用開始）	不適合の進捗管理に水平展開の進捗管理を含めて管理して	不適合の有効性の確認と同様に対策実施完了の約3か月	対策実施後、同様な事象は発生していないことから、対

		があることから発生防止対策が必要と判断した。 間接原因：		できない等の問題が発生したときは関係者と協議する」、「工事に伴う安全作業標準」(FI-000039)に「溶接・溶断作業でのアースは母材以外の設置は禁止とする。アースが母材に設置できない等の問題が発生したときは関係者と協議する」と溶接等のアース接続箇所について明確にする改訂を行った。		おり、月 1 回の頻度で進捗確認を行っている。	後に実施することとしている。	策は有効であると判断した。
--	--	--	--	--	--	--------------------------------	-----------------------	----------------------

⑰核燃料サイクル工学研究所個人被ばく管理棟における火災（機構サイクル研、R6. 2. 16）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
三菱原燃	■有 □無	直接原因： 協力業者による施工上の不備であること、施工上の要求事項が不明確であったことから、同様の事象が起こり得るため。	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	調達管理（標準仕様書に圧着端子の絶縁処理等に関する事項を要求）	R7. 12 月～	—	—	—
		間接原因： 発災事業所では作業計画プロセスで、製品仕様変更箇所の確認、電気設備安全に対するリスク評価に問題があった。当社では従前から工事に対するリスクアセスメントを実施しており、実施結果（リスク評価表）は、工事担当、課長、部長、安全管理者が確認してい			なお、従来より工事計画作成時には、リスクアセスメントを実施している。	H24. 5 月～	—	—	—

		ることから問題はないと判断する。							
核 管 セ ン タ ー	■ 有 □ 無	直接原因： 施工上の不備 (①緊急点検の実施の検討を行うことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。) 間接原因(背後要因)： ②電気設備に対する施工管理の強化、③電気災害に対するリスク管理の強化、④電気設備に対する変更管理の強化、⑤電気工事に関する保安意識の強化に関する対策が必要なことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。	センター 検 討 会 議	所長	①については、電気工事を必要とした全ての工事に関して、作動前確認として接続部の確認及び絶縁抵抗測定を実施するとともに健全性を確認していることから、再点検は不要と判断した。 ②から④については、安全管理作業要領及び一般安全作業要領に、電気工事における対応(電源線と圧着端子の接続及び端子台への電源線接続の施工において、絶縁スリーブ又はテープ等で圧着端子の絶縁処理を行い、且つ隣接する圧着端子間の距離を確保した状態で、接続する圧着端子が動かないようにして締め付けるなど)を追記し改訂を行った。 ⑤については、電気講習会を実施するとともに、必要な職員に低圧電気取扱者講習を受講させた。	R6.5.21～ R6.9.27	センター検討 会議(頻度： 月1から2回 程度)	改訂した要 領書(安全 管理作業要 領及び一般 安全作業要 領)に従い、 作業が実施 できている かの確認	有効と評価

①⑨タンデム加速器建屋における焦げ跡（機構原科研、R6.5.22）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
三菱原燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 盤内変圧器の経年劣化に伴う絶縁低下によるもので、当社にも長期使用の変圧器があり、同様の事象が起こり得るため。 間接原因： 設置から20年超の低圧変圧器の点検が目視点検のみであったことから、弊社でも点検項目を確認する必要があるため。	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	定期的な制御盤、分電盤の全数点検（熱画像）をR5年から継続実施中	R5.4月～	年2回の保安マネジメントレビュー会議にて進捗確認及びフォロー	点検結果の確認	現在まで点検で異常は確認されていない。
核管センター	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 分電盤内の低圧変圧器のうち、設置年数が20年を経過し、温度ヒューズ、電気ヒューズ等により過電流や過熱から変圧器を保護する機能を有	センター検討会議	所長	・低圧変圧器（全数）について、設置年数が20年を経過し、温度ヒューズ、電気ヒューズ等により過電流や過熱から変圧器を保護する機能を有していない変圧器（設置数、設置場所、設置年数、使用状況等）を調査した。	R6.11.6～ R7.11.15	センター検討会議（頻度：月1から2回程度）	今後、有効性評価を行う予定	

		していない変圧器が設置されていることから、未然防止対策の実施が必要と判断した（なお、低圧変圧器の点検及び火災対策については、既に対策を実施していることから、新たな対策は不要と判断）。 間接原因：			・調査した変圧器のうち、現在使用しておらず今後も使用予定がない変圧器については供給電源の遮断処置又は離線による隔離を行った。 ・現在使用している変圧器の交換を実施した（設置年数が20年を経過したものの及び過電流や過熱から変圧器を保護する機能を有していない変圧器）。				
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

②⑩管理事務棟における蛍光灯安定器付近からの火花及び発煙の発生（機構サイクル研、R6.6.17）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
三菱原燃	■有 □無	直接原因： 蛍光灯安定器の経年劣化によるもので、同様の事象が起り得るため。	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	社内関係者への周知 蛍光灯のLED化を順次実施中	R5.10月～R6.5月 R4～R9年度予定（約80%完了）	— 年2回の防火（環境）マネジメントレビュー会議にて進捗確認及びフォロー	—	—
		間接原因： 蛍光管を間引いていたため劣化傾向が確認できなかったことによるもので、同様の事象が起り得るため。							
核管センター	■有 □無	直接原因： 蛍光灯を使用しており、同事象の発生の可能性があるため、未然防止対策の実施が必要と判断した。	センター検討会議	所長	・蛍光灯からLED照明に順次更新する予定。 ・蛍光灯器具に劣化兆候が確認された際の使用停止に関する記載がないことから、要領を改定する予定。 ・電気災害に対する保安意識の強化（教育）の実施については、電気災害に対する安全意識の向上を図る教育を毎年実施している。	R7～R10年度に実施予定	センター検討会議（頻度：月1から2回程度）	蛍光灯からLED照明への更新（更新したLEDは、今後、計画的に更新を検討する）	更新により対策は有効と評価（一部の更新から判断）
		間接原因（背後要因）： 間引き箇所に対する処置を検討する必要があることから、未然防止対策							

		の実施が必要と判断した。			・蛍光灯の間引きについて、現在使用している蛍光灯のタイプを調査し、間引き点灯不可のものが無いことを確認した。				
原燃工	■有 □無	直接原因： 東海事業所においても、蛍光灯の安定器内巻線の経年劣化による層間短絡が発生し、火災に至る恐れがあることから、発生防止対策が必要と判断した。 間接原因： 間引きによる蛍光灯器具の経年劣化傾向が分からなくなるリスクが継承されていなかったこと踏まえて、東海事業所においても発生防止対策が必要と判断した。	CAP 委員会	環境安全部長 (CAP 委員会委員長)	①蛍光灯の間引きの禁止 ②間引き箇所の安定器の離線 ③(間接原因に対する対策)本事象の防火管理者の講話への盛り込み ④蛍光灯の LED への交換(直接、本事象を受けての対応ではなく、既に蛍光灯生産終了に伴う対応として実施中であるもの)	① R7.1.29 より防火管理者より禁止指示 ② R7.2.4 から開始し、R8.1.19 に事業所全体の処置完了 ③ R7.8.5 実施分の講話から盛り込み完了 ④R6.10 から開始し、R14までに計画的に交換中	不適合の進捗管理に水平展開の進捗管理を含めて管理しており、月 1 回の頻度で進捗確認を行っている。	不適合の有効性の確認と同様に対策実施完了の約 3 か月後に実施することとしている。	—

N D C	☒有 ☐無	直接原因:蛍光灯器具の安定器内巻線（1970 年代製造）の経年劣化により、層間短絡が発生。 【判断根拠】 蛍光灯器具の LED 化を計画的に進めている状況だが、交換履歴のない古い蛍光灯器具の有無を調査する必要ありと判断。 間接原因:蛍光灯器具の間引き使用（未使用状態での劣化傾向が不明となるリスク）に対するリスクが十分継承されていなかった。 【判断根拠】 蛍光灯器具の間引き使用の有無についても調査する必要ありと判断。	技術推進・品質保証部	技術推進・品質保証部長	●水平展開の実施（技品 24-853 号） 以下を関連部門へ指示： a-1）1970 年代に建設された建屋（R棟、U棟（付属建屋含む））において、建設当時から一度も交換されていない蛍光灯器具の有無を調査し、記録する。 a-2）a-1）の調査結果で、建設当時から一度も交換されていない蛍光灯器具については、その旨を記録に残すと共に交換計画を作成し、N-CAP に登録する（N-CAP にて計画フォロー）。 b-1）全建屋において、蛍光灯器具を間引き使用し、且つ器具から電源が切り離されていないものの有無を調査し、記録する。 b-2）b-1）の調査結果で、器具から電源が切り離されていないものについては、器具の撤去または、電源切り離しを行い、その旨を記録に残すこと。	R6.12.3 ～ R7.2.28	各部の回答結果をまとめ（技品 25-113 号）、R7.3.6 に社長への報告をもって対策を完了した。	交換履歴のない古い蛍光灯器具、及び間引き使用（未使用で電源が繋がっているもの）がないことを確認した。 また、蛍光灯器具の LED 化を計画的に進めている。 以上の対策は、発生防止対策として有効であると判断した。	有効
-------	--	---	------------	-------------	---	-------------------	---	---	----

					c)上記の a-1)からb-2)までの記録をまとめ、品証室へ提出のこと。 ●水平展開の結果（技品25-113号） 該当する蛍光灯器具がないことを確認。				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

②1J-PARC センターリアニック棟における溶融痕の確認（機構原科研、R6. 7. 5）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構サイクル研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 電源端子の接続不良及び点検の不備による火災を踏まえ、同様の火災発生を防止するため。 なお、施工設計等（施工図面等）が変更となる場合は、必ず関係者で協議したうえで決定している。 間接原因：	保安管理部	保安管理部長	発災装置である転曲電気設備の電源端子台における圧着端子部の接続状態や絶縁抵抗測定等を実施した。	R6. 5. 17 ～ R7. 5. 14	適宜、進捗確認を実施（中間、年度末報告）	個人被ばく管理棟のエアコン火災の発生以降、同種の火災の未然防止対策に取り組んでおり、講じた対策の結果を踏まえ保安管理部の不適合検討部会において、有効性の評価を実施した。	良
三菱原燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 施工業者により計画外に取り付けられた端子ボックスのため点検箇所から漏れており、当該ボックスの端子部からの火災であ	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	調達管理（標準仕様書に端子台仕様を要求） 連絡体制を含め本事象を工事担当部門へ周知 ＊定期的な制御盤、分電盤の全数点検（熱画像）を R5 年から継続実施中	R7. 12 月 ～ R5. 4 月～	— 年 2 回の防火マネジメントレビュー会議	— 点検結果の確認	— 現在まで点検で異常は確認されていない。

		るが、当社には計画外に取り付けられた端子ボックス等はないものの、端子台からの火災は起こり得るため。 間接原因： 計画外に取り付けた端子ボックスが図面に反映されていなかったこと、そのことについて製造するメーカー⇒施工担当者⇒点検担当者への連絡がなかったことは起こり得るため。					にて進捗確認及びフォロー		
核 管 セ ン ター	■有 □無	直接原因： 動力機器の電源ケーブルの接続点に関する点検について、マニュアルに明記されていないことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。 間接原因： 動力機器の電源ケーブルの接続点について、動力機	センター 検 討 会 議	所長	・動力機器の電源ケーブルの接続点について、定期点検等にて、外観点検及びねじの緩み確認並びに必要な応じて増し締めを行うこと等をマニュアルに追記する予定。 ・動力機器の更新又は新設する場合には、図面と実際の状態に相違がないことを確認することをマニュアルに追記する予定。	R7.11.7～	センター検討会議（頻度：月1から2回程度）	今後、有効性評価を行う予定	

		器から分電盤の間に中継 BOX(端子台)を経由し接続されている機器が設置されており、図面との整合性について確認できたものの、マニュアルには、動力機器の更新又は新設する場合に、図面と実際の状態に相違がないことを確認するための記載がないことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②②総合排水処理棟における火災（ＪＣＯ、Ｒ6.10.23）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構サイクル研	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 引火性のガスパ レー缶の使用につ いては、安全衛生 瓦版等により既に 注意喚起されてい ることから、参考情 報として周知した。 なお、作業計画書 を作成する際、事 前に「安全衛生 チェックリスト」に従 い、引火性物質の 使用や火気の同時 使用に係る確認を 行うようになっている。 間接原因： 間接原因として、 作業開始前打合せ において、火気作 業があること、可燃 性が高い薬品を使 用することが確認 されず、作業内容	保安管理部	保安管理部長					

		が共有されないことで火気と可燃物を同時使用させてしまう状況となってしまうことが挙げられている。 研究所では、作業において使用するKYシートに火気使用の有無を記載する箇所があり、作業者が作業内容を把握できるようになっている。また、「化学物質等の管理要領」で引火性の化学物質等を取扱う場所における火気の使用制限を明確にしている。 以上より、発生防止対策は不要と判断した。なお、事象の情報を所内に周知した。 なお、事象の情報を所内に周知した。							
量研那珂	☐ 有	直接原因:		所長	-	-	-	-	-

	■無	切削火花が発生するグラインダー作業について、火気使用の際は防火管理規則第 20 条に基づき届出制として作業計画の確認により可燃物を近づけない安全対策をしていることから、水平展開の実施は不要と判断した。	所長、管理部長、保安管理課長						
		間接原因： グラインダーに係る火気使用機器としての認識については、ここ数年間の火気使用に係る届出書を確認した結果、火気として適正に認識されているものとする。また、火気使用と可燃物を用いた作業の混在については、直接的原因と同様、火気使用の際の届出書における作業計画の確認							

		により、可燃物を近づけない安全対策をしていることから、水平展開の実施は不要と判断した。							
三菱原燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： グリーンハウス内で可燃スプレーを使用したことによる火災であるが、当社では社内規定「火気使用管理要領」に基づき、火気養生した周囲5mを火気エリアと定め、エリア内には危険物・可燃物（ケーブル等やむを得ないものを除く）の持ち込み禁止と規定し、協力業者にも適宜教育を実施しており、同様事象の発生の可能性は低いですが、この機会に社内の可燃スプレーの管理状況を確認する必要があるため。	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	従来から各部門で使用（保管）するスプレー缶は登録制として管理されているが、重点キャンペーンとして、登録されたスプレー缶が存在するか、登録されていないスプレー缶が放置されていないかなどの一斉調査を実施した。 （勝手に持ち出されたスプレー缶や登録されていないスプレー缶によって火災が引き起こされることはないか）	R6.11.8 ～ 11.29	年2回の防火マネジメントレビュー会議にて進捗確認及びフォロー	提出された調査結果の確認	提出された調査の結果管理状況に問題がなかった。

		間接原因： 火気エリアでの危険物の使用は「火気使用管理要領、工事のリスクアセスメント、作業指示書は「工事実施要領」に、工事や臨時に使用する可燃性スプレー缶の使用は「可燃物管理要領」に定められ、これらは実施していることから、今回は直接原因の可燃性スプレー缶の確認を実施する。							
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： グラインダーの火花が可燃性の高いパーツクリーナーを付着した機械部品及び紙ウエスに引火した。 判断： 当事象は令和 2 年 10 月 7 日に原科研で発生した							

		FNS 棟で発生した パークリーナー からの火災に類似 する事象である。 その際以下 2 つの 対策を講じたため 対策は不要と判断 した。 ① 外部業者出入 りに関しては、 スプレー缶使 用有無につい て事前調査を 行う体制とし た。 ② 原子力施設やグ ループ会社で起 きた災害事例を 外注業者に周知 を行う体制及び 外注会社への外 注前教育体制が あるため対策は 不要と判断し た。 間接原因 ①火気作業実施が 周知されていな かった							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		②容易にパーツクリーナーが使用できる状況であった。 ③作業員が当作業において火災発生は少ないと軽視していた。 判断 現状の火気使用管理体制で網羅できるため対策は不要と判断した。							
東北大学	■有 □無	直接原因： グラインダー作業近傍でパーツクリーナー使用 間接原因： 火災リスク検討・指示書や作業手順書・管理体制の不十分 類似作業に対して防火対策と注意喚起が必要と判断した。	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有と火気作業に関する注意喚起 防災シート、スパッタ（火気養生）シート配置 グラインダー近傍のスプレー缶及び可燃物の保管場所変更	R6.11.7 R6.11.27 R6.12.5 R7.4.1 R6.11.5 R6.12.25	— — 巡視改善報告として安全管理部で確認	異常がないことを確認、月1回の安全巡視で確認	類似事故の発生がないことで有効と評価

					可燃性ガススプレー使用調査	R7.4.1～ R7.4.14	調査結果を 定例会で報告		
					定例会において確認と教育	R7.5.14	—		
核 管 セ ン タ ー	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 一般安全作業要領に、火気取扱作業を行う上で遵守しなければならない事項（引火性物質（有機溶剤、スプレー類等）の持込、同一作業エリアでの同時使用の禁止など）が記載されており、対策が取れていることから、未然防止対策は不要と判断した。 間接原因： 作業開始前にはKYを実施し、火災発生等のリスクを低減していること、事象を踏まえた教育を行ったことから、未然防止対策	センター 検 討 会 議	所長	—	—	—	—	—

		は不要と判断した。							
原燃工	☐ 有 ☒ 無	直接原因： GH 内には可燃物を置かないように定められていたにも関わらず火気作業近傍でパーツクリーナーを使用してしまったことについて、東海事業所では、可燃物管理について、「工事に伴う安全作業標準」(FI-000039)に基づき工事計画書で加工工場への持ち込み可燃物のチェックを行い管理しているほか、GHでは溶断・切断エリアは他のエリアから区分けすることにしており、発生防止対策は不要と判断した。 間接原因： 指示書にグラインダーを使用する火気作業があること	CAP 委員会	環境安全部長 (CAP 委員会委員長)	—	—	—	—	—

		が記載されていなかったこと、GH 内にグラインダーとパーツクリーナーが常時保管されていたこと、火気作業近傍でパーツクリーナーを使用しても問題ないと考えていたことが原因として挙げられている。 火気作業を含む工事を実施する場合は、工事計画書の作成時に、火気使用願いを回覧し、火気作業があることを認識できるようなルールとなっている。また、管理区域内の可燃物は保管場所を「加工施設内の可燃物管理」(FC-000007)にて規定しており、GH 内で保管することはない。 安全文化育成活動の中で、危険感受							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		性を高め、危険 行性を下げるた め、VR体感教育等 を実施している。 上記より、発生防 止対策は不要と判 断した。							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

②③原子力館（PR 館）における火災（日本原電、R6. 11. 21）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構原科研	☐ 有 ☒ 無	直接原因：電源盤内の変圧器が長期間の継続使用により内部絶縁材が劣化し、部分的な短絡が発生した。直近事象対応（タンデムの火災時）により、低圧変圧器に関する調査を行っているため、調査は不要と判断し、注意喚起を行った。 間接原因：日常・定期点検を実施しているが、注意喚起を行った。	研 究 所 CAP 会議	研 究 所 CAP 会議 委員長	※以降、タンデム火災事象における実施内容 ・電源盤内等の低圧変圧器のうち、設置年数が20年を超過し、保護機能を有しておらず、目視点検のみ実施している機器をリスト化し、保護機能の付加を含む更新計画を作成。 ・対象機器については定期的にサーモグラフィによる温度測定を実施。 ・年間を通じて使用されていない高経年化した低圧変圧器に常時通電させていることによる発火リスクについて教育を実施。	R6. 10. 25 ～ R7. 1. 31	水平展開指示書に対応期限を記載し、進捗管理をした。	各水平展開対象部署にて、是正措置のレビューを行い、その有効性を評価した。	再発防止対策が適切に実施され、不具合等が発生していないことより有効と判断。

機構サイクル研	☐ 有 ☐ 無 (検討中)	直接原因: 直接原因として、電源盤内の変圧器が長期間の継続使用により内部絶縁材が劣化し、部分的な短絡が発生したことが挙げられている。 研究所では、この事象の情報を周知した。なお、制御盤等に対して、定期点検において絶縁抵抗測定等を行い、健全性を確認している(電気工作物保安規程の細則に規定)。 間接原因:	保安管理部	保安管理部長	(水平展開について、実施の可否を含め、研究所の電気保安委員会で検討予定)	(左記同様)	(左記同様)	(左記同様)	(左記同様)
機構大洗研	☒ 有 ☐ 無	直接原因: 原因は、調査中であるため事象の周知とした。また、電気災害防止及び防火・防災の意識付を行うため右記の行事を実施している。	各部	各部長	①令和7年度の電気使用安全月間行事において、以下を実施。 ・同様の焦げ跡事象を含む火災事例を工務課 HP にて掲示するとともに同様の事象を発生させないよう大洗研の従業員に周知教育を実施した。	① R7.8.1 ~8.31	① 電気使用安全月間行事計画に基づき実施	電気使用安全月間行事実施報告書	電気使用安全月間行事実施項目が全て実施され必要な改善が図られたことから有効であった。

		間接原因： 原因は、調査中であるため事象の周知とした。			・電気安全パトロールを実施し、分電盤等に管理上の不備がないか確認を行い、改善を図った。				
					②防火・防災の意識付け等を図るため、従業員を対象に「防火・防災管理教育」を実施した。	② R7.1.27 ～3.31	②教育報告書	教育報告書	教育報告書において、防火に対する従業員の意識の向上が確認されたことから有効であった。
					今後、直接原因及び間接原因が公表された後、必要な対策を検討する。				
量研那珂	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 一次側巻線の部分的な短絡と推定されるが、電源盤を含む同様の電気系統については、電気工作物保安規則に基づく使用及び定期点検を従前より徹底しているため、水平展開の実施は不要と判断した。 間接原因： 経年劣化による絶縁不良が考えられ	所長、管理部長、保安管理課長	所長	-	-	-	-	-

		るが、直接原因と同様に、電気工作物保安規則第 16 条（別表第 3）に基づき、定期的な絶縁抵抗測定や外観検査において変圧器等の加熱や変色の有無を確認しているため、水平展開の実施は不要と判断した。							
J C O	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 変圧器内部の部品（巻線）の短絡 ⇒変圧器の経年劣化という原因（40 年以上）に対して、製造より 20 年を超える変圧器の交換を計画的に進めているため（R9 完了予定）。 【類似災害防止活動要領】	管 理 職 会 議	安 全 主 管 者					
		間接原因： 長期間使用による巻線を覆う絶縁材の劣化							

		⇒同上の対応を実施中のため。 【類似災害防止活動要領】							
三菱原燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 変圧器の一時側巻き線を覆っている絶縁材に経年劣化による機能低下があった場合、部分的な短絡が発生する可能性があるため。 （第 2 報の報告後再検討） 間接原因： （第 2 報の報告後再検討）	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	・社内関係者への周知 ・定期的な制御盤、分電盤の全数点検（熱画像）を R5 年から継続実施中	R5. 12. 11 R5. 4 月～	— 年 2 回の保安マネジメントレビュー会議にて進捗確認及びフォロー	— 点検結果の確認	— 現在まで点検で異常は確認されていない。
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 当事象は空調機もしくは変圧器が原因で火災に至ったと中間報告がある。 判断： 弊社では空調機はフロン排出抑制法の観点から簡易点	管理部	管理部長					

		検、定期点検を実施していることから今のところ問題ないと考えている。最終的には発災事業所より最終報が出されてから判断する。 間接原因： 未発表 判断 発災事業所より最終報が出されてから判断する。							
東京大学	☐ 有 ☒ 無	直接原因：電源盤内の変圧器に焦げ跡があったとのことであるが、電気設備の定期的な点検を実施しており、特段の対策は不要と判断した。 間接原因：空調が起動しなかったとのことであるが、上記と同様、電気設備の定期的な点検	技術室、安全衛生管理室、主査、CAP委員会	技術室長、安全衛生管理室長、主査、CAP委員会構成員					

		を実施している。また、労働安全の観点からも産業医巡視、衛生管理者巡視などで室内のコンセント等の状況の確認が行われており特段の対策は不要と判断した。							
東北大学	—	直接原因： 第1報原因調査中 間接原因： 第1報原因調査中							
日本核燃	■有 □無	直接原因： 空調機電源盤の変圧器一次巻線に短絡痕があり、部分的な短絡が発生した可能性がある。 間接原因： 当該電源盤は1980年に設置されており、45年が経過していることから、経年劣化が間接原因として考えられる。	緊急点検要否会議	管理部 長 研究部 長 保安管理部長	(緊急点検の実施) NFD 構内に設置された同様の変圧器 (400V 以下) について、異常の有無を点検した。 (全 26 台)	2025. 1. 1 0		緊急点検結果報告の内容を確認した。	点検結果を確認し、近々のリスクはないと評価した。

		発生防止対策の要否については、昨年12月末に第2報を受領したため、2月の安全衛生委員会で議論の上、判断することとする。	安全衛生委員会	安全衛生委員長	安全衛生委員会での議論の結果、発生防止対策「有」と判断された際に、速やかに内容について検討する。				
核管センター	—	直接原因： 第2報が発信された後、未然防止対策が必要か検討する。	センター検討会議	所長	—	—	—	—	—
		間接原因：							
原燃工	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 一次側巻線の部分的な短絡が発生し、当該変圧器内部で異常発熱が発生したことが原因として、推定されている。変圧器については、「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所タンデム加速器建家における焦げ跡の確認について」の	CAP委員会	環境安全部長（CAP委員会委員長）	—	—	—	—	—

		水平展開として、設置年数 20 年を基準とした交換計画を策定し、交換を進めている。また、現在設置されている変圧器については定期的に点検を行う運用とした。 上記により、本事象を受けて、現時点で発生防止対策は不要と判断した。なお、第2報の原因・対策に対して、追加の発生防止対策の可否を改めて判断する。							
		間接原因： 第1報では、直接原因が推定される段階であり、間接原因までは抽出されていないことから、本事象を受けて、現時点で発生防止対策は不要と判断した。なお、第2報の原因・対策							

		に対して、追加の発生防止対策の要否を改めて判断する。							
三菱マテリアル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 変圧器を長期間（40年以上）継続使用したことから、変圧器内の巻線絶縁材が劣化していく。巻線間の部分的な短絡（レアショート）が発生したことにより異常発熱に至った。 所内に設置済の変圧器は全て更新された履歴があり、経年劣化による火災の可能性は低いと判断できる。そのため、現状以上の発生防止対策は不要と判断した。 間接原因： 間接原因は見受けられない。	安全管理グループ	グループ長	—	—	—	—	—
NDC	☐ 有 ☒ 無	直接原因：変圧器の長期間使用によ		技術推進・品質					

		る内部絶縁材の劣化、これに伴う部分的な短絡の発生。 【判断根拠】 ①⑨「タンデム加速器建家における焦げ跡の件」において発生防止対策（変圧器の状態確認）を実施済み。 間接原因：発災事業所から間接原因報告なし。	技術推進・品質保証部	保証部長					
日本照射	☐ 有 ☒ 無	直接原因：弊社では、空調機を遠隔操作するための変圧器を有していないため。 間接原因：従来より法に基づく電気設備定期点検（1回/年）を実施している。また、空調設備に関しては、3か月に1回の自主点検を実施しているため。	技術部	技術担当課長					

⑭溶接作業中の着衣への引火による作業員の負傷（日本原電、R6. 12. 10）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構原科研	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 保護具を着用していたものの、フード紐等のノロにより着火する可能性のあるものを身に付けていたこと、適切に保護されていない箇所があった。原科研「作業安全ハンドブック」に、作業時には保護メガネ、保護手袋、保護帽等を使用している。以上より、再発防止対策は不要としたが、溶接作業を行う際の注意事項として情報提供を行った。 間接原因：－	研 究 所 CAP 会議	研 究 所 CAP 会議 委員長	－	－	－	－	－

機構サイクル研	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 直接原因として、保護具を着用していたものの、フード紐等のノロにより着火する可能性のあるものを身に着けていたこと、適切に保護されていない箇所があったことなどが挙げられている。また、未然に防ぐための注意事項等ルールに不足があったことが挙げられている。 研究所では、「アーケ溶接・溶断作業の管理要領」に、前掛等に破れがないこと、溶接火花の飛込みを防止できる作業服を着用することとしている。以上より、発生防止対策は不要と判断した。なお、事象の情報を所内に周知した。	保安管理部	保安管理部長					
---------	---	---	-------	--------	--	--	--	--	--

		間接原因:							
機構大洗研	■ 有 □ 無	直接原因: 下記の 1 から 4 の原因を未然に防ぐための注意事項等ルールに不足があった。 1. 被災者はルールどおり保護具を着用していたものの、フード紐等、ノロにより着火する可能性のあるものを身に着けていた。 2. 被災者にノロが直接かかりやすい作業場所・姿勢であった。 3. 被災者にノロが直接かかりやすい状況にもかかわらず、保護具は着用していたものの肩・腕周り等適正に保護されていない箇所があった。 4. 被災者にノロが直接かかりやすい状態にあるかとい	各部	各部長	①大洗研においては、「安全作業ハンドブック」を作成し、その中で「溶接・溶断作業」における注意事項として、必要な手続き、保護具等の着用、作業上の注意を定めている。当該事象に係る原因等を踏まえ、「安全作業ハンドブック 6.溶接・溶断作業」の項目に、溶接・溶断作業においてノロ、スパッタを意識した作業管理、適切な保護具の着用、注意喚起事項を追記する改訂を行う。 ②毎年度 1 月に実施している防火・防災管理教育資料に当該事象を追加するとともに、従業員に周知教育を実施し、注意喚起する。	① 令和 8 年度上期中の改訂を予定 ② 令和 8 年度第 3 四半期までに追加し、周知教育を実施する予定	①②部会で確認		

		う観点からの状態確認を作業開始時に実施するとのルールを定めていなかった。 以上の原因を踏まえ、大洗原子力工学研究所として、今後、右記の対応を講じる予定である。							
		間接原因： 記載なし。							
量研那珂	■有 □無	直接原因： 着火する可能性のある保護具の着用、上向きの作業体勢、保護具の保護領域の不備、不安全な作業が考えられるため、同様の事例が発生していないか確認する必要があると判断し、水平展開として調査を実施した。 間接原因： 溶接作業に係る事前手続きや作業内容の確認など作業	所長、管理部長、保安管理課長	所長	着火する可能性のある保護具の着用、上向きの作業体勢、保護具の保護領域の不備、不安全な作業の有無について調査を実施。	R07.1.27 - R07.2.7	メールによる問合せ・今回のみ	所長による評価	所内で同様の溶接作業に関する報告は確認されなかったことから、類似事故が発生していないと判断し、本対策は有効であると判断した。

		開始時の段取り不良が考えられるが、火気使用の際は防火管理規則第 20 条に基づき届出制として作業計画の確認により安全対策を講じており、また、工事担当者による溶接前の最終確認を実施していることから、水平展開の実施は不要と判断した。							
JCO	■有 □無	直接原因：①ノロの飛散・付着②フード紐への着火③可燃性インナーへの延焼 ⇒①～③これまでノロに対し着火しやすい部分のある耐火服、インナーが露呈している耐火服は用いていなかったが、協力会社手順書に明示していなかったため。	管 理 職 会議	安 全 主 管者	溶接作業を行う協力会社は、溶接作業に関する以下の a～f を含む溶接作業における衣類への着火対策手順書を作成し、溶接作業関係者に教育する。 a. 適切な保護具を着用する。 b. 監視人を配置する。 c. 適切な姿勢で作業する。 d. 作業前、引火する可能性がない(衣類や紐のほつれなどがない)	①R8.1 末期限 JCO 手順書作成予定。 ②溶接作業実施の都度事前に教育。	① 管理職会議 ② 施設管理グループにて実施有無を確認。	—	—

		間接原因：①保護具の不備、②人員配置、③作業姿勢⇒①～③従来協力会社手順書に基づき適切な保護具、監視人配置の下、適切な姿勢で作業していたが、本事例観点は手順書になかったため。			ことを確認する。 e. 耐火服を使用する作業において、ノロが耐火服の内側に入らない対策を実施する（溶接面着用など） トラブル事例として教育資料に本件を含める。				
三菱原燃	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 耐火服のフード紐がほつれノロにより着火しやすかったこと、肩、腕回り等適正に保護されていない部分があった。 当社では耐火服の上から、頭から被るタイプのエアライнсーツを着用しているため、着火しやすいものは露出しないことから不要と判断した。 間接原因： 解体フード（溶断専用の場所）での作	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	— (対象部門の環境保全課へ注意喚起)	—	—	—	—

		業であり、無理な体勢を取らない（座って作業）こと、作業場所は外から見えるようガラスになっており、作業監視も容易に出来ることから不要と判断した。							
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： ①ノロによる着火する可能性がある物を身に着けていた。 ②ノロが直接かかりやすい作業場所、姿勢があった。 判断： 積水化学グループの「火災・爆発撲滅ハンドブック」において、溶接による火災事例が共有されているため対策は不要と判断した。	管理部	管 理 部 長					

		また、弊社では溶接作業は稀であることから対策は不要と判断した。 間接原因： 作業開始前に状況確認実施のルールがなかった。 判断 弊 社 で は ISO45001 を取得しており、その仕組みの中等で作業のルール遵守徹底活動やリスクアセスメント、KYT 活動を実施していることから対策は不要と判断した。							
東京大学	☐ 有 ☒ 無	直接原因：溶接作業に伴い発生したノロが被災者にかかりやすい状態であったことが原因でとされるが、現在、溶接作業は行われていないことから特段の対策は不要と判断した。	技術室、安全衛生管理室、主査、CAP 委員会	技 術 室 長、安全衛生管理室長、主査、CAP 委員会 成 員					

		間接原因：紐付きフードの耐火服を着用していたとされるが、こちらについても上記と同様、現在、溶接作業は行われていないことから特段の対策は不要と判断した。							
東北大学	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 着火可能性のある着衣、ノロがかかりやすい作業場所・姿勢、保護具の不十分 間接原因： 状態確認に関するルール不足 類似作業に対して注意喚起が必要と判断した。	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有と火気作業に関する注意喚起 定例会において確認と教育	R7.2.4 R7.2.5	— —	—	—
日本核燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 溶接作業において、ノロが被災者に付着し、耐火服及びインナーウェアが焼損し被災した。	緊急点検要否会議	管理部 研究部長 保安管理部長	（緊急点検の実施） 緊急点検要否会議の結果、近々のリスクはないと評価したため、「不要」と判断した。				

		間接原因： 保護具を着用していたものの、ノロが付着し着火する可能性のあるものを身に付けており、注意事項のルール不足があったことが間接原因として挙げられる。							
		NFDにおいては、火災・火傷リスクの高い溶接作業に関する注意事項を定めた規程※はあるが、記載の充実化を図るため、発生防止対策は「必要」と判断した。 ※H-1-10 構内作業安全基準	安全衛生委員会	安全衛生委員長	(発生防止対策の実施) 社内規程※へ、ノロが発生する溶接作業時の注意事項を追加する。 ※H-1-10 構内作業安全基準	2025 年度	CAP 会議 四半期に 1 回	溶接作業の要領書に、ノロのリスクと対策が記載され、溶接作業において実行されていることを確認する。	発生防止対策完了後に評価する。
核 管 セ ン ター	■有 □無	直接原因： 事象発生の原因は保護具着用の不備等である。現行の規定類には、保護	センター検討会議	所長	保護具着用作業時及び溶接・溶断作業でノロが発生する作業時の注意事項（ノロへの対策など）を要領に明記する予定。	2025 年度内に実施予定	センター検討会議（頻度：月 1 から 2 回程度）	今後、有効性評価を行う予定	

		具の注意事項が記載されているものの、同様な事象の発生を確実に防ぐためには記載が不十分であることから、要領の改訂が必要なため、未然防止対策の実施が必要と判断した。			また、作業開始前の状況確認なども要領に明記する予定。				
		間接原因： 作業開始前の状況確認に関する記載がないことから、要領の改訂が必要なため、未然防止対策の実施が必要と判断した。							
原燃工	■有 □無	直接原因： 被災者はルールどおり保護具を着用していたものの、フード紐等、ノロにより着火する可能性のあるものを身に着けていた。被災者にノロが直接かかりやすい作業場所・姿勢であった。被災者にノロ	CAP 委員会	環境安全部長 (CAP 委員会委員長)	①溶接・溶断等火気作業時の保護具着用について、標準書に反映する。(反映先:「工事監督マニュアル」(AS-000004)) ②火気監視人の役割として、火気監視人が溶接時は溶接作業者にノロが直接かかりにくい状態であることを確認することを明確にすることとし、標準書に反映する。(反映先:「工	①、② 標準書改訂作業中	不適合の進捗管理に水平展開の進捗管理を含めて管理しており、月 1 回の頻度で進捗確認を行っている。	不適合の有効性の確認と同様に対策実施完了の約 3 か月後に実施することとしている。	—

		が直接かかりやすい状況にもかかわらず、保護具は着用していたものの肩・腕周り等適正に保護されていない箇所があった。 上記の作業環境及び保護具の着用状況について、東海事業所においても明確に規定する必要があることから、発生防止対策が必要と判断した。 被災者にノロが直接かかりやすい状態にあるかという観点からの状態確認を作業開始時に実施するとのルールを定めていなかった。 上記の火気監視に対する体制不備について、溶接・溶断を含む火気取扱作業時は火気監視人をたて、状況を確認することが定め			事監督マニュアル」(AS-000004))				
--	--	---	--	--	------------------------------	--	--	--	--

		られているが、東海事業所においても、火気監視人が溶接時は溶接作業者にノロが直接かかりにくい状態であることを確認することを明確にすべきであることから、発生防止対策が必要と判断した。 間接原因:							
三菱マテリアル	☐ 有 ☒ 無	直接原因: 耐火服のフードの紐がほつれており、ノロが付着し引火することで耐火服が焼損した。あわせて、装着していた耐火エプロンでは肩・腕周りに保護されていない箇所があり、ノロの付着による焼損を防げなかった。 所内では溶接を伴う作業計画はないが、類似の作業	安全管理グループ	グループ長	—	—	—	—	—

		としてプラズマ切断などの火気作業がある。火気作業にあたっては、周囲の養生、保護具の選択、正しい着装を作業計画に記載し、承認を得るとともに、作業中は常時工事担当者が監視する。 そのため、現状以上の発生防止対策は不要と判断した。							
		間接原因： 火災防止に関する注意事項に溶接作業者の安全に関する記載が少ないこと、火気養生が作業エリアの四方を覆う養生であることから火気監視人が被災者の状況を確認できなかったことが、被災に至った可能性が否定できない。							

		所内では直接原因に記したとおり火気作業における対処は作業計画に記載し、承認を得ているため、現状以上の発生防止対策は不要と判断した。							
N D C	☐ 有 ☒ 無	直接原因：溶接作業におけるノロ（発生不純物）飛散への対策不足。 【判断根拠】 ノロ飛散を想定するアーク溶接作業は殆どない。（ただし現場リスクの事例として周知教育を実施する） 間接原因：発災事業所から間接原因報告なし。	技 術 推 進・品 質 保証部	技 術 推 進・品 質 保証 部 長					
日本照射	☐ 有 ☒ 無	直接原因：工事前の教育において、指定された保護具を正しく着用することを教育するとともに、不備のある保護具は使用しない	技術部	技 術 担 当課長					

		様に指導しているため。							
		間接原因：溶接等の工事を行う際には、事前に工事の内容を把握するとともに、立会者を定めて工事を監督することで安全を担保しているため。							

②⑤中央制御室制御盤における火災（日本原電、R7.2.4）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構原科研	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 直接原因として、大容量のヒューズに変更したことにより回路が保護されない状態となったこと、その状態で回路に通電を維持する操作をしている。再発防止のため、所内で同様の措置を伴うような機器等がないか確認を行い、ないことを確認した。なお、原科研の原子力施設においては、修理及び改造等を行うにあたり、事前の検討及び手続きを行う仕組みとなっている。	研 究 所 CAP 会議	研 究 所 CAP 会議 委員長	—	—	—	—	—

		間接原因:間接原因として、コミュニケーション不足、要員配置、技術伝承、組織的なチェック体制の不足などがある。 過去のトラブル事例等の教育を実施し、同様の事象の発生防止に努めている。組織的なチェック体制については、各部署において定期的にマネジメントオブザベーション(MO)を実施しており、3 現主義に基づき管理者が作業状況を把握し作業者に対して指導・助言を行っている。以上より、再発防止対策は不要としたが、注意事項として情報提供を行った。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

機構サイクル研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 直接原因として、大容量のヒューズに変更したことにより回路が保護されない状態となったこと、その状態で回路に通電を維持する操作をしたことが挙げられている。 研究所では、通常の運転と異なる条件下で試験等を行うことがあり、リスク管理不足によるトラブルを防止するため、試験等の実施状況の確認を行うこととした。	保安管理部	保安管理部長	通常の運転状態と異なり一部の部品を交換、取外しなどした条件で行う設備の試験、検査に対して、部品を交換したことなどによるリスクが評価されていることを確認した。	R7.9.29 ～ R7.12.19	適宜、進捗確認を実施	講じた対策の結果を踏まえ保安管理部の不適合検討部会において、有効性の評価を実施した。	良
		間接原因： 間接原因（根本原因）として、コミュニケーション不足、要員配置、技術伝承、組織的なチェック体制の不足などが挙げられている。 研究所では、コミュニケーションについ							

		て、安全衛生目標に掲げ、風通しの良い職場環境の構築に取り組んでいる。また、要員配置については、「作業責任者等認定制度の運用要領」を定め、力量のある者に現場作業を監督させる仕組みを構築し運用している。技術伝承については、所内有識者による過去のトラブル事例等の教育を実施し、同様の事象の発生防止に努めている。組織的なチェック体制については、各部署において定期的にマネジメントオブザベーション(MO)を実施しており、管理者が作業状況を把握し作業者に対して指導・助言を行っている。以上より、発生防止対策							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		は不要と判断した。なお、事象の情報を所内に周知した。							
機構大洗研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 1. ヒューズ容量を変更（0.5A→10A）することで回路が保護されない状態となった。（工場試験時と同条件で実施するため 10A のヒューズを使用することとした。） 2. キースイッチを長時間「点火」位置としたことで、回路への通電状態が継続した。 （キースイッチ操作時間を、工場出荷時の 3～4 秒以内の通電時間で管理しなかった。 以上の原因を踏まえ、大洗原子力工学研究所では、ヒューズ容量を変更する作業は現状実施しないことから	各部	各部長	①毎年度 8 月に実施している電気使用安全月間の火災事例教育において、当該事象に係る情報について、従業員に周知教育を行い、注意喚起する。 ②「安全作業ハンドブック 7.電気作業」の項目に、ヒューズの適切な管理に係る注意喚起を追加する改訂を行う。	①令和 8 年度電気使用安全月間行事（8 月）に改めて周知教育を実施する予定 ②令和 8 年度上期中の改訂を予定	①安全衛生委員会で確認 ②部会で確認		

		事象について周知とした。さらに、未然防止処置として、今後、右記の対応を講じる予定である。							
		間接原因： 1. 現場作業のリスクマネジメント 発電所にて運用しているリスクマネジメントガイドラインにおいて、3H 確認対象の工事、及び3H の確認ポイントが工事の計画段階に限定されていたことからリスクマネジメントを十分に運用できていなかった。 大洗原子力工学研究所では、「作業の安全管理要領」において、3H 作業の判断基準を明文化している。また、作業開始前の KY において、3H 作業に該当するかどうか							

		か確認している。さらに、他施設から得られた知見として情報収集を行い、改善を図る仕組みを構築していることから事象の周知とした。 2. 構成管理※ 構成管理上、参照すべき設計情報等(コンフィグレーション)の管理が不足し、設備の設計思想まで確認できるような環境を整備できていなかった。 ※:各設備・機器が設計で要求されたとおりに製作・設置され、運転・維持(保全)されていることを常に確認、保証する仕組み。 大洗原子力工学研究所では、各部において原子炉設置変更許可、設計及び工事計画認可書等を定められた場							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		所で管理しており、必要時に使用できる環境になっていることから事象の周知とした。 3. 協力会社とのコミュニケーション Eメールだけを主に利用する等、ツールが偏りがちで、双方向コミュニケーションが不十分であったことから、協力会社と当社の具体的な役割分担や責任の明確化がされていなかった。また、重要情報の相互理解に至れない状況にあった。 大洗原子力工学研究所では、「作業の安全管理要領」において年間作業請負企業（協力会社）の役割りを明文化している。また、朝会において、職員、年間作業請							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		負企業（協力会社）の総括責任者が一堂に会して業務予定の確認・調整を行うとともに、作業開始前に職員と年間作業請負企業（協力会社）が一体となって KY を実施している。 さらに、現場において作業員同士のコミュニケーションが円滑に実施できるように「基本動作の徹底教育」として 3WAY コミュニケーションの重要性について教育を行っていることから事象の周知とした。 4. 技術伝承 プラントの長期停止により、現場作業が無い期間が長く、また、社内のベテラン層の退職等により熟練した人材が少なくなり、中央制御室における							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		キースイッチ操作は重要であるといった認識や、ヒューズの容量変更が電気回路に重大な影響を与えるといった工場のノウハウ、設計思想や考え方まで伝えるような技術伝承が不足していた。 大洗原子力工学研究所では各部において「技術伝承教育」を実施していることから事象の周知とした。 5. 要員配置 リーダーと工事監理員をつなぐ立場の要員を配置できていない、マネージャーも十分にリーダーの忙しさを緩和できていない、工事監理員が気軽に相談できる経験豊富な社員の配置が不足する等して、リーダーの業							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		務管理に影響した。 大洗原子力工学研究所では、「作業の安全管理要領」等に従い作業を行う際は適切な人員を配置して作業を実施しているため事象の周知とした。 6. 作業の変更管理 一時的な変更であっても構成管理における情報に照らして変更の重要度に応じたレビューを実施し、必要に応じて変更管理を行い、その変更が関係者に伝達される仕組みが不十分だった。 大洗原子力工学研究所では、「作業の安全管理要領 7.5 計画外作業の禁止」において、作業の中断となる事							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		象、作業再開する場合の仕組み等を明文化していることから事象の周知とした。							
量研那珂	☒ 有 ☐ 無	直接原因： ヒューズ容量を変更しての長時間作業が考えられるため、同様の事例が発生していないか確認する必要があると判断し、水平展開として調査を実施した。	所長、管理部長、保安管理課長	所長	・通常使用と試験時でヒューズの交換を行う作業の有無について調査を実施。	R07.6.16 - R07.6.20	メールによる問合せ・今回のみ	所長による評価	所内で同様の事例がなかったことを確認したことから、類似事故が発生していないと判断し、本対策は有効であると判断した。
		間接原因： 現場作業のリスクマネジメントについて、リスクアセスメント（危険性及び有害性の調査）実施要領に基づき実施し、管理部署において確認を行っている。 協力会社とのコミュニケーションや作業の変更管理については、毎週工程会議を実施してお			・事故発生メカニズムや防止対策に関するノウハウを習得など、安全意識の向上を図るため、独立行政法人製品評価技術基盤機構より講師を招き、「電気工作物の事故事例紹介」をテーマに安全講演会を開催した。	R7.7.23	安全講演会の開催・今回のみ		電気工作物に関する事故事例を学ぶことで安全意識の向上に寄与し、今後の保守・保安活動に活かせる知見を提供した点で有効で

		り、問題ないものと考えている。要員配置については、役務作業においてQST側でも現場責任者を設置し対応している。 構成管理や技術伝承等については、事故発生のメカニズムや対策に係るノウハウを得られるよう教育が必要であると考えたため、対策が必要であると判断した。							あったと評価した。
JCO	☐ 有 ☒ 無	直接原因:ヒューズ容量を変更しての通電試験 ⇒当該行為は実施しないため。また、ヒューズ交換が必要な際は専門業者または知識を有する者が対応するため。 間接原因:①作業変更管理の不徹底 ②RM欠如③協力会社とのコミュニ	管 理 職 会議	安 全 主 管者					

		ケーション不足④ 専門技術⑤要員配置 ⇒①③予定外作業 のある際には、必 ず協力会社からの 事前確認があり、 ②RA を経て承認 する仕組みがある ため。④⑤また、 ヒューズ交換の際 は、専門業者また は知識を有する者 が対応するため。							
三菱原燃	□有 ■無	直接原因： スローブローヒュー ズを大容量の ヒューズに交換し たこと。スローブ ローヒューズの使 用事例もないこと、 過去に起こした火 災の後から、電気 設備の処置対応 は専門の電気担当 者が実施すること を徹底していること から不要と判断し た。 間接原因：	安全・品 質保証 部	安全・品 質保証 部長	—	—	—	—	—

		通電時間の管理が されていなかったこと、管理側の要因等、様々な管理的要因を含む間接要因があるが、直接要因に記載のとおり、専門の電気担当者が作業を実施すること、トラブル発生時は電気担当者への連絡を徹底していることから、不要と判断した。							
積水メディカル	☐有 ☒無	直接原因： ①大容量ヒューズに取り換えたことにより回路が保護されない状態となった。 ②工場出荷時の通電時間で管理しなかった。 ③通電時間が長くなったことにより発煙に至った。 判断： 弊社では規格外のヒューズに取り換	管理部	管 理 部 長					

		えることはなく、仕様書を確認して交換する体制となっているため対策は不要と判断した。 間接原因： 発災事業所は組織管理体制に問題があるとした。 判断： 組織管理体制については、親会社含め現状管理体制があるため、当災害を受け新たな対策は不要と判断した。							
東京大学	☐ 有 ☒ 無	直接原因：制御盤のスローブローヒューズを大容量ヒューズに交換したことが直接の原因と思われるが、当該制御盤を使用していなことから特段の対策は不要と判断した。 間接原因：試験方法も起因している	炉 管 理 部 技術室、 CAP 委 員会	炉 管 理 部長 技 術 室 長、 CAP 委 員 会 構 成 員					

		ようであるが、当該制御盤を使用していないことから特段の対策は不要と判断した。また、担当職員により原因について内容を把握しており、通常の点検を実施した。							
東北大学	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 0.5A ヒューズを 10A ヒューズに変更 間接原因： 組織要因（再発防止対策及び安全管理の徹底について） 類似の電気設備に対して注意喚起が必要と判断した。	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有とヒューズに関する注意喚起 定例会において確認と教育	R7.6.20 R7.8.12 R7.9.24	— —	—	—
日本核燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 工場と同じ条件でバルブ作動試験を実施すべきところ、短時間通電の条件が抜け落ち、長時間通電となり	緊急点検要否会議	管理部 研究部長 保安管理部長	（緊急点検の実施） 緊急点検要否会議の結果、近々のリスクはないと評価したため、「不要」と判断した。				

		抵抗器が過熱して火災に至った。						
		間接原因： 変更管理ができていなかったことが間接原因として挙げられる。						
		NFDにおいては、下記のとおり、発生防止対策が必要と判断した。 1. 変更管理について、社内規程※に定められているものの、改めてその重要性の意識を高める教育を社員へ実施。 2. 本事象の社員への周知教育。 ※Q-9-5	安全衛生委員会	安全衛生委員長	1. 本事象の根本原因となった「変更管理ができていなかったこと」について、その重要性の意識を高める教育を実施。 2. 本事象の原因までを含めた周知教育を1. に合わせて実施。	2025. 11. 4 2025. 11. 4	CAP 会議 四半期に 1 回	変更点に関わるデザインレビューを実施した事例をモニタリング評価する事を検討中。

		安全リスク評価 及び作業手順書 作成要領							
核 管 セ ン タ ー	☐ 有 ☒ 無	直接原因： ヒューズの交換は 同じ容量のヒュー ズに交換しており、 ヒューズ容量を変 更して交換した実 績がないことから、 未然防止対策は不 要と判断した。 間接原因： 仮にヒューズ容量 を変更する場合に は、設備の修理・ 改造に該当すると 考えられ、安全委 員会の審議及び承 認が必要となるこ とから、未然防止 対策は不要と判断 した。	センター 検 討 会 議	所長	—	—	—	—	—
原燃工	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 試験のため定格 ヒューズから大容 量のヒューズに交 換するような運用 をする設備はなく、 また、そのような管	CAP 委 員会	環 境 安 全 部 長 (CAP 委 員 会 委 員 長)	—	—	—	—	—

		理も行っていないことから、発生防止対策は不要と判断した。 間接原因： 手順書に定められていない作業を行う前に、その作業を行ってよいか確認することのルール化について、作業の変更管理の不足に対する対策として挙げられている。東海事業所においては、「設備等設置標準」(FI-000032)に作業の変更管理について、以下のとおり規定されていることから、発生防止対策は不要と判断した。 工事の過程で作業要領書に定められていない作業が必要になった場合や工事の方法を変更することが必要に							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		なった場合は、当該工程を中断し、工事監督者（東海事業所員）は社内関連部門と協議を行い、担当部長による実施の可否が採決されるまで（工事計画書の改訂又は再発行が必要な場合はそれらの承認・許可を得るまで）は、追加・変更された作業を実施することはできない。							
三菱マテリアル	■有 □無	直接原因： 制御盤内のスローブローヒューズを大容量ヒューズに交換したうえに、キースイッチを長時間「点火」位置としたことで、回路への通電が継続し、抵抗器が発熱して発煙・焼損が発生した。 所内では電気設備の保守は設備管	安全管理グループ	グループ長	事故事例研究会の検討対象とし、事故の背景の掘り下げ、所内での類似の事故発生可能性について検討した。	R7.9.30	事故事例研究会の議事録を安全衛生委員会で報告した。	事故事例研究会において意見交換を実施。	安全に対する意識向上につながった。

		理部署（有資格者）の立ち合いのもと、電気事業者に委託して定期的に点検を行い、健全性を確認している。 現状以上の発生防止対策は不要と判断したが、事故事例研究会の検討対象として取り上げ、所内へ周知を図ることとした。							
		間接原因： 作動試験要領にヒューズの交換および通電時間に関する記載がなかった。過去の作動試験においてはヒューズ交換作業を行っていなかった。 所内では直接原因に記したとおりに電気設備を保守しているため、類似の事例は発生しない。そのため、現状以上の発生防止							

		対策は不要と判断した。							
NDC	☐ 有 ☒ 無	直接原因:ヒューズ容量大型化(仕様変更)による制御回路の不具合、作業要領書に記載ない計画外作業の実施【判断根拠】作業計画書の作成及び電気関連有資格者含む社内レビュー(KYK等)により、同様事象(仕様変更による不具合、計画外作業)の発生リスクは低い。 間接原因:直接原因に基づく判断後、約4ヶ月後に間接原因の報告あり。考慮していない。	技術推進・品質保証部	技術推進・品質保証部長					
日本照射	☐ 有 ☒ 無	直接原因:シェアバルブの使用はなく事故・故障等が発生する可能性がないため。	技術部	技術担当課長					

		間接原因:照射装置の運転に関しては、照射装置マニュアル教育、30日以上のOJT教育を経た後に認定を受けた者以外の操作を禁止している。また、照射装置の重要な部分に変更を加える場合は、安全専門委員会で審議したうえで実施しているため。							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

②⑥ プルトニウム燃料第三開発室における分電盤内の焦げ跡の確認（機構サイクル研、R7. 5. 23）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施（実施が有の場合）				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構原科研	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 溶接用ケーブルの コネクタ接続部の 締め込みが保護カ バーの空回りによ り不足していたこ と、接続の確認が 不足していた。原 科研「作業安全ハ ンドブック」には 電動機械器具等・ コードリールの使 用前点検が定めら れており、作業前 に確認する手順と なっている。以上 より、再発防止対 策は不要とした が、注意事項とし て情報提供を行っ た。	研 究 所 CAP 会議	研 究 所 CAP 会議 委員長	—	—	—	—	—

		間接原因：分電盤の定期点検（端子の緩みを含む）を実施しているが、再発防止のため注意喚起を行った。							
機構大洗研	■ 有 □ 無	直接原因： 「端子の緩み」については、当該放射性ガスモニタサンプリングユニットはポンプと分電盤が1つの設備として一体化しており、長年のポンプの運転に伴い生じた振動等の影響により、サーマルリレー（OLR1）の当該端子が緩んだ可能性は否定できない。この端子の緩みが日常点検（目視確認）等で確認されないまま運転を継続した結果、端子の接触抵抗の増加とともに発熱量も増加し、サーマルリ	各部	各部長	令和7年度の電気使用安全月間行事において、以下を実施。 ・同様の焦げ跡事象を含む火災事例を工務課 HP にて掲示するとともに同様の事象を発生させないよう大洗研の従業員に周知教育を実施した。 ・電気安全パトロールを実施し、分電盤等に管理上の不備がないか確認を行い、改善を図った。	R7.8.1 ～ 8.31	電気使用安全月間行事計画に基づき実施	電気使用安全月間行事実施報告書	電気使用安全月間行事実施項目が全て実施され、必要な改善が図られたことから有効であった。

		レー（OLR1）端子の熱損傷の進展と接続したケーブルの被覆材の溶融によりこげ跡が生じたものと推定した。以上の原因を踏まえると、大洗原子力工学研究所では、当該ガスモニタのようにポンプと分電盤が一体化している機器はないこと及び「分電盤等の管理要領」に従い分電盤端子部の緩みの点検を実施していることから事象の周知とした。また、電気災害防止の観点から右記の行事を実施している。 間接原因： 電源系統及び過負荷保護回路の構成機器に対する理解が不足していたため、当該分電盤を点検対象としてお							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		らず、さらに、電気災害のリスクに対する感受性が十分ではなかったため、点検手順書に明確化しないまま運用を継続してきたこと。 以上の原因を踏まえると、大洗原子力工学研究所では、当該ガスモニタのようにポンプと分電盤が一体化している機器はないこと、点検が行われていない分電盤はないこと及び電気使用安全月間における保安教育で電気災害のリスクの教育を行っていることから事象の周知とした。							
量研那珂	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 放射性ガスモニタサンプリングユニットが接続された分電盤内の電気機器における端子の緩	所長、管理部長、保安管理課長	所長	・事故発生メカニズムや防止対策に関するノウハウを習得など、安全意識の向上を図るため、独立行政法人製品評価技術基盤機構より講師を招き、	R7.7.23	安全講演会の開催・今回のみ	所長による評価	電気工作物に関する事故事例を学ぶことで安全意識の向上に寄与

		み及び異常な振動について、同様の電気系統については、電気工作物保安規則第16条(別表第3)に基づき、使用及び定期点検を従前より徹底しているため、水平展開の実施は不要と判断した。 間接原因： 点検対象の明確化に関するリスクへの感受性を高めることが重要であるため、電気災害事例を用いた教育を実施し、安全意識の向上を図る必要があると判断した。 この取り組みは㊦と同様の内容であり、実際に㊦で示された発生防止対策を実施済みである。			「電気工作物の事故事例紹介」をテーマに安全講演会を開催した。				し、今後の保守・保安活動に活かせる知見を提供した点で有効であったと評価した。
--	--	---	--	--	--------------------------------	--	--	--	--

日本原電	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 電源盤類は1年または定期事業者検査ごとに、端子の緩みの確認を実施している。合わせて、サーモグラフィにより、発熱の有無を確認している。	保 修 室 （東海） 保 修 室 （東海第二）	保 修 室 長（東海） 保 修 室 長（東海第二）					
		間接原因： 電源盤類は、過去の当社火災事象を踏まえ明確に把握し、点検にあたっては必要な力量の確認を行っている。 過去の電気火災の事例教育は電気使用安全月間において定期的実施している。							

JCO	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 振動等による端子緩みによる接触抵抗増加 ⇒⑯ですすでに対策済みであるため。 【類似災害防止活動要領】	管 理 職 会議	安 全 主 管者					
三菱原燃	☐ 有 ☒ 無	間接原因： 分電盤の点検対象としての認識不足・手順書の不備 ⇒点検対象であることを周知・認識させ、点検を実施しているため。 【類似災害防止活動要領】	安全・品質保証部	安全・品質保証部長	—	—	—	—	—

		当社では同様の装置構成の設備が無いことから不要と判断した。 間接原因： 当該の分電盤を点検対象とすることが出来なかったこと、電気災害へのリスクに対する感受性が十分でなかったことが背後要因として挙げられているが、当社では制御盤、分電盤の全数点検を実施していること、自社で起こした過去の火災事例を含む火災に対する教育を全社員に3回/年継続的に行っていることから不要と判断した。							
積水メディカル	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 分電盤とサンプリングユニット(ポンプ)が一体となっており、長年ポンプ	管理部	管 理 部 長	ガスモニタポンプの更新を実施する。	26 年度	センター内で行われる月に 1 度の経費ミーティングに置いてグ	年 一 度 の メーカー点検の結果を確認する	26 年度

		からの振動が端子に伝わり、ネジが緩み、導通不良により災害に至った可能性が高い 判断： 弊社のガスモニタは、分電盤とサンプリングユニット（ポンプ）が別となっており分電盤側に振動は伝わらない。しかし長年使用したポンプは軸がブレる等により振動が大きくなり、その他電極部に影響を与えかねないため、次年度ガスモニタポンプの更新を実施する。 接間原因： （背後要因） 設備担当課担当者が誤った解釈の下点検を行った。 電気災害のリスクに対する感受性					ループ長により進捗管理を行う		
--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	--	--

		が十分でなかった。 判断: 弊社では年以1度 メーカー点検を実施しているため対策は不要と判断した。							
東京大学	☐ 有 ☒ 無	直接原因:分電盤内の端子のゆるみが原因と思われるが、電気設備の定期的な点検を実施しており、特段の対策は不要と判断した。 間接原因:リスクに対する感受性については、週一回、技術室内でミーティングを開催し、その中で問題点の洗い出しや大小に関わらず自分達が気付いた事象について議論をして解決策を模索して業務にあたっていることから特段の対	技術室、CAP委員会	技術室長、CAP委員会構成員					

		策は不要と判断した。							
東北大学	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 振動による端子の緩み	安 全 管 理 部	安 全 管 理 部 長	事故情報の共有と分電盤に関する注意喚起	R7.9.17	—	—	—
		間接原因： 構成機器に対する理解不足、電気災害リスクの不十分 同様の構成機器は保有なしを確認したが、類似の電気設備に対して注意喚起が必要と判断した。			定例会において確認と教育	R7.9.24	—		
日本核燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 長年の運転による端子の緩みにより接触抵抗が増加し、発熱・焦げに至った。 間接原因： 当該分電盤を点検が必要な対象として認識できていなかった。	緊 急 点 検 要 否 会 議	管 理 部 長 研 究 部 長 保 安 管 理 部 長	（緊急点検の実施） 1. 第1報を受け、NFDにおいても類似設備の分電盤があるため、下記を実施した。 ①放射線ガスサンプリグユニット分電盤（1台）の点検。 2. 第2報を受け、同一の構造を有する設備につ	2025. 9. 3 0 2025. 12. 24～実施中		緊急点検結果報告の内容を確認した。	点検結果を確認し、近々のリスクはないと評価した。

					いて点検するため、下記を実施する。 ①振動部品とブレーカが一体化した設備の有無確認。 ②振動部品とブレーカが一体化した設備については、ブレーカ部端子の緩みを確認。				
		発生防止対策の要否については、2月の安全衛生委員会で議論の上、判断することとする。	安全衛生委員会	安全衛生委員会委員長	安全衛生委員会での議論の結果、発生防止対策「有」と判断された際に、速やかに内容について検討する。				
核 管 セ ン ター	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 作業要領書に端子の締付け確認を行うことを明記していることから、対策は既に取りられているため、未然防止対策は不要と判断した。 間接原因（背後要因）：	センター検討会議	所長	—	—	—	—	—

		点検対象を明確にして点検を実施していること、電気災害に対する安全意識の向上を図る教育を毎年実施していることから、未然防止対策は不要と判断した。							
原燃工	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 振動するポンプと制御盤が一体となっている設備について確認した結果、コンプレッサー本体とダストサンプラ本体を抽出した。各設備の点検項目を確認すると、手順書に制御盤等のねじ類にゆるみがないかチェックする項目があり、点検を実施していることが確認できた。いずれも定期点検時に端子部の緩みの確認及び必要に応じて増し締めを行っていることか	CAP 委員会	環境安全部長（CAP委員会委員長）	—	—	—	—	—

		ら、発生防止対策は不要と判断した。 間接原因： 担当部門が電源系統及び過負荷保護回路の構成機器に対する理解が不足していたことについて、東海事業所において、設備管理部の要員は電気に関する知識を有している。また、点検項目を設定する際には、設備管理部の要員が確認する運用としていることから、発生防止対策は不要と判断した。							
三菱マテリアル	■有 □無	直接原因： 分電盤内のサーマルリレーの端子が緩むことで接触抵抗が増加するとともに発熱量も増加してケーブルの被覆材の熔融に至った。また、端子	安全管理グループ	グループ長	事故事例研究会の検討対象とし、事故の背景の掘り下げ、所内での類似の事故発生可能性について検討した。	R7.12.10	事故事例研究会の議事録を安全衛生委員会で報告した。	事故事例研究会において意見交換を実施。	重要機器を選定し、端子の緩みを確認することとした。

		の緩みは分電盤が放射性ガスサンプリングユニットと 1 つの設備として一体化しており、ポンプの運転による振動等の影響が否定できない。 所内においても、振動を発生する機器による影響が懸念されることから、検討が必要と判断した。 間接原因： 電気設備の点検対象としては、ポンプを駆動する電動機およびこれに電力を供給する降圧トランス盤を点検対象としており、損傷を生じた分電盤を点検対象として定めなかった。 所内においては、遮断機・開閉器類以降の点検は絶縁抵抗測定とされている。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		端子の緩みの確認を点検対象とすることについて、検討が必要と判断した。 【関連規定】 保安規定(電気)							
NDC	■有 □無	直接原因:振動に起因した分電盤内の「端子のゆるみ」発生、及び点検等による未確認。 【判断根拠】 振動が伝わる分電盤や制御盤が点検対象に含まれていない可能性があるため調査の必要ありと判断。 間接原因:電源系統の構成機器に対する理解不足や電気災害リスクに対する感受性が不十分ではあることに起因した分電盤等の点検もれ。 【判断根拠】 作業計画書の作成、電気関連有資	技術推進・品質保証部	技術推進・品質保証部長	●水平展開の実施(技品25-605号) 以下を関連部門へ指示: 1.振動が伝わる可能性のある分電盤及び制御盤(モーターやポンプと一体型のユニットやクレーン上部に設置されている制御盤等)において、月例や週例の点検対象となっていないものを調査・抽出すること。 2.点検対象となっていない分電盤や制御盤がある場合、これらを対象とした点検を行い、また今後の点検対象に追加すること。 3.上記の確認結果を報告すること。 ●水平展開の結果(技品25-736号)	R7.10.2 ~ R7.11.28	各部の回答結果をまとめ(技品25-736号)、R7.12.4に社長への報告をもって対策を完了した。	本調査にて判明した2件の分電盤及び制御盤に対して、現時点の点検により問題ないことを確認した。また、これら2件を今後の点検対象に含めた。 以上の対策は、発生防止対策として有効であると判断した。	有効

		格者含む社内レビュー(KYK 等)等の組織的対応力により、電気災害リスクの低減を図っている。			1. 各部にて振動が伝わる可能性のある分電盤及び制御盤をすべて確認した。 2. 確認した分電盤、制御盤のうち点検対象となっていないものとして、構造・材料実験施設(L棟)の2件が判明した。これら2件について、点検により問題ないことを確認し、今後の点検対象に含めた。				
日本照射	☐ 有 ☒ 無	直接原因: 主要設備については、経年劣化を考慮し、計画的に更新を行っており安全が担保されているため。 間接原因: 従来より法に基づく電気設備定期点検(1回/年)を全ての分電盤に対して実施しているため。	技術部	技術担当課長					

②7原子炉建屋地下 1 階における溶接用ケーブル(接地線)からの火災（日本原電、R7. 5. 30）

事業所名	発生防止対策の実施判断に係る体制・組織				発生防止対策の実施(実施が有の場合)				
	実施の有無	判断根拠	判断部署	判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価	
								方法	結果
機構原科研	☐ 有 ☒ 無	直接原因： 溶接用ケーブルの コネクタ接続部の 締め込みが保護カ バーの空回りによ り不足していたこ と、接続の確認が 不足していた。原 科研「作業安全ハ ンドブック」には 電動機械器具等・ コードリールの使 用前点検が定めら れており、作業前 に確認する手順と なっている。以上 より、再発防止対 策は不要とした が、注意事項とし て情報提供を行っ た。	研 究 所 CAP 会議	研 究 所 CAP 会議 委員長	—	—	—	—	—

		間接原因：間接原因として、安全に対する感度を高めること、現場での緊張感を高める取り組みが必要と報告されている。原科研においては、過去のトラブル事例に関する周知教育を実施している。以上より、再発防止対策は不要としたが、注意事項として情報提供を行った。							
機構サイクル研	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 直接原因として、溶接用ケーブルのコネクタ接続部の締め込みが保護カバーの空回りにより不足していたこと、接続の確認が不足していたことが挙げられている。 研究所では、火災が発生したものと同形状のコネクタ	保安管理部	保安管理部長	「アーク溶接・溶断作業の管理要領」を改正し、作業上の留意事項として、既定の差込み深さを示す目印を付けるなどの方法により、接続部を確実に締め付けることを規定するとともに、点検表にも同項目を追加し作業管理をすることとした。	R7.9.29 ～ R7.12.24 改正要領 R8.1.15 施行	適宜、進捗確認を実施	講じた対策の結果を踏まえ保安管理部の不適合検討部会において、有効性の評価を実施した。	良

		が研究所内で使用されており、同様の火災発生を防止するため、要領に記載し作業方法の明確化を行うこととした。							
		間接原因： 間接原因（事象に対する追加検証結果）として、安全に対する感度を高めること、現場での緊張感を高める取り組みが必要であることが挙げられている。 研究所では、全国安全週間、電気使用安全月間等の機会にパトロールを実施し、現場の安全・防火の状況の確認、意識の向上を図ってきている。 以上より、発生防止対策は不要と判断した。なお、事象の情報を所内に周知した。							

機構大洗研	☒ 有 ☐ 無	直接原因: 1. 当該コネクタ接続時、当該コネクタ(プラグ側)を当該コネクタ(ソケット側)に差し込みねじ込む際に、ゴム製の保護カバーのみが空回りしていたことに気づかないまま、確実にねじ込み接続できたと誤認したことで、当該コネクタは接続不足の状態となった。 2. 当該コネクタの接続状態の誤認を防止する管理が不足していた。 以上の原因を踏まえ、大洗原子力工学研究所では、今後、右記の対策を講じる予定である。 間接原因: 記載なし。	各部	各部長	①毎年度 8 月に実施している電気使用安全月間の火災事例教育において、当該事象に係る情報について、従業員に周知教育を行い、注意喚起する。 ②「安全作業ハンドブック 6.溶接・溶断作業」の項目に、コネクタの緩み防止の対策を追記する改訂を行う。	①令和 8 年度電気使用安全月間行事(8 月)に改めて周知教育を実施する予定 ②令和 8 年度上期中の改訂を予定	①安全衛生委員会で確認 ②部会で確認		
量研那珂	☒ 有 ☐ 無	直接原因: 溶接作業に使用していたねじ込み式	所長、管理部長、	所長	同様の溶接作業に使用していたねじ込み式コネクタ	R07.8.12 - R07.8.22	メールによる問合せ・今回のみ	所長による評価	所内で空回りするおそれのあるコ

		コネクタの接続不足が原因と考えられるため、同様の事例が発生していないか確認する必要があると判断し、水平展開として調査を実施した。 間接原因： 当該コネクタの接続状態の誤認を防止する管理については、安全衛生管理規則第 63 条（別表第 7）に基づき、毎月管理職による巡視において、配線の良否等、電気系統の確認を実施していることから、現状の対策で十分と判断し、追加の対策は不要とした。	保安管理課長		の接続不足の事例の有無について調査を実施。				ネクタ類に関する報告は確認されなかったことから、類似事故が発生していないと判断し、本対策は有効であると判断した。
J C O	☒ 有 ☐ 無	直接原因： カバー付ねじ込み式コネクタの接続不足（物理的な不良）	管理職会議	安全管理者	(1)カバー付ねじ込み式コネクタを有する機器の有無および接続状態の確認：	(1)R7.12.1 9 実施完了。 (2)ガイドは R8.1.1	(1)当該コネクタの接続状況は施設管理グループ	—	—

		⇒ 本件周知済みだったが、この間溶接作業がなかった。今般溶接の計画があり、事前にコネクタを調査し、接続状況が適正であることを確認するため。			当該コネクタを有するアー ク溶接機自社に 1 台、協 力会社に1台あることを確 認し、それぞれの接続状 況に異常がないことを確 認した。 (2)「一般安全作業ガイド/ 電 気の取扱い」にコネク タ接続にあたっての注意 点を追記して改訂後、社 員及び協力会社に教育す る。	に改訂し、 社内周知 済 み (R8.1.8)。協 力 会 社 には R8.1 中に教育 予定。	にて実施有 無を確認。 (2)「一般安全 作業ガイド/ 電 気の取扱 い」は安全管 理グループ にて改訂。		
		間接原因： 協力会社との連携 不足 ⇒ 本件周知済み だったが、この間 溶接作業がなかっ た。今般溶接の計 画があり、協 力 会 社も含めて当該コ ネクタの調査と接 続状況の確認を行 い連携するため。							
三菱原燃	■有 □無	直接原因： コネクタ保護カ バーが空回りしコ ネクタが完全に接 続されなかった。こ れは起こりうる可 能性があることから必要と判断した。	安全・品 質 保 証 部	安全・品 質 保 証 部長	・延長ケーブルの所有及 び使用の有無の確認 ・使用部門(輸送課のみ) の「メンテナンス設備機 器点検要領」コネクタの 接続等について注意事 項を追記 ・上記以外の部門は火気 使用設備チェックシート	R7.8.19 ～ 10.8	—	点検結果の 確認	R8.1 月確認 予定
		間接原因：							

		作業員以外でコネクタの接続を確認する者が居なかった。これは起こりうる可能性があることから必要と判断した。			にケーブル接続時のチェック項目を追加し使用前点検を実施。 ・構内工事を行う BP についても「工事実施要領」の機器使用前点検表にケーブル接続時のチェック項目追加。				
積水メディカル	☐ 有 ☒ 無	直接原因： コネクタの接続不足により接触抵抗が増大した状態で通電となり当該コネクタ内部で発熱発火した。 判断： 積水化学グループの「火災・爆発撲滅ハンドブック」において、溶接による火災事例が共有されているため対策は不要と判断した。 また、弊社では溶接作業は稀であることから対策は不要と判断した。	管理部	管 理 部 長					

		間接原因： 当該コネクタを差し込む際、ゴム製の保護カバーのみが空回りしていることに気付かず、接続できたとご認識したことで接続不足状態が発生した。また、その誤認を防止する仕組みが無かった。 判断： 積水化学グループの「火災・爆発撲滅ハンドブック」において、溶接による火災事例が共有されているため対策は不要と判断した。 また、弊社では溶接作業は稀であることから対策は不要と判断した。 なお、第二報報告書文面から第三							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		報告の可能性もあるためその報告書を確認してから最終判断を実施する。							
東京大学	☐ 有 ☒ 無	直接原因：延長ケーブルの接続部の不具合によるものと思われるが、週一回、技術室内でミーティングを開催し、その中で問題点の洗い出しや大小に関わらず自分達が気付いた事象について議論をして解決策を模索して業務にあたっていることから特段の対策は不要と判断した。 間接原因：ケーブルの接続部が確実に接続されていることの確認不足があったと推測されるが、週一回、技術室内でミーティングを開催し、その中で問題点の洗い	技術室、安全衛生管理室、主査、CAP委員会	技術室長、安全衛生管理室長、主査、CAP委員会構成員					

		出しや大小に関わらず自分達が気付いた事象について議論をして解決策を模索して業務にあたっていることから特段の対策は不要と判断した。							
東北大学	☒ 有 ☐ 無	直接原因： コネクタ接続不足 間接原因： 組織的問題点（再発防止対策及び安全管理の徹底について） 類似の電気設備に対して注意喚起が必要と判断した。	安全管理部	安全管理部長	事故情報の共有とコネクタ接続に関する注意喚起 定例会において確認と教育	R7.6.9 R7.8.12 R7.9.24	— —	—	—
日本核燃	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 溶接用ケーブルコネクタの接続不良により、接触抵抗が増加し発熱して発火した。 間接原因： 溶接作業を行っていた協力会社の管理不足が間接原因	緊急点検要否会議	管理部 研究部長 保安管理部長	（緊急点検の実施） NFDでも溶接機を保有していることから、下記を実施した。 1. ウラン燃料研究棟の溶接機1台の点検。 2. 材料研究棟の溶接機1台の点検。	2025. 9. 1 1 2025. 9. 1 2		緊急点検結果報告の内容を確認した。	点検結果を確認し、近々のリスクはないと評価した。

		として挙げられる。							
		NFD でも工事業者に発注して溶接作業を行う場合があるため、発生防止対策は「必要」と判断した。	安全衛生委員会	安全衛生委員長	(発生防止対策の実施) 1. 社内規程※へ、溶接用ケーブル使用時の注意事項を追加する。 ※H-1-10 構内作業安全基準 2. 溶接作業を含む作業を発注する場合、購入仕様書に溶接コネクタ接続についての注意点を記載できるように、購入仕様書作成時のチェックリストに追記する。	2025 年度	CAP 会議 四半期に 1 回	1. 溶接作業の要領書に、溶接用ケーブル使用時のリスクと対策が記載され、溶接作業において実行されていることを確認する。 2. 溶接作業を含む作業の購入仕様書作成時に、チェックリストが活用され、注意点が記載されていることを確認する。	発生防止対策完了後に評価する。
核 管 セ ン ター	☒ 有 ☐ 無	直接原因： 溶接作業時の事故・トラブルが発生していること、作業	センター検討会議	所長	コネクタ接続時の対策を要領に明記する予定。	2025 年度内に実施予定	センター検討会議（頻度：月 1 から 2 回程度）	今後、有効性評価を行う予定	

		頻度は少ないものの、要領に対策が明記されていないことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。 間接原因： コネクタの接続状態の確認方法について、要領に記載がないことから、未然防止対策の実施が必要と判断した。			また、コネクタの接続状態の確認方法についても要領に明記する予定。				
原燃工	■有 □無	直接原因： 東海事業所では、溶接機使用時にケーブルを抜き差ししない運用となっているが、今後発生する溶接作業において、コネクタの接続状態を誤認することがないように、コネクタ部が確実に接続されていることを確認する運用を明確にする	CAP 委員会	環境安全部長（CAP 委員会委員長）	今後発生する溶接作業において、コネクタの接続状態を誤認することがないように、コネクタ部が確実に接続されていることを確認する運用にすることとし、標準書に反映する。（反映先：「設備工事における共通仕様書」（FI-000438））	標準書改訂作業中	不適合の進捗管理に水平展開の進捗管理を含めて管理している（月１回）	不適合の有効性の確認と同様に対策実施完了の約３か月後に実施することとしている。	—

		必要があることから、発生防止対策が必要と判断した。 間接原因:							
三菱マテリアル	☐ 有 ☒ 無	直接原因: 溶接機本体の接地線と延長用ケーブルとの接続時、プラグ側をソケット側に差し込みねじ込む際に、ゴム製の保護カバーが空回りして接続不足が発生した。接続不足を生じたまま溶接作業を実施したことでコネクタ内部が発熱し、溶融・変形が生じた。これにより、コネクタ内部でアーク(放電)が発生し、発火に至った。 所内では溶接作業時に工事担当者が常時立ち合い、アース設置方法に問題がないことを	安全管理グループ	グループ長	—	—	—	—	—

		確認する。ケーブルについては定期点検を実施している。 そのため、現状以上の発生防止対策は不要と判断した。 【関連規定】 保安規定(電気) 間接原因: 間接原因は見受けられない。							
NDC	■有 □無	直接原因:溶接機の接続コネクタを「差し込みねじ込む」際に、ゴム製保護カバーのみが空回りし、接続不足の状態となった。 【判断根拠】 同様事象の発生原因の有無を確認する必要ありと判断。 間接原因:発災事業所から間接原因報告なし。	技術推進・品質保証部	技術推進・品質保証部長	●水平展開の実施(技品25-445号) 以下を関連部門へ指示: 1.各部所掌の溶接機(セル内及び業者が持ち込む使用中の溶接機を含む)において、溶接機本体側ケーブルと延長用ケーブルとの接続のコネクタがねじ込みタイプであるかどうかを確認すること。 2.ねじ込みタイプであれば、正常な接続状態にあることを確認する。 3.上記の確認結果を報告すること。	R7.7.7～R7.8.4 (指示時点ではR7.8.29を実施期限としたが、実績としてはR7.8.4で完了)	各部の回答結果をまとめ(技品25-494号)、R7.8.6に社長への報告をもって対策を完了した。	本調査にて判明した2台の溶接機において、1台は正常な接続状態であることを確認し、また残りの1台は廃棄処分とした。 以上の対策は、発生防止対策として有効であると判断した。	有効

					●水平展開の結果（技品25-494号） 1.溶接機本体側ケーブルと延長用ケーブルとの接続コネクタがねじ込み式である溶接機を2台保有（二研部/安管部で各1台）していることを確認した。 ※一研部が保有する溶接機3台はねじ込みタイプに該当しない。二研部では上記以外の溶接機を1台保有しているが使用不能。業者の持込み溶接機はなし。 2.ねじ込み式コネクタの接続状況の確認結果は以下の通り。 ・二研部溶接機：接続コネクタに緩み等はなく、正常な接続状態。 ・安管部溶接機：10年以上使用実績がなく、接続部が劣化していたため溶接機を廃棄処分とした。				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					上記の結果より、類似事象の発生可能性がないことを確認。				
日本照射	☐ 有 ☒ 無	直接原因：溶接等の工事を行う際には、工事前の教育にて「使用する電気工具が健全であることを使用前に確認し、不備が認められる工具は使用しないこと」を指導しているため。 間接原因：溶接等の工事を行う際には、事前に工事の内容を把握するとともに、立会者を定めて工事を監督することで安全を担保しているため。	技術部	技 術 担 当 課 長					

【別表 3－1】

放射性液体廃棄物の保管・管理状況

事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃液貯槽・IA (第3廃棄物処理棟)	H10 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs	鉄筋コンクリート製貯槽であり、蒸発処理するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	0	80	電極式漏えい検知器 汚染拡大防止堰
廃液貯槽・IB (第3廃棄物処理棟)	H10 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs	鉄筋コンクリート製貯槽であり、蒸発処理するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	76.2	80	電極式漏えい検知器 汚染拡大防止堰
廃液貯槽・IC (第3廃棄物処理棟)	H10 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs	鉄筋コンクリート製貯槽であり、蒸発処理するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	43.8	80	電極式漏えい検知器 汚染拡大防止堰
処理済廃液貯槽 A (第3廃棄物処理棟)	H10 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs	鉄筋コンクリート製貯槽であり、一般排水するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	0	80	電極式漏えい検知器 汚染拡大防止堰

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
処理済廃液貯槽 B (第3廃棄物処理棟)	H10 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs	鉄筋コンクリート製貯槽であり、一般排水するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	77.6	80	電極式漏えい検知器 汚染拡大防止堰
処理済廃液貯槽 C (第3廃棄物処理棟)	H10 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs	鉄筋コンクリート製貯槽であり、一般排水するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	28.1	80	電極式漏えい検知器 汚染拡大防止堰
排水貯留ポンド	S39 年	不燃	無機廃液	³ H	鉄筋コンクリート製ピットであり、希釈処理した後に一般排水するまでの期間、貯留する。	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/日) 液位計の点検校正 (1 回/年) 貯槽の漏えい試験 (1 回/年)	287	660	液位計による液位変動検知 防水ライニング構造
					合計		512.7	1,140	

(再処理施設)

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	液体の性状	主要核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
分離精製工場 高放射性廃液貯槽 (272V14)	S55 年	不燃	希釈廃液	FP	セル内の貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計、セル漏えい検知装置の監視（日常点検） ・ 目視による建家の健全性確認（1 回/年）	12	90	・ 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 ・ 漏えい液を検知するためのセル漏えい検知装置の設置 ・ 漏えい液を受けるためのドリフトレイの設置 ・ 漏えい液を回収するためのスチームジェットの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
分離精製工場 高放射性廃液貯槽 (272V16)	S55 年	不燃	希釈廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		12	90	
高放射性廃液貯蔵場 高放射性廃液貯槽 (272V31)	S61 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計、セル漏えい検知装置の監視（日常点検） ・ 目視による建家の健全性確認（1 回/年）	51	120	・ 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 ・ 漏えい液を検知するためのセル漏えい検知装置の設置 ・ 漏えい液を受けるためのドリフトレイの設置 ・ 漏えい液を回収するためのスチームジェットの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
高放射性廃液貯蔵場 高放射性廃液貯槽 (272V32)	S61 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		63	120	
高放射性廃液貯蔵場 高放射性廃液貯槽 (272V33)	S61 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		73	120	
高放射性廃液貯蔵場 高放射性廃液貯槽 (272V34)	S61 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		71	120	
高放射性廃液貯蔵場 高放射性廃液貯槽 (272V35)	S61 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		79	120	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
アスファルト固化処 理施設 廃液受入貯槽 (A12V20)	S57 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計、セル漏え い検知装置の監視（日常 点検） ・ 目視による建家の健全性 確認（1 回/年）	37	50	・ 貯槽内液位を監視するた めの液位計の設置 ・ 漏えい液を検知するた めのセル漏えい検知装置の設置 ・ 漏えい液を受けるた めのドリフトレイの設置 ・ 漏えい液を回収するた めのスチームジェットの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部 に漏れない防護構造を採用
アスファルト固化処 理施設 廃液受入貯槽 (A12V21)	S57 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		73	250	
廃棄物処理場 低放射性濃縮廃液貯 槽 (331V10)	S49 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計、セル漏え い検知装置の監視（日常 点検） ・ 目視による建家の健全性 確認（1 回/年）	181	250	・ 貯槽内液位を監視するた めの液位計の設置 ・ 漏えい液を検知するた めのセル漏えい検知装置の設置 ・ 漏えい液を受けるた めのドリフトレイの設置 ・ 漏えい液を回収するた めのスチームジェットの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部 に漏れない防護構造を採用
廃棄物処理場 低放射性濃縮廃液貯 槽 (331V11)	S49 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		215	250	
廃棄物処理場 低放射性濃縮廃液貯 槽 (331V12)	S54 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		183	250	
廃棄物処理場 廃希釈剤貯槽 (318V10)	S49 年	可燃	廃希釈剤	FP	セル内の貯槽にて保管		2	20	
廃棄物処理場 廃溶媒・廃希釈剤貯 槽 (318V11)	S49 年	可燃	廃溶媒・廃希 釈剤	FP	セル内の貯槽にて保管		17	20	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
第三低放射性廃液蒸 発処理施設 濃縮液貯槽 (326V50A)	S54 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	ライニング型貯槽にて保 管	- 貯槽の液位計の監視（日 常点検） - 貯槽からの漏えい液を回 収するピット内液の有無 の確認（日常点検） - 貯槽からの漏えい液を回 収するピット内液の採 取、分析（1 回/月） - 目視による建家の健全性 確認（1 回/年）	222	250	- 貯槽内液位を監視するた めの液位計の設置 - ピットに集まった漏えい液 を回収するための送液用ポ ンプの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部 に漏れない防護構造を採用
第三低放射性廃液蒸 発処理施設 濃縮液貯槽 (326V50B)	S54 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	ライニング型貯槽にて保 管		214	250	
第三低放射性廃液蒸 発処理施設 濃縮液貯槽 (326V51A)	S54 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	ライニング型貯槽にて保 管		225	250	
第三低放射性廃液蒸 発処理施設 濃縮液貯槽 (326V51B)	S54 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	ライニング型貯槽にて保 管		213	250	
スラッジ貯蔵場 スラッジ貯槽 (332V10)	S49 年	不燃	化学スラッジ	FP	セル内の貯槽にて保管	- 貯槽の液位計、セル漏え い検知装置の監視（日常 点検） - 目視による建家の健全性 確認（1 回/年） - 目視による貯槽の外観点 検（1 回/5 年）	160	1,000	- 貯槽内液位を監視するた めの液位計の設置 - 漏えい液を検知するための セル漏えい検知装置の設置 - 漏えい液を回収するための スチームジェットの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部 に漏れない防護構造を採用
スラッジ貯蔵場 スラッジ貯槽 (332V11)	S49 年	不燃	化学スラッジ	FP	セル内の貯槽にて保管		125	1,000	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
スラッジ貯蔵場 廃溶媒貯槽 (333V10)	S49 年	可燃	廃溶媒	FP	セル内の貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計、セル漏えい検知装置の監視（日常点検） ・ 目視による建家の健全性確認（1 回/年） ・ 漏えい液回収用ドリップトレイの点検（1 回/5 年）	16	20	・ 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 ・ 漏えい液を検知するためのセル漏えい検知装置の設置 ・ 漏えい液を受けるためのドリップトレイの設置 ・ 漏えい液を回収するためのスチームジェットの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
スラッジ貯蔵場 廃溶媒貯槽 (333V11)	S49 年	可燃	廃溶媒	FP	セル内の貯槽にて保管		17	20	
第二スラッジ貯蔵場 スラッジ貯槽 (332V20)	S56 年	不燃	化学スラッジ	FP	ライニング型貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計の監視（日常点検） ・ 漏えい液を検知するサイトグラス内液の有無の確認（日常点検） ・ 貯槽からの漏えい液を回収するピット内液の採取、分析（1 回/月） ・ 目視による建家の健全性確認（1 回/年）	874	1,000	・ 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 ・ 貯槽溶接箇所からの漏えい液を検知するためのサイトグラスの設置 ・ 貯槽からピットへ漏えいした液を回収するための送液用ポンプの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
第二スラッジ貯蔵場 濃縮液貯槽 (332V21)	H11 年*1	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	ライニング型貯槽にて保管		537	1,000	
第二スラッジ貯蔵場 廃砂・廃樹脂貯槽 (332V22)	S56 年	不燃	廃砂・廃樹脂	FP	ライニング型貯槽にて保管		0	1,000	
廃溶媒貯蔵場 廃溶媒貯槽 (333V20)	S56 年	可燃	廃溶媒	FP	セル内の貯槽にて保管	・ 貯槽の液位計、セル漏えい検知装置の監視（日常点検） ・ 目視による建家の健全性確認（1 回/年） ・ 漏えい液回収用ドリップトレイの点検（1 回/5 年）	9	20	・ 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 ・ 漏えい液を検知するためのセル漏えい検知装置の設置 ・ 漏えい液を受けるためのドリップトレイの設置 ・ 漏えい液を回収するためのスチームジェットの設置 ・ 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
廃溶媒貯蔵場 廃溶媒貯槽 (333V21)	S56 年	可燃	廃溶媒	FP	セル内の貯槽にて保管		17	20	

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	液体の性状	主要核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃溶媒貯蔵場 廃溶媒貯槽 (333V22)	S56 年	可燃	廃溶媒	FP	セル内の貯槽にて保管	- 貯槽の液位計、セル漏えい検知装置の監視（日常点検） - 目視による建家の健全性確認（1 回/年） - 漏えい液回収用ドリフトレイの点検（1 回/5 年）	16	20	- 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 - 漏えい液を検知するためのセル漏えい検知装置の設置 - 漏えい液を受けるためのドリフトレイの設置 - 漏えい液を回収するためのスチームジェットの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
廃溶媒貯蔵場 廃溶媒貯槽 (333V23)	S56 年	可燃	廃溶媒	FP	セル内の貯槽にて保管		12	20	
放出廃液油分除去施設 廃炭貯槽 (350V31)	S54 年	可燃	廃活性炭	FP	ライニング型貯槽にて保管	- 貯槽の液位計の監視（日常点検） - 漏えい液を検知するサイトグラス内液の有無の確認（日常点検） - 貯槽からの漏えい液を回収するピット内液の採取、分析（1 回/月） - 目視による建家の健全性確認（1 回/年）	87	250	- 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 - 貯槽溶接箇所からの漏えい液を検知するためのサイトグラスの設置 - 貯槽からピットへ漏えいした液を回収するための送液用ポンプの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
放出廃液油分除去施設 スラッジ貯槽 (350V32)	S54 年	不燃	スラッジ	FP	ライニング型貯槽にて保管		3	110	
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 低放射性濃縮廃液貯槽 (S21V10)	H15 年	不燃	アルカリ性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管	- 貯槽の液位計、セル漏えい検知装置の監視（日常点検） - 目視による建家の健全性確認（1 回/年）	197	250	- 貯槽内液位を監視するための液位計の設置 - 漏えい液を検知するためのセル漏えい検知装置の設置 - 漏えい液を受けるためのドリフトレイの設置 - 漏えい液を回収するためのスチームジェットの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部に漏れない防護構造を採用
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 低放射性濃縮廃液貯槽 (S21V11)	H15 年	不燃	アルカリ性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		184	250	
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 低放射性濃縮廃液貯槽 (S21V20)	H15 年	不燃	酸性濃縮廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		119	250	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
低放射性濃縮廃液貯 蔵施設 濃縮液貯槽 (S21V30)	H15 年	不燃	アルカリ性 濃縮廃液	FP	ライニング型貯槽にて保 管	- 貯槽の液位計、セル漏え い検知装置の監視（日常 点検） - 目視による建家の健全性 確認（1 回/年）	642	750	- 貯槽内液位を監視するた めの液位計の設置 - 漏えい液を検知するた めのセル漏えい検知装置の設置 - 漏えい液を回収するた めのスチームジェットの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部 に漏れない防護構造を採用
低放射性濃縮廃液貯 蔵施設 廃液貯槽 (S21V40)	H15 年	不燃	リン酸廃液	FP	セル内の貯槽にて保管		16	20	- 貯槽内液位を監視するた めの液位計の設置 - 漏えい液を検知するた めのセル漏えい検知装置の設置 - 漏えい液を受けるた めのドリフトレイの設置 - 漏えい液を回収するた めのスチームジェットの設置 - 貯槽からの漏えい液が外部 に漏れない防護構造を採用
					合計		4,974	9,870	

*1：平成 11 年 3 月 31 日に濃縮液貯槽に転用し供用を開始した。

(核燃料物質使用施設、RI 施設)

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
低レベル放射性廃水 受タンク (LLD-1)	S52 年	不燃	中性水溶液	Pu	吸着処理 希釈処理	・ 液位計の監視 (1 回/日以上) 目視による健全性確認 (1 回/日)	0.86	6	・ 漏えい検知方法: 液位監視 ・ 拡大防止対策: 防液堤
低レベル放射性廃水 受タンク (LLD-2)	S54 年	不燃	中性水溶液	Pu	吸着処理 希釈処理	・ 液位計の監視 (1 回/日以上) 目視による健全性確認 (1 回/日)	0.83	6	・ 漏えい検知方法: 液位監視 ・ 拡大防止対策: 防液堤
洗浄廃水貯槽	S63 年	不燃	中性水溶液	Pu	吸着処理 希釈処理	・ 液位計の監視 (1 回/日以上) 目視による健全性確認 (1 回/日)	1.06	4	・ 漏えい検知方法: 漏えい検 知器 ・ 拡大防止対策: 防液堤
低レベル放射性廃水 受入れタンク A	S62 年	不燃	アルカリ水溶 液	Pu	吸着処理 希釈処理	・ 液位計の監視 (1 回/日以上) 目視による健全性確認 (1 回/日)	1.85	7	・ 漏えい検知方法: 液位監視 ・ 拡大防止対策: 防液堤
低レベル放射性廃水 受入れタンク B	S62 年	不燃	アルカリ水溶 液	Pu	吸着処理 希釈処理	・ 液位計の監視 (1 回/日以上) 目視による健全性確認 (1 回/日)	1.55	7	・ 漏えい検知方法: 液位監視 ・ 拡大防止対策: 防液堤
廃油保管庫	S51 年	可燃	廃油	天然 ウラ ン	保管中	・ 目 視 に よ る 廃 棄 物 容 器 の 外 観 確 認 (日常: 1 回/日, 年次: 1 回/年)	23.7	28.8 (200L ドラム 缶換算 で 144 本)	・ 1 回/日の巡視点検におい て、ドラム缶、バット、側 溝、油溜枳を目視で点検 し、廃油が漏えいしてい ないことを確認している。 ・ ドラム缶はバット内で保管 しており、漏えいしてもバ ット内に収まること、さら に、万一、バット外に漏え いした場合であっても、側 溝を通じて油溜枳に溜まる ことで、拡大防止対策が図 られている。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
地層処分放射化学研 究施設 廃液貯蔵室(2) 試験廃液貯槽(1)-A 試験廃液貯槽(1)-B	H11 年	不燃	無機溶媒	¹³⁷ Cs ²³⁷ Np 等 (RI)	空	・ 液位、貯蔵内圧、外観、 漏洩確認、HEPA フィルタ差圧 を目視点検で実施 (日常：1 回/日)	0	20	・ 廃液貯蔵室(2)に集積升(サ ブ)が設置されている。集積 升(サブ)に液面計を設け警 報により漏洩を検知する。
地層処分放射化学研 究施設 廃液貯蔵室(2) 試験廃液貯槽(2)	H11 年	可燃	有機溶媒	¹³⁷ Cs ²³⁷ Np 等 (RI)	空		0	2	・ 廃液貯蔵室(2)に集積升(サ ブ)が設置されている。集積 升(サブ)に液面計を設け警 報により漏洩を検知する。
地層処分放射化学研 究施設 廃液貯蔵室(3) 試験廃液貯槽(3)	H11 年	不燃	有機溶媒	¹³⁷ Cs ²³⁷ Np 等 (RI)	空		0	10	・ 廃液貯蔵室(3)は防液堤によ り漏えい時の拡大防止が図 られている。
高レベル放射性物質 研究施設(VE-1509A)	S56 年	可燃	廃溶媒	FP MA	専用の区画室内に設置さ れているステンレス鋼製 貯槽にて保管	・ 貯槽の液位、圧力、温度 の確認(1 回/日) ・ 貯槽室のピット警報の監 視(1 回/日) ・ 目視による貯槽室外壁等 の健全性確認(1 回/年)	0.88	7.5	・ 漏洩を検知するピットに液 位計を設置(コントロール 室に警報作動) ・ 貯槽は専用の区画室(レッ ド区域)に設置し、床及び 腰壁をステンレス製ライニ ング構造としている。 ・ ピットに集まった漏洩水を 回収するための送液用ポン プを設置
高レベル放射性物質 研究施設(VE-1509B)	S56 年	可燃	廃溶媒	FP MA	専用の区画室内に設置さ れているステンレス鋼製 貯槽にて保管		2.25	7.5	
高レベル放射性物質 研究施設(VE-1503A)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	専用の区画室内に設置さ れているステンレス鋼製 貯槽にて保管		0.18	4.5	
高レベル放射性物質 研究施設(VE-1503B)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	専用の区画室内に設置さ れているステンレス鋼製 貯槽にて保管		1.30	4.5	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-1505)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	空	- 貯槽の液位、圧力、温度の確認 (1 回/日) - 貯槽室のピット警報の監視 (1 回/日) - 目視による貯槽室外壁等の健全性確認 (1 回/年)	0	7.5	- 漏洩を検知するピットに液位計を設置 (コントロール室に警報作動) - 貯槽は専用の区画室 (レッド区域) に設置し、床及び腰壁をステンレス製ライニング構造としている。 ・ピットに集まった漏洩水を回収するための送液用ポンプを設置
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-1507A)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	専用の区画室内に設置されているステンレス鋼製貯槽にて保管		1.46	7.5	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-1507B)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	専用の区画室内に設置されているステンレス鋼製貯槽にて保管		0.13	7.5	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2503A)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	専用の区画室内に設置されているステンレス鋼製貯槽にて保管		0.12	6.0	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2503B)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	専用の区画室内に設置されているステンレス鋼製貯槽にて保管		3.30	6.0	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2505)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	空		0	7.5	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2507A)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	専用の区画室内に設置されているステンレス鋼製貯槽にて保管		0.44	7.5	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2507B)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	専用の区画室内に設置さ れているステンレス鋼製 貯槽にて保管	・ 貯槽の液位、圧力、温度 の確認 (1 回/日) ・ 貯槽室のピット警報の監 視 (1 回/日) ・ 目視による貯槽室外壁等 の健全性確認 (1 回/年)	0.12	7.5	・ 漏洩を検知するピットに液 位計を設置 (コントロール 室に警報作動) ・ 貯槽は専用の区画室 (レ ッド区域) に設置し、床及び 腰壁をステンレス製ライ ニング構造としている。 ・ ・ピットに集まった漏洩水 を回収するための送液用ポ ンプを設置
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-1510A)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	蒸発処理を行うまでの期 間、ステンレス製貯槽に て保管	・ 貯槽の液位、温度の確認 (1 回/日) ・ 貯槽室のピット警報の監 視 (1 回/日) ・ 貯槽の外観の確認 (1 回/ 日) ・ 目視による貯槽室外壁等 の健全性確認 (1 回/年)	4.40	5.0	・ 漏洩を検知するピットに液 位計を設置 (コントロール 室に警報作動) ・ 貯槽の周囲に堰を設置して いる。 ・ ・ピットに集まった漏洩水 を回収するための送液用ポ ンプを設置
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-1510B)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP MA	蒸発処理を行うまでの期 間、ステンレス製貯槽に て保管		1.97	5.0	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2508A)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	蒸発処理を行うまでの期 間、ステンレス製貯槽に て保管		0.08	5.0	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-2508B)	S56 年	不燃	酸性水溶液	FP	蒸発処理を行うまでの期 間、ステンレス製貯槽に て保管		2.76	5.0	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-3502A)	S56 年	不燃	水溶液	FP	ステンレス製貯槽にて保 管	・ 貯槽の液位の確認 (1 回/ 日) ・ 貯槽室のピット警報の監 視 (1 回/日) ・ 貯槽の外観の確認 (1 回/ 日) ・ 目視による貯槽室外壁等 の健全性確認 (1 回/年)	10.60	20.0	・ 漏洩を検知するピットに液 位計を設置 (コントロール 室に警報作動) ・ 貯槽の周囲に堰を設置して いる。 ・ ピットに集まった漏洩水を 回収するための送液用ポン プを設置
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-3502B)	S56 年	不燃	水溶液	FP	ステンレス製貯槽にて保 管		16.70	20.0	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-3507A)	S56 年	不燃	水溶液	FP	ステンレス製貯槽にて保 管		5.30	10.0	
高レベル放射性物質 研究施設 (VE-3507B)	S56 年	不燃	水溶液	FP	ステンレス製貯槽にて保 管		9.20	10.0	
高レベル放射性物質 研究施設 付属 B 棟 B-17 室 ステンレス缶	H16 年	可燃	有機溶液	²⁴¹ Am ²³⁷ Np 等 (RI)	保管中	・ 目視による廃棄物 容器 の外観確認 (1 回/6 ヶ 月)	0.129	0.129	・ 200L ドラム缶に収納し、保 管している。
応用試験棟 廃棄物保管室 ステンレス缶	S55 年	可燃	有機溶液	³ H ¹⁴ C 等 (RI)	保管中	・ 目視による廃棄物 容器 の外観確認 (1 回/6 ヶ 月)	0.04	0.2	・ ポリ製バットの中に保管し ている。
					合計		91.2	252	

(事業所全体)

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
					合計		5,065	10,122	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・ 不燃の 区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ (R7. 10. 29 現在)	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃棄物管理施設 廃液貯留施設 I No. 1 貯槽	S44 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	111	200	電極式漏えい検知及び建家に堰を 設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設 I No. 2 貯槽	S44 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	減衰処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	81	200	電極式漏えい検知及び建家に堰を 設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設 I No. 3 貯槽	S44 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	103	200	電極式漏えい検知及び建家に堰を 設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設 I No. 4 貯槽	S47 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	117	200	電極式漏えい検知及び建家に堰を 設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設 I No. 5 貯槽	S47 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	減衰処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	22	200	電極式漏えい検知及び建家に堰を 設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設 I No. 6 貯槽	S53 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	0	400	電極式漏えい検知及び建家に堰を 設置

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・ 不燃の 区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ (R7. 10. 29 現在)	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃棄物管理施設 廃液貯留施設Ⅰ 処理済廃液貯槽	S47 年	不燃	水溶液 (中性)	—	希釈放出処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	25	200	液位の降下を監視する漏えい検知 及び建家に堰を設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設Ⅱ No. 1 貯槽	S45 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	38. 90	70	電極式漏えい検知及び貯槽下部に 受槽を設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設Ⅱ No. 2 貯槽	S45 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	48. 34	70	電極式漏えい検知及び貯槽下部に 受槽を設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設Ⅱ No. 3 貯槽	S48 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	50. 30	70	電極式漏えい検知及び貯槽下部に 受槽を設置
廃棄物管理施設 廃液貯留施設Ⅱ No. 4 貯槽	S48 年	不燃	水溶液 (中性)	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	蒸発処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	10. 23	70	電極式漏えい検知及び貯槽下部に 受槽を設置
廃棄物管理施設 有機廃液一時格納庫	S48 年	不燃	廃溶媒、廃油	⁶⁰ Co、 ¹³⁷ Cs 等	焼却処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	0. 002	1. 2	ステンレス鋼製ドラム缶に保管、 床及び周囲にステンレス鋼板ライ ニングの堰を設置
廃棄物管理施設 排水監視施設	1996 年 (H8. 3)	不燃	水溶液 (中性)	—	希釈放出処理	・ 日常点検 (1 回/日) ・ 水張試験、内面目視点検 (1 回/年)	0	500	液位の降下を監視する漏えい検知 を設置 貯槽は地下式

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・ 不燃の 区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ (R7. 10. 29 現在)	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
照射燃料試験施設 (A G F) 水銀保管容器 No. 1 (密封容器 No. 1)	H12. 5 (2000 年)	不燃	液体金属	¹³⁷ Cs ¹³⁴ Cs ¹⁵⁴ Eu ²⁴¹ Am	ステンレス容器に密封 し、保管廃棄している。	・自主点検 (1 回/年) 外観検査、封入状態確認、 汚染検査、線量当量率測定	0. 03	0. 20	・密封容器 2 重による封じ込め ・自主点検の実施
					合計		606. 802	2381. 40	

事業所名 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
JT-60 廃棄物保管棟 排水処理設備室 DP1	H03 年	不燃	無機排水	³ H	廃液貯槽 (専用排水管による希釈 放出)	液位計の確認 (1 回/日)、 排水設備の目視による 健全性確認 (1 回/日)	9.2	10	漏洩検知器による漏洩確認と 堰による拡大防止
JT-60 廃棄物保管棟 排水処理設備室 DP2	H03 年	不燃	無機排水	³ H	廃液貯槽 (専用排水管による希釈放 出)	液位計の確認 (1 回/日)、 排水設備の目視による 健全性確認 (1 回/日)	0.7	10	漏洩検知器による漏洩確認と堰 による拡大防止
JT-60 廃棄物保管棟 油脂類保管室	H03 年	可燃	廃油	³ H	200ℓ鋼製ドラム缶	目視による液漏れ確認 (1 回/月)	4.0	6.5	貯め柵による漏洩確認と床に水 勾配を設けた拡大防止
	年								
					合計		13.9	26.5	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
CCPディレイタンクA	S40	不燃	処理廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	68	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
CCPディレイタンクB	S40	不燃	処理廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	68	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
スラッジ貯蔵タンクA	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	43	75	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
スラッジ貯蔵タンクB	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	20	46	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
スラッジ貯蔵タンクC	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	9	46	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
スラッジ貯蔵タンクD	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	23	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
スラッジ貯蔵タンク E	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	23	使用停止 解体待ち設備移行 (2022. 03)
上澄液タンク A	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0. 8	5	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
上澄液タンク B	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	5	使用停止 解体待ち設備移行 (2022. 03)
砂ろ過器逆洗廃液レ シーピングタンク A	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	5	12	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
砂ろ過器逆洗廃液レ シーピングタンク B	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	4	12	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
ろ過水レシーピング タンク	S40	不燃	処理廃液	検出 限界 未満	CCP 処理系で処理後、 海洋放出	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	12	使用停止 解体待ち設備移行 (2022. 03)
サンプタンク	S40	不燃	処理廃液	検出 限界 未満	CCP 処理系で処理後、 海洋放出	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	0	4	使用停止 解体待ち設備移行 (2022. 03)

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
雑廃液レシービング タンク	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	2	20	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
再生廃液レシービン グタンク	S40	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	2	15	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
洗濯廃液レシービン グタンク A	S40	不燃	洗濯廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	15	20	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
洗濯廃液レシービン グタンク B	S40	不燃	洗濯廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	11	20	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
洗濯廃液ディレイタ ンク A	S40	不燃	洗濯廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	21	23	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
洗濯廃液ディレイタ ンク B	S40	不燃	洗濯廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	21	23	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無
洗濯廃液ディレイタ ンク C	S40	不燃	洗濯廃液	検出 限界 未満	海洋放出処理	タンクレベル確認 (1回/週) 漏えい検査孔による確認 (1回/月)	12	23	(地下タンク) タンクレベル監視 漏えい検査孔の水位の有無

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃液調整タンク（E V S）	S59	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 タンク本体からの漏洩確認 （1回／週）	0	3.5	使用停止 解体待ち設備移行 （2022.03）
廃液供給タンク（E V S）	S59	不燃	雑廃液	Cs-137	蒸発固化装置にて 固化処理	タンクレベル確認 タンク本体からの漏洩確認 （1回／週）	0	3.5	使用停止 解体待ち設備移行 （2022.03）
凝縮水タンク（E V S）	S59	不燃	蒸発固化 凝縮水	検出 限界 未満	ろ過水タンクへ移送	タンクレベル確認 タンク本体からの漏洩確認 （1回／週）	0	1	使用停止 解体待ち設備移行 （2022.03）
					合計		165.8	551.0	

事業所名 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ R7.10.29	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃液収集タンク	S51 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	57.3	113.5	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
サージタンク (A)	S51 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	29.0	142.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
凝縮水収集タンク	S51 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	35.5	64.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
電磁ろ過器供給タンク	S61 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	40.2	138.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
超ろ過器供給タンク	S61 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	27.1	66.3	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
機器ドレン 処理水タンク (A)	S61 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	81.2	154.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ R7.10.29	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
機器ドレン 処理水タンク (B)	S61 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	ろ過・脱塩処理し復水貯蔵 タンクへ移送又は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	20.6	154.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
廃液サンプルタンク (A)	S51 年	不燃	機器ドレン水	検出限 界未満	復水貯蔵タンクへ移送又 は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	16.6	66.3	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
廃液サンプルタンク (B)	S51 年	不燃	機器ドレン水	検出限 界未満	復水貯蔵タンクへ移送又 は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	16.6	66.3	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
クラッドスラリ 上澄水受タンク	S61 年	不燃	機器ドレン水	Co-60	クラッドスラリ濃縮器処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	50.0	59.1	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
凝集装置供給タンク	S51 年	不燃	高電導度 ドレン水	Co-60	使用済粉末樹脂貯蔵タンク 上澄液を廃液中和タンクへ 移送	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	35.7	81.4	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
床ドレン収集タンク	S51 年	不燃	床ドレン水	Co-60	廃液中和タンク又は, 床ドレンサンプルタンクへ 移送	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	22.8	64.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
サージタンク (B)	S51 年	不燃	床ドレン水	Co-60	廃液中和タンク又は, 床ドレンサンプルタンクへ 移送	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	29.3	142.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ R7.10.29	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
床ドレン サンプルタンク (A)	S51 年	不燃	床ドレン水	Co-60	廃液中和タンクへ移送	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/日)	11.2	64.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。漏えい検知器あり。
床ドレン サンプルタンク (B)	S51 年	不燃	床ドレン水	Co-60	廃液中和タンクへ移送	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/日)	10.6	64.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。漏えい検知器あり。
廃液中和タンク (A)	S51 年	不燃	高電導度 ドレン水	Co-60	廃液濃縮器処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	22.0	68.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
廃液中和タンク (B)	S51 年	不燃	高電導度 ドレン水	Co-60	廃液濃縮器処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	39.8	68.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
廃液濃縮器 補助循環タンク	S51 年	—	高電導度 ドレン水	—	現在 未使用	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/日)	0.0	6.3	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
濃縮廃液貯蔵タンク (A)	S51 年	不燃	濃縮廃液	Co-60	減容固化設備にて処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	71.0	94.6	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
濃縮廃液貯蔵タンク (B)	S51 年	不燃	濃縮廃液	Co-60	減容固化設備にて処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	0.0	94.6	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ R7.10.29	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
濃縮廃液貯蔵タンク (C)	S51 年	不燃	濃縮廃液	Co-60	減容固化設備にて処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	85.7	94.6	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
濃縮廃液受タンク	S61 年	不燃	濃縮廃液	Co-60	減容固化設備にて処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	44.9	55.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。 漏えい検知器あり。
減容固化系供給タンク	S61 年	不燃	濃縮廃液	Co-60	減容固化設備にて処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	6.7	9.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
減容固化系溶解タンク	S61 年	不燃	高電導度 ドレン水	Co-60	廃液中和タンクへ移送	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/日)	3.0	8.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
洗濯廃液受タンク (A)	S61 年	不燃	洗濯廃液	Co-60	前置ろ過器, 洗濯廃液ろ過器処理後, 洗濯廃液タンクへ移送	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/日)	9.9	39.8	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
洗濯廃液受タンク (B)	S61 年	不燃	洗濯廃液	Co-60	前置ろ過器, 洗濯廃液ろ過器処理後, 洗濯廃液タンクへ移送	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/日)	18.7	39.8	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。
洗濯廃液ドレンタンク (A)	S51 年	不燃	洗濯廃液	検出限界未満	放出処理	タンク外観上の損傷及び漏えいの有無確認 (1 回/2 週間)	13.0	30.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレベル監視で漏えいを検知。拡大防止のため堰を設置。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ R7.10.29	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
洗濯廃液ドレンタンク (B)	S51 年	不燃	洗濯廃液	検出限 界未満	放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	3.1	30.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
廃液フィルタ 逆洗水受タンク (A)	S51 年	—	フィルタスラッジ	—	現在 未使用	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	0.0	17.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
廃液フィルタ 逆洗水受タンク (B)	S51 年	—	フィルタスラッジ	—	現在 未使用	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	0.0	17.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
床ドレンフィルタ 逆洗水受タンク	S51 年	—	フィルタスラッジ	—	現在 未使用	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/2 週間)	0.0	17.0	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
凝縮水サンプルタンク	S51 年	不燃	凝縮水	検出限 界未満	復水貯蔵タンクへ移送また は、放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	8.7	64.2	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。 漏えい検知器あり。
排ガス洗浄廃液 サンプルタンク (A)	H18 年	不燃	洗浄廃液	検出限 界未満	放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	0.9	6.3	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。
排ガス洗浄廃液 サンプルタンク (B)	H18 年	不燃	洗浄廃液	検出限 界未満	放出処理	タンク外観上の損傷及び漏え いの有無確認 (1 回/日)	1.3	6.3	タンク廻りの巡視点検, タンクレ ベル監視で漏えいを検知。拡大 防止のため堰を設置。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³ R7.10.29	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
					合計		812.4	2209.8	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法 頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏れ 検知方法及び 拡大防止対策
	年								
	年								
	年								
	年								
					合計		0	0	

JCOは放射性液体廃棄物の保管廃棄許可を取得しておらず、廃油等は固化処理したうえで放射性固体廃棄物として保管管理している。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃棄物一時貯蔵所 液体廃棄物保管設備	S47 年 (1972)	可燃 不燃	有機溶媒 有機溶剤 酸性水溶液	U	20L ポリライニング入り 金属容器に保管	目視点検 (1 回/日)	1. 62	3	・ 毎日の巡視点検 ・ 漏えい防止用バット ・ 漏えい検知器 ・ 10 年に 1 回容器交換
廃液処理設備 (1) (転換工場)	S47 年 (1972)	不燃	廃水	U	(イオン交換法)	目視点検 (1 回/日)	—	—	・ 毎日の巡視点検 ・ 漏えい用の堰 ・ 漏えい検知器
廃液処理設備 (3) (シリンド洗浄棟)	S59 年 (1984)	不燃	廃水	U	(凝集沈殿法) (ろ過方法)	目視点検 (1 回/日)	—	—	同上
廃液処理設備 (4) (加工棟)	S63 年 (1988)	不燃	廃水	U	(凝集沈殿法) (ろ過方法)	目視点検 (1 回/日)	—	—	同上
廃液処理設備 (5) (転換工場)	R 4 年 (2022)	不燃	廃水	U	(凝集沈殿法) (ろ過方法)	目視点検 (1 回/日)	—	—	同上
廃液処理設備 (6) (放射線管理棟)	R 3 年 (2021)	不燃	廃水	U	(廃液処理設備 (5) で 処理を行う)	目視点検 (1 回/日)	—	—	同上

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃液処理設備 (燃料加工試験棟)	S59 年	不燃	廃水	U	(イオン交換法)	目視点検 (1 回/週)	—	—	・毎週の巡視点検 ・液位高警報 ・防液堰
					合計	—	—	3	

事業所名 積水メディカル株式会社 創薬支援センター

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
H-1	S53 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	外観目視 (1 回/日) 水位測定 (1 回/月)	0.5m ³	15m ³	漏えい検知：目視による確認 拡大防止対策：防水堰
H-2	S53 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	外観目視 (1 回/日) 水位測定 (1 回/月)	0.5m ³	15m ³	漏えい検知：目視による確認 拡大防止対策：防水堰
H-4	S53 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	外観目視 (1 回/日) 水位測定 (2 回/月)	0.2m ³	2m ³	漏えい検知：目視による確認 拡大防止対策：防水堰
S-1	H6 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	外観目視 (1 回/日)	0～4m ³	4m ³	漏えい検知：目視による確認 拡大防止対策：防水堰
					合計				

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
S-2	H6 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	外観目視（1 回/日）	15m ³	100m ³	漏えい検知：目視による確認 連続水位計 拡大防止対策：防水堰
S-3	S60 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	24 時間経過後水位差異確認 （2 回/年）	50m ³	130m ³	漏えい検知：連続水位計 拡大防止対策：なし
S-6	S60 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	24 時間経過後水位差異確認 （2 回/年）	150m ³	200m ³	漏えい検知：連続水位計 拡大防止対策：なし
S-7	S60 年	なし	中性水溶液	3H 14C	希釈排水	24 時間経過後水位差異確認 （2 回/年）	10m ³	200m ³	漏えい検知：連続水位計 拡大防止対策：なし
					合計		230. 2m ³	666m ³	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
原子炉棟・研究棟 希釈槽	S46 年		水溶液	α 核種 β 核種	海洋放出	液位計の監視 (1 回/日) 目視による健全性確認 (1 回/週)	3.0	24	
核融合炉ブランケット 棟 貯留槽、希釈槽、排水 槽	S52 年					液位計の監視 (1 回/3 ヶ月) 目視による健全性確認 (1 回 /6 ヶ月)	2.3	106	
重照射損傷研究実験棟 貯留槽	S59 年					液位計の監視 (1 回/3 ヶ月) 目視による健全性確認 (1 回 /6 ヶ月)	11.1	30	
	年								
						合計	16.4	160	

事業所名 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
タンクヤード (廃液貯留タンク K-1)	S46 年	不燃	手洗水	⁶⁰ Co	一時保管 (原子力機構へ処理委託)	水位計による監視、 目視による健全性確認 (1 回/日)	4.9	5	漏えいの有無は 1 日 1 回の点 検により確認。鉄製タンクの 内面およびタンクヤードの壁 (高さ 90 cm)・床面にはエポ キシ塗装が施されている。床 面には勾配があり、漏水が発 生した場合は集水枡へ集水さ れる。
タンクヤード (廃液貯留タンク K-2)	S46 年	不燃	手洗水	⁶⁰ Co	上記に同じ	上記に同じ	0	5	上記に同じ
タンクヤード (廃液貯留タンク H-1)	S46 年	不燃	手洗水	⁶⁰ Co	上記に同じ	上記に同じ	5.0	5	上記に同じ
タンクヤード (廃液貯留タンク H-2)	S46 年	不燃	手洗水	⁶⁰ Co	上記に同じ	上記に同じ	0	5	上記に同じ
アクチノイド元素実 験棟 廃液タンク室 (廃液貯留タンク No.1)	H3 年	不燃	手洗水	Th, U, Np, Am	濃縮後固型化し、 使用施設内に一時保管	上記に同じ	0	3	漏えいの有無は 1 日 1 回の点 検により確認。床および壁 (止水枠内)はエポキシ塗装 が施されている。漏水が発生 した場合は、止水堰(高さ 30 cm、容量 12 m ³)、集水枡に留ま る。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
アクチノイド元素実 験棟 廃液タンク室 (廃液貯留タンクNo.2)	H3 年	不燃	手洗水	Th, U, Np, Am	濃縮後固型化し、 使用施設内に一時保管	水位計による監視、 目視による健全性確認 (1 回/日)	0.2	3	漏えいの有無は 1 日 1 回の点 検により確認。床および壁 (止水枠内)はエポキシ塗装 が施されている。漏水が発生 した場合は、止水堰(高さ 30 cm、容量 12 m ³)、集水枡に留ま る。
アクチノイド元素実 験棟 廃液タンク室 (廃液貯留タンクNo.3)	H3 年	不燃	手洗水	Th, U, Np, Am	上記に同じ	上記に同じ	0	3	上記に同じ
アクチノイド元素実 験棟 廃液タンク室 (廃液貯留タンクNo.4)	H3 年	不燃	手洗水	Th, U, Np, Am	上記に同じ	上記に同じ	0	3	上記に同じ
					合計		10.1	32	

事業所名 日本核燃料開発株式会社

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
ホットラボ施設									
T-1 タンク	S52 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	貫通欠陥があるため、 廃液を抜き、使用禁止中 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^4$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、警報	0.0 m ³	3 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
T-2 タンク	S52 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	廃液区分に応じた放射性物質濃 度上限未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^4$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	3.7 m ³	5 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
T-3 タンク	S52 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	廃液区分に応じた放射性物質濃 度上限未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^4$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	3.5 m ³	5 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
T-4 タンク	S52 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	廃液区分に応じた放射性物質濃 度上限未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^1$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	3.7 m ³	5 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
T-5 タンク	S52 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	廃液区分に応じた放射性物質濃 度上限未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^1$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	1.3 m ³	5 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
T-6 タンク	S52 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	(JAEAへ運び処理委託) 廃液区 分に応じた放射性物質濃度上限 未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^{-1}$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	5.0 m ³	10 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
T-7 タンク	S54 年	不燃	水溶性の もの	Co-60 Cs-137	(JAEAへ運び処理委託) 廃液区 分に応じた放射性物質濃度上限 未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^{-1}$ (Bq/cm ³) 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2}$ (Bq/cm ³) 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (2 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	2.4 m ³	5 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
						合計	19.6 m ³	38 m ³	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
ウラン燃料研究棟									
タンク No. 1	S63 年	不燃	水溶性の もの	U-235 U-238	(JAEA へ運び処理委託) 廃液区 分に応じた放射性物質濃度上限 未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^{-1} \text{ (Bq/cm}^3\text{)}$ 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2} \text{ (Bq/cm}^3\text{)}$ 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (1 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	0.9 m ³	2 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
タンク No. 2	S63 年	不燃	水溶性の もの	U-235 U-238	(JAEA へ運び処理委託) 廃液区 分に応じた放射性物質濃度上限 未満を保管 $\beta \gamma : 3.7 \times 10^{-1} \text{ (Bq/cm}^3\text{)}$ 未満 $\alpha : 1.0 \times 10^{-2} \text{ (Bq/cm}^3\text{)}$ 未満	(1) 巡視 (1 回/日) 水位 (2) 検査 (1 回/年) 外観、ポンプ機能、警報	0.6 m ³	2 m ³	・ 廃液タンク水位警報 ・ 廃液タンクエリア漏水警報
						合計	1.5 m ³	4 m ³	

事業所名 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
新分析棟 廃液貯槽 (A) (液体廃棄施設)	H13 年	不燃	水溶液	ウラン	・一時保管量が 4m³ を超えないよう管理している。 ・放射性物質が含まれていない（放出管理目標値以下）ことを確認後、原科研の第一排水溝に放出する。	1. 日常の巡視点検（1 回/日） 目視点検で、廃液貯槽及び防液堤に漏えい又は漏えい跡のないことを確認。 2. 年次点検（1 回/年） 廃液貯槽内を水で満たした後に、目視により漏えいのないことを確認。	3.8 (一時 貯留量)	5	1. 廃液貯槽の液位監視用レベル計で 1 回/日以上液位を確認。 2. 貯槽設置部の床面（エポキシ系樹脂塗装）に、万一の漏洩に備えて防液堤を設け、漏洩検知用のピットを設置。
新分析棟 廃液貯槽 (B) (液体廃棄施設)	H13 年	不燃	水溶液	ウラン	・一時保管量が 4m³ を超えないよう管理している。 ・放射性物質が含まれていない（放出管理目標値以下）ことを確認後、原科研の第一排水溝に放出する。	1. 日常の巡視点検（1 回/日） 目視点検で、廃液貯槽及び防液堤に漏えい又は漏えい跡のないことを確認。 2. 年次点検（1 回/年） 廃液貯槽内を水で満たした後に、目視により漏えいのないことを確認。	1.6 (一時 貯留量)	5	1. 廃液貯槽の液位監視用レベル計で 1 回/日以上液位を確認。 2. 貯槽設置部の床面（エポキシ系樹脂塗装）に、万一の漏洩に備えて防液堤を設け、漏洩検知用のピットを設置。
					合計		5.4	10	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃棄物倉庫 廃油貯蔵エリア	S58 年	可燃	廃油	ウラン	100ℓ又は、200ℓの ケミドラム缶にて保管	巡視確認, 1 回/日	6.0	9.6	・巡視による目視確認 ・ドラム缶には受け皿を設け 堰内に保管
加工工場 廃液処理室 排液貯槽 No. 1～No. 4※	S58 年	不燃	廃水	ウラン	洗濯水, 空調水, 手洗い水等 を各槽に貯留し, 水中の放射 性物質濃度が規定濃度以下で あることを確認した後, バッ チ方式で管理区域外に排水す る	巡視確認, 1 回/日	—	40 (10×4 槽)	・液面検知装置 ・漏水検知器を室内に設置 ・貯槽は堰内に設置
廃棄物処理棟 廃液処理室 排液貯槽 No. 1～No. 3※	S63 年	不燃	廃水	ウラン	空調水, 手洗い水等を各槽に 貯留し, 水中の放射性物質濃 度が規定濃度以下であること を確認した後, バッチ方式で 管理区域外に排水する	巡視確認, 1 回/日	—	9 (3×3 槽)	・液面検知装置 ・漏水検知器を室内に設置 ・貯槽は堰内に設置
HTR 燃料製造施設 廃液処理室 排液貯槽 (T2, T3) ※, 中和槽 (T8) ※	H4 年	不燃	廃水	ウラン	空調水, 手洗い水等を各槽に 貯留し, 水中の放射性物質濃 度が規定濃度以下であること を確認した後, バッチ方式で 管理区域外に排水する	巡視確認, 1 回/日	—	5	・液面検知装置 ・漏水検知器を室内に設置 ・貯槽は堰内に設置
					合計				

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
開発試験第Ⅰ棟 集 水槽	S60 年	不燃	排水	ウラン	ステンレスタンク【手洗 水、シャワー水、装置・ 器具洗浄水】	点検方法：目視 頻度：休日除き 1 日 1 回	1	2	漏洩検知：電極式 拡大防止策：ステンスライ ニング地下ピットに集水
開発試験第Ⅰ棟 廃液 処理設備	S60 年	不燃	排水	ウラン	ステンレスタンク等（水ガ ラス処理）		10	24	
開発試験第Ⅰ棟 硝酸 塩無害化設備	R4 年	不燃	硝酸塩溶解液	ウラン	樹脂製のタンク（水ガラス 処理）		1	6	
	年								
					合計		12	32	

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
廃水处理棟 ・ A 廃液貯槽 ・ B 廃液貯槽 ・ 処理水槽	H12 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs ⁶⁰ Co U	【A、B 廃液貯槽】 ・ 各施設から廃液を受入・貯留する。(A、B 自動切換) 【処理水槽】 ・ A 廃液貯槽又は B 廃液貯槽が満水になった場合、凝集沈殿・ろ過後処理水槽に貯留し、必要な測定を行う。 ・ 測定結果が法令値未満であることを確認し、三菱原燃廃水ポンドへ放水する。	・ 目視により、漏水、破損を点検 ・ 日常巡視による目視点検	～40/槽	40/槽	・ 日常巡視(目視点検)している。 ・ 廃液貯槽 A、廃液貯槽 B、処理水槽全量が漏水した場合に備えて堰を設けている。 ・ 廃液貯留槽は、満水になると監視盤に発報する。
燃料ホットラボ施設 (F 棟) ・ 廃液貯留槽(1) ・ 廃液貯留槽(2) ・ 廃液貯留槽(3)	S62 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs ⁶⁰ Co	・ F 棟内廃水を貯留槽に受入・貯留し、必要な測定を行う。 ・ 測定結果が管理目標値未満であることを確認し、集水槽に移送する。	・ 目視により、漏水、破損を点検 ・ 日常巡視点検	～5/槽	5/槽	・ 日常巡視(目視点検)している。 ・ F 棟地下に廃液貯留槽を設置しており、貯留槽室全体を堰構造としている。 ・ 廃液貯留槽は、満水になると監視盤に発報する。
燃料ホットラボ施設 (F 棟) ・ 集水槽	H12 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs ⁶⁰ Co U	・ F 棟集水槽(2m ³)が水位高になった場合、廃水处理棟 A 廃液貯槽又は B 廃液貯槽へ自動移送される。	・ 目視により、漏水、破損を点検 ・ 日常巡視点検	～2	2	・ 日常巡視(目視点検)している。 ・ 集水槽全量が漏水した場合に備え、集水槽を集水ピット内に設置している。 ・ 集水槽は、満水になると監視盤に発報する。
材料ホットラボ施設 (R 棟) ・ 集水槽	H12 年	不燃	無機廃液	⁶⁰ Co	・ R 棟集水槽(1.3m ³)が水位高になった場合、廃水处理棟 A 廃液貯槽又は B 廃液貯槽へ自動移送される。	・ 目視により、漏水、破損を点検 ・ 日常巡視点検	～1.3	1.3	・ 日常巡視(目視点検)している。 ・ 集水槽全量が漏水した場合に備え、集水槽を集水ピット内に設置している。 ・ 集水槽は、満水になると監視盤に発報する。
燃料・化学実験施設 (A 棟) ・ 集水槽	S62	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs ⁶⁰ Co U	・ A 棟集水槽(1m ³)が水位高になった場合、廃水处理棟 A 廃液貯槽又は B 廃液貯槽へ自動移送される。	・ 目視により、漏水、破損を点検 ・ 日常巡視点検	～1	1	・ 日常巡視(目視点検)している。 ・ 集水槽全量が漏水した場合に備え、集水槽を集水ピット内に設置している。 ・ 集水槽は、満水になると監視盤に発報する。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
ウラン実験施設施設 (U棟) ・集水槽	H12 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs ⁶⁰ Co U	・ U棟集水槽 (1m ³) が水位高に なった場合、廃水処理棟 A 廃液 貯槽又は B 廃液貯槽へ自動移送 される。	・ 目視により、漏水、破損を 点検 ・ 日常巡視点検	～1	1	・ 日常巡視 (目視点検) している。 ・ 集水槽全量が漏水した場合に 備え、集水槽を集水ピット内に 設置している。 ・ 集水槽は、満水になると監視盤 に発報する。
					合計		140.3	140.3	

【その他】

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
燃料・化学実験施設 (A 棟) (R I) ・液体廃棄物容器 (25 L ポリビン)	H13 年	不燃	無機廃液	¹³⁷ Cs ⁶⁰ Co	・ 容器を施設内で一時保管してい る。 ・ 定期的に外部委託処理 (JAEA) し ている。	・ 目視により、金属製ドラム缶 等の腐食、破損を点検 ・ 月 1 回	1.1	—	・ 月例点検 (目視点検) している。 ・ 廃液は、25 L ポリ容器に保管し、 更に専用の金属製ドラム缶に収納 している。

非該当

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不 燃の区別	液体の性状	主要 核種	保管管理状況 (又は処理方法)	点検方法・頻度	保管量 m ³	保管 能力 m ³	漏えい検知方法及び 拡大防止対策
	年								
	年								
	年								
	年								
					合計				

【別表 3－2】

放射性固体廃棄物の保管・管理状況

事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

保管廃棄施設の名称			供用 開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最 長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
										取組内容	直近の実 施日	減容数
放射性廃棄物処理場	第1保管廃棄施設	保管廃棄施設・ L	S40 年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、直接保管 体	61 年	40,100 本	54,700 本	主に半地下ピットに 200ℓ ドラム缶などを俵積み又 は縦積みで保管	1. 放射性廃棄物の処理 原子力科学研究所では、各施設から発生 する放射性固体廃棄物を放射線の種類、 線量当量率及び材質により分類し、それ ぞれの分類に応じた適切な処理を行って いる。 このうち、紙、布、ゴム手袋、プラスチ ック等の可燃性廃棄物については、第 1 廃棄物処理棟の焼却処理設備で焼却処理 して焼却灰にすることにより、約 150 分 の 1 に減容している。 また、高減容処理施設（解体分別保管棟 及び減容処理棟）では、主に各施設から 発生する放射性固体廃棄物や過去に保管 廃棄施設に保管した放射性固体廃棄物に ついて、搬入又は保管廃棄施設から取出 し、解体室での解体処理、前処理設備で の材質分別、高圧圧縮装置による高圧圧 縮処理等により減容している。令和 7 年 度は、10 月 29 日時点で、200ℓドラム缶 換算で 470 本の廃棄物を処理し、96 本分 の減容化を行った。 2. 日本アイソトープ協会への返還 日本アイソトープ協会からの委託によ り、原子力科学研究所が受け入れ、処理 し、保管していた放射性廃棄物約 22,000 本分について、平成 25 年 11 月か	R7. 10. 29	1,080 本
		保管廃棄施設・ M－1	S37 年	不燃	圧縮体、セメント 固化体、直接保管 体	60 年	3,387 本	3,950 本	主に半地下ピットに金属 容器、大型廃棄物などを 縦積みで保管			
		保管廃棄施設・ M－2	S37 年	不燃	直接保管体	63 年	611 本	700 本	垂直廃棄孔に 30ℓ金属容器 などを段積み（7 段程度） で保管			
		解体分別保管棟	H10 年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、アスファ ルト固化体、直接 保管体	45 年	21,044 本	22,000 本	主にパレットに 200ℓドラ ム缶 4 本を積載し、これ を 4 段積みで保管（200ℓ ドラム缶の場合）			
	第2保管廃棄施設	廃棄物保管棟・ I	S55 年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、アスファ ルト固化体、直接 保管体	48 年	17,756 本	18,000 本	主にパレットに 200ℓドラ ム缶 4 本を積載し、これ を 3 段積みで保管（200ℓ ドラム缶の場合）			
		廃棄物保管棟・ II	H2 年	不燃	圧縮体、セメント 固化体、アスファ ルト固化体、直接 保管体	47 年	22,634 本	23,000 本	主にパレットに 200ℓドラ ム缶 4 本を積載し、これ を 3 段積みで保管（200ℓ ドラム缶の場合）			

		保管廃棄施設・ NL	S61 年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、直接保管 体	41 年	13,349 本	17,000 本	主に半地下ピットに 2000 ドラム缶などを縦積み (5 段) で保管	ら、発生元である日本アイソトープ協会 に返還を行っている。令和 7 年度は、10 月 29 日時点でドラム缶 984 本を返還し、 これまでに合計 21,613 本を返還した。		
						合計	118,881 本	139,350 本				

*1 焼却処理設備の耐震補強工事による運転停止中に発生した可燃物入りドラム缶を、保管廃棄施設で一時的に保管している。

(再処理施設)

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
高放射性固体廃棄物 貯蔵庫 (HASWS)	S50 年			48 年	約 4,283 本	約 6,400 本	セル内に不規則 な状態で貯蔵	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
・ ハル貯蔵庫 (R031、032) 〔湿式セル〕		不燃	ハル、フィルタ類		(約 2,884 本)	(約 4,000 本)				
・ 予備貯蔵庫 (R030) 〔乾式セル〕		可燃	廃ジャグ		(約 1,159 本)	(約 2,000 本)				
・ 汚染機器類貯蔵庫 (R040～R046) 〔乾式セル〕		可燃	廃ジャグ		(約 240 本)	(約 400 本)				
第二高放射性固体廃 棄物貯蔵施設 (2HASWS)	H2 年			35 年	約 2,707 本	約 3,920 本	セル内に 10 段 積みで貯蔵	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
・ 湿式貯蔵セル (R003、R004)		不燃	ハル、フィルタ類		(約 1,815 本)	(約 2,940 本)				
・ 乾式貯蔵セル (R002)		不燃	雑固体、フィルタ類		(約 892 本)	(約 980 本)				

第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	S60 年	不燃	金属、コンクリート等	48 年	約 33,388 本	34,000 本	ドラム缶：パレットを利用して3段積みで貯蔵 コンテナ：3 段積みで貯蔵	RI ゴム手袋の焼却処理	R6.11.1～ R7.10.31	60 本
		可燃	紙、布等							
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	S54 年	不燃	金属、コンクリート等	47 年	約 11,699 本	12,500 本	ドラム缶：パレットを利用して3段積みで貯蔵 コンテナ：3 段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		可燃	紙、布等							
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) ・貯蔵セル (R051、R052、R151、R152)	S57 年	不燃	アスファルト固化体、プラスチック固化体	43 年	14,582 本 (アスファルト固化体：13,754 本) (プラスチック固化体：828 本)	15,400 本	ドラム缶をフレーム（専用容器）に入れ6段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) ・貯蔵セル (R251、R151、R051)	H 元年	不燃	アスファルト固化体、プラスチック固化体、汚泥乾燥物等	36 年	17,216 本 (アスファルト固化体：16,213 本) (プラスチック固化体：984 本) (その他：19 本)	30,240 本	パレットを利用して3段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ・保管セル (R002)	H7 年	不燃	ガラス固化体	30 年	354 本	420 本	所定の保管ピットに最大6段積みで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
				合計	約 84,229 本	約 102,880 本				

(核燃料物質使用施設、RI 施設)

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	H11 年	可燃 不燃	紙・布類、プラスチック類、塩化ビニル類、ゴム類、金属類、フィルタ類、その他	59 年	約 32,950 本	36,000 本	ドラム缶：パレットを利用して最大 3 段積みで保管 コンテナ：最大 3 段積みで保管	焼却処理	① R7.4.16 ~ R7.4.20	① 本 19
プルトニウム燃料第二開発室 ・固体廃棄物保管室(1)、固体廃棄物保管室(2)、固体廃棄物保管室(3)、湿式室(1)	H23 年	可燃 不燃		14 年	約 564 本	3,144 本	ドラム缶：パレットを利用して最大 3 段積みで保管 コンテナ：最大 3 段積みで保管		② R7.7.9 ~ R7.8.1 ③ R7.9.18 ~ R7.10.29	② 本 90 ③ 本 167
ウラン系廃棄物貯蔵施設	S58 年	可燃	その他	54 年	約 9,216 本	15,000 本	ドラム缶：パレットを利用して最大 4 段積みで保管 コンテナ：最大 3 段積みで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃	土砂・コンクリート類、金属類							
第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設	H15 年	可燃	木片類、酢酸ビニル類	54 年	約 26,356 本	30,600 本	ドラム缶：パレットを利用して最大 3 段積みで保管 コンテナ：最大 3 段積みで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃	金属類、土砂・コンクリート類							
地層処分放射化学研究施設(クオリティ)固体廃棄物貯蔵室	H11 年	可燃 (RI)	紙、布、木片ゴム類、プラスチック、酢ビ類	25 年	246 本	1,000 本	パレットを利用して 3 段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃 (RI)	金属類、塩ビ類、ガラス類、土砂類、HEPA フィルタ類	22 年	63 本					

高レベル放射性物質 研究施設 廃棄物貯蔵 庫	S57 年 (ホット 試験開 始)	低レベル (A)不燃 不燃 (RI)	塩ビ、ポリ製品、ゴム類、 金属類、その他	39 年	約 180 本	約 187 本	セル内にある円 筒状の貯蔵ピッ トにて保管	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
高レベル放射性物質 研究施設 廃棄物倉庫 (1)、(2)	S57 年 (ホット 試験開 始)	低レベル (B)可燃	紙、布類、ポリ製品、その 他	39 年	76 本	575 本	コンテナは 2～ 3 段積みで保管 ドラム缶は平置 きで保管	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
		低レベル (B)不燃	塩ビ、金属類、コンクリー ト、その他	40 年	221 本					
		可燃 (RI)	紙、布類、ポリ製品、その 他	—	0 本					
		不燃 (RI)	塩ビ、金属類、コンクリー ト、その他							
高レベル放射性物質 研究施設付属の B 棟 B-9 室	H16 年	可燃、難 燃、不燃 (RI)	金属類、ゴム類、プラスチ ック類等	49 年	16 本	141 本	平置きで保管	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
高レベル放射性物質 研究施設付属の B 棟 B-11 室		可燃、難 燃、不燃 (RI)	金属類、ゴム類、プラスチ ック類等	—	0 本		—	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
高レベル放射性物質 研究施設付属の B 棟 B-17 室		難燃、不燃 (RI)	金属類、ゴム類、プラスチ ック類等	21 年	2 本	15 本	平置きで保管	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
応用試験棟 廃棄物保管室	S55 年	可燃、難 燃、不燃 (RI)	金属類、ゴム類、プラスチ ック類等	53 年	72 本	108 本	所定の保管場所 に保管用の架台 により保管	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
安全管理棟	S52 年	可燃 (RI) 難燃 (RI) 不燃 (RI)	紙・布類 ゴム類、プラスチ ック類 金属類、ガラス類	—	0 本	15 本	—	管理区域へ の持込量の 制限	通年	減容数が算 出できない 取組
				合計	約 69,962 本	約 86,785 本				

(事業所全体)

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
				合計	約 154,191 本	約 189,665 本				

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量**	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
固体集積保管場Ⅰ	S46 年	不燃	・放射化金属廃棄物	55 年	10,534 本* (2,106.8 m ³) (ブ) 1,518 個	19,900 本* (3,980 m ³)	パレットを利用しないで2 段積みで保管	圧縮処理により減容済	H26/7/18	10,534 本*
固体集積保管場Ⅱ	S54 年	不燃	・放射化金属廃棄物 ・不燃物の圧縮物 ・焼却灰の固化物 ・セメント固化物	55 年	8,963 本* (1,792.6 m ³)	9,310 本* (1,862 m ³)	俵積 6 段で保管	焼却処理、圧縮処理により減容済	H3/5/1	8,963 本*
固体集積保管場Ⅲ	H1 年	不燃	・放射化金属廃棄物 ・不燃物の圧縮物 ・焼却灰の固化物 ・アスファルト固化物 ・セメント固化物	37 年	5,875 本* (1,175.0 m ³)	6,000 本* (1,200 m ³)	俵積 6 段で保管又はパレットを利用して3 段積みで保管	焼却処理、圧縮処理により減容済	H16/2/2	5,875 本*
固体集積保管場Ⅳ	H14 年	不燃	・放射化金属廃棄物 ・不燃物の圧縮物 ・焼却灰の固化物 ・アスファルト固化物 ・セメント固化物 ・厚肉の配管、バルブ類	24 年	5,982 本* (1,196.4 m ³) 〔缶〕 5,265 個 〔ブ〕 71 個 〔角〕 38 個	6,925 本* (1,385 m ³)	(ブ)(角) : パレットを利用して 2 段積みで保管 (缶) : パレットを利用して 3 段積みで保管	焼却処理、圧縮処理により減容済	R7/6/12	5,982 本*
α 固体貯蔵施設	S51 年	不燃	・ α 汚染放射化金属廃棄物	50 年	649 本* (129.8 m ³)	660 本* (132 m ³)	縦孔式の貯蔵 孔に収納容器 の大きさにより 3 段、5 段、 6 段で保管	固体廃棄物 減容処理施設 (OWTF) 整備後、焼却処理、溶融処理等により減容予定	—	—

JMTR 第3排水貯槽 (Ⅰ)	S43 年	不燃	・使用済みイオン交換樹脂	55 年	849 本* (169.8 m ³)	849 本* (169.8 m ³)	貯槽内に保管	—	—	—
JMTR 第3排水貯槽 (Ⅱ)	H2 年	不燃	・使用済みイオン交換樹脂	35 年	629 本* (125.9 m ³)	700 本* (140.0 m ³)	貯槽内に保管	—	—	—
				合計	33,481 本	44,344 本				

* : 200ℓドラム缶に換算した値
(缶) : ドラム缶、(ブ) : コンクリートブロック、(角) : 角型鋼製容器

** : 保管量として記載している本数は、受入れた放射性廃棄物を焼却処理、圧縮処理により減容し容器に封入したドラム缶の本数である。
但し、α固体貯蔵施設については、固体廃棄物減容処理施設 (OWTF) 整備後、焼却処理、溶融処理等により減容する予定である。

事業所名 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
JT-60 廃棄物保管棟 廃棄物保管室	H03 年	可燃	紙類、布手袋、ゴム手袋、酢酸 ビニルシート	33 年	23.5 本 (30 本) 注1	1830 本	200L ドラム缶 50L 専用容器 平置きで保管	焼却処理、教 育による持ち 込み制限	R7.12.05	28 本
JT-60 廃棄物保管棟 廃棄物保管室	H03 年	不燃	防災シート、塩化ビニル、 金属類	33 年	475 本		200L ドラム缶 平置きで保管	教育による持 ち込み制限	—	0 本
JT-60 廃棄物保管棟 廃棄物保管室	H03 年	不燃	第一壁	33 年	94 本		200L ドラム缶 平置きで保管	—	—	0 本
JT-60 廃棄物保管棟 廃棄物保管室	H03 年	不燃注2	フィルタ類	33 年	464.2 本		防災シート等 による三重梱包 俵積みで保管	焼却処理	R3.03.10	26.57 本
				合計	1084.7 本	1830 本				

注1) 当該保管量は、200L ドラム缶 1 本に 100%の収納率で廃棄物を封入した場合の本数。

那珂フュージョン科学技術研究所では、20L 紙バケツ 8 個 (160L) の可燃性廃棄物を収納した 200L ドラム缶 29 本、及び、20L 紙バケツ 3 個 (60L) の廃棄物を収納した 200L ドラム缶 1 本を保管しているため、保管している 200L ドラム缶の実本数は 30 本であり、括弧内に記載した。

注2) 那珂フュージョン科学技術研究所では、フィルタ類を不燃として管理している。ただし、日本アイソトープ協会に処理を依頼する場合には、焼却処理される。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長保 管年数	保管量 (※1)	保管能力 (※1)	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
ドラム貯蔵庫	S42年 (認可)	可燃	雑固体廃棄物	2年	48本 (昨年+16本)	1,600本	ドラム缶に封入し、3段積みで保管(パレット使用)	可燃性雑固体廃棄物の焼却処理 ※東海第二発電所との共用設備にて実施する。	—	—本
		不燃		19年	1,257本 (昨年+24本)		ドラム缶又は鉄箱に封入し、3段積みで保管(ドラム缶はパレット使用)	不燃性雑固体廃棄物の溶融処理 ※東海第二発電所との共用設備にて実施する。 クリアランス処理による搬出	【溶融処理】 — 【クリアランス】 2013年3月12日	—本 累積556本
固体廃棄物貯蔵庫 (※2)	S59年	可燃	雑固体廃棄物	23年	3,167本	73,000本	ドラム缶に封入し、3段積みで保管(パレット使用)	可燃性雑固体廃棄物の焼却処理及び詰替処理	2021年3月22日	累積16,791本
		不燃		52年	26,018本 (昨年+101本)		ドラム缶又は鉄箱に封入し、3段積みで保管(ドラム缶はパレット使用)	不燃性雑固体廃棄物の溶融処理及び詰替処理 クリアランス処理による搬出	【溶融/詰替】 2024年1月19日 【クリアランス】 2013年7月1日	累積3,061本 累積588本
固体廃棄物作業建屋 (※2)	H25年	不燃	廃棄体	一年	0本	3,000本 (※3)	ドラム缶に封入し、2段積みで保管(パレット使用)	埋設事業者の廃棄施設への搬出(溶融固化体)	2010年2月3日	累積144本

※1: 200 リットルドラム缶換算

※2: 東海発電所・東海第二発電所共用設備

※3: 廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵管理する(廃棄体搬出作業エリア)。

黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1]	S 40 年	不燃	使用済黒鉛スリーブ	59 年	2,436 本	3,000 本	バンカ・タンク 保管	【減容処理】 雑固体減容処理設備により黒鉛を焼却処理（実施時期は未定）。	—	一本
黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2]	S 62 年	不燃		38 年	1,502 本	2,500 本				
燃料スワラー貯蔵庫	S 40 年	不燃	使用済燃料スプリッタ	59 年	315 本	600 本		現状はバンカ・タンクに保管中であり，法整備等を踏まえ，将来，処理・搬出する。	—	一本
固体廃棄物貯蔵庫（E）	S 40 年	不燃	燃料グラブ	59 年	138 本	450 本				
サイトバンカ（イ） Aバンカ	S 40 年	不燃	—	一年	0 本	300 本				
サイトバンカ（イ） Bバンカ	S 40 年	不燃	—	一年	0 本	600 本				
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-1]	S 45 年	不燃	使用済燃料スプリッタ	55 年	849 本	1,150 本				
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-2]	S 53 年	不燃		47 年	881 本	1,000 本				
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-3]	H 3 年	不燃		33 年	777 本	1,250 本				
スラッジ貯蔵タンク	S 40 年	不燃	廃液スラッジ	59 年	302 本	1,065 本				
貯蔵孔	S 40 年	不燃	使用済制御棒	41 年	2 本	200 本				
				合計	37,692 本	89,715 本				

※1：200 リットルドラム缶換算

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量 (※1)	保管能力 (※1)	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
固体廃棄物貯蔵庫 (※2)	S59年	可燃	雑固体廃棄物	47年	2,264本 (昨年-5本)	73,000本	ドラム缶に封入し、3段積みで保管(パレット使用)	可燃性雑固体廃棄物の焼却処理	通年	累積30,601本 (昨年+440本)
		不燃		47年	33,140本 (昨年+63本)		ドラム缶又は鉄箱に封入し、3段積みで保管(ドラム缶はパレット使用)	不燃性雑固体廃棄物の熔融処理及び詰替処理	通年	累積25,352本 (昨年+484本)
給水加熱器保管庫	H21年	不燃	第6給水加熱器, コンクリート	15年	1,553本	1,553本 (※3)	専用容器に封入し、保管	固体廃棄物作業建屋にて切断・解体・減容後に、廃棄事業者の廃棄施設へ搬出又はクリアランス処理、さらに海外での処理処分の成立性を検討中。	—	一本
固体廃棄物作業建屋 (※2)	H25年	不燃	廃棄体	16年	2,950本 (昨年+417本)	3,000本 (※4)	ドラム缶に封入し、2段積みで保管(パレット使用)	廃棄事業者の廃棄施設へ搬出(熔融固化体、直接充填固化体、セメント固化体)	2025年1月17日～21日	累積9,056本 (昨年+800本)
固体廃棄物貯蔵庫 (レーザー)	H17年	可燃	雑固体廃棄物(ウラン廃棄物)	28年 (※5)	610本 (※6)	約3,000本	ドラム缶に封入し、3段積みで保管(パレット使用)	JAEAによる研究施設等廃棄物の物量調査において、電力として廃棄物保管量の回答を実施し、JAEAの研究施設等廃棄物処分場での処分の可能性を検討している。	—	一本
		不燃		28年 (※5)	2,302本 (※6)		ドラム缶又は鉄箱に封入し、3段積みで保管(ドラム缶はパレット使用)			

※1: 200 リットルドラム缶換算

※2: 東海発電所・東海第二発電所共用設備

※3: 第6給水加熱器(3基分)の容積259.26m³及び取替のため切り取ったタービン建屋床コンクリート容積51.38m³を合算し、ドラム缶本数相当とした。

※4: 廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵管理する(廃棄体搬出作業エリア)。

※5: 最初に封入し保管した時点からの年数。(レーザー濃縮技術研究組合による研究中の廃棄物保管は別部屋で実施されていたが、現在は存在しない。)

※6: 平成17年1月13日よりレーザー濃縮技術研究組合より移管された数量

使用済樹脂貯蔵タンク（A）	S51 年	不燃	使用済樹脂	41 年	608 本	611 本	バンカ・タンク 保管	現状はタンクに保管中であり、 今後、減容・固化等の処理後、 廃棄事業者の廃棄施設へ搬出する 予定。	—	—本
使用済樹脂貯蔵タンク（B、C）	S61 年	不燃		30 年	1,319 本	2,314 本				
廃液スラッジ貯蔵 タンク（A、B）	S51 年	不燃	廃スラッジ	47 年	510 本 （※7）	1,435 本				
床ドレンスラッジ貯蔵 タンク	S51 年	不燃	廃スラッジ	45 年	8 本	458 本				
使用済粉末樹脂貯蔵 タンク（A、B）	S51 年	不燃	使用済粉末樹脂	47 年	628 本 （昨年+3 本）	1,360 本				
クラッドスラリタンク （A、B）	S61 年	不燃	廃スラッジ	39 年	14 本	2,022 本				
サイトバンカ	S61 年	不燃	使用済制御棒等	39 年	173 本 （昨年+2 本） （※8）	246 本	—	—	—本	
減容固化体貯蔵室	S61 年	不燃	減容固化体	39 年	928 本	2,352 本	角型容器に封入 し、4 段積みで 保管	【減容処理】 ・セメント混練固化設備による 処理 【搬出】 ・セメント混練固化設備により 製作したセメント固化体の廃 棄事業者の廃棄施設への搬出	【減容処理】 2018 年 2 月 22 日 【搬出】 2024 年 1 月 16 日	累積 504 本 累積 856 本
				合計	47,007 本	91,351 本				

※1：200 リットルドラム缶換算

※7：平成 19 年度末に実績値見直し (1,392 本→510 本)

※8：サイトバンカプール「その他 約 17m³」(85 本分)を含む

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数 3	保管量	保管能力 1	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第1 固体廃棄物保管棟	S55年	不燃	不燃物 (コンクリート等) スラッジ	7年	824本	1,200本	パレットを利用して 3段積みで保管	H15年に圧縮 減容装置を新 設し、可燃物及 び難燃物の圧 縮減容処理を 行った。また、圧 縮処理が困難 な金属廃棄物 については、細 断、密充填によ り減容させた。 なお、H27年か らは海外でのウ ラン回収処理委 託をするための 搬出準備とし て、容器の詰替 再分別処理に 取り組んでおり 保管管理本数 減少を目指した 減容の取組み は行っていない。	H25年度末	1,277本 (= 3,005本 - 1,728本) 減容率 42% H15 年 度 ~ H25 年 度 の 累 積本数
第2 固体廃棄物保管棟	S58年	不燃	不燃物 (コンクリート等)	1年	12本 2	-	パレットを利用して 1段積みで保管			
第3 固体廃棄物保管棟	H元年	可燃 不燃	可燃物 (紙、ポリ類) 不燃物 (コン クリート等) 難燃物、スラッジ、金 属、フィルタ	2年	1,422本	2,300本	パレットを利用して 4段積みで保管			
第4 固体廃棄物保管棟	H5年	可燃 不燃	可燃物 (紙、ポリ類) 不燃物 (コン クリート等) 難燃物、スラッジ、金 属、フィルタ	4年	4,565本	4,900本	パレットを利用して 4段積みで保管			
第5 固体廃棄物保管棟	H12年	可燃 不燃	可燃物 (紙、ポリ類) 不燃物 (コン クリート等) 難燃物、スラッジ、金 属、フィルタ	2年	844本	4,900本	パレットを利用して 3段積みで保管			
第6 固体廃棄物保管棟	H28年	可燃 不燃	可燃物 (紙、ポリ類) 不燃物 (コン クリート等) 難燃物、スラッジ、金 属、フィルタ	9年	900本	1,600本	ウラン残渣等輸送 物として固縛して 2段積みで保管			

第7 固体廃棄物保管棟	H28年	可燃 不燃	可燃物（紙、ポリ類）、不燃物（コンクリート等）、難燃物、金属、フィルタ	8年	432本	1,500本	パレットを利用して 3 段積みで保管	前頁と同様	前頁と同様	前頁と同様
第1 固体廃棄物保管室	H12年	可燃 不燃	可燃物（紙、ポリ類）、不燃物（コンクリート等）、難燃物、スラッジ、金属、フィルタ	8年	2,038本	4,100本	パレットを利用して 3 段積みで保管			
第2 固体廃棄物保管室	H28年	不燃	不燃物（コンクリート等）	9年	1,271本	1,300本	パレットを利用して 4 段積みで保管			
貯蔵室	H28年	可燃 不燃	可燃物（ポリ類）、不燃物（コンクリート等）、難燃物、スラッジ、金属、フィルタ	8年	1,398本	3,000本	パレットを利用して 3 段積みで保管			
				合計	13,706本	24,800本				

1 本；200Lドラム缶に換算した数値。各施設の保管能力の合計は24,800本である。

2 第2 固体廃棄物保管棟での保管（12本）はウラン核種測定までの一時保管のため。

3 保管廃棄施設で保管していたドラム缶を一旦第1種管理区域に移動し、開缶して収納物の詰替再分別を実施しており、新容器に詰替直後は保管物の最長保管年数を0年として管理している。また、保管物の保管場所は特定の保管廃棄施設に限定しておらず、詰替後は保管能力のある上記の保管廃棄9施設の何れかで保管している。

R6年11月13日～R7年10月29日の保管量の増減は次の通り

R5.11.13現在保管量：12,417本

撤去工事等による発生量：可燃物168本＋不燃物1,093本＝1,261本増加

詰替再分別による増減：詰替前122本→詰替後150本＝28本増加

ウラン残渣等のウラン回収再利用処理委託のため海外輸送＝0本

R7.10.29現在保管量：13,706本

$1,261 + 28 - 0 = 1,289$ 本増加（ $= 13,706 - 12,417$ ）

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
廃棄物貯蔵設備(1) 廃棄物一時貯蔵所	S47 年	不燃・可燃	紙、布類、金属類、雑固体	—	0 本	350 本	<200L ドラム缶> 平置きで保管	1. 不燃物の減容 ①高性能エアフィルタの圧縮 ②不燃物の切断、再仕分け ③高密充填 ④大型機器廃棄物の解体切断 ⑤塩ビ等の破碎 ⑥水分含有スラッジの乾燥 2. 可燃物の減容 焼却処理 (紙、布類、固化廃油、フィルタ木枠等) 3. 発生量の低減 ①持ち込み制限 ②部品等の再利用 ③紙タオル禁止	通年	250 本
廃棄物貯蔵設備(5) 第3 廃棄物倉庫	S61 年	不燃・可燃	金属類、機材、雑固体、 焼却灰、スラッジ類、樹脂、 紙、布類	51 年	3,039 本	3,500 本	<200L ドラム缶> パレットで固縛し最大 4 段積みで保管			
廃棄物貯蔵設備(7) 廃棄物管理棟	R1 年	不燃・可燃		50 年	12,731 本	16,500 本	<200L ドラム缶> パレットで固縛し最大 5 段積みで保管 <大型鋼製容器> 最大 2 段積みで保管			
燃料加工試験棟 固体廃棄物保管設備	H9 年	不燃・可燃	紙、布類、不燃物 (濃縮度 5%超のみ)	28 年	0.7 本	3 本	<200L ドラム缶> 平置きで保管	特になし	—	0 本
				合計	15,771 本	20,353 本				

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第3実験棟 保管廃棄設備 (3B01 室)	S60 年	可燃 不燃	・プラスチック類 ・ガラス類 ・金属類 ・紙類 ・焼却灰 ・排気フィルタ	4 年	可燃 6 本 不燃 92 本 合計 98 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算) フィルタ 24 個 (計 4320L) 合計 120 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)	175 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)	50Lﾄﾞﾗﾑ缶 (可燃、不燃) 不燃シート (フィルタ)	可燃物は適宜焼却処理を実施 不燃物・フィルタ・放射能量の高い可燃物は日本アイソトープ協会に委託廃棄予定 土壌は日本アイソトープ協会に委託廃棄実施済	焼却：通年 委託廃棄： R6. 12. 5 R6. 12. 18 R7. 1. 10 R7. 1. 28 R7. 3. 18	焼却：61 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算) 委託廃棄： 100 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)
第4実験棟 保管廃棄設備 (4B05 室)	H2 年	可燃 不燃	・プラスチック類 ・ガラス類 ・金属類 ・紙類 ・炭酸カルシウム ・液体	3 年	可燃 0 本 不燃 22 本 合計 22 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)	125 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)	50Lﾄﾞﾗﾑ缶	土壌以外は、日本アイソトープ協会に委託廃棄交渉中 土壌は日本アイソトープ協会に委託廃棄実施済	委託廃棄： R6. 12. 5 R6. 12. 18 R7. 1. 10 R7. 1. 28	委託廃棄： 40 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)
	年			年	本	本				本
	年			年	本	本				本
				合計	142 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)	300 本 (200Lﾄﾞﾗﾑ換算)				

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
研究棟（原子炉棟） 廃棄物保管庫	S46 年	可燃			0 本	24 本	パレットを利用 して 2 段積みで 保管	・不要な物を 管理区域に持 ち込まない。 ・汚染物でな い物は管理区 域の廃棄物と して廃棄しな い。		本
		不燃	鉄、ステンレス、廃油	約 22 年	2.3 本					
核融合ブランケット棟	S52 年	可燃			0 本	6.5 本	平置きで保管			本
		不燃	シリカゲル、 リチウム化合物、金属、 ガラス、プラスチック	約 23 年	2.0 本					
重照射損傷研究実験棟	S59 年	可燃			0 本	3 本	平置きで保管			本
		不燃			0 本					
	年			年	本	本			本	
				合計	4.3 本	33.5 本				

事業所名 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
研究棟 廃棄物貯蔵室 (RI 規制法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	2 年※ ホットラボ実 験棟廃棄物保 管室へ移動	2.8 本 0.2 本	21 本 (RI 規制法)	200L ドラム缶・ 50L ドラム缶・ 20L ペール缶に 保管 床に直置き 廃棄物貯蔵室は 施錠	・管理区域内 持込物品を最 小限 ・RI、核燃未 使用物品等の 汚染検査後持 出処分 ・廃液は蒸 発、気化後に 固型化	通年	焼却、圧縮設 備等での減容 は行っておら ず、左記に示 す取組内容後 にドラム缶等 で保管してい るので、減容 数は出せない
研究棟 廃棄物貯蔵室 (炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	32 本 (炉規法、廃棄物 貯蔵室の最大とし て管理)	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 廃棄物保管室 (RI 規制法・炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	30 年 日本原子力研 究開発機構大 洗原子力工学 研究所に保管 委託	12.6 本 4.4 本	81 本 (RI 規制法、廃棄 物保管室・サービ スエリアの合計) 75 本 (炉規法、最大と して管理)	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.1 セル (RI 規制法・炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	0.6 本 (RI 規制法) 0.8 本 (炉規法、最大と して管理)	20L 鉄製缶に保 管 セル扉はインタ ーロック	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ

※可燃廃棄物については、日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所の廃棄物焼却炉更新に伴い、処理委託を停止している。

ホットラボ実験棟 No.3 セル (RI 規制法・炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	約 10 年 日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所に保管委託	0 本 0.7 本	0.6 本 (RI 規制法) 0.8 本 (炉規法、最大として管理)	20L 鉄製缶に保管 セル扉はインターロック	・管理区域内 持込物品を最小限 ・RI、核燃未 使用物品等の 汚染検査後持 出処分 ・廃液は蒸 発、気化後に 固型化	通年	焼却、圧縮設備等での減容は行っておらず、左記に示す取組内容後にドラム缶等で保管しているので、減容数は出せない
ホットラボ実験棟 No.5 セル (RI 規制法・炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	0.6 本 (RI 規制法、最大として管理) 0.4 本 (炉規法)	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.4 セル (炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	0.4 本 (炉規法)	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.1～3 セルのサービスエリア (RI 規制法・炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	81 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・サービスエリアの合計、最大として管理) 1.5 本 (炉規法)	200L ドラム缶・ 50L ドラム缶・ 20L ペール缶に一時保存	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.4～6 セルのサービスエリア (RI 規制法・炉規法)	S46 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	81 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・サービスエリアの合計、最大として管理) 2 本 (炉規法)	200L ドラム缶・ 50L ドラム缶・ 20L ペール缶に一時保管	・管理区域内 持込物品を最小限 ・RI、核燃未 使用物品等の 汚染検査後持 出処分 ・廃液は蒸 発、気化後に 固型化	通年	焼却、圧縮設備等での減容は行っておらず、左記に示す取組内容後にドラム缶等で保管しているので、減容数は出せない

アクチノイド元素実験棟 廃棄物保管室 (RI 規制法・炉規法)	H3 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	約 20 年 日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所に保管委託	57.8 本 36.6 本	108.5 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・ケーブル・アイソレーションルーム・サービスルームの合計) 212.5 本 (炉規法、最大として管理)	200L ドラム缶・50L ドラム缶・20L ペール缶に保管 ドラム缶は床に直置き 2 段積みでベルト固定 20L ペール缶は棚に収納 廃棄物保管室は施錠	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
アクチノイド元素実験棟 No.1 ケーブ (RI 規制法・炉規法)	H3 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	108.5 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・ケーブル・アイソレーションルーム・サービスルームの合計、最大として管理) 0.6 本 (炉規法)	20L 鉄製缶、ピットに保管 ケーブル扉はインターロック	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
アクチノイド元素実験棟 No.2 ケーブ (RI 規制法・炉規法)	H3 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	—	0 本 0 本	108.5 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・ケーブル・アイソレーションルーム・サービスルームの合計、最大として管理) 0.6 本 (炉規法)	20L 鉄製缶、キャニスターに保管 ケーブル扉はインターロック	・管理区域内持込物品を最小限 ・RI、核燃未使用物品等の汚染検査後持出処分 ・廃液は蒸発、気化後に固型化	通年	焼却、圧縮設備等での減容は行っており、左記に示す取組内容後にドラム缶等で保管しているので、減容数は出せない

アクチノイド元素実験棟 アイソレーションルーム (RI 規制法・炉規法)	H3 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	2 年※ アクチノイド元素実験棟廃棄物保管室へ移動	10 本 0 本	108.5 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・ケープ・アイソレーションルーム・サービスルームの合計、最大として管理) 4 本 (炉規法)	200L ドラム缶・50L ドラム缶・20L ペール缶に一時保管床に直置き	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
アクチノイド元素実験棟 サービスルーム (RI 規制法・炉規法)	H3 年	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物・フィルター	上記に同じ	4 本 0 本	108.5 本 (RI 規制法、廃棄物保管室・ケープ・アイソレーションルーム・サービスルームの合計、最大として管理) 6 本 (炉規法)	200L ドラム缶・50L ドラム缶・20L ペール缶に一時保管 ドラム缶は床に直置き 20L ペール缶は棚に収納 フィルターは、金属製倉庫に収納保管(保管能力には含まない)	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
				合計	129.1 本	436.6 本				

※可燃廃棄物については、日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所の廃棄物焼却炉更新に伴い、処理委託を停止している。

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量 (※)	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
ホットラボ棟（1 階）										
①廃棄物保管場	S49 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	15 年	71 本	74 本	・金属容器に収納して 保管 ・棚：平積み ・床置き 3 段積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・減容の取組無	—	— 本
②低レベル廃棄物保管庫	H2 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	22 年	36 本	72 本	・金属容器に収納して 保管 ・パレットを利用して 2 段積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・減容の取組無	—	— 本
ホットラボ棟（地下 1 階）										
③廃棄物セル	S49 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	48 年	87 本	90 本	・金属容器に収納して 保管	・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容 ・容器表面線量率が低レベル相当に低下 したものを分別し、低レベル廃棄物と して払出す。	R5 年 10 月	3 本
④第 1 廃棄物保管室	S49 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	17 年	21 本	23 本	・金属容器に収納して 保管 ・棚：平積み ・床置き 2 段済み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30 年 10 月	1 本
⑤第 2 廃棄物保管室	S49 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	10 年	11 本	15 本	・金属容器に収納して 保管 ・床置き平置き	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	実績なし	— 本
⑥第 3 廃棄物保管室	S49 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	16 年	18 本	20 本	・金属容器に収納して 保管 ・棚：平積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30 年 10 月	4 本

※：保管容器は多種につき 2 0 0 リットルドラム缶に換算して本数集計

ホットラボ棟（地下 2 階）										
⑦第 4 廃棄物保管室	S49 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	13 年	10 本	10 本	・金属容器に収納して保管 ・床置き 3 段積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30 年 10 月	6 本
⑧第 5 廃棄物保管室	H7 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	34 年	83 本	150 本	・金属容器に収納して保管 ・床置き 2 段積み ・床置き 3 段積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30 年 10 月	1 本
⑨第 6 廃棄物保管室	H7 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	16 年	56 本	97 本	・金属容器に収納して保管 ・床置き 2 段積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	R3 年 12 月	23 本
				合計	393 本	551 本				
低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）										
低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）	R2 年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	21 年	352 本	1120 本	・金属容器に収納して保管 ・パレットを利用して 2 段積み	・減容の取組無	—	— 本
				合計	352 本	1120 本				

※：保管容器は多種につき２００リットルドラム缶に換算して本数集計

ウラン燃料研究棟（中 2 階）										
廃棄物保管エリア	S63 年	可燃、不燃	・ 紙類 ・ ビニール類 ・ 金属類	36 年	5 本	10 本	・ 所定容器に収納後鉄製ロッカーに保管	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・ 減容の取組無	—	— 本
				合計	5 本	10 本				
低レベル廃棄物保管庫（Ⅱ）										
低レベル廃棄物保管庫（Ⅱ）	H3 年	可燃、不燃	・ 紙類 ・ ビニール類 ・ 金属類	9 年	91 本	250 本	・ 金属容器に収納して保管 ・ 床置き平置き ・ 床置き 3 段積み	（JAEA 引渡しの為の一時仮置き場所） ・ 減容の取組無	—	— 本
				合計	91 本	250 本				

※：保管容器は多種につき 200 リットルドラム缶に換算して本数集計

事業所名 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
保障措置分析棟 保管室	S53. 4 (H15. 9 保管量 を増強)	可燃	・紙、布類 ・木片、酢ビ類	0 年	7 本	440 本	・ 30L 金属ペール缶、棚に平置き で保管 ・ 200L ドラム缶、床に平置きで 保管			本
		不燃	・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類 ・フィルタ類	9 年	32 本		・ 200L ドラム缶、床に平置きで 保管 ・ 230L HEPA フィルタ用角形容 器、床又は棚に平置きで保管			本
新分析棟 廃棄物貯蔵室	H13. 4	可燃	・紙、布類 ・木片、酢ビ類	0 年	2 本	35 本	・ 30L 金属ペール缶、棚に平置き で保管	※1		※2
		不燃	・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類 ・フィルタ類	0 年	0 本		—	※1		※2
開発試験棟 保管室	H2. 10 (H26. 11 保管量 を増強)	可燃	・紙、布類 ・木片、酢ビ類	15 年	45 本	624 本	・ 200L ドラム缶（防火対策）、 床に平置きで保管			本
		不燃	・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類	15 年	480 本		・ 200L ドラム缶、床に平置きで 保管			本
			・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類	25 年	2 本		・ 30L 金属ペール缶、床に平置き で保管			
				合計	568 本	1099 本				

※1 放射性廃棄物の発生量低減のため、管理区域内で作業を行うときは、計画段階において管理区域へ持ち込む必要のあるものを精査し、必要物品以外は持ち込まないこととしている。また、新分析棟で発生した放射性固体廃棄物は、保障措置分析棟で一時保管の後、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に定期的に引き渡しを行っている。

※2 放射性廃棄物の発生量低減は、※1 に記載の持ち込み制限で行っており、減容作業は行っていない。

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵室Ⅰ 廃棄物貯蔵室Ⅱ	S54 年 及び S58 年	可燃 不燃	ウエス、フィルタ、スラッジ、 コンクリート、金属、レンガ	53 年 7 か月 (昭和 47 年 4 月からの武山 研究所分を含む)	3733.8 本 (200L ドラム缶換算)	5,000 本 (液体廃棄物 9.6m ³ を含む)	ネステナー※を 利用し、最大 4 段積みで保管	詰増処理	R7.3.31 (R6 年度)	8 本 (R6 年度)
廃棄物倉庫Ⅱ 廃棄物貯蔵室Ⅲ 廃棄物貯蔵室Ⅳ	H11 年	可燃 不燃	ウエス、フィルタ、スラッジ、 コンクリート、金属、焼却灰	53 年 7 か月 (昭和 47 年 4 月からの武山 研究所分を含む)	2838.2 本 (200L ドラム缶換算)	3,500 本				0 本 (R7 年度)
	年			年	本	本				本
	年			年	本	本				本
				合計	6572.0 本	8,500 本				

※ ネステナーは、200L ドラム缶 4 個を載せて段積みすることができる枠付きのパレット。

令和7年10月29日時点

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
廃棄物倉庫(1)	S61年	不燃	金属類, スラッジ	ドラム缶 36年 (内部点検から5年) 角型容器 36年 (内部点検から11年)	384本	1,024本	200Lドラム缶: パレットを利用して4段積み 角型容器: 2段積み	硝酸塩・澱物無害化処理およびウラン回収	R4年7月～ R7年11月	200Lドラム缶: 216本
廃棄物倉庫(2)	H1年	不燃	金属類, スラッジ		674本	1,500本				
廃棄物倉庫(3)	H7年	可燃 不燃	金属類, スラッジ, 紙・布類, ポリエチレン		1,640本	2,000本		可燃廃棄物 焼却減容	R7年6月	200Lドラム缶: 57本
廃棄物倉庫(4)	R4年	不燃	金属類		2,704本	4,288本	角型容器: 3段積み	—	—	—
				合計	5,402本	8,812本				

事業所名 M H I 原子力研究開発株式会社

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量		保管能力	保管方法	減容の取組状況		
									取組内容	直近の実施日	減容数
保管庫 （H棟）の廃棄物エリア	H2 年	可燃 （低レベルB）	紙ウエス、酢ビシート、タイベック等	37 年	527 本		1、100 本	パレットを使用して4 段積みで保管	ドラム缶詰替及び焼却減容（可燃の未照射ウラン汚染廃棄物）	R7. 10. 3	44 本
		不燃 （低レベルB）	金属類、プラスチック類、ゴム類等	38 年	462 本						
第2 保管庫 （W棟）	H8 年	可燃・不燃 （低レベルA）	紙類、金属類、プラスチック類、樹脂等	38 年	21 本		63 本	専用容器平置きで保管			
		可燃 （低レベルB）	紙ウエス、酢ビシート、タイベック等	32 年	509 本		2、000 本	ドラム缶はパレットを使用して4 段積みで保管 排気フィルタは専用容器2 段積みで保管			
		不燃 （低レベルB）	金属類、プラスチック類、ゴム類等	39 年	1、248 本						
ウラン実験施設 （U棟）の廃棄物保管室	S49 年	可燃 （低レベルB）	紙ウエス、酢ビシート、タイベック等	27 年	0 (2) 本		110 本	平積みで保管	（休止中施設のため、現状維持）		
		不燃 （低レベルB）	金属類、プラスチック類、ゴム類等	27 年	0 (6) 本				（休止中施設のため、現状維持）		
燃料ホットラボ施設 （F棟）のプール	S62 年	可燃・不燃 （低レベルA）	紙類、金属類、プラスチック類、樹脂等	38 年	11 本		20 本	プール保管ラック1 0 段積み			
燃料ホットラボ施設 （F棟）の廃棄物詰替室	H2 年	可燃 （低レベルB）	紙ウエス、酢ビシート、ゴム手袋、ポリ瓶等	4 年	3 (1) 本		H棟、W棟へ移送までの一時保管	平積みで保管、一部2 段積みで保管	圧縮減容	R7. 4. 11	7 本
		不燃 （低レベルB）	金属類、プラスチック類、ゴム類等	10 年	0 (13) 本				装置等をできる限り解体	実績なし	
材料ホットラボ施設 （R棟）の廃棄物保管室 （R I）	S47 年	可燃 （低レベルB）	紙ウエス、酢ビシート、ゴム手袋、ポリ瓶等	2 年	18 本		J A E Aへ委託廃棄までの一時保管		J A E Aへ委託廃棄	R7. 2. 12	18 本
		不燃 （低レベルB）	金属類、プラスチック類、ゴム類等	22 年	57 本		J A E Aへ委託廃棄		R7. 8. 7	18 本	
燃料・化学実験施設 （A棟）の廃棄物保管室 （核燃料及びR I）	H13 年	可燃 （低レベルB）	紙ウエス、酢ビシート、ゴム手袋、ポリ瓶等	3 年	R I	30 本	J A E Aへ委託廃棄までの一時保管		J A E Aへ委託廃棄	R7. 2. 12	27 本
				3 年	核燃料	4 本	H棟、W棟へ移送までの一時保管		圧縮減容	実績なし	
		不燃 （低レベルB）	金属類、プラスチック類、ゴム類等	3 年	R I	3 本	J A E Aへ委託廃棄までの一時保管		J A E Aへ委託廃棄	R5. 8. 7	12 本
				3 年	核燃料	3 本	H棟、W棟へ移送までの一時保管		装置等をできる限り解体	R7. 9. 19 ～R7. 10. 31	

() 数値は仕掛品本数

非該当

保管廃棄施設の名称	供用 開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
	年			年	本	本				本
				合計	本	本				

【別表 3－3】

放射性固体廃棄物の保管容器の健全性確認状況

事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

保管廃棄施設の名称			保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考え方 確認時期	直近の健全性確認の実績	
				方法※ 2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
放射性廃棄物処理場	第 1 保管廃棄施設	保管廃棄施設・ L	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒ その他	年 1 回、全ピット（53 ピット）の 10％以上のピット（6 ピット）に対し、ピット上部の鋼製蓋を開放し、ピット上部から及び点検孔からピット内に降りて、目視可能な範囲のドラム缶等の容器の外観目視点検を行っている。【④】	【頻度】 1 回／年 （6 ピット／53 ピット） 1 巡／10 年 【運用開始年】 H12 年 （保安規定に基づき運用を開始）	ピット内の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、容器の外部腐食の影響に対しては、ピット上部の容器を代表とし、10 年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。	R6 年度 （L-26, L-27 L-28, L-29 L-30, L-31） R7 年度 （L-2, L-3 L-4, L-5 L-6, L-19 （予定））	異常は確認されなかった。
		保管廃棄施設・ M－1	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒ その他	年 1 回、全ピット（39 ピット）の 10％以上のピット（4 ピット）に対し、ピット上部の遮蔽蓋及び鋼製蓋を開放し、ピット上部から目視可能な範囲のドラム缶等の容器の外観目視点検を行っている。【④】	【頻度】 1 回／年 （4 ピット／39 ピット） 1 巡／10 年 【運用開始年】 H12 年 （保安規定に基づき運用を開始）	ピット内の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、容器の外部腐食の影響に対しては、ピット上部の容器を代表とし、10 年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。	R6 年度 （M-2, M-3 M-26, M-29） R7 年度 （M-1, M-24 M-27, E （予定））	異常は確認されなかった。

				ピット内にファイバースコープを挿入し、容器の外観点検を行っている。【⑤】	【頻度】 1 回／年 (4 ピット／39 ピット) 1 巡／10 年 【運用開始年】 R6 年 (要領に基づき運用を開始)	当該保管廃棄施設に保管廃棄した容器は、保管から 40 年以上が経過したものもあることから、ピット内の容器の外観を調査するため、ファイバースコープを挿入した外観点検を行った。 今後も上表の点検の結果や保管期間等を考慮し、当該点検を行う。	R6 年度 (M-2, M-3 M-26, M-29) R7 年度 (M-1, M-24 M-27, E (予定))	異常は確認されなかった。
--	--	--	--	--------------------------------------	--	--	--	--------------

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の名称			保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考え方 確認時期	直近の健全性確認の実績	
				方法※ 2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
放射性廃棄物処理場	第 1 保管廃棄施設	保管廃棄施設・M-2	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒ その他	年 1 回、全ピット（17 基）の 10% 以上のピット（2 基）に対し、廃棄孔上部の遮蔽蓋及び鋼製蓋を開放し、廃棄孔上部から廃棄孔内部を覗き、容器の外観目視点検を行っている。なお、廃棄孔口の線量当量率が高く、作業員が外部被ばくするおそれがある廃棄孔については、点検を省略する。【④】	【頻度】 1 回／年 （2 基／17 基） 1 巡／10 年 【運用開始年】 H12 年 （保安規定に基づき運用を開始）	廃棄孔の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、廃棄孔上部の容器を代表とし、10 年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。	R6 年度 〔L フロック H フロック〕 R7 年度 〔P フロック J フロック （予定）〕	異常は確認されなかった。
				廃棄孔にファイバースコープを挿入し、廃棄孔内の容器の外観点検を行っている。【⑤】	【頻度】 1 回／年 （2 基／17 基） 1 巡／10 年 【運用開始年】 R4 年 （要領に基づき運用を開始）	当該保管廃棄施設に保管廃棄した容器は、保管から 40 年以上が経過したものもあることから、廃棄孔底部の容器の外観を調査するため、ファイバースコープを挿入した外観点検を行った。 今後も上表の点検の結果や保管期間等を考慮し、当該点検を行う。	R6 年度 〔L フロック H フロック〕 R7 年度 〔P フロック J フロック （予定）〕	異常は確認されなかった。

		解体分別保管棟	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ■その他	点検通路より手鏡等を用い、全てのドラム缶等について、目視可能な容器表面（底部及び蓋部を除く）の外観目視点検を行っている。【②】	【頻度】 1回／年 【運用開始年】 H12年（保安規定に基づき運用を開始）	屋内の倉庫型の保管廃棄施設であり、室内環境が良く、保管年数も比較的短いことから、年1回、現状の保管状態での外観目視点検を行っている。 なお、当該保管廃棄施設では、高減容処理施設での処理や RI 協会への返却のために、容器の取出し、移動が頻繁に行われており、その都度、容器の外観目視点検を行っている。	R7 年度	異常は確認されなかった。
放射性廃棄物処理場	第2保管廃棄施設	廃棄物保管棟・I	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ■その他	点検通路より手鏡等を用い、全てのドラム缶等について、目視可能な容器表面（底部及び蓋部を除く）の外観目視点検を行っている。【②】	【頻度】 1回／年 【運用開始年】 H12年（保安規定に基づき運用を開始）	屋内の倉庫型の保管廃棄施設であり、室内環境が良く、保管年数も比較的短いことから、年1回、現状の保管状態での外観目視点検を行っている。 なお、当該保管廃棄施設では、高減容処理施設での処理や RI 協会への返却のために、容器の取出し、移動が頻繁に行われており、その都度、容器の外観目視点検を行っている。	R7 年度	異常は確認されなかった。
		廃棄物保管棟・II	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ■その他	点検通路より手鏡等を用い、全てのドラム缶等について、目視可能な容器表面（底部及び蓋部を除く）の外観目視点検を行っている。【②】	【頻度】 1回／年 【運用開始年】 H12年（保安規定に基づき運用を開始）	屋内の倉庫型の保管廃棄施設であり、室内環境が良く、保管年数も比較的短いことから、年1回、現状の保管状態での外観目視点検を行っている。 なお、当該保管廃棄施設では、高減容処理施設での処理や RI 協会への返却のために、容器の取出し、移動が頻繁に行われており、その都度、容器の外観目視点検を行っている。	R7 年度	異常は確認されなかった。

					ている。		
	保管廃棄施設・NL	☐全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒その他	年1回、全ピット（20ピット）の10%以上のピット（2ピット）に対し、ピット上部の鋼製蓋を開放し、ピット上部から及び点検孔からピット内に降りて、目視可能な範囲のドラム缶等の容器の外観目視点検を行っている。【④】	【頻度】 1回／年 (2ピット／20ピット) 1巡／10年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	当該保管廃棄施設に保管している容器は、保管年数が比較的短く、また、ピット内の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、ピット上部の容器を代表とし、10年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。	R7年度 (NL-4 NL-12)	異常は確認されなかった。

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
高放射性固体 廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	☐ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 () ■その他 (一部のセル内ライニング及 び貯蔵セル内外の躯体を確 認している)	ハル貯蔵庫 (R031、R032) 【湿式セル】 ①セル内に水中カメラ等を入し、観察可能な範囲のセル内ライニングの状態を確認している。【⑤】 ②冷却水の腐食性項目について分析を行い、セル内ライニングの腐食評価を実施している。【⑤】	【頻度】 ①1 回/年 ②1 回/年 【運用開始年】 ①R3 年 ②R3 年	・現状の点検方法・頻度により、観察可能な範囲のセル内ライニング及びセル内外躯体の健全性が維持されていることを確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	①R6 年度	異常なし
		予備貯蔵庫 (R030) 【乾式セル】 汚染機器類貯蔵庫 (R040～R046) 【乾式セル】 セル内観察装置をセル上部に設置し、点検用カメラで観察可能な範囲のセル内躯体を確認している。【⑤】	【頻度】 1 回/年 【運用開始年】 R3 年		R7 年度	予備貯蔵庫 (R030) 異常なし
		上記の各セルについて、セル外から観察可能な範囲のセル外躯体を目視により確認している。【⑤】	【頻度】 1 回/年 【運用開始年】 H10 年		R6 年度	異常なし
第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	☐ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 ()	湿式貯蔵セル (R003、R004) ①セル内観察装置をセル上部に設置し、点検用カメラで観察可能な範囲の貯蔵ラック及びセル内ライニングの状態を確認している (湿式)	【頻度】 ①1 回/ 3 年 ②1 回/四半期	・現状の点検方法・頻度により、観察可能な範囲のセル内ライニング、貯蔵ラック及びセル内外躯体の健全性が維持されていることを確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	①R6 年度 ②R7 年度	湿式貯蔵セル (R004) 異常なし 異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
	■その他 (一部のセル内ライニング、 貯蔵ラック及び貯蔵セル内 外の躯体を確認している)	貯蔵セル (R003、R004) 及 び乾式貯蔵セル (R002) の 計 3 セルを 3 年で一巡)。 【⑤】 ②プール水の腐食性項目につ いて分析を行い、貯蔵ラッ ク及びセル内ライニングの 腐食評価を実施している。 【⑤】	【運用開始 年】 ①H10 年 ②R3 年			
		乾式貯蔵セル (R002) セル内観察装置をセル上部 に設置し、点検用カメラで 観察可能な範囲の貯蔵ラッ ク及びセル内躯体を確認し ている (湿式貯蔵セル (R003、R004) 及び乾式貯 蔵セル (R002) の計 3 セル を 3 年で一巡)。【⑤】	【頻度】 1 回/3 年 【運用開始 年】 H10 年		R4 年 度	異常なし
		上記の各セル等については、 セル外から観察可能な範囲の セル外躯体を目視により確認 している。【⑤】	【頻度】 1 回/年 【運用開始 年】 H10 年		R6 年 度	異常なし
第一低放射性 固体廃棄物貯 蔵 場 (1LASWS)	■全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (ドラム缶等の点検作業要領 書) □その他	点検通路から手鏡や点検装置 を貯蔵容器間の隙間に挿入 し、貯蔵ドラム缶及びコンテ ナ表面 (死角となる部分を除 く) を目視又はカメラにより 確認し、点検指標 (錆、キ ズ、凹凸) と比較することで 状態を確認している (1LASWS	【頻度】 1 回/9 年 【運用開始 年】 H18 年	・現状の点検方法・頻度により、貯 蔵ドラム缶及びコンテナの健全性 が維持されていることが確認でき ていることから、今後も継続し、 健全性の維持に努める。	R6 年 度	異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
		(地下 1 階～地上 5 階の 6 階層)と 2LASWS (地下 1 階～地上 2 階の 3 階層) の計 9 階層を 9 年で一巡し全数確認)。 【②】				
第二低放射性 固体廃棄物貯 蔵 場 (2LASWS)	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (ドラム缶等の点検作業要領 書) ☐ その他	点検通路から手鏡や点検装置 を貯蔵容器間の隙間に挿入 し、貯蔵ドラム缶及びコンテ ナ表面(死角となる部分を除 く)を目視又はカメラにより 確認し、点検指標(錆、キ ズ、凹凸)と比較することで 状態を確認している(1LASWS (地下 1 階～地上 5 階の 6 階 層)と 2LASWS (地下 1 階～地 上 2 階の 3 階層)の計 9 階層 を 9 年で一巡し全数確認)。 【②】	【頻度】 1 回/9 年 【運用開始 年】 H18 年	・現状の点検方法・頻度により、貯 蔵ドラム缶及びコンテナの健全性 が維持されていることが確認でき ていることから、今後も継続し、 健全性の維持に努める。	R3 年 度	異常なし
アスファルト 固化体貯蔵施 設 (AS1)	☐ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 () ☒ その他 (任意に選定したドラム缶の 健全性を定期的に確認するこ ととしている)	貯蔵年数及び貯蔵位置等を考 慮し、任意に選定した貯蔵セ ル内のドラム缶を AS2 のセル 内に移動し、セル窓越しに目 視により確認し、点検指標 (錆、キズ、凹凸)と比較す ることで状態を確認してい る。【④】	【頻度】 1 回/年 【運用開始 年】 H17 年	・現状の点検方法・頻度により、貯 蔵ドラム缶の健全性が維持されて いることが確認できていることか ら、今後も継続し、健全性の維持 に努める。	R6 年 度	異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設（AS2）	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 （放射性廃棄物の点検に係る 要領書） ☐ その他	貯蔵セル内に遠隔点検装置を 進入させ、貯蔵ドラム缶表面 の半周程度（上部、底面及び 死角となる部分を除く）をカ メラにより確認し、点検指標 （錆、キズ、凹凸）と比較す ることで状態を確認している （9年で一巡し全数確認）。 【②】	【頻度】 1回/9年 【運用開始 年】 R3年	・現状の点検方法・頻度により、貯 蔵ドラム缶の健全性が維持されて いることが確認できていることか ら、今後も継続し、健全性の維持 に努める。	R6年 度	異常なし
ガラス固化技 術開発施設 （TVF） ・保管セル （R002）	☐ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 （ ） ☒ その他 （保管セル天井コンクリート の温度、冷却空気流量等を 確認している）	保管セル天井コンクリートの 温度、冷却空気流量を日常巡 視点検で確認しており、点検 結果に異常がないことをもっ て、ガラス固化体を含む保管 セル系統全体の健全性を確認 している。 【⑤】	—	・ガラス固化体は、ガラス固化体容 器に溶融したガラスを注入し固化 したものである。 ・ガラス固化体の閉じ込め機能は、 固化ガラスそのもので確保されて おり、ガラス固化体容器が破損し たとしても施設の安全性に影響は 生じない。 よって、保管する際に施設保安規 定に基づき実施する測定等によっ て健全性を確認している。	R7年 度	異常なし （保管セル天井コン クリートの温度及 び冷却空気流量の 点検結果に異常が ないことを確 認。）
第二プルトニ ウム廃棄物貯 蔵施設（第 2PWSF）	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 （作業マニュアル「放射性固体廃 棄物保管状態の点検作 業」） ☐ その他	10年間で一巡するように全数 点検（ドラム缶、コンテナの 外観全面を目視確認）を継続 して実施中である。 【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始 年】 H11年	・当該保管施設は、常時、換気・空 調されているため、以下の点検内 容で健全性確認は可能。 ①錆、腐食及び著しい変形等の 目視点検、並びに廃棄物容器 の荷崩れ等がないか確認を実 施。 ②廃棄物容器に錆等を発見した場 合は、補修を行う。なお、著し い錆、腐食等により補修困難な 場合は、マニュアルに従い廃棄 物容器の詰替作業を実施。	R7年 度	異常なし なお、外観点検にお いて、錆等が確認さ れた容器は塗装等 により補修を実施。また、錆が複数個所確 認された容器につい ては容器の詰替を実 施。

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
プルトニウム 燃料第二開発 室 ・ Pu-2 : (固体廃棄物保 管 室 (1)、 固体廃棄物保 管 室 (2)、 固体廃棄物保 管 室 (3)、 湿式室(1))	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (作業マニュアル「放射性固体廃 棄物保管状態の点検作 業」) ☐ その他	10 年間で一巡するように全数 点検 (コンテナの外観全面を 目視確認) を継続して実施中 である。【①】	【頻度】 1 回/10 年 【運用開始 年】 H23 年	・ 当該保管施設は、常時、換気・空 調されているため、以下の点検内 容で健全性確認は可能。 ① 錆、腐食及び著しい変形等の 目視点検、並びに廃棄物容器 の荷崩れ等がないか確認を実 施。 ② 廃棄物容器に錆等を発見した 場合は、補修を行う。なお、 著しい錆、腐食等により補修 困難な場合は、マニュアルに 従い廃棄物容器の詰替作業を 実施。	R7 年 度	異常なし
ウラン系廃棄 物貯蔵施設	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (建家・廃棄物及び廃水ピッ ト点検作業要領書) ☐ その他	保管容器全数について、鏡及 びカメラを使用した容器外全 面の目視点検を実施してい る。【①】	【頻度】 1 回/年 【運用開始 年】 H10 年	・ 廃棄物はウラン系廃棄物受入基準 に基づき、封入する廃棄物は、保 管容器に内容物を使用すること で、内容物を起因とした容器の腐 食は考えにくいことから、容器外 全面の目視点検としている。 ・ 保管廃棄施設内は、外気と区画さ れ、外部環境の影響を受けにく く、かつ、除湿設備が設置され、 保管環境が整備されており、環境 条件による容器腐食の進行は抑え られているため、1 回/年の点検頻 度としている。	R6 年 度	異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
第 2 ウラン系 廃棄物貯蔵施設	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (建家・廃棄物及び廃水ピット 点検作業要領書) ☐ その他	保管容器全数について、鏡及 びカメラを使用した容器外全 面の目視点検を実施してい る。【①】	【頻度】 1 回／年 【運用開始 年】 H10 年	・ 廃棄物はウラン系廃棄物受入基準に基づき、封入する廃棄物は、保管容器に内容物を使用することで、内容物を起因とした容器の腐食は考えにくいことから、容器外全面の目視点検としている。 ・ 保管廃棄施設内は、外気と区画され、外部環境の影響を受けにくく、かつ、除湿設備が設置され、保管環境が整備されており、環境条件による容器腐食の進行は抑えられているため、1 回/年の点検頻度としている。	R7 年 度	異常なし なお、容器に錆等が 確認されたものにつ いて、新品容器への 詰替えを実施した。
地層処分放射 化学研究施設 (クオリティ) 固体廃棄物貯 蔵室	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (安全作業基準 放射性固体 廃棄物等の取扱い及び管 理) ☐ その他	施設内の保管容器の全数につ いて、目視可能な面を確認し ている。【②】	【頻度】 1 回／月 1 回／年 【運用開始 年】 H11 年	・ 保管容器は鋼製であるが、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいことから目視による点検としている。これまでの点検で収納容器に著しい錆びや変形はない。 ・ 保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の表面に腐食等が発生することは考えにくい。 なお、作業マニュアルに定めた手順に基づき月例、年次点検の頻度を設定した。	R7 年 度	異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
高レベル放射 性物質研究施 設 (CPF) 廃棄物貯蔵庫	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (B-8-10:放射性固体廃棄物 容器等の保管状況点検マニユ アル) ☐ その他	保管容器について、4 年間で 1 巡する保管容器全数の外観 全面の目視点検を継続して実 施している。【③】	【頻度】 1 回／4 年 【運用開始 年】 H10 年	・ 保管容器が SUS 製であり、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくい。また、容器外観の目視点検としている。 ・ 空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくい。また、部屋内で保管環境が一樣であることから、毎年 1／4 ずつを代表で点検（4 年間で全数を点検）し、異常が確認された場合のみ、全数点検を行う。	R7 年 度	異常なし
高レベル放射 性物質研究施 設 (CPF) 廃棄物倉庫 (1)、(2)	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (B-8-10:放射性固体廃棄物 容器等の保管状況点検マニユ アル) ☐ その他	保管容器について、外観（死 角となる部分を除く）の目視 点検を実施している。他施設 の点検方法を参考に、令和元 年度より、死角が少なくなる よう、鏡を使用した点検を導 入した。【②】	【頻度】 1 回／年 【運用開始 年】 H10 年	・ 廃棄物は所定の容器（ラジパック等）に入れるか、ビニール梱包を行った上で、保管容器へ収納しているため、内部からの腐食等は考えにくい。また、容器外観の目視点検のみとしている。 ・ 保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくい。また、年 1 回の外観点検のみとしている。	R6 年 度	異常なし
高レベル放射 性物質研究施 設の付属の B 棟 B-9 室	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (放射性同位元素使用施設定 期自主検査作業マニユアル) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容 器の全面を目視で確認する点 検を実施している。【①】	【頻度】 1 回以上／ 年 【運用開始 年】 H17 年	・ 保管容器は鋼製であり、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいこと、これまでの点検で保管容器に腐食、き裂及び有害な損傷がないことから容器外観の目視点検としている。 ・ 保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の腐食等	R7 年 度	異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
				が発生することは考えにくい ため、年 2 回の外観点検を行っ ている。		
高レベル放射 性物質研究施 設の付属の B 棟 B-11 室	☐ 全ての保管容器の健全性を 定期に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 () ☒ その他	なし	—	・ B 棟 B-11 室では放射性固体廃棄 物を保管していないため、健全性 確認は実施していない。今後、B- 11 へ廃棄物を移動し、B-11 で廃 棄物を保管する場合は廃棄物容器 の健全性確認を実施する。	なし	なし
高レベル放射 性物質研究施 設の付属の B 棟 B-17 室	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (放射性同位元素使用施設定 期自主検査作業マニュアル) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容 器の全面を目視で確認する点 検を実施している。【①】	【頻度】 1 回以上／ 年 【運用開始 年】 H17 年	・ 保管容器は鋼製であり、内容物に 水分・薬品等が含まれていないた め、内部からの腐食等は考えにく いこと、これまでの点検で保管容 器に腐食、き裂及び有害な損傷が ないことから容器外観の目視点検 としている。 ・ 保管廃棄施設内は、空調管理され ている部屋であり、容器の腐食等 が発生することは考えにくい ため、年 2 回の外観点検を行っ ている。	R7 年 度	異常なし

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
応用試験棟 廃棄物保管室	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物等取扱い 作業マニュアル) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容 器の全面を目視で確認する点 検を実施している。【①】	【頻度】 1 回以上／ 年 【運用開始 年】 H17 年	・ 保管容器は鋼製であり、内容物に 水分・薬品等が含まれていないた め、内部からの腐食等は考えにく いこと、これまでの点検で保管容 器に腐食、き裂及び有害な損傷が ないことから容器外観の目視点検 としている。 ・ 保管廃棄施設内は、空調管理され ている部屋であり、容器の腐食等 が発生することは考えにくいいた め、年 2 回の外観点検を行っている。	R7 年 度	異常なし
安全管理棟	☐ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することとして いる 【関係規定類の名称】 () ☒ その他	なし	—	・ 安全管理棟では放射性固体廃棄物 発生都度の都度、払い出しているた め、健全性確認は実施していな い。	なし	なし

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等
を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面
を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面
を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下で
のカメラによる点検等）

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
固体集積保管場 I	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引) ☐ その他	・コンクリートブロック（縦積 2 段） 点検要領に基づきコンクリートブロックの荷重がかかる側面部分の損傷並びに吊り部の損傷及び錆の有無を目視で確認している。 なお、年 1 回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】	【頻度】 1 回／1 年 【運用開始年】 R3 年	1 回／年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考え。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を 1 回／週実施している。	R7 年 (完了)	点検の結果、保管容器が健全であることを確認した (R7/9/19)。
固体集積保管場 II	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引) ☐ その他	・200ℓドラム缶（ラック式横積 6 段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。 なお、年 1 回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】	【頻度】 1 回／1 年 【運用開始年】 R3 年	1 回／年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考え。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を 1 回／週実施している。	R7 年 (完了)	点検の結果、保管容器の表面に錆が確認されているが、内容物の漏洩、貫通孔の無いことを確認した (R7/9/17)。 表面の錆については現在補修作業を継続している。

固体集積保管場 Ⅲ	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引) □その他	・200ℓドラム缶（パレット式 縦積 3 段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。 なお、年 1 回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】 ・200ℓドラム缶（ラック式横積 6 段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。 なお、年 1 回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】	【頻度】 1 回／1 年 【運用開始年】 R3 年	1 回／年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考え。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を 1 回／週実施している。	R7 年 (完了予定)	点検の結果、保管容器の表面に錆が確認されているが、内容物の漏洩、貫通孔の無いことを確認した (R7/10/31 予定)。表面の錆については現在補修作業を計画している。
----------------------	--	---	---	--	------------------------	--

固体集積保管場 IV	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引) □その他	・200ℓドラム缶（パレット式 縦積3段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。 なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】 ・コンクリートブロック（パレット式縦積2段） 点検要領に基づきコンクリートブロックの荷重がかかる側面部分の損傷並びに吊り部の損傷及び錆の有無を目視で確認している。 なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】	【頻度】 1回／1年 【運用開始年】 R3年	1回／年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考え。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を1回／週実施している。	R7年 (完了)	点検の結果、保管容器の表面に錆が確認されているが、内容物の漏洩、貫通孔の無いことを確認した(R7/6/19)。表面の錆については現在補修作業を計画している。
α 固体貯蔵施設	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (α 固体廃棄物に係る設備等の運転・保守手順書) □その他	・高線量でありキャスクを用いてのハンドリングのため貯蔵孔下部から空気及び水を取り出して保管容器の健全性を確認している。【⑤】	【頻度】 4回／1年 【運用開始年】 H27年	点検は、貯蔵孔に収納した廃棄物容器に汚染が生じてないことを確認するため、貯蔵孔の空気、水をサンプリングして汚染のないことをもって保管容器の健全性を4回／1年(1回／四半期)確認している。現状の点検頻度において異常は認められておらず点検頻度は妥当であると考え。	R7年 ～ (継続中)	点検の結果、保管容器が健全であることを確認した(R7/8/29)。

JMTR 第3排水貯槽（Ⅰ）	☐ 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 （ ） ☒ その他 【関係規定類の名称】 （JMTR（特定施設）の運転保守業務に係る手順書、設備保全整理表）	・保管容器の外側に設置されている漏水検知管（4箇所）内の溜水を採取し濃度分析を実施して保管容器の健全性を確認している。【⑤】 保管容器の内壁について目視又は双眼鏡で確認する点検を実施している。【②】	【頻度】 ①2回／1年 ②1回／1年 【運用開始年】 S43年	液面計による監視（1回／日）を行っていることから、2回／年の頻度で、漏水検知管（4箇所）内溜水の濃度分析を行うとともに1回／年の頻度で、貯槽の外観検査にて確認することで、健全性を確認している。	R7年～（継続中）	濃度分析2回／年のうち1回目の濃度分析を行った結果、異常がなかった（R7/9/9～9/18）。 貯槽の外観検査（1回／年）を行った結果、有害な傷、変形は確認されなかった（R6/12/24、R7/12/24予定）。
JMTR 第3排水貯槽（Ⅱ）	☐ 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 （ ） ☒ その他 【関係規定類の名称】 （JMTR（特定施設）の運転保守業務に係る手順書、設備保全整理表）	・保管容器の外壁について目視又は双眼鏡で確認する点検を実施している。【②】	【頻度】 1回／1年 【運用開始年】 H2年	液面計による監視（1回／日）及び漏水検知器による監視（常時）を行っていることから、1回／年の頻度で、貯槽の外観検査にて確認することで、健全性を確認している。	R7年～（継続中）	貯槽側壁の外観検査を行った結果、有害な傷、変形は確認されなかった（R6/12/24、R7/12/24予定）。

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
JT-60 廃棄物保管 棟	☒ 全ての保管容器の健全性を 定期的に確認することと している 【関係規定類の名称】 (放射線障害予防規程) ☐ その他	1日で一巡するような全数点検 (目視可能な面を確認)を継続 して実施中である。また、地震 後の容器及び荷崩れ等の点検を 目視で実施している。 目視点検は点検者の個人差によ り程度に差がでることがないよ うマニュアル化し、保管室に掲 示している。【②】	【頻度】 12回／年 【運用開始 年】 H3年	保管物は風雨に晒されない部屋内で 管理されている。よって、腐食の影響 を受けにくい。容器の健全性確認とし ては目視により見えている部分を点検 し、見えていない容器の底は定期的に 点検している。 なお、点検頻度は放射線障害予防規程 に基づいている	H4年 ～ (継続 中) R7年 11月 (直 近)	異常なし

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等
を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン(①～⑤)を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面
を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面
を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他(セル内など高線量下で
のカメラによる点検等)

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
ドラム貯蔵庫	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃止措置固体廃棄物管理基準) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回／10年 【運用開始年】 2014年	【健全性確認方法に係る考え方】 2014年8月19日に実施した東海発電所 保安検査において、当時ドラム貯蔵庫に10年以上保管しているドラム缶等は無かったが、東海第二発電所固体廃棄物貯蔵庫と同様に、10年毎に全数の外観点検を行うことになった。 【頻度に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫(※3)と同じ。	2025年1月	問題なし。
固体廃棄物貯蔵庫(※3)	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回／10年 【運用開始年】 1999年	【健全性確認方法に係る考え方】 1999年2月に初めて腐食鉄箱(1982年製)が発見されたことから、対策として貯蔵庫内に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うこととし、2001年までに実施した。 この対策の水平展開として、以後10年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 1999年に発見された腐食鉄箱は、封入から17年が経過した鉄箱であったこと及び全数の外観確認を行うためには数年を要することから、10年毎とした。	2017年度～2020年度	外観不良容器が確認されている。汚染管理区域内に搬入し内容物を確認の上、健全な容器へ詰替えを実施している。

固体廃棄物作業建屋 (※3)	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) □その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回／10年 【運用開始年】 2013年	【健全性確認方法に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫と同様に、10年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫(※3)と同じ。	2017年度～ 2020年度	問題なし。
黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1]	□全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ■その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回／月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回／月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2025年 10月	問題なし。
黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2]	□全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ■その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回／月 【運用開始年】 1987年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回／月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2025年 10月	問題なし。

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
燃料スワラー貯蔵 庫	☐ 全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる ☒ その他 【関係規定類の名 称】 (原子炉施設保安規 定)	貯蔵庫の壁、床、投入口について 剥離やひび割れ等がないことを確 認している。【⑤】(貯蔵施設 の壁、床、投入口について目視 可能な場所を外観目視で確認し ている。)	【頻度】 1 回／月 【運用開始 年】 1 9 6 5 年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第 2 1 条（放射 性固体廃棄物の管理）に基づき、巡 視（外観目視点検）にて健全性の確 認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物で あるため、建物構築物と同様に外観目 視点検（剥離やひび割れ等）を 1 回／ 月の頻度で行うことで健全性は確認可 能である。	2 0 2 5 年 1 0 月	問題なし。
固体廃棄物貯蔵庫 (E)	☐ 全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる ☒ その他 【関係規定類の名 称】 (原子炉施設保安規 定)	貯蔵庫の壁、床、投入口について 剥離やひび割れ等がないことを確 認している。【⑤】(貯蔵施設 の壁、床、投入口について目視 可能な場所を外観目視で確認し ている。)	【頻度】 1 回／月 【運用開始 年】 1 9 6 5 年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第 2 1 条（放射 性固体廃棄物の管理）に基づき、巡 視（外観目視点検）にて健全性の確 認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物で あるため、建物構築物と同様に外観目 視点検（剥離やひび割れ等）を 1 回／ 月の頻度で行うことで健全性は確認可 能である。	2 0 2 5 年 1 0 月	問題なし。
サイトバンカ (イ) Aバンカ	☐ 全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる ☒ その他 【関係規定類の名 称】 (原子炉施設保安規 定)	バンカの壁、床、投入口について 剥離やひび割れ等がないことを確 認している。【⑤】(貯蔵施設 の壁、床、投入口について目視 可能な場所を外観目視で確認し ている。)	【頻度】 1 回／月 【運用開始 年】 1 9 6 5 年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第 2 1 条（放射 性固体廃棄物の管理）に基づき、巡 視（外観目視点検）にて健全性の確 認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該バンカは、コンクリート構造物で あるため、建物構築物と同様に外観目 視点検（剥離やひび割れ等）を 1 回／	2 0 2 5 年 1 0 月	問題なし。

				月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。		
サイトバンカ (イ) Bバンカ	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒ その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定)	バンカの壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回／月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該バンカは、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回／月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2025年 10月	問題なし。
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-1]	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒ その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回／月 【運用開始年】 1970年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回／月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2025年 10月	問題なし。

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
燃料スプリッタ貯 蔵庫 [H-2]	☐ 全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる ☒ その他 【関係規定類の名 称】 (原子炉施設保安規 定)	貯蔵庫の壁, 床, 投入口について 剥離やひび割れ等がないことを確 認している。【⑤】(貯蔵施設 の壁, 床, 投入口について目視 可能な場所を外観目視で確認し ている。)	【頻度】 1 回/月 【運用開始 年】 1 9 7 8 年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第 2 1 条 (放射 性固体廃棄物の管理) に基づき, 巡 視 (外観目視点検) にて健全性の確 認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は, コンクリート構造物で あるため, 建物構築物と同様に外観目 視点検 (剥離やひび割れ等) を 1 回/月 の頻度で行うことで健全性は確認可 能である。	2 0 2 5 年 1 0 月	問題なし。
燃料スプリッタ貯 蔵庫 [H-3]	☐ 全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる ☒ その他 【関係規定類の名 称】 (原子炉施設保安規 定)	貯蔵庫の壁, 床, 投入口について 剥離やひび割れ等がないことを確 認している。【⑤】(貯蔵施設 の壁, 床, 投入口について目視 可能な場所を外観目視で確認し ている。)	【頻度】 1 回/月 【運用開始 年】 1 9 9 1 年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第 2 1 条 (放射 性固体廃棄物の管理) に基づき, 巡 視 (外観目視点検) にて健全性の確 認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は, コンクリート構造物で あるため, 建物構築物と同様に外観目 視点検 (剥離やひび割れ等) を 1 回/月 の頻度で行うことで健全性は確認可 能である。	2 0 2 5 年 1 0 月	問題なし。
スラッジ貯蔵タン ク	☐ 全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる ☒ その他 【関係規定類の名 称】 (東海発電所 点検 計画)	漏えい検査孔底部について, 目視 確認を実施し漏えいの有無を確認 している。【⑤】(タンクの水位 計の確認やマンホールの目視点 検・タンクを囲う床の目視点検で 確認している。)	【頻度】 1 回/年 【運用開始 年】 1 9 6 5 年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海発電所 点検計画に基づき, 外 観目視点検を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該タンクは, コンクリート構造物で あるため, 建物構築物と同様に外観目 視点検 (剥離やひび割れ等) を 1 回/年 の頻度で行うことで健全性は確認可 能である。	2 0 2 4 年 1 1 月	問題なし。

貯蔵孔	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている ☒ その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵孔は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2025年 10月	問題なし。
-----	---	---	----------------------------------	--	--------------	-------

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン(①～⑤)を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他(セル内など高線量下でのカメラによる点検等)

※3 東海発電所・東海第二発電所共用設備

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
固体廃棄物貯蔵庫 (※３)	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関連規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 １９９９年	【健全性確認方法に係る考え方】 １９９９年２月に初めて腐食鉄箱（１９８２年製）が発見されたことから、対策として貯蔵庫内に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うこととし、２００１年までに実施した。 この対策の水平展開として、以後１０年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 １９９９年に発見された腐食鉄箱は、封入から１７年が経過した鉄箱であったこと及び全数の外観確認を行うためには数年を要することから、１０年毎とした。	２０１７年度～ ２０２０年度	外観不良容器が確認されている。 汚染管理区域内に搬入し内容物を確認の上、健全な容器へ詰替えを実施している。

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る 考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
給水加熱器保管庫	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関連規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) ☐ その他	保管容器全体の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 １回／１週 【運用開始年】 ２００９年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第８８条（放射性固体廃棄物の管理）に基づき、巡視（外観目視点検）にて健全性の確認を行っている。 なお給水加熱器保管容器等（４容器）は、積み重ね等せずに、独立して保管していることから、巡視（外観目視点検）にて健全性確認が可能である。 【頻度に係る考え方】 給水加熱器の保管容器は、全ての外観を１回の目視により確認できるため、１回／週の頻度の確認で健全性を確保できる。	２０２５年 １０月	問題なし。
固体廃棄物作業建屋 (※３)	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関連規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) ☐ その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 ２０１３年	【健全性確認方法に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫と同様に、１０年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫（※２）と同じ。	２０１７年 度～ ２０２０年 度	問題なし。

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
固体廃棄物貯蔵庫（レーザー）	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関連規定類の名称】 （固体廃棄物貯蔵庫（レーザー）管理要領） ☐ その他	固体廃棄物貯蔵庫（レーザー）に保管された容器全面を定期的に目視確認している。【②】	【頻度】 １回／１週 【運用開始年】 ２００５年	【健全性確認方法に係る考え方】 ２００３年１月に「レーザー濃縮技術研究組合の解散に伴う放射性廃棄物等に係る合意書」を電力各社と協議した際、当社が代表して当該廃棄物を適切に貯蔵保管するものとし、貯蔵保管中の安全を確保する責任を有したことから、左記に示した確認方法を手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 保管場所は全ての容器の外観を１回の目視にて確認できるよう点検通路を確保しているため、１回／週の頻度の確認で健全性を確保できる。	２０２５年 １０月	問題なし。
使用済樹脂貯蔵タンク	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （東海第二発電所点検計画） ☒ その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等（基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認）の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 １９９１年	（健全性確認方法に係る考え方） 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から１回／１０年の頻度で健全性を確認している。	２０２２年 ３月	問題なし。

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る 考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
使用済樹脂貯蔵タン ク（Ｂ，Ｃ）	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （東海第二発電所点検計画） ☒ その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等（基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認）の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 １９９１年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から１回／１０年の頻度で健全性を確認している。	２０２４年 ３月	問題なし。
廃液スラッジ貯蔵タンク（Ａ，Ｂ）	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （東海第二発電所点検計画） ☒ その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等（基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認）の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 １９９１年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から１回／１０年の頻度で健全性を確認している。	２０２１年 ３月	問題なし。
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （東海第二発電所点検計画）	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等（基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認）の異常がないこ	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 １９９１年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から１回／１０年の頻度で健全性を確認している。	２０２１年 ３月	問題なし。

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
	■その他	とを外観点検にて確認している。【②】				
使用済粉末樹脂貯蔵タンク（Ａ，Ｂ）	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （東海第二発電所点検計画） ■その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等（基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認）の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 １９９１年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から１回／１０年の頻度で健全性を確認している。	２０２２年 ３月	問題なし。
クラッドスラリタンク（Ａ，Ｂ）	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （東海第二発電所点検計画） ■その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等（基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認）の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 １回／１０年 【運用開始年】 ２００１年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から１回／１０年の頻度で健全性を確認している。	２０２４年 ３月	問題なし。

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る 考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
サイトバンカ	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物に係る管理取扱書) ☒ その他	貯蔵施設の壁、床等について破損や亀裂等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床等について外観目視で確認している。貯蔵されている廃棄物についてはプール水面上から外観目視で確認している。)	【頻度】 １回／月 【運用開始年】 ２００１年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第８８条（放射性固体廃棄物の管理）に基づき、巡視（外観目視点検）にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵施設は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検（破損や亀裂等）を１回／月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	２０２５年 １０月	問題なし。
減容固化体貯蔵室	☐ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物に係る管理取扱書) ☒ その他	貯蔵施設の壁、床等について破損や亀裂等がないことを確認している。【⑤】(貯蔵施設の壁、床等について外観目視で確認している。貯蔵されている廃棄物については目視可能な面を外観目視で確認している。)	【頻度】 １回／月 【運用開始年】 ２００１年	【健全性確認方法に係る考え方】 放射性固体廃棄物に係る管理取扱書に基づき、巡視（外観目視点検）にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵施設は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検（破損や亀裂等）を１回／月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	２０２５年 １０月	問題なし。

※１ 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※２ 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

※３ 東海発電所・東海第二発電所共用設備

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性 確認 1	健全性確認 1 の方法 頻度		健全性確認 1 の方法 頻度に係る考 え 方	直近の健全性確認の実績	
		方法 2	頻度及び 運用開始年		確認 時期	確認結果
第1 固体廃棄物保 管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) □ その他	全容器を取り出し、全面を目視で確認する点検【 】及び通路側の目視可能な面の確認と目視不可能な面のカメラによる確認(1段目のパレット間にカメラを移動させながら観察可能な範囲で確認)【 】の併用	【頻度】 【 】1 回 /6 年、 【 】1 回 /年 (除【 】実施年) 【運用開始年】 H14年	(対象施設 a: 第1、第3～第7固体廃棄物保管棟、第1～第2固体廃棄物保管室及貯蔵室 3) 平成14年度から第1～第5固体廃棄物保管棟及び第1固体廃棄物保管室を対象とし、6年で6保管施設の点検が1巡する頻度で【 】点検を実施し、平成26年に2巡目の【 】点検が終了した。これまでの点検頻度(6年に1度)で異常がなかったことおよびH28年から保管容器全数の新品ドラム缶への詰替えを実施したことから、今後も6年で1巡する頻度で【 】点検を実施する。 また、1年間【 】点検を実施しない保管施設に対しては、補完的な措置として、【 】点検を実施する。	R6年 【 】	異常なし (搬出準備として詰替・再分別するために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【 】)
第2 固体廃棄物保 管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) □ その他	全容器を取り出し、全面を目視で確認する点検【 】	【頻度】 1回 /年 【運用開始年】 H14年	(対象施設 b: 第2固体廃棄物保管棟 3) 常に容器の移動があるため毎年【 】を実施可能。	R7年 【 】	異常なし (ウラン核種測定後に保管廃棄施設へ移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【 】)

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性 確認 1	健全性確認 1 の方法 頻度		健全性確認 1 の方法 頻度に係る考 方	直近の健全性確認の実績	
		方法 2	頻度及び 運用開始年		確認 時期	確認結果
第 3 固体廃棄物保 管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) ☐ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H14 年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R6 年 【 】	異常なし (搬出準備として詰替・再分別するために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【 】)
第 4 固体廃棄物保 管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) ☐ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H14 年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R7 年 【 】	異常なし (通路側の容器は全数点検(目視可能な面を確認)を実施した。また、目視困難な内側はカメラにより確認した。【 】)
第 5 固体廃棄物保 管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) ☐ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H14 年	原子力規制庁保障措置室、核物質管理センター及び IAEA による年 1 回の頻度で受ける棚卸検認査察までの期間に発生する保管廃棄物全数を保管管理している。棚卸検認後、全保管廃棄物を他の保管廃棄施設に移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施している。	R7 年 【 】	異常なし (新規に発生した保管廃棄物及び搬出準備として詰替・再分別した保管廃棄物を棚卸検認まで保管し、検認後、他の保管廃棄施設に移動する際に、容器全数の全面を目視で

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性 確認 1	健全性確認 1 の方法 頻度		健全性確認 1 の方法 頻度に係る考 方	直近の健全性確認の実績	
		方法 2	頻度及び 運用開始年		確認 時期	確認結果
						確認する点検を実施した。【 】)
第 6 固体廃棄物保管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) □ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H28年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R7年 【 】	異常なし (通路側の容器は全数点検(目視可能な面を確認)を実施した。また、目視困難な内側はカメラにより確認した。【 】)
第 7 固体廃棄物保管棟	■ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) □ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H28年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R7年 【 】	異常なし (搬出準備として詰替・再分別するために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【 】)

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性 確認 1	健全性確認 1 の方法 頻度		健全性確認 1 の方法 頻度に係る考 方	直近の健全性確認の実績	
		方法 2	頻度及び 運用開始年		確認 時期	確認結果
第 1 固体廃棄物保 管室	■ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) ☐ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H14年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R7年 【 】	異常なし (照明器具を更新するために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【 】)
第 2 固体廃棄物保 管室	■ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) ☐ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 R元年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R7年 【 】	異常なし (通路側の容器は全数点検(目視可能な面を確認)を実施した。また、目視困難な内側はカメラにより確認した。【 】)
貯蔵室	■ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順) ☐ その他	第 1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第 1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H28年	第 1 固体廃棄物保管棟同様	R7年 【 】	異常なし (照明器具を更新するために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【 】)

- 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。
- 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン(~)を明示する。【 】: 保管容器の全数について、容器の全面を確認。【 】: 保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【 】: 保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【 】: 保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【 】: その他(セル内など高線量下でのカメラによる点検等)
- 3 第6、第7 固体廃棄物保管棟及び貯蔵室は平成 28年より、第2 固体廃棄物保管室は令和元年より保管施設として供用開始したため点検対象施設に追加している。

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
廃棄物貯蔵設備(1) 廃棄物一時貯蔵所	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理 (OP-WA21) □その他	廃棄物貯蔵設備へ搬出の都度、保管容器 (200L ドラム缶) をクレーンなどで吊り上げて、保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。【①】	【頻度】 搬出の都度 【運用開始年】 — 年※	当該施設は、工場棟 (第 1 種管理区域) から発生した可燃物及び不燃物を廃棄物倉庫に保管するために保管容器 (200L ドラム缶) に封入し一時的に保管する場所である。封入後の最初の健全性確認として、廃棄物倉庫への移動時に全数外観確認を実施している。	当該施設は、工場棟 (第 1 種管理区域) から発生した可燃物及び不燃物を廃棄物倉庫に保管するために保管容器 (200L ドラム缶) に封入し一時的に保管する場所である。封入後の最初の健全性確認として、廃棄物倉庫への移動時に全数外観確認を実施している。	サビなどの外観不良がある容器は、都度、詰替作業を実施した。そのため、貫通孔等が確認された容器はなかった。
廃棄物貯蔵設備(5) 第 3 廃棄物倉庫	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理 (OP-WA21) □その他	廃棄物貯蔵設備内で保管容器 (200L ドラム缶) をクレーンなどで吊り上げて、保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。【①】	【頻度】 1 回/10 年 【運用開始年】 H19 年～	10 年間で全数点検するように要領書に定め、外観確認を継続して実施中である。実績としては、H20 年から R5 年まで 5 回全数確認を行っており、R6 年 4 月から 6 回目の確認作業中である。	10 年間で全数点検するように要領書に定め、外観確認を継続して実施中である。実績としては、H20 年から R5 年まで 5 回全数確認を行っており、R6 年 4 月から 6 回目の確認作業中である。	

廃棄物貯蔵設備(7) 廃棄物管理棟	■全ての保管容器の健全性を定期確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理（OP-WA21） □その他	200L ドラム缶は、廃棄物貯蔵設備内で保管容器をクレーンなどで吊り上げて、保管容器外観（上部、側部、底部）を目視で確認している。【①】 大型鋼製容器は、廃棄物貯蔵設備から保管容器をフォークリフトで取り出して、保管容器外観（上部、側部、底部）を目視で確認している。【①】				
燃料加工試験棟 固体廃棄物保管設備	■全ての保管容器の健全性を定期確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理（OP-WA21） □その他	作業者により保管容器外観（上部、側部、底部）を目視で確認している。【①】	【頻度】 1 回／年 【運用開始年】 H9 年～	NRA に年 1 回廃棄物の数量や線量を報告しており、それと共に外観確認を継続して実施している。	NRA に年 1 回廃棄物の数量や線量を報告しており、それと共に外観確認を継続して実施している。	

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

※ 廃棄物貯蔵設備(1)（廃棄物一時貯蔵所）は、廃棄物貯蔵設備(5)（第 3 廃棄物倉庫）又は廃棄物貯蔵設備(7)（廃棄物管理棟）へ移送するための一時保管施設であり、ドラム缶の健全性確認後速やかに前述の保管廃棄施設へ移送することから運用開始年度は「－」としている。

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
第 3 実験棟 保管廃棄設備 (3B01 室)	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物保管マニュアル) ☐ その他	・ 保管室が常時施錠されていること及び鍵が的確に管理されているか。 ・ 外観に著しい損傷、錆、周辺に液体の漏洩痕がないか 【②】 ・ 保管室に不要物が置かれていないか ・ 保管室の放射線状況に異常はないか	【頻度】 1 回／四半期 【運用開始年】 R4 年	確認方法：外観および放射線状況（線量率、表面密度、空気中濃度）を確認することで、異常状態が発見できると判断している。 頻度：廃棄物は一次容器さらにドラム缶で保管されており、また、内容物は腐食漏洩のリスクが低い物であるため、四半期毎の実施で十分と判断している。	R7. 10. 15	異常なし
第 4 実験棟 保管廃棄設備 (4B05 室)	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物保管マニュアル) ☐ その他	・ 保管室が常時施錠されていること及び鍵が的確に管理されているか。 ・ 外観に著しい損傷、錆、周辺に液体の漏洩痕がないか 【②】 ・ 保管室に不要物が置かれていないか ・ 保管室の放射線状況に異常はないか	【頻度】 1 回／四半期 【運用開始年】 H31 年	確認方法：外観および放射線状況（線量率、表面密度、空気中濃度）を確認することで、異常状態が発見できると判断している。 頻度：廃棄物は一次容器さらにドラム缶で保管されており、また、内容物は腐食漏洩のリスクが低い物であるため、四半期毎の実施で十分と判断している。	R7. 10. 15	異常なし

	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () ☒ その他	・保管容器から保管物を取り出し、保管状況に問題がないか確認する 【③】	【頻度】 1 巡/10 年 【運用開始年】 R4 年	確認方法：保管物を直接確認することで、保管容器の確認よりも早く異常を発見できる。 頻度：ドラム缶を 10 グループに分け、10 年で 1 巡するように点検する。	R7. 10. 15	異常なし
	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () ☐ その他		【頻度】 1 回／ 年 【運用開始年】 年			
	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () ☐ その他		【頻度】 1 回／ 年 【運用開始年】 年			

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
研究棟（原子炉 棟） 廃棄物保管庫	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （原子炉施設保安規定） ☐ その他	施設内の保管容器について、死角となる部分や保管容器の底面などを除き目視確認を行っている【②】。	【頻度】 1 回／ 3 ヶ月 【運用開始年】 S46 年	金属製容器の内容物は固体（紙、金属等）と一部、液体（廃油）であり、保管施設の扉、シャッター等は常に閉じて密閉していることから、腐食などによる金属製容器の有害な変形や損傷の進行は遅く、その確認として、目視点検を行い、金属製容器の健全性を確認している。	R07 年 9 月	金属製容器に有害な変形や損傷はなかった。
核融合ブランケット棟	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （放射線障害予防規程及び放射線安全取扱細則） ☐ その他		【頻度】 1 回／ 1 年 【運用開始年】 S52 年			
重照射損傷研究 実験棟	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （放射線障害予防規程及び放射線安全取扱細則） ☐ その他		【頻度】 1 回／ 1 年 【運用開始年】 S59 年	金属製容器の内容物は、ガスの発生や腐食の可能性が低い固体廃棄物であることから、年 1 回の点検で金属製容器の健全性は確認できると考えている。		現在、放射性固体廃棄物はない。

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
研究棟 廃棄物貯蔵室	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 - 放射線障害予防規程 - 保安内規 - 施設の維持管理に関する申合せ - 品質保証に関する申合せ □その他	①施設内の保管容器について、底部等の死角となる部分及び容器内部を除き、目視確認を行っている。【②】 また、施設内の定点で線量率測定を週 1 回の頻度で行っている。 ②保管容器全数について、容器の全面を目視で確認する。直近は R2 年 7 月実施。【①】	【頻度】 ①：2 回／年 ②：1 回／10 年程度 【運用開始年】 S46 年	①内容物の性状（紙・布・ビニール・金属・廃液固化物等）から、短期的に漏えい・腐食等が発生するとは考えていないので、年 2 回の目視確認としている。 ②R2 年 7 月に保管容器全数について、内容物の確認、容器の健全性確認及び容器のリスト化を実施し、随時リストの更新を行っている。継続して経年劣化を観察するため、10 年に 1 回程度の全数点検を予定している。 上記①、②については、「施設の維持管理に関する申合せ」に基づき、定期的な点検、並びに自然災害等による臨時的な点検において異常が認められた時は、必要な応急措置を講ずることとしている。	R7 年 9 月	異常なし
ホットラボ実験棟 廃棄物保管室	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし
ホットラボ実験棟 No. 1 セル	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし

ホットラボ実験棟 No. 3 セル	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし
ホットラボ実験棟 No. 5 セル	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし
ホットラボ実験棟 No. 1～3 セルのサ ービスエリア	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし
ホットラボ実験棟 No. 4～6 セルのサ ービスエリア	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等
を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面
を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面
を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下で
のカメラによる点検等）

保管廃棄施設の名 称	保管容器の健全性確 認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
アクチノイド元素 実験棟 廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 ・放射線障害予防規程 ・保安内規 ・施設の維持管理に関する申合せ ・品質保証に関する申合せ □その他	①施設内の保管容器について、底部等の死角となる部分及び容器内部を除き、目視確認を行っている。【②】また、施設内の定点で線量率測定を週 1 回の頻度で行っている。 ②保管容器全数について、容器の全面を目視で確認する。直近は R2 年 7 月実施。【①】	【頻度】 ①：2 回／年 ②：1 回／10 年程度 【運用開始年】 H3 年	①内容物の性状（紙・布・ビニール・金属・廃液固化物等）から、短期的に漏えい・腐食等が発生するとは考えていないので、年 2 回の目視確認としている。 ②R2 年 7 月に保管容器全数について、内容物の確認、容器の健全性確認及び容器のリスト化を実施し、随時リストの更新を行っている。継続して経年劣化を観察するため、10 年に 1 回程度の全数点検を予定している。 上記①、②については、「施設の維持管理に関する申合せ」に基づき、定期的な点検、並びに自然災害等による臨時的な点検において異常が認められた時は、必要な応急措置を講ずることとしている。	R7 年 9 月	異常なし
アクチノイド元素 実験棟 No. 1 ケーブ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし
アクチノイド元素 実験棟 No. 2 ケーブ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし

アクチノイド元素 実験棟 アイソレーション ルーム	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし
アクチノイド元素 実験棟 サービスルーム	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	R7 年 9 月	異常なし

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等
を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面
を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面
を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下で
のカメラによる点検等）

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
ホットラボ棟（1 階）						
①廃棄物保管場	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（1 回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2)検査（1 回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3)検査（1 回／5 年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※5 年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)1 回／月 (2)1 回／年 (3)1 回／5 年 【運用開始年】 (1)平成 9 年 (2)平成 5 年 (3)令和元年	1. 保管場内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は簡易除湿機を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋 2 重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和 7 年 10 月 (2)令和 7 年 2 月 (3)令和 7 年 9 月	・漏洩、腐食、貫通等なし
②低レベル廃棄物保管庫	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（1 回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2)検査（1 回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3)検査（1 回／5 年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※5 年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)1 回／月 (2)1 回／年 (3)1 回／5 年 【運用開始年】 (1)平成 9 年 (2)平成 5 年 (3)令和元年	1. 保管庫内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋 2 重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和 7 年 10 月 (2)令和 7 年 2 月 (3)令和 7 年 9 月	・腐食、貫通等の確認なし

ホットラボ棟（地下1階）						
③廃棄物セル	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている ☒ その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・高レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（1回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【⑤】 (2)検査（1回／年） 施設の外観、容器の外観【⑤】	【頻度】 (1)1回／月 (2)1回／年 【運用開始年】 (1)平成9年 (2)平成5年	・以下の理由により月1回及び年1回の外観目視点検としている。 1. SUS容器で保管しているので保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 保管容器破損時に放射性物質が漏えいすることによる、作業員の被ばくリスク及び作業環境の汚染リスクは、セルが有する遮蔽機能及び閉じ込め機能により回避可能である。 3. 廃棄物セルから取り出す際に保管容器の健全性を確認している。	(1)令和7年10月 (2)令和7年2月	・漏洩、腐食、貫通等なし
④第1廃棄物保管室	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 ☒ その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（1回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2)検査（1回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3)検査（1回／5年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)1回／月 (2)1回／年 (3)1回／5年 【運用開始年】 (1)平成9年 (2)平成5年 (3)令和元年	1. 保管場内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は簡易除湿機を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和7年10月 (2)令和7年2月 (3)令和7年1月	・漏洩、腐食、貫通等なし

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。

【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確 認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時期	確認結果
⑤第 2 廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領	(1) 点検 (1 回／月) 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2) 検査 (1 回／年) 施設の外観、容器の外観【④】 (3) 検査 (1 回／5 年) 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 (※5 年で一巡する様な全数点検)	【頻度】 (1) 1 回／月 (2) 1 回／年 (3) 1 回／5 年 【運用開始年】 (1) 平成 9 年 (2) 平成 5 年 (3) 令和元年	1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋 2 重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1) 令和 7 年 10 月 (2) 令和 7 年 2 月 (3) 令和 7 年 1 月	・ 漏洩、腐食、貫通等なし
⑥第 3 廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領	(1) 点検 (1 回／月) 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2) 検査 (1 回／年) 施設の外観、容器の外観【④】 (3) 検査 (1 回／5 年) 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 (※5 年で一巡する様な全数点検)	【頻度】 (1) 1 回／月 (2) 1 回／年 (3) 1 回／5 年 【運用開始年】 (1) 平成 9 年 (2) 平成 5 年 (3) 令和元年	1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋 2 重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1) 令和 7 年 10 月 (2) 令和 7 年 2 月 (3) 令和 7 年 2 月	・ 漏洩、腐食、貫通等なし

ホットラボ棟（地下2階）

⑦第4廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（1回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2)検査（1回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3)検査（1回／5年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)1回／月 (2)1回／年 (3)1回／5年 【運用開始年】 (1)平成9年 (2)平成5年 (3)令和元年	1. 保管室内には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和7年10月 (2)令和7年2月 (3)令和7年1月	・漏洩、腐食、貫通等なし
⑧第5廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（1回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2)検査（1回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3)検査（1回／5年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)1回／月 (2)1回／年 (3)1回／5年 【運用開始年】 (1)平成9年 (2)平成5年 (3)令和元年	1. 保管室内には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和7年10月 (2)令和7年2月 (3)令和7年8月	・漏洩、腐食、貫通等なし
⑨第6廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領	(1)点検（1回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2)検査（1回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3)検査（1回／5年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)1回／月 (2)1回／年 (3)1回／5年 【運用開始年】 (1)平成9年 (2)平成5年 (3)令和元年	1. 保管室内には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和7年10月 (2)令和7年2月 (3)令和7年8月	・漏洩、腐食、貫通等なし

	・保管廃棄設備定期検査要領	検)				
--	---------------	----	--	--	--	--

※１ 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※２ 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。

【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※１	健全性確認※１の方法・頻度		健全性確認※１の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※２	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）						
低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領	(1)点検（１回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 (2)検査（１回／年） 施設の外観、容器の外観【②】 (3)検査（１回／５年） 保管容器全数を取り出し※容器の全面目視確認【①】 （※５年で一巡する様な全数点検）	【頻度】 (1)１回／月 (2)１回／年 (3)１回／５年 【運用開始年】 (1)令和２年８月 (2)令和２年８月 (3)令和元年	１．保管庫内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 ２．可燃物の廃棄物はポリエチレン袋２重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 ３．腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1)令和７年１０月 (2)令和７年２月 (3)令和７年８月	・腐食、貫通等の確認なし

ウラン燃料研究棟（中 2 階）						
廃棄物保管エリア	■全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準（ウランラポ） ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ウラン燃料研究棟に係る巡視、点検、検査実施要領 ・ウラン燃料研究棟定期検査要領（保管廃棄設備）	(1) 点検（1 回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2) 検査（1 回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3) 検査（1 回／5 年） 保管容器全数を取り出し容器の全面目視確認【①】	【頻度】 (1) 1 回／月 (2) 1 回／年 (3) 1 回／5 年 【運用開始年】 (1) 平成 9 年 (2) 令和 3 年 (3) 令和 3 年	1. 保管場所には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋 2 重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1) 令和 7 年 10 月 (2) 令和 7 年 2 月 (3) 令和 5 年 1 月	・漏洩、腐食、貫通等なし
低レベル廃棄物保管庫（Ⅱ）						
低レベル廃棄物保管庫（Ⅱ）	■全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている。 ■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準（ウランラポ） ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ウラン燃料研究棟に係る巡視、点検、検査実施要領 ・ウラン燃料研究棟定期検査要領（保管廃棄設備）	(1) 点検（1 回／月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【④】 (2) 検査（1 回／年） 施設の外観、容器の外観【④】 (3) 検査（1 回／5 年） 保管容器全数を取り出し容器の全面目視確認【①】	【頻度】 (1) 1 回／月 (2) 1 回／年 (3) 1 回／5 年 【運用開始年】 (1) 平成 9 年 (2) 令和 3 年 (3) 令和 3 年	1. 保管庫内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋 2 重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。	(1) 令和 7 年 10 月 (2) 令和 7 年 2 月 (3) 令和 4 年 3 月	・漏洩、腐食、貫通等なし

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。

【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
保障措置分析棟 保管室	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (安全管理作業要領) (放射性固体廃棄物管理マニュアル) (施設管理要領) □その他	① 全ての保管容器について目視点検を行い、破損の有無、腐食の有無、表示の退色、転倒の有無等を確認し、結果を記録している。【①】 ② 日常巡視点検時に、死角となる部分や保管容器の底面などを除き、目視点検を行い、液漏れや腐食の発生、転倒がないことを確認している。【②】	【頻度】 ① 1回/年 ② 毎日 (休日を除く) 【運用開始年】 ① H30年 ② S53年 (保管開始以降)	内容物の漏えいや容器の腐食等に対し、以下の対策を行っていることから、確認の方法・頻度は妥当と考える。 1) 水分を含むウエス等は乾燥を行い、廃棄物としている。 2) 分析作業で試薬等が付着したガラス容器や器具等は水洗浄後に乾燥を行い、廃棄物としている。 3) 廃棄物はドラム缶の内容物(ポリエチレン製)に充填後、ステンレス製のドラム缶に封入している。	① R7.3 ② 毎日	① 異常は確認されていない。 ② 異常は確認されていない。
新分析棟 廃棄物貯蔵室	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (安全管理作業要領) (放射性固体廃棄物管理マニュアル) (施設管理要領) □その他	① 全ての保管容器について目視点検を行い、破損の有無、腐食の有無、表示の退色、転倒の有無等を確認し、結果を記録している。【①】 ② 日常巡視点検時に、死角となる部分や保管容器の底面などを除き、目視点検を行い、液漏れや腐食の発生、転倒がないことを確認している。【②】	【頻度】 ① 1回/年 ② 毎日(休日は除く) 【運用開始年】 ① H30年 ② H13年 (保管開始以降)	内容物の漏えいや容器の腐食等に対し、以下の対策を行っていることから、確認の方法・頻度は妥当と考える。 1) 水分を含むウエス等は乾燥を行い、廃棄物としている。 2) 分析作業で試薬等が付着したガラス容器や器具等は水洗浄後に乾燥を行い、廃棄物としている。 3) 廃棄物はドラム缶の内容物(ポリエチレン製)に充填後、ステンレス製のドラム缶に封入している。 4) 保管場所は空調を行っており、結露の発生はない。	① R7.3 ② 毎日	① 異常は確認されていない。 ② 異常は確認されていない。

開発試験棟 保管室	☒ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (安全管理作業要領) (放射性固体廃棄物管理マニュアル) (施設管理要領) ☐ その他	① 全ての保管容器について目視点検を行い、破損の有無、腐食の有無、表示の退色、転倒の有無等を確認し、結果を記録している。【①】 ② 日常巡視点検時に、死角となる部分や保管容器の底面などを除き、目視点検を行い、液漏れや腐食の発生、転倒がないことを確認している。【②】	【頻度】 ① 1回/年 ② 毎日(休日を除く) 【運用開始年】 ① H30年 ② H2年 (保管開始以降)	内容物の漏えいや容器の腐食等に対し、以下の対策を行っていることから、確認の方法・頻度は妥当と考える。 1) 水分を含むウエス等は乾燥を行い、廃棄物としている。 2) 分析作業で試薬等が付着したガラス容器や器具等は水洗浄後に乾燥を行い、廃棄物としている。 3) 廃棄物はドラム缶の内容物(ポリエチレン製)に充填後、ステンレス製のドラム缶に封入している。 4) 梅雨時期等の湿度の高い時期は、除湿器の運転を行い、腐食環境の改善を行っている。	① R7.3 ② 毎日	① 異常は確認されていない。 ② 異常は確認されていない。
	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () ☐ その他		【頻度】 1回/ 年 【運用開始年】 年			
	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () ☐ その他		【頻度】 1回/ 年 【運用開始年】 年			

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン(①～⑤)を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他(セル内など高線量下でのカメラによる点検等)

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※ 1	健全性確認※ 1 の方法・頻度		健全性確認※ 1 の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※ 2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵室 I 廃棄物貯蔵室 II	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (保安規定第 73 条・第 74 条) ☐ その他	・ 保管している領域を 4 つに分け、1 年に 1 領域ずつドラム缶の全面を目視で確認する (4 年間で一巡する運用である) 【③】	【頻度】 1 回 / 4 年 【運用開始年】 H23 年	・ 除湿機を備えた倉庫内で保管しており、急激な腐食による変化は考えにくい。 ・ ドラム缶の内容物は 2 重のビニール袋 (コンクリート片などは 1 重) により梱包している。また、内容物に合わせて、耐薬品性/耐衝撃性に優れたケミドラム缶又は耐薬品性に優れたポリマイトドラム缶を使用している。これにより内部からの腐食も発生しにくい。 以上により、全面を目視で確認する点検は、4 年に 1 回としている。	R7 年 度	廃棄物倉庫の廃棄物貯蔵室 II に保管されているドラム缶 (2773 本) を対象に、全面の目視確認を実施予定。
廃棄物倉庫 II 廃棄物貯蔵室 III 廃棄物貯蔵室 IV	☒ 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (保安規定第 73 条・第 74 条) ☐ その他	・ 全面を目視で確認しなかった 3 領域については、段積されたドラム缶の間に小型カメラを入れ、観察可能な範囲で外観点検を実施する 【⑤】				

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン (①～⑤) を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他 (セル内など高線量下でのカメラによる点検等)

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
廃棄物倉庫 (1)	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている ① 放射性廃棄物容器点検 (10年周期) 【関係規定類の名称】 - 核燃料物質の使用に係る保安規則 - 放射性廃棄物容器点検 (10年周期) 手順 □その他	保管容器全数を取り出し、容器の全面を目視で確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1 回 / 10 年 【運用開始年】 R5 年	【点検方法】 保管容器全数の全面を目視点検し、写真を含む記録を保管しているため、確認方法は妥当と考える。 【点検頻度】 当所における最長保管期間は 30 年を超えているが、 - その間漏えい事故等は発生していない - 近年実施した点検により、保管容器全数について、保管容器の健全性および内容物の状態 (液体や腐食性物質の有無、等) は確認済みである - 保管環境も良好 (結露等はない) 上記のことから、点検頻度 (1 回 / 10 年) は妥当と考えている。	R5 年	・角型容器 (3.0m ³) 全数実施 ⇒異常なし
廃棄物倉庫 (2)					R6 年	(1.6m ³) 16 基実施 ⇒異常なし
廃棄物倉庫 (3)					R7 年	・角型容器 (1.6m ³) 67 基実施 ⇒異常なし
廃棄物倉庫 (4)						・角型容器 (1.6m ³) 4 基実施予定
						・200L ドラム缶 231 本実施 ⇒異常なし ただし、塗装の剥がれと錆が認められた 2 本は新品に交換
					—	—

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等
を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面
を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面
を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下で
のカメラによる点検等）

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
保管庫（H棟） 第2保管庫（W棟）	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （安-放-05「線量当量率及び表面密度の測定作業要領」） □その他	放射性固体廃棄物の保管容器（ドラム缶）に対し、通路から死角となる部分やドラム缶の底面などを除き、目視による外観点検で健全性を確認する。【②】	【頻度】 1回／4ヶ月 【運用開始年】 H30年	【健全性の方法】 点検できる範囲が限定されるが、ドラム缶に対する外観目視による塗装の剥がれ、腐食、変形等の状況及びドラム缶上蓋のバンド固定ボルトの緩みがないことを確認する。 【頻度に係る考え方】 月例点検として、1ヶ月毎に点検する列を決めて、4ヶ月で保管庫全体のドラム缶の点検ができるようにしている。	H31～継続中	特に問題なし 【R7年度のH棟及びW棟のドラム缶月例点検実績】 ・R7年4月1日 ・R7年5月7日 ・R7年6月2日 ・R7年7月1日 ・R7年8月6日 ・R7年9月2日 ・R7年10月7日
保管庫（H棟） 第2保管庫（W棟）	■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （ホット-H-G-001「低レベル放射性廃棄物保管作業要領」） □その他	放射性固体廃棄物の容器（ドラム缶）を天井クレーンで吊り上げ、容器全面を目視による外観点検で健全性を確認する。【①】	【頻度】 1回／約10年 【運用開始年】 H31年	【健全性確認の方法】 放射性固体廃棄物の容器（ドラム缶）の全面に対し、外観目視より塗装の剥がれ、腐食、変形などの状況を確認する。 【頻度の考え方】 過去の実施時期実績を踏まえ、1回／約10年の頻度で実施している。	R1～R5	直近のドラム缶点検・対応状況を以下に示す 【R1年度】 ・H棟ドラム缶：887本点検済 H棟ドラム缶について全数点検（1,071本）が完了し、放射性物質等の漏えいがないことを確認 【R2年度】 ・W棟ドラム缶：117本点検 （460本/1,283本を点検済） 【R3年度】

						・ W棟ドラム缶：243 本 点検 (703 本/1,283 本を点 検済) 【R4 年度】 ・ W棟ドラム缶：225 本 点検 (928 本/1,283 本を点 検済) 【R5 年度】 ・ R5 年度にてW棟ドラム 缶（全数：1,283 本）の 点検を完了
燃料ホットラボ 施設 (F 棟) プール	□全ての保管容器の 健全性を定期に確 認することとして いる 【関係規定類の名 称】 () ■その他	セル内廃棄物を封入した容器 (250A 缶【20L 缶】)をプール上 のブリッジクレーンで吊り上げ、 水中TVカメラを用いて、容器全 面を目視による外観点検で健全性 を確認する。【②】【⑤】	【頻度】 1 回／約 8 年 【運用開始 年】 H9 年	【健全性確認の方法】 プール内にて容器 250A 缶を吊上 げ、水中TVカメラを使用した外観点 検で腐食、変色、変形等の状況を確認 する。 【頻度の考え方】 過去の実施時期実績を踏まえ、1 回 ／約 8 年の頻度で実施している。 プール内では容器（250A 缶）を 200 缶まで保管可能。 それを超える場合、W棟への移送を実 施する。	R7 ～ 継続中	直近の点検状況は下記の 通り 【R7 年 8 月～10 月】 ・ 250A 缶：107 本点検 (107/116 本を点検 済) ⇒残り 9 本は R8 年度 に実施

※ 1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※ 2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）

非該当

保管廃棄施設の 名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考 え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び 運用開始年		確認時 期	確認結果
	☐ 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () ☐ その他		【頻度】 1回 / 年 【運用開始年】 年			

※1 健全性確認とは、内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等についての詳細な確認を示し、日常の巡視点検等を示すものではない。

※2 健全性確認方法を記載し、各方法の文末に確認パターン（①～⑤）を明示する。【①】：保管容器の全数について、容器の全面を確認。【②】：保管容器の全数について、目視可能な面を確認。【③】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の全面を確認。【④】：保管容器から代表の容器を抜き取り、当該容器の目視可能な面を確認。【⑤】：その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）